阿見町議会会議録

平成19年第1回定例会 (平成19年3月9日~3月23日)

阿見町議会

平成19年第1回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
◎会期日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
◎第1号(3月9日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○出席,欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
○議事日程第1号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
○開 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
・会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
・会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
・諸般の報告・・・・・・	1 2
常任委員会所管事務調査報告····································	1 3
・議案第1号から議案第3号	
(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決) · · · · · · · · ·	2 2
議案第4号(上程,説明,質疑,委員会付託) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	28
議案第5号(上程,説明,質疑,委員会付託) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 9
議案第6号(上程,説明,質疑,委員会付託) ····································	3 3
議案第7号から議案第19号	
(上程, 説明, 質疑, 委員会付託) · · · · · · · · · ·	3 5
議案第20号から議案第26号	
(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決) · · · · · · · · ·	5 0
議案第27号(上程,説明,質疑,委員会付託) ····································	6 1
・議案第28号から議案第34号	
(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決) · · · · · · · · · ·	1 2 8
・議案第35号から議案第36号	
(上程、説明、質疑、計論、採決)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4 5

•議案第37号(上程,説明,質疑,討論,採決)	1 4 6
• 議案第38号(上程,説明,質疑,討論,採決) · · · · · · · · ·	1 4 8
• 議案第39号(上程,説明,質疑,討論,採決)	1 4 9
・議案第40号から議案第41号(上程,説明,採決)・・・・・・・	1 5 0
請願第1号(上程,委員会付託) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 5 2
・人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
(上程, 採決) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 5 2
休会の件····································	1 5 3
○散 会	1 5 3
◎第2号(3月12日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 5 5
〇出席,欠席議員	1 5 5
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5 6
○議事日程第2号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5 7
○一般質問通告事項一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5 8
○開 議	1 5 9
• 一般質問	1 5 9
藤井 孝幸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5 9
佐藤 幸明	1 7 6
石井 早苗・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	183
難波千香子	1 9 1
細田 正幸	2 0 2
倉持 松雄·····	2 1 5
○散 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2 0
◎第3号(3月13日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 2 1
○出席,欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2 1

○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2 2
○議事日程第3号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2 3
○一般質問通告事項一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2 4
○開 議	2 2 5
• 一般質問	2 2 5
柴原 成一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2 5
浅野 栄子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3 0
青山 正一·····	2 4 1
荻島 光明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4 6
休会の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	260
○散 会	260
◎第4号(3月23日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	261
○出席, 欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	261
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	262
○議事日程第4号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	263
○開 議······	266
• 諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	266
•議員提出議案第1号(上程,説明,質疑,討論,採決)	267
議案第4号(委員長報告, 討論, 採決) ···································	270
議案第5号(委員長報告,討論,採決)····································	271
• 議案第 6 号 (委員長報告, 討論, 採決) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	272
・議案第7号から議案第19号(委員長報告、討論、採決)・・・・・	
・議案第20号から議案第26号(委員長報告, 討論, 採決)…	284
議案第27号(委員長報告,質疑,討論,採決)·············	290
・議員辞職勧告決議案(上程,説明,質疑,討論,採決)・・・・・・・	
・議案第28号から議案第34号(委員長報告、討論、採決)…	3 0 6

・議案第35号,議案第36号(委員長報告,討論,採決)・・・・31	5
•議員提出議案第2号,議員提出議案第3号	
(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決) 31	6
請願第1号(委員長報告,討論,採決) · · · · · 31	8
・意見書案第1号(上程,説明,質疑,討論,採決)・・・・・・32	0
阿見町農業委員会委員の推薦について・・・・・・・・・32	3
・人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについて・・・・・ 32	4
・予科練平和記念館建設にかかる要望事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
・議会運営委員会並びに常任委員会の閉会中における所管事務	
調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2	7
○閉 会····· 3 3	O

第1回定例会

阿見町告示第17号

平成19年第1回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。 平成19年3月2日

阿見町長 川田弘二

- 1. 期 日 平成19年3月9日
- 2. 場 所 阿見町議会議場

平成19年第1回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	3月9日	(金)	午前10時	本会議	・開会・議案上程・提案理由の説明・質疑・委員会付託
第2日	3月10日	(土)	休	会	• 議案調査
第3日	3月11日	(目)	休	会	• 議案調査
第4日	3月12日	(月)	午前10時	本会議	・一般質問 ・終了後全員協議会
第5日	3月13日	(火)	午後 1 時30分	本会議	• 一般質問
第6日	3月14日	(水)	午前10時	委員会	・総務 (議案審査)
第7日	3月15日	(木)	午前10時	委員会	・民生教育(議案審査)

第8日	3月16日	(金)	午前10時	委員会	・産業建設(議案審査)
第9日	3月17日	(土)	休	会	・議案調査
第10日	3月18日	(日)	休	会	• 議案調査
第11日	3月19日	(月)	休	会	• 議案調査
第12日	3月20日	(火)	休	会	• 議案調査
第13日	3月21日	(水)	休	会	• 議案調査
第14日	3月22日	(木)	午後 2 時30分	委員会	• 産業建設
第15日	3月23日	(金)	午前10時	本会議	・委員長報告・討論・採決・閉会

平成19年第1回阿見町議会定例会会議録(第1号)

平成19年3月9日(第1日)

○出席議員

	1番	久保谷			実	君
	2番	柴	原	成		君
	3番	浅	野	栄	子	君
	4番	難	波	千香	子	君
	5番	紙	井	和	美	君
	6番	青	Щ	正	_	君
	7番	石	井	早	苗	君
	8番	藤	井	孝	幸	君
	9番	千	葉		繁	君
1	1番	吉	田	憲	市	君
1	2番	滝	本	重	貞	君
1	3番	天	田	富司]男	君
1	4番	小杉	〉沢	秀	幸	君
1	5番	倉	持	松	雄	君
1	6番	大	野	孝	志	君
1	7番	櫛	田		豊	君
1	8番	佐	藤	幸	明	君
1	9番	諏訪	京		実	君
2	0番	荻	島	光	明	君
2	1番	細	田	正	幸	君
2	2番	畄	崎		明	君
	- H	, •				

○欠席議員

10番 吉田光男君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 Ш 田 弘 君 誠 助 役 大 君 﨑 教 育 長 大 崹 治 美 君 消 防 長 木 鉛 章 君 町 長 公 室 長 糸 賀 富士夫 君 総 務 部 井 定 夫 長 石 君 生 民 部 長 瀬 尾 房 雄 君 経済建設部長 計 君 臼 田 律 都市開発部長 渡 辺 清 君 教 育 次 竹 利 君 長 大 消防次長兼消防課長 大 津 力 君 総 務 課 湯 原 恒 夫 君 長 企 画 課 長 坪 田 匡 弘 君 財 政 課 長 松 本 功 志 君 収 納 課 長 竿 留 美 君 国保年金課長 男 野 П 静 君 経 済 課 長 黒 井 寬 君 設 建 課 長 大 野 利 明 君 下 水 道 課 長 古 德 真 君 画整理課長 X 篠 崎 慎 君 生 涯 学 習 課長 宮 寛 則 君 本 水道事務所長 横 田 充 新 君

○議会事務局出席者

 事
 務
 局
 長
 栗
 原
 繁
 樹

 書
 記
 山
 崎
 貴
 之

平成19年第1回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成19年3月9日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 常任委員会所管事務調查報告

日程第5 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)

議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)

議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)

日程第6 議案第 4号 阿見町副町長定数条例の制定について

日程第7 議案第 5号 予科練平和記念館整備管理基金条例の制定について

日程第8 議案第 6号 阿見町農業集落排水事業債減債基金条例の制定 について

日程第9 議案第 7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備について

議案第 8号 阿見町部室設置条例の一部改正について

議案第 9号 阿見町職員の勤務時間,休暇等に関する条例の 一部改正について

議案第10号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正につ いて

- 議案第11号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第12号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第13号 土浦・阿見都市計画事業岡崎土地区画整理事業 施行に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 土浦・阿見都市計画事業本郷第一土地区画整理 事業施行に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 阿見町下水道条例の一部改正について
- 議案第16号 阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する 条例の一部改正について
- 議案第17号 阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改 正について
- 議案第18号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第19号 霞ヶ浦平和記念公園整備基金条例の廃止につい て
- 日程第10 議案第20号 平成18年度阿見町一般会計補正予算(第4 号)
 - 議案第21号 平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正 予算(第4号)
 - 議案第22号 平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補 正予算(第4号)
 - 議案第23号 平成18年度阿見町老人保健特別会計補正予算 (第2号)
 - 議案第24号 平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計 補正予算(第4号)
 - 議案第25号 平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計 補正予算(第3号)
 - 議案第26号 平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算

(第4号)

- 日程第11 議案第27号 平成19年度阿見町一般会計予算
- 日程第12 議案第28号 平成19年度阿見町国民健康保険特別会計予算
 - 議案第29号 平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補 正予算
 - 議案第30号 平成19年度阿見町老人保健特別会計予算
 - 議案第31号 平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計 予算
 - 議案第32号 平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計 予算
 - 議案第33号 平成19年度阿見町介護保険特別会計予算
 - 議案第34号 平成19年度阿見町水道事業会計予算
- 日程第13 議案第35号 町道路線の廃止について 議案第36号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第37号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第15 議案第38号 茨城租税債権管理機構規約の変更について
- 日程第16 議案第39号 土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合規 約の変更について
- 日程第17 議案第40号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第41号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につ き同意を求めることについて
- 日程第18 請願第 1号 阿見町西郷地区における町づくりの推進に関する請願(旧コアミ畜産跡地利用における店舗等開発計画について)
- 日程第19 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 休会の件

午前10時00分開会・開議

○議長(久保谷実君) 定刻になりましたので、ただいまから、平成19年 第1回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は21名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたい と思いますので、御了解お願いします。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長(久保谷実君) 日程第1,会議録署名議員の指名について。 本定例会の会議録署名議員は,会議規則第120条の規定によって,

9番 千 葉 繁 君

11番 吉田憲市君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第2、会期の決定の件を議題にします。 本件については、去る3月2日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について、議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員会委員長岡崎明君、登壇願います。

[議会運営委員会委員長岡崎明君登壇]

○議会運営委員会委員長(岡崎明君) おはようございます。 会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成19年第1回定例会につきまして、去る3月2日、議会運営委員会を 開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て 審議をいたしました。

会期は、本日から23日までの15日間で、日程につきましては、本日、本 会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

- 2日目から3日目までは休会で、議案調査。
- 4日目、3月12日は10時から本会議で、一般質問6名。
- 5日目,3月13日は午後1時30分から本会議で,一般質問4名。
- 6日目、3月14日は委員会で、午前10時から総務常任委員会。
- 7日目, 3月15日は委員会で, 午前10時から民生教育常任委員会。
- 8日目、3月16日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。
- 9日目から14日目までは休会で議案調査。

15日目、3月23日は最終日となりますが、午前10時から本会議で、委員 長報告, 討論, 採決, 閉会。

以上、議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成 いたしました。各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告とい たします。

○議長(久保谷実君) お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本 日から3月23日までの15日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から 3月23日までの15日間と決定しました。

○議長(久保谷実君) 次に日程第3,諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。今定例会に提出されました案件は、町長提出 議案第1号から議案第41号のほか、阿見町西郷地区における町づくり推進 に関する請願(旧コアミ畜産跡地利用における店舗等開発計画について)、 以上42件です。

次に、本日までに受理した陳情等は、改憲手続き法案にかかわる陳情、 自主性、自律性をもった地方教育行政の推進と全国一切学力テスト、教員 免許更新にかかわる陳情の2件です。内容はお手元に配付しました参考資 料のとおりです。

次に、監査委員から平成18年11月分から平成19年1月分に関する例月出 納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成18年度普通建設等事業進捗状況・契約状況報告について3月5日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調查報告

○議長(久保谷実君) 次に日程第4,常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで、 委員長より調査結果の報告を求めます。総務常任委員長紙井和美君、登壇 願います。

[総務常任委員会委員長紙井和美君登壇]

○総務常任委員会委員長(紙井和美君) おはようございます。

それでは、命によりまして総務常任委員会所管事務調査について御報告 申し上げます。

当委員会では、去る2月19日、午後1時10分から4時11分まで東京都三鷹市市民協働センターと三鷹市役所の2カ所において視察研修をしてまいりました。出席委員は6名、議会事務局から山﨑係長、執行部から坪田企画課長に御出席いただきました。

今回の視察は、地域住民と行政が一体となった協働のまちづくりをテーマとし、それを先進的に行っているのはどこかということで場所を選定したところ、長い歴史の積み重ねの中からしっかりとした協働のまちづくりを進めており、今、メディアでも注目をされている三鷹市を選びました。人口規模も予算規模もかなりの違いはありますが、基礎となる部分、またアイデアのノウハウを学べればということで研修してまいりました。

まず1カ所目の三鷹市市民協働センターでは、生活環境部コミュニティ 文化室センター副主幹の伊藤様より共同センターの概要を20分間御説明い ただき、その後、質問会を40分間行っていただきました。

平成15年12月に開設された当センターは三鷹駅から徒歩15分の下連雀にありまして、毎週火曜日を休館日とし、午前9時から午後9時30分まで開館しています。市民、NPO、市民活動団体、住民協議会などの活動や交流を支援するとともに、これからの市民と行政の新しい協働のあり方を考え、協働のまちづくりを推進する施設であります。

施設の歴史をさかのぼると、昭和45年に当時の市長がドイツのコミュニティセンターを訪れた際、そこでは住民が施設を管理しているということにヒントを得、翌年、昭和46年に三鷹市にコミュニティ施策を導入したのが始まりでした。三鷹市全体を7つのエリアに住居区に分類し、地域の自治組織で住民協議会をつくりました。これは自分の街は自分たちでつくっ

ていくという意識の始まりであったとのことです。市では1カ所の住民協議会に助成金として年間8,000万円から9,000万円支出しています。うち人件費が85%,管理費が10%,事業費が5%,市はお金は出すが口は出さない姿勢を貫き,自然と市民の自主性が形成されました。この歴史の積み重ねが市民参加意欲を高めたそうです。

近年では平成12年に市の基本計画・基本構想をつくり、三鷹市民プラン21会議として375名の市民で773回の会議を得て素案をつくり、その後、市民、職員、学識者等によるまちづくり研究所を市で立ち上げ、そこから提言をもとに3年後の平成15年、この市民協働センターが開館いたしました。

阿見町の町民活動センターの機能と同じくするところはありますが、まちづくりの市民参加の窓口機能が大変充実しています。例えば市でまちづくりの論点データ集を作成していましたが、近年では協働センターで広く市民の意見を集約し、より充実した内容のデータが完成しました。また、窓口事業として三鷹まちづくりディスカッション2006を昨年8月に18歳以上、無作為で1,000名の方に招待状を渡し、うち52名の参加で子供の安全・安心について話し合いをしていただき、その意見をまとめて昨年12月に市長に提出、この報告書はセンターで280円で販売しているそうです。これがその報告書です。青年会議所と市職員、市民22名が実行委員として作成したそうです。我が県の日立市も市独自でこのディスカッションをするため、3月1日に視察に見えるとのことでした。

また、職員のための協働推進ハンドブックはあるものの、今回、市民に よる手づくりのハンドブックを現在作成中とのことでした。その前文を紹 介していただきましたが、行政が作成した決まり文句の文章ではなく、市 民の自然体の文体で作成されており、手づくりの暖かさが感じ取れました。

またセンター稼働率は98%で、年間3万8,000人が利用、部屋の一画にお 仕事紹介コーナーがあり、紹介だけですが、無料で気軽に利用でき、仕事 が決まった人からは大変喜ばれ、お礼に見えるとのことでした。 そして最後のあいさつの中で特に印象に残ったことは、来た人に快適さを提供するため、職員はホテル並みの厳しい接遇をもって接すること、地方自治というのは民主主義の学校だから、みんなでつくり上げていくこと、また私たち職員は市民の皆さんの思いを実現するためにいる。これができなければ、いる必要がないとの言葉が協働のキーワードのように感じました。

さて、次に三鷹市役所に場所を移動し、三鷹の議会事務局の方々にも参加していただき、企画部企画経営室長補佐の伊藤様より市の協働のまちづくりの具体的な手法についてお話しいただきました。

先ほど協働センターでお聞きしたことをさらに掘り下げて、その背景や問題点と課題、PRの重要性などを教えていただきました。協働のまちづくりというと、どうしても自治体経営の中で経費をかけずにまちづくりをする一つの手法のようにとらえられる風潮がありますが、確かにその側面はあっても、それだけではなく、住民の皆さんのニーズがこれほど多様化する中、行政だけでは到底皆さんの満足度を上げるようなサービスは提供できない現実があります。したがって、職員にもあくまでも住民と一体にならないと向上はできないとの危機感を持ってもらうようにしているとのことでした。

あと、市民の声を反映する目的で、昭和50年代からコミュニティカルテ地域診断という取り組みをしていました。しかし、地域診断となるとどうしても悪いところばかりが挙がってくる。例えば、東京都が関係する項目など市では難しいこともたくさん出てくる。そこで、何とか検討します。そうですか。と双方が一方通行的なやりとりで終わるケースが多く出てきて、よい面を伸ばす考えが浮かんでこないとの課題となったそうです。そこでこれをまちづくりプランに改め、市のいい部分を見つけ、将来、住みたい街の構想の話し合いにしたところ、夢のあるプランや困った現状の打開策が次々と出され、発案したからには自分も取り組みたいとの市民の意

識も変わったそうです。ですから、あいまいな対話ではなく、何が行政の 限界か、できることとできないことを腹を割って話し合い対話する中で、 徐々に地域と行政の信頼関係が生まれてきたとのことでした。

また、興味深いことに白紙の状態でも市民の力量が大変に大きいと実感 したこと。また、職員の人材育成にも大きくつながったということが、三 鷹の一つの特徴であったように思うと言われました。

市民プラン21会議も期限を明示してきっぱり解散するので、みんなも集中できたようです。そんな中から自治基本条例や男女平等参画条例などの提言も生まれたようです。

また、このまちづくりディスカッションも続けていく考えでいることのこと。もっと多くの市民にPRすることを今後の課題として展開していかれるようでした。

とにかく今回の研修では、若い職員の視点を多く取り入れ活躍させること、市民を大事なパートナーとして第一に考えている、そこが一番の発展のキーワードではないかと強く実感してまいりました。

最後に、私たちのために貴重な時間を割いていただいてまちづくりに対する熱い思いを懇切丁寧に語っていただいた三鷹市の関係職員の方々に心から感謝申し上げまして、総務委員会の視察研修の御報告といたします。

以上です。

○議長(久保谷実君) 次に,民生教育常任委員長滝本重貞君,登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(滝本重貞君) 皆さんおはようございます。 それでは、閉会中の委員会の活動報告について御報告いたします。

民生教育常任委員会では、去る2月15日、木曜午前9時40分から10時10分まで、つくば市の大曽根児童会議の指定管理者制度導入について研修をしてまいりました。出席委員6名、議会事務局より栗原局長、執行部から

大越児童福祉課長の御出席をいただき、またつくば市から坂入誠議会事務 局長と飯島浩議会事務係長、それに・場勉こども課長・大野こども課主任 主査の出席をいただき、指定管理制度導入の経緯について御説明を受けま した。

つくば市大曽根児童館建設と児童館指定管理者制度の件について御報告 いたします。

つくば市においては平成17年3月,つくば市次世代育成支援対策行動計画を策定し、その重点事業として子供の居場所づくり、放課後児童対策事業の推進を掲げ、児童館整備及び子供の居場所づくりを進めております。つくば市北部地域は、子供の居場所や子育て支援事業の拠点となる施設が少ない地域であり、大曽根小学校区においては区画整理事業の実施などにより近年、児童数が急増している地域であります。このような状況の中、保護者から子供の居場所づくりに対する要望が多数寄せられている。また、子供を取り巻く環境の変化に伴い、さらなる子供の安全確保が求められている中、関係者との協議の結果、大曽根小学校区への児童館の建設を決定いたしました。

つくば市の児童館の状況は、平成18年4月現在、茨城県内の児童館数は54で、うち30%強、17がつくば市にあり、18番目を新設建設中であり、この18番目を指定管理者制度に移行するということで、今回建設している大曽根地区は土地区画整理事業の実施に伴い、人口も児童数も増えており、小学校なども増築している状況の中で、大曽根地区は児童館を建設しようというような形で建設を進めている状況で、この建設地は筑南広域行政事務組合時代の老人福祉センターがあったところで、その後、合併し、市に移管され、老人福祉センターは大分老朽化しており、建て替えの時期に来ている状況もあり、今まで単種目的で建物を建てていましたが、複合的な利用も含め新たな展開を模索し、その中で放課後児童クラブなど児童館の建設にあわせて老人クラブの機能を少し加味し建設しようという方向にな

り,こうした中でシルバークラブの方の御協力をいただきながら,この児 童館建設を進めてきました。

大曽根児童館のコンセプトということで3つほど挙げております。つくば市立児童館としては初めの試みとして事業を展開し、地域の子育て支援施設の拠点づくりを目指しております。その中で1つ目、豊かな経験を持つ高齢者などとの交流を行う多世代交流事業。2つ目、地域の人々が児童を見守り、地域ぐるみで児童と触れ合い地域交流事業。3つ目、子育て中の保護者が集まり、相談及び情報交換を行う子育てルームの設置など、地域交流事業もこの児童館の核として進めていき、この3点を児童館の基本コンセプトということで指定管理者制度移行に向け、この部分をきちんと把握していただいて、これについてよい提案をしていただいたNPOに指定管理者ということで決定をさせていただいたという経緯がございます。

また,指定管理者の導入については管理運営費などの経費の削減のほか, 民間能力を活用し,各種事業の効果的かつ支援的に対応し,児童健全育成 の一層の向上を図ることを目的とする。そして既存の児童館については大 曽根児童館での指定管理者制度導入による管理運営状況及び利用者などか らの意見を踏まえ,利用者への理解を得ながら指定管理者制度の導入を検 討していきたいということです。

また、当初、平成19年4月から指定管理者制度に移行する予定でありましたが、イレギュラー事件が起き、半年ほど延びる状況ではありますが、そういう中でメリット・デメリットなど多くの課題を乗り越え、今年の10月1日から施行する形で条例改正を3月議会に提案させていただく状況になっております。

指定管理者制度はまだ始まったばかりではあるが、各市町村は今後、この制度の導入に進んでいくと思われます。また、指定管理者の研修を終え、ほかに時間的に余裕がありましたので、東児童館と二宮児童館の2カ所を見学させていただきました。

今回,約1時間30分の研修ではございましたが,実り大きい大変有意義な視察研修になりました。

最後に、私たちのために貴重な時間を割いていただきました、そして丁寧に説明、質問に答えてくれましたつくば市の関係職員に、この場をおかりして関係職員の皆様に心から感謝を申し上げまして、民生教育常任委員会視察研修の御報告といたします。

○議長(久保谷実君) 次に,産業建設常任委員長櫛田豊君,登壇願います。

〔產業建設常任委員会委員長櫛田豊君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(櫛田豊君) それでは、命によりまして産 業建設常任委員会所管事務調査について御報告申し上げます。

私どもの委員会は地元町内視察ということなんで、報告はないそうなんですが、あえて今回は報告させてもらいます。

当委員会は去る2月14日,圏央道牛久阿見インターチェンジ,また圏央道アクセス道路,これは主要地方道土浦竜ヶ崎線バイパスになりますが,路線上の筆界未定地,また荒川本郷地区調整池について視察事務調査を行いました。参加者は委員6名,議会事務局より1名,都市開発部より部長ほか4名,経済建設部より部長ほか5名,国土交通省上総国道事務所より調査課長ほか1名の出席をいただきました。

まず最初に圏央道牛久阿見インターチェンジでございます。上総国道事務所職員の案内で、3月10日に開通を控え、工事終盤を迎えた圏央道の牛久・阿見インターチェンジを視察調査いたしました。3月10日に開通する区間は、つくば牛久インターチェンジから阿見東インターチェンジまでの12キロでございます。

既に供用が開始されている常磐道つくばジャンクションから,つくば牛 久インターチェンジまでの1.5キロを加えると,13.5キロが供用を開始され るとのことになります。 圏央道の開通を機に、吉原地区の土地区画整理事業、牛久阿見インターチェンジ及び阿見東インターチェンジの両インターチェンジへのアクセス 道路整備促進、東部工業地帯団地への企業立地促進、さらには町西部市街 地のまちづくりや観光資源の有効活用等がさらによい方向に進むよう議会 といたしましても最善の努力をしていく必要があると再認識をした次第で ございます。

次に、圏央道アクセス道路路線上の筆界未定地でございます。これはアクセス道路になる主要地方道土浦竜ヶ崎線バイパスの小池地内の事業計画線上に民間分譲により各筆境界が不明になっている区域、いわゆる筆界未定地があり、その中を土浦竜ヶ崎線バイパスが縦断する計画になっていることから、現地の状況を視察調査したわけでございます。この筆界未定地の区域は昭和40年に民間事業者が山林分譲を行ったところでございますが、同じころ、町も国土調査を行っておりました。町は国土調査法の手続に基づき法務局に調査の成果を送致しましたが、その後、民間事業者は阿見町を経由しないまま法務局へ確定測量図及び登記簿謄本を送致したことから、公図としての認証がされなかったという経緯があり、そのまま筆界未定となり現在に至っているところでございます。

この区域の地権者数は約91名,筆数は159筆,面積は3万1,000平米で, ほぼ全筆が非課税となっていることから,現時点においては連絡のつかない地権者も存在しているとのことでございます。この筆界未定を解除するためには代位原因というものが必要であるとのことで,その方法としては全地権者の申請に基づく筆界未定解除あるいは道路法に基づく筆界未定解除というものがあるとの説明でございました。この土浦竜ヶ崎線バイパスは県の事業でありますが,今後は町としても期成同盟会としての取り組みや要望活動,あるいは筆界未定解除の業務への人的な県への協力等を行っていく考えであるとのことでございました。

次に, 荒川本郷地区の調整池でございます。この調整池は, 本郷第一土

地区画整理事業区域53.7~クタールと荒川本郷地区の一部を除いた区域219 ヘクタールを流域とした大きな雨水調整機能を持つ調整池であるとのことでございました。現場説明によりますと、調整池の全体計画面積は11.4~クタールでございますが、工区を第1工区9.4~クタールと第2工区2~クタールに分けており、第1工区につきましては工事完了目標年度を平成22年度として進めており、第2工区につきましては集水区域の今後の状況によって事業の展開を考えていくとのことでございました。

また,荒川本郷地区内の都市計画道路築造工事の工程や,本郷第一土地 区画整理事業の雨水仮排水施設との関係で,平成20年度には暫定的に放流 可能な状況になるとの説明でございました。

この荒川本郷地区が毎年、台風等の豪雨の際、水路の流下能力が不足することにより至るところで雨水があふれている現状を根本的に解除する方法として、調整池整備事業を早急に進めることが大切であると感じた次第でございます。

以上、視察の概要でございます。

最後に、御説明くださった関係者の方々に心から感謝を申し上げまして、 産業建設常任委員会所管事務調査の御報告といたします。

以上でございます。

○議長(久保谷実君) 以上で,常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の 額を定めることについて)

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の 額を定めることについて)

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の 額を定めることについて) ○議長(久保谷実君) 次に日程第5,議案第1号,専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて),議案第2号,専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて),議案第3号,専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて),以上3件を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 本日は、平成19年第1回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速でありますが、議案第1号から第3号までの専決処分にかかわる議 案について提案理由を申し上げます。

まず議案第1号でありますが、本案は平成18年10月9日、午後6時ごろ、阿見町大字荒川本郷45番地1地先町道第1237号線の道路の陥没により走行中の車両に損害を与えたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償額を定めるものであります。

次に、議案第2号についてであります。平成18年10月9日,午後8時45分ごろ,阿見町大字荒川本郷45番地1地先町道第1237号線の道路の陥没により、走行中の車両に損害を与えたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めるものであります。

次に議案第3号でありますが、平成18年11月2日、午後4時30分ごろ、阿見町大字上条987番地1地先町道第106号線の道路の陥没により、走行中の車両に損害を与えたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めるものであります。

以上,提案理由を申し上げましたが,慎重審議の上,御承認くださるようお願い申し上げます。

- ○議長(久保谷実君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑を許します。 7番石井早苗君。
- ○7番(石井早苗君) 7番,質問いたします。

この3件ともいずれも陥没事故だそうですが,この陥没の理由というのはわかっているんでしょうか,お尋ねいたします。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。経済建 設部長臼田計律君。
- ○経済建設部長(臼田計律君) お答えいたします。

この3件の事故につきましての陥没の理由ということでございますが、まず第1号議案、第2号議案につきましては平成18年10月9日ですけれども、月曜日の午前8時45分に発生した陥没事故でございます。これは当日は台風16号の通過もありまして、前の週の金曜日に職員でもパトロールは実施したんですが、当箇所の陥没状況はなかったような状況ですけれども、その後、台風や3連休も重なりまして、夜間のため陥没が発生したということでございます。これは夜間のために通報や発見ができなかったのが原因であるということでございます。

それから第3号議案の平成18年11月2日の午後4時30分の事故につきましては、道路側溝でない町道での路肩が沈下したための事故ということになります。

以上です。

- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。15番倉持松雄君。
- ○15番(倉持松雄君) この荒川本郷の道路はもう何回もなんだよね, これは。で、地方自治法96条の1項に定めてあるというんじゃしようがな いけれども、だけれども、運転手はやっぱり運転手だってある程度、先は 安全を確かめて走らなければならないということはもう免許証を持ってい る人は決まっているわけですから、特にこの一番金額が、まあ小さいのは

大したことないんでしょうけれども、一番大きい20万もするというお金、こういうのにはやはりある程度、運転手にも過失はあるんじゃないかと思うんですが、そういうことは幾ら96条にあったといったって、運転手はめくらで運転していてもいいとは書いていないでしょうから、そのやりとりはどういう状態でやりとりがあったのか、ただ請求されればストレートにめくらで払うのか、それをお尋ねします。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。経済建 設部長臼田計律君。
- ○経済建設部長(臼田計律君) お答えいたします。

これは全額ということではなくて、事故の状況に応じての割合ということになります。で、5割とか4割とか、そういう割合でお支払いするこというようなことになっています。

- ○議長(久保谷実君) 15番倉持松雄君。
- ○15番(倉持松雄君) 例えば4割だったら、これは50万ぐらいするわけだよね、実際の損害は。これはそれはだれが査定するのか。査定の仕方にも、これは保険屋さんに聞くと、例えば奥の方のねじ1本取れていても、これを取って、これを取って、何番目だから、ずっとやると高くなっちゃうんだよね。これは査定、査定は商売人にしてもらうほかないんでしょうけれども、これは保険屋さんの請求なんですか、それともだれの請求で、本人じゃないと思うんですが、保険屋さんか修理屋さんか、だれに言われてこれは払うんですか。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。経済建 設部長臼田計律君。
- ○経済建設部長(臼田計律君) これに関しましては町の方から事故報告, 状況等を損保保険ジャパンの方へ報告をします。その保険会社の方で査定 をしていただくというような方法で行っています。
- ○議長(久保谷実君) 15番倉持松雄君。

- ○15番(倉持松雄君) あとは、その運転者はめくらで運転してもいいのか。先を見る必要はねえのか、そういうことはどうなんですか。だって、免許所を取っていたら、夜だって100メートル先の障害物はちゃんと確認できない人は免許証を取れないでしょう、あれは。ライトだってつけて、だから、そこら辺はどうなっているのかなと思うんだけれども、そういうことはどういうことか聞いてみたことはありますか、ちょっとわかれば。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。経済建 設部長臼田計律君。
- ○経済建設部長(臼田計律君) ちょっとそこまではわかりかねます。
- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑ありませんか。9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) 専決処分第2号なんですけれども,損害額が20万 2,360円と。この損害の内容をちょっと聞かせていただきたいです。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。経済建 設部長臼田計律君。
- ○経済建設部長(臼田計律君) お答えします。

これはタイヤホイルの破損で4本交換, それからタイヤの破損で4本交換ということでございます。

- ○議長(久保谷実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) 内容についてはわかりました。

この陥没箇所なんですけれども、1号も2号も同じ場所だと。時間的な違いはございますけれども、この補修についてはどういうふうになりましたか。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。経済建 設部長臼田計律君。
- ○経済建設部長(臼田計律君) 補修等につきまして,まずシルバー人材 センター等のパトロールを毎週実施しております。そういう中でこの事故 の場所につきましては,10月9日発生しましたけれども,10月10日,朝一

番で道路パトロールをして補修をしたということでございます。

- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。15番倉持松雄君。
- ○15番(倉持松雄君) 一番簡単なのは道路を閉鎖しちゃうのが一番簡単なんですけれども、閉鎖しちゃっては道路の意味がないから、やはりこれは通る人にも、つくって便利になるんですから、通る人もやはり道路を通らせてもらってありがたいという気持ちを持って通ってもらいたいんです。そういうことを教えるためにも、あまりすんなり金は払わないようにした方がいいと思うんです。この例えば地方自治法何条ですか、96条、この96条だって間違っていないとは限らないんだから、今後そういうことを検討した方がよろしいんじゃないですか、そういうわけで。
- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) それでは、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第3号の3件については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号から議案第3号の3件については、原案どおり承認すること に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第1号から議

案第3号の3件については、原案どおり承認することに決しました。

議案第4号 阿見町副町長定数条例の制定について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第6、議案第4号、阿見町副町長定数 条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長(川田弘二君) 議案第4号,阿見町副町長定数条例の制定について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に法律第53号として公布され、本年4月1日より施行されることに伴い、「助役」の呼称が「副町長」に改められ、その定数を条例において1人と定めるものであります。

具体的には、改正法附則第2条により、現に在職する助役は、平成19年4月1日に副町長として選任されたものとみなされること、また、副町長の定数については、改正後地方自治法第161条第2項において条例で定めることとされたため、これらの法改正に基づき本案を提案するものであります。

以上,提案理由を申し上げましたが,慎重審議の上,議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(久保谷実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。 これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は 簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、 会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表の とおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では付託案件を審査の上,来る3月23日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第5号 予科練平和記念館整備管理基金条例の制定について

○議長(久保谷実君) 次に,日程第7,議案第5号,予科練平和記念館 整備管理基金条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 議案第5号,予科練平和記念館整備管理基金条例 の制定について申し上げます。

本案は、予科練等の貴重な歴史遺産を後世に伝承し、平和の尊さを発信するための予科練平和記念館を整備するとともに、記念館開館後の管理運営等の予算に充てるため、予科練平和記念館整備管理基金を設置するものであります。

以上,提案理由を申し上げましたが,慎重審議の上,議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(久保谷実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。 これより質疑を行います。

なお,本案については委員会への付託を予定しておりますので,質疑は

簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。7番石井早苗君。

- ○7番(石井早苗君) この件に関しまして、2条の1で予算で定める額 というふうに書いてございますが、一体幾らの予算を立てようとしている のか、また基金全体では幾らを見込んでいるのかをお知らせください。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公 室長糸賀富士夫君。
- ○町長公室長(糸賀富士夫君) 御説明いたします。

現在ですね、基金につきましては4,950万ございます。そのうち18年度の諸諸費を計上してありますので、それを差し引いた額4,354万2,000円、これが残ります。それについてこの基金の方に計上するという形になっております。それで平成19年度の計上は予算の範囲内ということでありますので、計上は1,000円を計上してございます。規模の額というか、その辺のところはまだ定かでありませんので、その範囲の中で計上してございます。それから見込ですが、これはちょっと予算の範囲の中でのものと、それから今後の寄付金の関係がございますので、定かでないというのが今の状況でございます。

- ○議長(久保谷実君) 7番石井早苗君。
- ○7番(石井早苗君) こういうものというのはある程度, 見込額というか, 例えば10億集めようとか, 5億集めようとかという気持ちがないと寄付金も集まってこないし, 集め方も変わってくると思うので, できれば設定した方がいいんじゃないかと思うんですが, その辺どうなんでしょうか。○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公室長糸賀富士夫君。
- ○町長公室長(糸賀富士夫君) 今,石井議員の方からお話がありました ように、設定をするのがいいという一つの方法がありますが、幅広く多く の方から、それから多くの団体等から寄付を募ると今のところ考えており

ますので、誠に申しわけないんですが、金額の設定は今のところちょっと 定められないという状況でございます。

- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。 町長公室長糸賀富士夫君。
- ○町長公室長(糸賀富士夫君) すみません。先ほど積立金,新年度の方の積立金,この基金の方への積立金とお話ししまして,1,000円ということを言ったんですが,4,300万,この管理基金の方に計上するという形になります。失礼しました。
- ○議長(久保谷実君) 7番石井早苗君。
- ○7番(石井早苗君) 今,公室長の御答弁にありましたけれども,一応,項目だけでも上げておいた方がよろしいかなと思うんですが,いかがなんでしょうか。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公室長糸賀富士夫君。
- ○町長公室長(糸賀富士夫君) 先ほど金額のことで1,000円とお話ししたんですが、そちらの方の平成19年度の予算の方では寄付金という形で100万円計上してございます。そういう形でいきますので、全体的にどのぐらいという設定は再三の答弁になりますが、現在のところ計上の額の設定はできないということでございますので御理解願いたいと思います。
- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑ありませんか。20番荻島光明君。
- ○20番(荻島光明君) 今のやりとり、石井さんの質問に対するね、執行部の答弁を聞いていまして、ちょっとそういう答弁では納得いかないんで私も発言をさせていただきますが、今は決めていないということは理解できる。しかし、今後の中でどれだけの寄付金を目標として集めていくか、これはしっかりとね、その方法とあわせて決めていかないと、これは必要な基金は集まらないと思います。ですので、今後しっかりと目標については決めていただきたい。お願いします。それじゃ、答弁お願いします。

○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長川 田弘二君。

○町長(川田弘二君) この寄付金をどれだけ、どの範囲から集めるか、また集められるか、これは非常に重要な問題であります。それで、いろいろこれからの一般質問に対する答弁等の中で入ってまいりますけれども、基本的には本来、この予科練平和記念館というのは、本来は阿見町だけでやるべきものでなくて、多くの関係者の力によってつくるということにまた大きな意味があるという。また、そのことによって大きなPRにもなると、そういうことも考えているわけですから、ただ、今の時点で幾ら集めなきやならない。それを設定するというよりは、やはり今、具体的に議論しているのは町の執行部と議会の間、議会でもまた行革特別委員会等でも重点的に議論している。

そういう中でやっぱりこのぐらいは集めるべきじゃないだろうか。そういうことをやはり十分に意見を交換した上で、例えばこちらで3億だ、5億だという勝手に今決めてみても、それはあまり意味のない話になるんで、そういう議論の中でやはりこのぐらいはぜひ集めるべきだと、そういう形でぜひ議論して、できるだけ多くの額が設定できるような形をつくっていきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。7番石井早苗君。
- ○7番(石井早苗君) それから第3条にですね,「預金その他,最も確実有利な方法により保管しなければならない」とありますが,この「最も確実有利な方法」というのに国債とかそういうのも含まれるのか,ちょっと伺いたいと思います。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部 長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) お答えします。 そういうことにも使われますが、この基金につきましては事業費で支出

する部分がありますので、管理する方では銀行とかそういうところに預けるようになります。

- ○議長(久保谷実君) 7番石井早苗君。
- ○7番(石井早苗君) 確かに今までどおりでいけば銀行が確実だと思われますけれども、銀行もつぶれる世の中ですし、銀行も債権とか証券を扱う時代になってきていますので、有利な方法で国債でも10年なんて長いのじゃないのもありますから、有利な方法に目を向けていただきたいなと、確実ですし、思うんですが、いかがですか。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部 長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) それは十分理解できますが、財源に大きな余裕があるときはそれでもいいんですが、現在、大変財政上、経営が厳しい中で、この基金は寄付金を集めた段階でそれをすぐ事業費に回すということになりますので、運用できる範囲の中での確実な方法にしていきたいということで考えております。
- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号については、 会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表の とおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では付託案件を審査の上,来る3月23日の本会議において審査の結果を報告されますようお願いいたします。

議案第6号 阿見町農業集落排水事業債減債基金条例の制定につ

○議長(久保谷実君) 次に、日程第8、議案第6号、阿見町農業集落排 水事業債減債基金条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 議案第6号,阿見町農業集落排水事業債減債基金 条例の制定について申し上げます。

本案は、茨城県農業集落排水事業推進交付金交付要項に基づき、農村の公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を目的に、農業集落排水施設の整備促進を推進する市町村等に対して、事業に係る地方債の償還に要する財源として農業集落排水事業推進交付金が交付されることとなりました。

この制度による交付金を受け入れるための基金条例を制定するものであります。

以上,提案理由を申し上げましたが,慎重審議の上,議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(久保谷実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。 これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は 簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。21番、細田正幸君。

- ○21番(細田正幸君) 阿見町でも農業集落排水事業が3カ所,4カ所というふうにやって,毎年4億とか5億の支出があると思うんですが,その基金はどういう金額というか,恐らく支出に対して何%来るとかというふうになると思うんですけれども,金額的にはどんなふうになるんでしょうか。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。経済建

設部長臼田計律君。

○経済建設部長(臼田計律君) お答えいたします。

この交付金につきましては、今までは県の方からは補助ということで20%、事業費の20%ということで来ておりましたが、この交付金は13.5%に対する交付金ということで来ます。この13.5%は結局、5年間ということになりますので、5年間を分割しますと2.7%ですか年間、そういうパーセンテージで交付金が交付されるということになります。

- ○21番(細田正幸君) はい,わかりました。
- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号については、 会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表の とおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では付託案件を審査の上,来る3月23日の本会議に おいて審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第 7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

議案第 8号 阿見町部室設置条例の一部改正について

議案第 9号 阿見町職員の勤務時間,休暇等に関する条例の一 部改正について

議案第10号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第11号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

- 議案第12号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第13号 土浦・阿見都市計画事業岡崎土地区画整理事業施 行に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 土浦・阿見都市計画事業本郷第一地区区画整理事 業施行に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 阿見町下水道条例の一部改正について
- 議案第16号 阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条 例の一部改正について
- 議案第17号 阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正 について
- 議案第18号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第19号 霞ヶ浦平和記念公園整備基金条例の廃止について

○議長(久保谷実君) 次に日程第9,議案第7号,地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について,議案第8号,阿見町部室設置条例の一部改正について,議案第9号,阿見町職員の勤務時間,休暇等に関する条例の一部改正について,議案第10号,阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について,議案第11号,阿見町手数料徴収条例の一部改正について,議案第12号,阿見町国民健康保険税条例の一部改正について,議案第13号,土浦・阿見都市計画事業岡崎土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について,議案第14号,土浦・阿見都市計画事業本郷第一地区区画整理事業施行に関する条例の一部改正について,議案第15号,阿見町下水道条例の一部改正について,議案第16号,阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について,議案第17号,阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について,議案第18号,阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について,議案第18号,阿見町水道事業給水条例の一部改正について,議案第19号,霞ヶ浦浦平和記念公園整備基金条例の廃止について,以上13件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。 「町長川田弘二君登壇〕

○町長(川田弘二君) 議案第7号から第19号までの条例整備,条例改正 及び条例廃止について申し上げます。

まず、議案第7号の地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備について提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に法律第53号として公布され、本年4月1日より施行されることに伴い、「助役」の称号が「副町長」に改められること、「収入役」が廃止され、「会計管理者」が置かれること、従来からの職員の区分とされてきた「吏員」と「その他の職員」の区分が廃止され「職員」に一本化されることから、これらの用語が使用されている関係11条例について整備するものであります。

次に議案第8号,阿見町部室設置条例の一部改正について申し上げます。本案は,平成19年度の行政機構の一部見直しにあわせ各部等の事務分掌の見直しを行い,経済建設部に観光に関することを加えるとともに,その他各部の事務分掌を整理するため一部改正をするものであります。

次に議案第9号,阿見町職員の勤務時間,休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、人事院規則の一部改正に伴い改正するものであります。

有給の休息時間は、民間企業にはほとんど普及していない制度であり、 公務員優遇ではないかとの観点から、昨年の7月1日に国で休息時間が廃 止されました。

それに伴い、町でも、これまで1日の勤務時間内に2回、15分ずつ置いていた休息時間を廃止するものであります。そのため、これまで昼休みに15分の休息時間と45分の休憩時間を合わせて1時間取っていたものを、休息時間廃止により休憩時間のみの45分となりますので、その休憩時間を1時間に延長し、その分、勤務時間を午後5時30分までとするものでありま

す。

なお、小学校就学前の子を養育する場合や要介護者を介護する場合、妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体または胎児の健康保持に影響があるなどの職員の健康や福祉に重大な影響を及ぼすときは、休憩時間を短縮することができる措置を設けております。

また, 夜間交代勤務のある消防署職員の休息時間については, 当分の間, 従来どおりとなります。

次に議案第10号,阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について申 し上げます。

本案は昨年の8月に行われました人事院勧告により改正するもので、少子化対策が国全体で取り組まれている中で、扶養手当における3人目以降の子と2人目までの子の手当額の差を改める必要があるとの観点から、3人目以降の子等の支給月額を現行の5,000円から1,000円引き上げて6,000円とするものであります。

なお,現在の支給対象者は64人で,年間76万8,000円の扶養手当の増額となります。

次に議案第11号,阿見町手数料徴収条例の一部改正について申し上げます。

本案は、条例第5条、手数料の免除の2号及び4号について、別表第1 と同様に別表第2、危険物の手数料最低額5,400円、最高額1,870万円も免除されるものと錯誤するおそれがあるため改正するものであります。

また、当該手数料につきましては、申請時に徴収することを明示するため第3条もあわせて改正するものであります。

次に議案第12号,阿見町国民健康保険税条例の一部改正について申し上 げます。

本案は、平成18年度の地方税法の改正において、国民健康保険税における介護納付金課税額の賦課限度額が8万円から9万円に引き上げられ、平

成18年4月1日に施行されたことから、町におきましても国民健康保険税 条例の一部について同様に改正するものであります。

国会における地方税法改正の審議につきましては、例年、年度末に可決されるため、これに伴う国民健康保険税条例の改正については、議会に諮ることができないことから専決処分により対処しているところであります。本改正につきましても、昨年3月に専決処分を行い、4月1日から施行するところでありましたが、昨年は6月に税率の改正を予定していたこともあり、これを見送った経緯があります。よって、平成19年度におきましては、地方税法に則り、介護納付金課税額の賦課限度額について改正を行うものであります。

なお,この案件につきましては,町国民健康保険運営協議会に諮問し, 了承を得ておりますことを申し添えます。

次に議案第13号,土浦・阿見土地区画整理事業岡崎土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について,及び議案第14号,土浦・阿見土地区画整理事業本郷第一地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について一括で申し上げます。

各案は、土地区画整理法の改正により、条項の移動及び土地区画整理事業定型化の見直し並びに清算金の分割徴収または分割交付における利息の計算方式を元利均等方式に変更するものであります。

次に議案第15号、阿見町下水道条例の一部改正についてであります。

本案は、町下水道条例に定める下水道使用料の算定において、月の中途にその使用を開始し、または廃止等をした場合についても、その月の基本料金の減額は行わず、使用者に基本料金を含めた使用料全体の負担を求めるものであります。

下水道使用料に含まれる基本料金は,施設の維持管理費や事務処理費といった性質を持っており、排除汚水量の多少にかかわらず使用者に一律の 負担を求めることが受益者負担の公平性を図る観点からも必要であります。 次に議案第16号,阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の 一部改正についてであります。

本案は、企業職員の諸手当について、現行の町職員の給与に関する条例 に定める諸手当の基準との整合を図るため所要の改正を行うものでありま す。

次に議案第17号, 阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、水道事業を都市開発部の所管とし、また、条例中、水道事業の 管理者の職務を行う町長の呼称である「管理者」を「町長」に統一し、整 合を図るものであります。

次に議案第18号,阿見町水道事業給水条例の一部改正についてであります。

本案は、給水工事について受託工事を廃止し、依頼者と工事店の直接契約とすることができるものとし、また、水道法の改正により貯水槽水道についての項目を新たに設定するものであります。

次に議案第19号, 霞ヶ浦平和記念公園整備基金条例の廃止について申し 上げます。

本案は、予科練平和記念館整備管理基金条例の制定に伴い、霞ヶ浦平和 記念公園整備基金条例を廃止するものであります。

以上,提案理由を申し上げましたが,慎重審議の上,議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(久保谷実君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。 これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑 は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。7番石井早苗君。

○7番(石井早苗君) 議案第8号の部室設置条例ですが、ここに経済建

設部というところに、これはちょっと資料を見ていただきたいんですが、 建設部の部署ですがね、あいうえおかきまでございますが、これに消費行 政に関することというト書きがないんですよね。この消費行政というのは 消費者行政というのはすごく大事なことで、この町でもそれを持っていた だいて、何か今度また消費者相談室もちゃんと立派にしていただけるとい う話も聞いていますし、ただ、振込詐欺だけとかではなくて、本当に広範 囲にわたる行政をやらなければいけないので、柱立てを書いていただかな いと困るのじゃないかと思いますがいかがなんですか。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公 室長糸賀富士夫君。
- ○町長公室長(糸賀富士夫君) 御説明申し上げます。

今の改正の項目につきましては、概要というか大まかなところで整備してございます。それで消費行政につきましては商業という中に含めてございますので、規則の方で各課等の事務分掌ということもございますので、その中で明確にうたっておりますので、そちらの方で進めていきたいというふうに考えております。

- ○議長(久保谷実君) 7番石井早苗君。
- ○7番(石井早苗君) それですと何となく消費者行政というのがちょっと申しわけないんですが軽く見られてしまうので、できれば括弧書きでもよろしいですからやっていただきたいと思います。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公 室長糸賀富士夫君。
- ○町長公室長(糸賀富士夫君) 石井議員から申されている趣旨の方は十 分理解できないことはないんですが、今回こういう形で提出してございま すので、これからその意を十分含みまして検討させていきたいというふう に考えておりますので御理解願いたいと思います。
- ○議長(久保谷実君) 7番石井早苗君。

- ○7番(石井早苗君) 検討は、実施に向かっての検討であると了解して よろしいですか。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公 室長糸賀富士夫君。
- ○町長公室長(糸賀富士夫君) はい、そのとおりで結構でございます。
- ○7番(石井早苗君) はい、ありがとうございました。
- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。21番細田正幸君。
- ○21番(細田正幸君) 議案第9号の職員の勤務時間,休暇等に関する 条例の一部改正なんですけれども、これは要するに今まで15分、中間の休 み時間を昼間に取って、あとその足らない分を15分、15分、30分、今まで は15分ですよね。 5 時半までにするということなんですけれども、私は常 識的に世界の流れというか、今まで労働時間の短縮ということで来ていた と思うんですよね。それが民間がやっていないから、国もまねしてやるん だというのは、その労働時間の短縮に明らかに反するんじゃないかという ふうに思うんですよね。で、実際に女子の場合には、保育とか胎児への健 康維持のためには、今までどおり休憩時間は昼休み45分にして、5時15分 に終わると、そういうふうに例外規定を設けたわけですけれども、そうす ると、要するに仕事上は普通は5時15分で役場は終わるわけですよね。で、 男の人でも育児に関係すれば5時15分で終わるのかもしれませんけれども、 内容によっては担当者が例えば一般にこれを公布すれば、役場は5時半ま で15分延長してやっているというふうになると思うんですね。で、じゃあ、 5時半だから、じゃあ電話をかけようと来たという場合に、その場合、女 子の人は5時15分で15分のタイムラグがあるわけですからいないというこ とにもなると思うんですよね。そうなると、逆に町民サービスにとっては 混乱を招くというふうに思うんですけれども、これは国が決めたらから決 めなくちゃならない法律なのか、私は今までどおりで別に構わないと。時 間短縮はやるべきだというふうに思っていますので、その辺の考え方はど

うなんですか。国の言いなりにやらないとだめっつうことになっているんですか。

○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部 長石井定夫君。

○総務部長(石井定夫君) お答えします。

先ほど町長の方から説明がありましたけれども、説明の内容の中でありましたとおり国の指導等がありましたので、そういうふうな時間設定をしているわけでございます。で、昼休みの1時間、これにつきましては小学校就学前の子を養育する場合という特殊な場合につきましては、昼休みが1時間ありますので、その15分を短縮して45分にして、帰り5時半ではなく5時15分に帰れる、そういう制度もできますということであります。で、通常は昼休み1時間取りまして、それで5時半まで、すべての職員が5時半まで勤務する、そういう勤務形態になります。

以上でございます。

- ○議長(久保谷実君) 21番細田正幸君。
- ○21番(細田正幸君) 私の趣旨にちょっと答えていないというか,国の指導だからということで,阿見は1つの自治体ですので,私は5時15分なら5時15分で終わるというふうに統一しておかないと混乱が起きるんじゃないかということを言っているわけです。それよりも今のままで勤務していて,別に町民から文句を食ったっつう話もないわけですから,幾ら国の指導だからといって,わざわざ勤務時間を長くする必要はないんじゃないですか,その点の回答がないと思うんですけれどもどうなんですか。独自性はとれるんでしょう。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部 長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) お答えします。

先ほども説明しましたが、午前、午後にありました15分間の休憩、これ

がすべて廃止になります。そのために、8時間以上勤務する場合には45分間の休憩だけということになります。で、これも町の中では休憩時間は1時間欲しいということになりましたので、その中で当然、5時半まで勤務時間が延長になりますので、そのことにつきましては混乱のないように広報等で確実にPRはしていきたいと思っております。ですから、5時15分というのは……

- ○21番(細田正幸君) ちょっと本質的なことに答えてくださいよ。それは説明でしょう。阿見町は独自性がないのかということを聞いているんだよ。
- ○総務部長(石井定夫君) ですから、阿見町として人事院勧告の指導のとおり5時半までということで進めていきたいというのが答えでございます。
- ○議長(久保谷実君) 21番細田正幸君。
- ○21番(細田正幸君) 総務部長、ちょっと質問者の意見をよく聞いて答えないと困るんですよね。いわゆる国の指導はわかったわけだよ。だけれども、阿見町は阿見町だから阿見町の独自性はないのかという質問をしているわけです。阿見町の独自性があれば、こういうことを出さなくてもいいわけでしょう。国は命令しているわけじゃないでしょう、指導というのは。それはどうなんだということを言っているわけ。出さなくて済めば済むわけでしょう。その辺は選択の余地はないの。国の言うことは絶対なの。そういうことはないでしょう。阿見町は自治体なんだから。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部 長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) お答えします。

阿見町として5時半までやるというのが今回決めた独自性かと思います。 細田議員の言われる5時15分までしてくださいということになれば、昼休 みは45分にすれば、当然、5時15分に勤務時間はなります。そういうこと でございます。

- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。22番岡崎明君。
- ○22番(岡崎明君) 議案第9号ですか、同じ質問になると思うんですけれども、やはりなるべく短くした方が職員のためにはいいんじゃないかと思うんですけれども、例えばの話、4月から9月いっぱいまでは5時半、それから10月から3月までは5時までとか、そこらの柔軟性も必要かなと思うんですけれどもいかがでしょうか、御答弁をお願いします。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部 長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) お答えします。

その案については職員にとっては大変いい案かと思いますが、町民サービスの上ではやはり勤務時間は今言いましたとおり5時半と確実に時間を 決めてやるべきものでありますので御了解願いたいと思います。

- ○議長(久保谷実君) 22番岡崎明君。
- ○22番(岡崎明君) 5時半でもこれから日が長い場合はいいと思うんですよね。だけど、やはり日が短くなるとやっぱり暗くなるとお酒も飲みたくなりますし、やっぱり15分延びるということは、そういう人にとっては非常に苦痛じゃないかと思うんですけれども、その辺は十二分にお話し合いはできているんでしょうか。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部 長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) お答えします。 その件につきましては、職員を含めた職員組合との話の中で十分に検討 しておりますので、御了解願いたいと思います。
- ○議長(久保谷実君) 20番荻島光明君。
- ○20番(荻島光明君) 議案第10号に対して質問をします。少子化対策の対応ですね。扶養手当の増額ということで大変結構だと思

います。今の社会的状況の中で非常に望ましい対応だと思います。で、町長に聞きたいんですが、職員にこれだけの少子化対応を具体的に行うと。これは考えてみると役場の職員の子供たちが特に優秀だということではない。これはそういう保証はあるわけではありませんね。これは町民全体に同じような手当を考えた方が、税金を公正・公平に使うというところでよろしいんではないかというふうに思うんですが、そのところはどうなんでしょうか。

○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部 長石井定夫君。

○総務部長(石井定夫君) それではお答えします。

これは町独自ではなくて、国と全く同じような方法でやっております。 これはあくまでも扶養手当ということになりまして、例えば扶養親族の中でも配偶者がいればそれは1万3,000円もらえるようになります。今回の改正につきましては、今まで5,000円もらっていたものが1,000円上がって6,000円になる、そういう改正でございます。

以上でございます。

○議長(久保谷実君) 20番荻島光明君。

○20番(荻島光明君) だから、それは理解できているんだよ。3人目以降も、これまで5,000円あったものを6,000円にするわけでしょう。1,000円の増額なわけでしょう。それは大変結構だと言っているんです、総務部長。で、今の私の頭の中には一般町民はどうなっているかというところがわからないで質問しているんですが、職員にこのような増額を手当として図っていくわけだから、町民にも同じように手当を増額したらどうなのかということなんです。同じ税金ですから、これは職員も町民も公平であることが望ましいというふうな考え方に基づいてこのような質問をしているんです。ただ、申しわけないけれども、現状、一般町民に対するこういった少子化対策としての手当がどうなっているかということをわからないで

質問していますので、まずその辺を現状を御報告いただいて、それで答弁 を願えればありがたい。

○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長川 田弘二君。

○町長(川田弘二君) 基本的にこういう少子化対策として望ましいことであると、そういう認識は。で、結局これは雇用者としての町と職員の間でのこういう対応の仕方でして、一般町民についてはやはりそれぞれの企業によって差があると思いますけれども、こういうような考え方というのを各企業がとっていただいて、町の対応等を参考にしていただくとか、そういう形になるんじゃないかと思うんで、町民一般を対象にして同じような条件のものについて町が独自に手当を支給すると、こういう形はやはり今の状況の中では無理なんじゃないか。そういう考え方をできるだけ一般化するように、企業でどういう対応をしているか、その辺の詳しい実態は今のところ私よくわかりませんけれども、その辺も調べた上で、できるだけそういう考え方が平等の形がとられるようなものをお考えいただけばいいんじゃないだろうか、そう思います。

- ○議長(久保谷実君) 20番荻島光明君。
- ○20番(荻島光明君) ちょっと私の質問の趣旨と町長の答弁がいささかずれているんです。執行部、現状をきちんと報告してくれる。今、町民へのこういった少子対策でも扶養手当は幾ら支給しているのかということを御報告願いたいんです。その上で考えないと、私はちょっとそこのところがあいまいなものですから大変申しわけないんですけれども、町民への支給と職員への支給が整合性を持った方がいいという考え方なのよ。そこのところで現状を報告してください。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部 長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) お答えします。

ただいまの改正の扶養手当につきましてはあくまでも人事院の勧告どおりのことでございまして、町民に対する扶養手当、これは一切支給はしておりません。その額につきましては、あくまでも民間を調査した結果、この1,000円増額するというのが適当だということで人事院勧告が出ておりますので、そのとおり改正した内容でございます。ですから、これに少子化対策として増額するべきものは、児童手当、こちらが該当するかと思います。

以上でございます。

- ○20番(荻島光明君) 部長,じゃあ児童手当の方は月々幾らになるの。
- ○議長(久保谷実君) 民生部長瀬尾房雄君。
- ○民生部長(瀬尾房雄君) お答えいたします。

金額についてはすべて一律ではないので、手持ちがないので後で御報告いたしますけれども、先ほどの答弁の追加という形でちょっとお話しさせていただきますけれども、扶養手当の場合は各種事業者等が給与の関係等で調整をしながらお支払いしていると思うんですよね。それを手当の場合には荻島先生が言った町民全体というのは、今、質問にありましたような児童手当とか、そういう各種手当のことを言っていると思います。それは該当しないと払えない場合とかいろいろございます。児童手当の場合にはすべてが該当ということではございませんので、全体で還元できるような方法がないのかというような質問だとは思いますけれども、ちょっと趣旨が違うものですから、扶養手当と児童手当は違いますので、その辺は御理解いただくしかないとは思うんですが。今の金額については、もう少しお待ちいただきたいと思います。

- ○議長(久保谷実君) 20番荻島光明君。
- ○20番(荻島光明君) わかりました。いずれにしても、この議案については大賛成です。で、同じ税金なんですから、町民にも同じような手厚い、職員と同じような手厚い少子対策が施されるように、その点でも大い

に考えてほしいといことで、私の質問は終わります。

- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。14番小松沢秀幸君。
- ○14番(小松沢秀幸君) 関連なんですが、いわゆるこれは子育て対策としてとらえてもいいんだと思うんですよね。そうだとすると、子育てに対する1,000円の負担を多く支給すると。そう考えれば、子育て対策というふうに考えていいんではないかと。だとすると、今現在、民生部の方では第3子以降の新たな町民に向けた子育て対策、少子化対策としての対策はとっているのかどうか。全国的には今現在、少子化を考えると小学校から中学3年までの義務教育の時間については無料でやるという行政も出てきています。そういう意味での対策は阿見町では今後とろうとしているのかどうか。まずその点をひとつ聞かせていただきたい。
- ○議長(久保谷実君) 小松沢議員に申し上げます。今やっている第10号 は阿見町職員給与に関する条例の一部改正ということで、それはまた民生 部の方で先ほども部長が申し上げたように趣旨が違うということなので、 よろしく御理解お願いします。
- ○14番(小松沢秀幸君) 質問じゃなくて確認をさせていただきます。
- ○議長(久保谷実君) 14番小松沢秀幸君。
- ○14番(小松沢秀幸君) 職員の給与の問題なんですが、しかし、このことは第3子以降1,000円ずつ上げるということについて給与としてとらえていますが、給与の性格的な意味では少子化なり子育て対策という意味で解釈してもいいんではないかというふうに考えますが、そこはいかがでしょうか。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部 長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) お答えします。広義に考えればそういう考え方もできるかと思います。
- ○議長(久保谷実君) 14番小松沢秀幸君。

- ○14番(小松沢秀幸君) そう考えることができるとすれば、町民向けの対策も片方ではとっていくべきではないかと。いわゆる給与として。
- ○議長(久保谷実君) 町長川田弘二君。
- ○町長(川田弘二君) ちょっといろいろ議論があちこちしましたけれども、この1,000円の増額というのは、いつも人事院勧告という形、その前提として民間の実態を調べて、それに合わせるという形で場合によっては、職員の給与も下げるとか、いろんな形で実態に合わせるという形のものだから、これをやはり少子化対策というとらえ方は、それは関係ないとは言いませんけれども、少子化対策というのは、例えば5,000円を1,000円上げるなんていうそんなちゃちな話じゃなくて、本来もっときちんとした議論としてやるべき話なんでね、人事院勧告による是正措置であるとまずここでは理解をいただけば、それで理解がつくんじゃないかと思いますので、よろしくお願いします。
- ○14番(小松沢秀幸君) そこについてはわかります。結構です。
- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号から議案第19号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では付託案件を審査の上,来る3月23日の本会議において, 審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第20号 平成18年度阿見町一般会計補正予算(第4号)

- 議案第21号 平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予 算(第4号)
- 議案第22号 平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正 予算(第4号)
- 議案第23号 平成18年度阿見町老人保健特別会計補正予算 (第2号)
- 議案第24号 平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補 正予算(第4号)
- 議案第25号 平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補 正予算(第3号)
- 議案第26号 平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算 (第4号)

○議長(久保谷実君) 次に日程第10,議案第20号,平成18年度阿見町一般会計補正予算(第4号),議案第21号,平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号),議案第22号,平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号),議案第23号,平成18年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第2号),議案第24号,平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号),議案第25号,平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号),議案第26号,平成18年度阿見町農民町介護保険特別会計補正予算(第4号),以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。 〔町長川田弘二君登壇〕

○町長(川田弘二君) 議案第20号から第26号までの補正予算について提 案理由を申し上げます。

まず、議案第20号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額から7,778万円を減額し、歳入歳出それぞれ126億7,557万4,000円とするほか、繰り越し明許費の設定をするものであります。 2ページの第1表・歳入歳出予算補正について、歳入からその主なものを申し上げます。

第1款, 町税では, 大規模法人の業績向上による法人町民税法人税割, 及び設備投資の増による固定資産税償却資産を増額する一方, 土地につい ては減額。

第15款,国庫支出金では,障害者自立支援法施行に伴い,障害者自立支援給付費負担金を新規計上する一方,施設訓練等支援費負担金及び居宅生活支援費補助金を減額。

第16款,県支出金では、国庫支出金と同じく障害者自立支援給付費負担金を新規計上する一方、施設訓練等支援費負担金及び居宅生活支援費補助金を減額。

第19款,繰入金では,議案第5号提案の予科練平和記念館整備管理基金に積みかえを行うため,霞ヶ浦平和記念公園整備基金繰入金を増額,そのほかの基金繰入金については、事業費の確定などに伴い、その財源を調整するため減額。

第21款,諸収入では,事業繰り越しに伴い荒川本郷地区都市再生機構負担金を減額するものであります。

次に4ページからの歳出でありますが、事業費の確定などによる計上が 主なものとなっております。

第2款,総務費では、財産管理費で印刷製本費,企画費で住民情報ネットワーク運営事業の電算システムの委託料、使用賃料を減額。

第3款,民生費では、社会福祉総務費で国保財政安定化支援に係る繰出 額確定に伴い、国民健康保険特別会計繰出金、老人医療給付費で医療費の 増及び医療給付費国・県負担金の減に伴い、老人保健特別会計繰出金を増 額する一方、医療福祉費で医療給付事業の医療福祉扶助費を減額するもの であります。

第4款,衛生費では,予防費で予防接種事業の予防接種委託料,環境整備費でごみ減量化対策事業の消耗品費を減額。

第5款,農林水産業費では、農業振興費でふれあいの森関連事業の土地 借上料,農地費で農業集落排水事業特別会計繰出金を減額。

第7款,土木費では、公共下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金、公園費で廻戸地区近隣公園事業の公園整備工事を減額する一方、土地区画整理費で保留地処分金の減額に伴い、岡崎土地区画整理事業特別会計繰出金を増額するものであります。

第8款,消防費では,非常備消防費で団員教育訓練費の費用弁償,消防施設費で消防施設整備事業の車庫建築工事を減額。

第9款,教育費では,事務局費で対象者の減により幼稚園就園奨励事業の奨励費補助金,体育施設費で総合運動公園維持管理費の清掃委託料,施設運営委託料を減額。

第12款,諸支出金では、歳入でも申し上げましたが、霞ヶ浦平和記念公園整備金から積みかえを行うため、予科練平和記念館整備管理基金積立金を新規計上するものであります。

次に6ページの第2表、繰越明許費でありますが、住民情報ネットワーク運営事業につきましては、後期高齢者医療制度対応のシステム開発等に時間を要するため、電算システム委託が遅延となることにより、荒川本郷地区都市計画街路整備事業につきましては、用地取得交渉及び時間を要したことに伴い、土地購入及び家屋等補償などが遅延となることにより、それぞれ年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越しするものであります。

次に,議案第21号,国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。本案は,既定の予算額に1億681万4,000円を追加し,歳入歳出それぞれ43億6,720万2,000円とするほか,繰越明許費の設定をするものであります。

歳入の主な内容としましては、交付決定により療養給付費等負担金の老人保健医療費拠出分を減額する一方、一般会計からの国保財政の健全化を図るための財政安定化支援事業繰入金を増額、繰越金につきましても、歳出の財源として増額するものであります。

歳出では、保険給付費の一般及び退職被保険者等の療養給付費を増額する一方、確定により老人保健医療費拠出金を減額するものであります。

次に4ページの繰越明許費でありますが、国民健康保険事務費につきましては、電算システム委託において後期高齢者医療制度対応のシステム改修に時間を要することとなったため、電算システム委託が遅延となり、年度内に事業完了とならないことから、翌年度に繰り越しするものであります。

次に,議案第22号,公共下水道事業特別会計補正予算についてであります。

本案は,既定の予算額から1,486万5,000円を減額し,歳入歳出それぞれ24億5,463万1,000円とするほか,繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

その主な内容としましては、事業費の確定により下水道費で管渠維持管理費の保守点検委託料を減額、公共下水道整備事業で測量設計委託料を減額するほか、阿見1号幹線の幹路状況を調査するため委託料を計上するもので、その財源として一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を増額するものであります。また、公共下水道事業債につきましては、事業費の確定により減額するものであります。

次に3ページの繰越明許費でありますが、公共下水道整備事業につきましては、関連事業及び関係機関との調整により下水道工事や調整池築造工事などが遅延となること、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金につきましては、県霞ヶ浦浄化センターの緊急対策工事の遅延により、それぞれ年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越しするものであります。

なお、調整池築造工事、契約名「18国補下1-6・18単下1-3荒川本郷地区調整池築造合併工事」につきましては、この繰越明許費を議決いただいた後、工期延長及び設定変更についての変更契約を締結することになりますが、1億円を超える土木工事であるため、変更契約の締結には議会において議決をいただく必要があります。しかし、現契約の最終工期日である本年3月30日までに一連の手続を踏むことができないため、専決処分により契約締結を行い、次の議会において報告させていだたきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地方債補正につきましては,事業費の確定により限度額を変更するものであります。

次に、議案第23号、老人保健特別会計補正予算についてであります。

本案は, 既定の予算額に5,807万8,000円を追加し, 歳入歳出それぞれ29 億5,970万8,000円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、交付決定により支払基金医療費交付金を増額するほか、医療費国・県負担金現年度分を減額、医療費国負担金過年度分につきましては、前年度事業実績確定により増額、また町負担分としての一般会計繰入金につきましても増額するものであります。

歳出では、医療給付費を増額するものであります。

次に,議案第24号,土地区画整理事業特別会計補正予算について申し上 げます。

本案は,既定の予算額から3,549万3,000円を減額し,歳入歳出それぞれ 11億7,364万9,000円とするほか,繰越明許費の設定及び地方債の補正をす るものであります。

歳入の主な内容としましては、財産収入で岡崎土地区画整理事業保留地処分金を減額する一方、岡崎土地区画整理事業の一般会計繰入金を増額。 そのほか、本郷第一土地区画整理事業関連公共事業費の確定に伴い、臨時地方道整備事業債を減額するものであります。 歳出では、事業費の確定により岡崎土地区画整理事業で換地処分業務委託料、本郷第一土地区画整理事業関連公共事業で公園整備工事を減額するものであります。

次に3ページの繰越明許費でありますが、補償交渉に時間を要したことにより、本郷第一土地区画整理事業につきましては、公園整備工事などが遅延、同関連公共事業につきましては、道路工事、公園整備工事などが遅延となり、それぞれ年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越しするものであります。

地方債補正につきましては,事業費の確定により限度額を変更するものであります。

次に、議案第25号、農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上 げます。

本案は、既定の予算額から452万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3 億3,456万7,000円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をする ものであります。

その内容としましては、歳入では、確定により福田地区県補助金を増額、 それに伴い福田地区事業債を減額するものであります。

歳出では、事業費の確定により福田地区の下水道工事を減額するものであります。

次に4ページの繰越明許費でありますが、福田地区農業集落排水事業につきましては、掘削土置場の借地交渉に時間を要したことにより設計委託及び下水道工事などが遅延となり、年度内に事業完了とならないことから、翌年度に繰り越しするものであります。

地方債補正につきましては, 県補助金の増額交付に伴い限度額を変更するものであります。

次に,議案第26号,介護保険特別会計補正予算について申し上げます。 本案は,既定の予算額に5,794万4,000円を追加し,歳入歳出それぞれ17 億6,113万4,000円とするほか、繰越明許費の設定をするものであります。

歳入の主な内容としましては、特別徴収対象者の増などにより保険料を 増額するほか、交付決定により介護給付費国負担金を減額、同県負担金、 介護給付費交付金及び町法定負担分の介護給付費繰入金については増額す るものであります。

歳出では、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費及 び施設介護サービス給付費を増額するものであります。

次に4ページの繰越明許費でありますが、介護保険事務費につきましては、後期高齢者医療制度対応のシステム改修等に時間を要することとなったため、電算システム委託が遅延となり、年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越しするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきます ようお願い申し上げます。

○議長(久保谷実君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午後1時からといたします。

午前11時59分休憩

午後 1時00分再開

- ○議長(久保谷実君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。 午前中の質疑に対する答弁がありますので、民生部長瀬尾房雄君。
- ○民生部長(瀬尾房雄君) それでは、午前中のですね、児童手当につきまして御報告させていただきます。

児童手当につきましては、出生から平成16年に制度改正がありまして、17年までは小学校3年生までという対象としておりました。18年度から小学校6年生までが対象になりました。支給額ですけれども、第1子、第2子につきましては月額5,000円、第3子につきましては1万円ということで

支給していたわけですけれども、今度はですね、まだ確定はしておりませんけれども、本国会で恐らく通るだろうという見込をしております。で、予算の方も上程しておりますけれども、3歳未満までは1万円ということで、3子まですべて1万円ということになる予定でございます。そういう形で今回上程しておりますけれども、現在の対象数が約4,540名ほどおります。それで所得制限もございますので、約9割の方は支給できている状態だというふうにつかんでおります。

以上です。

○議長(久保谷実君) それでは、議案第20号から議案第26号までの質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑 は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

18番。

○18番(佐藤幸明君) 議案第20号,32ページですか,所属委員会外のことでございますので,この席をおかりして簡単にお聞きしたいと思います。

予防接種事業の3割強からの減額になっておりますが、この減額は1回当たりの接種料金の変更なのか、それともその割合の変更なのか、そもそも接種人口の減なのかをお聞きします。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部 長瀬尾房雄君。
- ○民生部長(瀬尾房雄君) お答えいたします。

これはですね、今回、日本脳炎等がはやったことがありまして、その接種者が減ったと。いろいろ問題があった関係があろうかと思いますけれども、人数の減です。それと65歳以上のインフルエンザの予防接種につきましても約1,000名ほど減っていますので、その減でございます。

- ○議長(久保谷実君) 18番佐藤幸明君。
- ○18番(佐藤幸明君) 接種者の減ということでわかりました。

また、今回も予算が計上されておるわけでございますが、治療より予防ということで、予防の方がはるかに費用もかからないということですから、PRを徹底して多くの方に接種受けていただいて、その結果、国保会計にもプラスになるということにつながりますから、そういう趣旨でもって徹底していただきたいとお願いを申し上げて質問を終わります。

- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。 11番吉田憲市君。
- ○11番(吉田憲市君) 議案第20号について質問いたします。32ページ、 農林水産費の中で新規就農者支援事業、これが180万の減額になっているん ですが、この内容と状況について説明していただきたいと思います。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。 経済建設部長臼田計律君。
- ○経済建設部長(臼田計律君) お答えいたします。

新規就農者の支援事業の減でございますけれども、これは当初2名分の 予算を計上いたしました。で、当初2名を予定していたんですけれども、 1名しか新規就農者がいなかったということで減額でございます。

それで、この新規就農者につきましては、独身が月10万、妻帯者が15万ということで支給をしております。3年間支給しております。この1名支援を受けた方につきましては妻帯者であるということで、月15万の支給額になります。それで年間180万、残りの180万を減額というような形になります。

以上でございます。

- ○議長(久保谷実君) 11番吉田憲市君。
- ○11番(吉田憲市君) 一応,2名予定していたのが360万たしか予算が 計上されたと思うんですが,これが1名しかいなったということなんです

が、今の現状を考えますと、やはり食の自給率といいますか、それが35% とも40%とも言われている現状なんですよね。また、農業経営者において は後継者がいないと。一代農家がふえているというのが現状だと思うんで す。その中でやはり農業経営というのを本当に考えていかなければならな い時期に来ていると思うんですよね。そうすると、新規就農事業というの も阿見町が先駆けとなった大変すばらしい制度だというふうに思っている んですよね。ですから、これは内容を見ますと、事業計画書とかいろんな ものが非常に農家をやろうというその意気込みの人の足かせになっている ような非常にハードルの高い基準に設定されているような内容になってい るのかなというように思いますので、これですね、来年の予算も1人分の 180万しか組んでいないんですよね、19年度予算も。そうじゃなくて、やは りこれからですね、農業をやりたいと。なかなかそういう貴重な人ですよ、 今考えれば。そういう方々が1人しかいないんじゃなくて、その基準に満 たなかったという方がいたんじゃないかというふうに思うんですね。です から、そのハードルをむしろ農業経営をやりたいというようなですね、ぜ ひともやってみたいというような人を支援するような、例えばハードルを 低くして基準を低くして、それで町全体で支援していくと。農業の後継者 を育てるというような形をとってもらったらいいがかなというふうに要望 しておきます。

○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) これをもって質疑を終結いたします。 お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号から議案第26号については、 会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表の とおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では付託案件を審査の上,来る3月23日の本会議において, 審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第27号 平成19年度阿見町一般会計予算

○議長(久保谷実君) 次に,日程第11,議案第27号,平成19年度阿見町 一般会計予算を議題といたします。

提案者の提案理由を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 平成19年度の当初予算案の御審議をお願いするに 当たりまして、平成19年度の町政運営の基本方針について所信の一端を申 し述べ、議員各位並びに町民の皆さん方の御理解と御協力をいただきたい と存じます。

私は平成6年に阿見町長に就任以来,一貫して「清潔・公平・公正」,「対話の政治」を町政運営の基本とし,「まちづくり懇話会」や「町民と語る集い」また「町長への手紙」等により,多くの町民の皆様方の御意見をお伺いしながら,「みんなの声が活きるまち」づくりに全力で取り組んでまいりました。

幸い,町議会の皆様を初め,町民の皆様の力強い御理解と御支援を賜り,町政は着実に進展しております。ここに改めて深く感謝を申し上げます。

我が国の経済は、企業収益の改善や設備投資の増加など、企業部門の好調さが家計部門に波及し、国内需要に支えられた景気回復が続くと見込まれるものの、原油価格の動向が内外経済に与える影響や、定率減税の廃止、年金制度への不安などにより、景気回復が実感できない状況にあります。

また、国と地方を合わせた長期債務残高は改善が進まず、平成18年度末で約775兆円の見込みとなっており、財政状況は極めて硬直化した状況にあ

ります。

本町の平成19年度の財政運営につきましても、歳入面では税源移譲に伴う税率改正や、定率減税の廃止などによる個人町民税の増収が見込まれるものの、その反面、大法人の組織再編に伴う法人町民税の減収や、所得譲与税・減税補てん債の廃止により、一般財源総額の減少が見込まれるとともに、歳出面では扶助費等の義務的経費や、他会計への繰出金の増加など大幅な財源不足が見込まれることから、厳しさを増しております。

このような中におきまして、町では新たな行政改革大綱を策定し、職員数の削減や事務事業の見直しによる歳出削減を実施するとともに、日曜日の午前中に一部窓口業務を行う、休日開庁を実施するなど、町民サービスの向上に取り組んでまいりました。

また,実穀上長地区農業集落排水事業の事業開始や,牛久警察署阿見地 区交番の開所など,生活環境向上や防犯対策を推進するとともに,都市計 画道路荒川沖・寺子線の一部開通や,東部工業団地における8社の企業立 地,本郷第一土地区画整理事業区域内に大型商業施設の立地が決定するな ど,都市基盤の整備・充実に努めてまいりました。

さらに、県立医療大学において、三大学合同セミナー「阿見町地域連携 シンポジウム」に参加するなど、大学や医療機関との連携に努めてまいり ました。

今後もこうした成果をさらなる阿見町の発展につなげるため全力を傾注 し、将来に向けた確かなまちづくりを進めていきたいと考えます。

さて、本格的な少子高齢化や、いわゆる団塊の世代が定年を迎える2007年問題など、大きな環境変化に直面する中、住民の皆様方の負託にこたえるためには、自治体が身近な公共サービスの提供主体であることを常に意識して、次世代に負担を先送りすることがないよう、町民との協働、民間活力の導入、さらには負担の適正化など、効率的な行政経営を推進してまいります。

また,首都圏中央連絡自動車道,特にこの阿見地内の区間が本年3月といいますが,実はあした開通式であります。3月10日に開通することから,開通に伴う波及効果を最大限に生かしたまちづくりを進めてまいります。

次に、町政運営の重点課題の取り組みについて、第5次総合計画の施策の大綱に沿って基本方針を申し述べてまいります。

1つ目は、「みんなの声が活きるまち」づくりであります。

町民の声を着実に反映し生かすことのできる「協働のまちづくり」を目指すために、主体性と自己責任に基づく町民参加を進めるとともに、庁内各部課において、町民と行政の積極的な協働を推進してまいります。

また,各分野の団体・組織の活動を支援し,町民と行政の協働による自 主的な地域づくりを推進するとともに,まい・あみ・まつり,町民運動会, クリーン作戦など,全町的な町民活動を継続・発展させてまいります。

さらに、本町に立地する大学・医療機関と、教育、文化、保健・医療・ 福祉、産業など、さまざまな分野で連携を図ることにより、特色のあるま ちづくりを推進し、地域振興、地域活性化につなげてまいります。

2つ目は、「環境を守り育むまち」づくりであります。

町民,事業者,行政が協力・協働して地域の環境保全と,その向上への 取り組みを推進することにより,地球温暖化を初めとする地球環境問題の 解決や,豊かな自然と共生した町民の快適な生活の実現を目指してまいり ます。

また、廃棄物の不法投棄の監視、取り締まりを強化するとともに、環境 美化への取り組みを町民とともに推進し、ごみのない秩序ある町を目指し てまいります。

さらに,ごみ処理施設の適正な運営管理を図るとともに,焼却炉等の延 命化,最終処分場の維持管理を初めとして,処理事業の計画的・効率的運 営に努めてまいります。

その他, 平地林保全計画に基づき, まとまりのある平地林の保全を積極

的に図るとともに、緑地の整備を促進してまいります。

3つ目は、「安全で安心に暮らせるまち」づくりであります。

水道施設の計画的な更新などにより、住民生活や産業活動に必要な、安全で安定した水の供給を目指すとともに、水道事務所を都市開発部所管とし、下水道課を水道事務所に配置することにより、町民サービスの向上と経費節減を目指し、上・下水道の健全な経営を推進してまいります。

また,長期的視点に立った下水道施設の維持管理と,供用開始区域内世帯の下水道普及率の向上を目指した普及促進に努めてまいります。

さらに、農村の生活環境改善、農業用用排水の水質保全による農業の生産性向上を図るために、引き続き福田地区、実穀上長地区集落排水事業について早期完成を目指してまいります。

4つ目は、「健康で明るくやさしいまち」づくりであります。

健康と福祉のまちづくりをさらに推進するために、総合保健福祉会館内に健康づくり課と障害福祉課を設置し、町民の健康づくりと障害者支援を 積極的に推進してまいります。

健康づくり課においては、あみ健康づくりプラン21に基づく町民の主体 的な健康づくりを積極的に推進するとともに、医療機関との連携を図りな がら、地域医療の充実に努めてまいります。

障害福祉課においては、障害者一人ひとりの特性や生活環境に応じ、適切な福祉サービスが受けられるようサービスの充実を図るとともに、障害者が地域で自立できる生活の実現を目指してまいります。

また,阿見町次世代育成支援対策行動計画に基づき,家庭・学校・地域 の連携強化などによる地域ぐるみで子供を育てる環境づくりを目指すとと もに,働くことと子育てが両立できる環境づくりを目指してまいります。

5つ目は、「いきいき学びのまち」づくりであります。

予科練平和記念館につきましては、町長公室企画課内に予科練平和記念 館整備推進室を設置し、平成19年度から詳細設計を行い、平成21年度完成 に向けて本格的に整備を進めるとともに、記念館の整備及び管理に充てる ための基金の設置や、記念館建設のための支援金の募集・PR等を積極的 に推進してまいります。

今まで仮称としておりました名称については、本格的整備に入る平成19年度から、霞ヶ浦平和記念公園・予科練平和記念館として全国へ発信してまいります。

また、安全な教育環境を確保するため、校舎・体育館などの学校施設の 耐震補強工事及び大規模改修工事や、給食センターの老朽化に伴う施設の 改築及び運営方針について、中長期的な整備運営方針を検討してまいりま す。

さらに、全国的に進められる予定の放課後子供プランの実施に向けて検 討を進めるとともに、不審者情報や緊急情報の共有化を図るための連絡メ ールの配信など、児童生徒の安全対策を進めてまいります。

その他,多様化する町民ニーズに効果的・効率的に対応するために,公 民館・図書館において,指定管理者制度による民間活力の導入について検 討を進めてまいります。

6つ目は、「暮らしを支える活力あるまち」づくりであります。

活力とにぎわいの産業づくりの推進を明確にするために、経済建設部経済課を農業振興課と商工観光課に分課し、農業委員会事務局を農業振興課内に設置することによって、産業対策を積極的に進めてまいります。

農業振興課においては、都市近郊農業の利点を最大限生かした農業づくりを推進するため、農業対策推進会議を積極的に活用するとともに、農業協同組合や土地改良区などの関係機関との連携を強化してまいります。

また、農業後継者の確保・育成や認定農業者に対する支援・相談活動を 行い、担い手農家の育成に努めてまいります。

さらに、規模拡大意欲のある農業者への農地の集積や、景観作物の作付 けなど遊休農地の拡大防止に努めるとともに、農業者・農業協同組合・行 政の連携のもと、遊休農地解消のためのシステムの構築を検討してまいります。

商工観光課においては、県と連携をとりながら、阿見東部工業団地への 優良企業の誘致を積極的に推進するとともに、既存企業の振興を図ること によって、雇用の場の拡大や就業環境の向上など、町民の生活基盤の安定 を目指してまいります。

また、消費者問題の相談、啓発の推進などにより、すべての町民が消費者として権利が守られた、安全で安心できる暮らしの実現を目指してまいります。

また、本町の最も重要な観光資源である霞ヶ浦を生かし、霞ヶ浦周辺の緑や眺望など、霞ヶ浦一帯を有効活用した観光の展開を図るとともに、新たな観光資源の発掘や、観光関連施策との連携により、地域や産業の活性化を目指してまいります。

7つ目は、「快適で便利な美しいまち」づくりであります。

現在整備中の本郷第一地区については、事業の早期完了を目指すとともに、保留地の分譲を促進するため、総合的かつ多角的な販売対策を推進してまいります。

また, 荒川本郷地区は, 本町の荒川沖市街地を形成するための核となる 地区であり, 重要な位置にあることから, 都市計画道路等の基盤整備を図 りつつ, 適正な市街地の誘導に努めてまいります。

さらに、吉原地区については本年3月に圏央道の阿見東インターチェンジまでの区間が開通することから、第一施工地区である吉原東地区の整備を促進するとともに、首都圏中央連絡自動車道インターチェンジを基点とする道路ネットワークを構築するために、都市計画道路阿見・小池線や追原・久野線など、東部幹線道路の早期完成を県に強く要望してまいります。

最後に,「効率・効果・透明性を大切にするまち」づくりであります。

町政運営の基盤を確実なものにするため、総務部総務課内に行政改革推

進室を設置し、より積極的な行政改革を推進してまいります。

また、新たな税源の確保も含め、あらゆる面での増収対策と徹底した経費の節減を行い、財政基盤の確立を目指すとともに、安定的かつ自立した財政運営を推進するため、その基本となる公平・公正な課税と収納率の向上を図ってまいります。

さらに、マネジメントサイクルに基づく行政経営の仕組みの確立により、 環境の変化や新たな行政課題に対する柔軟かつ迅速に対応できる行政経営 を目指してまいります。

以上、町政運営に関する所信の一端を申し上げましたが、議員各位に並 びに町民の皆様のなお一層の御支援と御協力を重ねてよろしくお願い申し 上げる次第であります。

ここまでが主要施策についての説明でありますが、引き続きまして平成 19年度主な施策について申し上げます。

次に、平成19年度の主な施策につきまして、第5次総合計画の施策の体系に基づき、その概要を説明いたします。

町民参加につきましては、町民と行政が協働に基づくまちづくりを推進 するため、協働のまちづくり手法や、支援のあり方、町民活動センターの 活用策の検討を進めるとともに、公募方式による各種審議会への町民参加 や、パブリックコメントの積極的な活用など、計画策定段階での町民参画 を推進してまいります。

全町的な町民活動につきましては、エコミュニティのまちづくりを推進 していくための機会として、従来から行っているクリーン作戦やまい・あ み・まつりなどを継続・発展させてまいります。

また、地域の環境づくり、景観形成などの役割も担う、花ひらくまち推進事業などを推進することにより、ふるさととして誇りの持てる地域づくりを推進してまいります。

コミュニティ活動については、地域における自主的なコミュニティ活動

を推進するため、地域の集会施設等の整備に対する助成を引き続き実施してまいります。

人権につきましては、同和問題を初め、子供のいじめ、高齢者の虐待、 女性に対する差別、セクシュアル・ハラスメント、障害者や外国人に対す る差別などさまざまな人権問題がありますので、人権に対する認識と理解 を深めることにより差別のない地域社会づくりを目指すため、人権教育及 び人権相談を引き続き実施してまいります。

男女共同参画社会の実現につきましては、女性も男性もそれぞれの考え 方や意思が尊重され、ともに支え合い、ともに責任を担い、一人ひとりが 個性や能力を最大限に発揮して、多様な生き方を選択できるような社会を 実現するために、ともに生き、ともにつくるまち、阿見を基本理念とした 男女共同参画プランに基づき、さまざまな施策を推進してまいります。

国際化・国際交流事業につきましては、阿見町国際交流協会を中心に、町民主体の草の根交流を目指し、姉妹都市交流や町内外国人との交流イベントなど国際化に向けたまちづくりを推進するためのさまざまな事業を行ってまいります。

また,海外都市との交流では,アメリカ,スーペリア市への町民訪問団,中学生親善大使の派遣,中国柳州市からは市民訪問団,中学生のホームステイによる受け入れを計画しております。

さらに、今年はスーペリア市との姉妹都市締結、柳州市との友好交流開始、町国際交流協会の設立からそれぞれ10周年を迎えることにより、記念行事等を実施してまいりたいと考えております。

大学・研究機関との連携につきましては、これまで以上に連携を強化するとともに、よきパートナーシップを築き上げていくことで、双方にとってよりよい親交が図られるよう積極的な取り組みを進めてまいります。特に町では大学関係者も参加した農業対策推進会議や、健康づくり推進会議においてさまざまな観点からの意見を聴取し、地域振興、地域活性化につ

なげてまいります。

2番目が、環境を守り育むまちであります。

地球環境の保全につきましては、町民・行政がそれぞれの役割を認識し、 私たち一人ひとりがみずからの責任として取り組むべき極めて重要な問題 であり、積極的に環境保全活動に取り組む体制の整備を進めてまいります。

また、阿見町地球温暖化対策実行計画に基づき、町も一事業者としてみずからの事務・事業により排出される温暖化ガスを率先して抑制・削減するとともに、町施設の冷暖房管理の徹底、ごみの排出抑制の推進等を重点対策として進めてまいります。

資源循環型社会の形成につきましては、ごみの排出抑制・資源化・再利用促進や、一人ひとりのライフスタイル、消費活動の形態等多面的な見直しを図るとともに、住民・事業者に対しごみの排出抑制・有効利用・分別収集の周知・啓発を図ってまいります。

ごみ減量化対策事業につきましては、町内約1,000カ所を超える集積場を利用したステーション回収方式により、資源ごみの回収並びにリサイクル事業を推進し、より一層の分別対策の徹底を図ってまいります。

不法投棄対策事業につきましては、町環境美化推進員や不法投棄監視員が不法投棄の監視や通報を行うとともに、郵便局と連携し、町内での集配業務とあわせて不法投棄のチェックを行うなど、不法投棄の早期発見・早期対応に努めてまいります。

また、土砂等による土地の埋め立て、盛土及び堆積の規制については、 平成18年1月1日より条例を改正し規制を強化しておりますので、今後も 引き続き厳正に運用してまいります。

ごみの適正処理につきましては、可燃ごみの焼却処理、不燃ごみを破砕してからの可燃物・資源物などへの選別、缶・びん・ペットボトルなどの分別収集により可燃ごみの減量化や資源物の再利用化を図ってまいります。

処理施設の適正な運営・維持管理につきましては、霞クリーンセンター

及びさくらクリーンセンターの修繕工事や検査を定期的に実施して、施設 の延命や環境に配慮した稼働を図ってまいります。

自然環境の保全につきましては、引き続き県の補助事業等を導入し、森林所有者の理解と協力を得ながら、平地林の保全整備並びに造林事業を進めてまいります。あわせて、河川・湖沼につきましても、周辺緑地を含めた一体的な保全を図ってまいります。

自然環境に配慮した農業の推進につきましては、土づくりや輪作等を通じて化学肥料や農薬の使用をできる限り軽減し、環境に優しい農業と持続性の高い農業生産方式の導入を推進してまいります。

また,産業廃棄物扱いとなる使用済み農業用ビニール,ポリエチレン製品の回収を実施し、農業用廃プラスチックの適正処理対策に当たってまいります。

さらに、国民の環境への関心が高まる中で、良好な農村環境の形成や環境を重視した農業生産への取り組みを推進するため、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る地域の共同生活に対し支援を行ってまいります。

公害対策事業につきましては、東部工業団地進出企業との公害防止協定 の締結、公害防止法令の規制が適用される事業所等に対するさらなる指導 監督を強化することにより、公害の未然防止に努めてまいります。また、 霞ヶ浦に流入する河川の定期水質検査も継続して実施してまいります。

環境美化事業につきましては、阿見町環境美化条例に基づき、空き缶等や粗大ごみの投げ捨て、犬の糞害、違反ごみ出しの防止、空き地等の適正な管理並びに霞ヶ浦湖岸の美化を図る啓発事業に取り組むとともに、不法投棄対策事業とあわせて地域の環境保全の推進及び美観の保護を図ってまいります。

生活排水浄化につきましては、水質浄化に対する町民の意識高揚を図る ため、霞ヶ浦浄化対策事業の一環として町内に設置されている家庭排水浄 化施設の視察見学会や霞ヶ浦湖上視察事業を実施し、水質浄化への啓蒙・ 啓発等を積極的に推進してまいります。

さらに、生活排水による公共水域の汚濁防止策としましては、下水道事業認可区域及び農業集落排水認可区域以外の地域での合併浄化槽を設置する世帯に対し、浄化槽設置補助事業を実施するとともに、霞ヶ浦水質汚濁の大きな原因である生活排水に含まれる窒素とりんを除去するための高度処理型浄化槽の設置に対する補助制度についても引き続き実施してまいります。

3番目が、安全で安心に暮らせるまちづくりであります。

上水道の整備につきましては、平成17年度より未整備地区への配水管布設工事に着手し、阿見町水道事務所と上郷配水場等を新しい配水管で連結する大環状管の築造を進めております。

また、上郷配水事業は平成19年度から平成20年度にかけて管理棟及びP C配水池の耐震診断、耐震補強工事に着手する予定であります。

下水道整備につきましては,従来の市街地での整備がほぼ完了したため, 引き続き本郷第一土地区画整理事業区域内での整備と,旧市街地内の未整 備地域の解消及び私道部分の整備促進を図ってまいります。

現在進めております荒川本郷地区の整備としては、雨水及び汚水幹線の整備, さらに本郷第一地区荒川本郷地区の雨量を見込んだ、調整池整備を促進してまいります。

また、吉原地区につきましては阿見東インターチェンジに接する県施工による阿見吉原東土地区画整理事業区域内の汚水管渠及び雨水管渠の整備を進めてまいります。

下水道整備が完了し、供用を開始している区域につきましては、より高い投資効果の観点から、水洗化を積極的に推進していくとともに、水洗便所改造資金のあっせん及び利子補給制度のPRを行い、水洗化率の向上を図ってまいります。

農業集落排水事業につきましては、福田地区において管路及び処理施設

築造工事を進めるとともに、実穀・上長地区においても管路築造工事をするなど、平行して集落排水事業を推進し、早期の完成を目指してまいります。

地域防災につきましては,災害発生時に迅速に対応できるよう,町民の 防災意識の高揚と,自主防災組織の育成強化を図るともに,防災備品,備 蓄品等の充実を図ってまいります。

防犯対策につきましては、阿見町防犯連絡員の協力により公用車による 青色防犯パトロールを実施し、地域における犯罪及び事故の防止に努めて まいります。

また、安全な地域づくりのために防犯灯の助成の実施や、町民が自主的に実施する防犯活動を支援するための支援・相談体制の充実を図ってまいります。

さらに,牛久警察署及び阿見地区交番と連携し,治安維持の強化を図ってまいります。

消防・救急につきましては、大規模化、複雑多様化する不時の災害に対応するため、資機材及び消防水利の整備、法改正に伴う知識、技術の向上のための職員教育を引き続き図ってまいります。

また、年々増加するCPA、これは心肺の停止でありますが、CPA患者の救命率向上のためのAED(自動体外式除細動機)トレーナーの設置を引き続き進めるとともに、バイスタンダー、横文字がいっぱい出てきます。傷病者の脇に居合わせていた場合の応急手当ができる人、こういう人たちの育成を推進し、救命法の普及啓発に努め、救命率向上を図ってまいります。

消防団につきましては、教育訓練の充実を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、第8次阿見町交通安全計画に基づき、交通事故防止のために各行政区区長、地区交通安全協会、交通安全母の会、各学校PTA、町民の方々から情報をいただきながら、町による安全パト

ロールを行い、交通危険箇所等を把握し、改善してまいります。

また,歩行者・運転者の交通マナーの向上のため,交通安全関係機関と 密接な連携を図りながら,年少者や高齢者を対象に交通安全教室等を開催 し,交通安全意識の高揚,啓蒙,啓発運動を推進してまいります。あわせ て,交通安全施設の整備を図るとともに,チャイルドシートの貸出事業を 推進してまいります。

消費生活につきましては、引き続き町消費生活センターの充実に努め、 さまざまなトラブルよる消費生活相談の解消を目指してまいります。

また,広報・出前講座等により高齢者や若年者等への啓発に努め,町民 の消費生活に関する意識の向上を図ってまいります。

次に、健やかで明るくやさしいまちづくりであります。

健康づくりにつきましては、新たに健康づくり課を設置し、あみ健康づくりプラン21に基づいて、町民一人ひとりの健康づくりのための行動計画を広く周知させ、行政・地域・企業・医療機関の連携により、生活習慣病を予防するための各種事業の推進に取り組んでまいります。

各種健診事業につきましては、健診内容の充実を図り、受診結果に基づき適切な保健指導を行うとともに、疾病の早期発見・早期治療による二次 予防を推進してまいります。

また,「活動的な90歳」を目指し,高齢者に対して運動・食事等の指導を行うことにより,生活習慣の改善を図る介護予防事業の展開に努めてまいります。

母子保健事業につきましては、妊娠・出産・育児と一貫したフォロー体制をとっており、妊婦に対する健康教育や乳幼児に対する健康診査・育児相談を行うとともに、訪問活動により安心して子育てができるよう支援を強化してまいります。

地域医療につきましては、町民が休日や夜間の緊急時でも最寄りの総合 病院や各診療所等で速やかに治療が受けられるよう、在宅当番医制及び病 院群輪番制の体制を強化していくとともに、小児の救急についても小児救 急輪番体制を維持し、だれもが安心して暮らせるまちづくりを目指してま いります。

地域福祉につきましては、社会福祉協議会、社会福祉法人等の社会福祉 事業者、NPO法人や民生委員・児童委員、ボランティア団体等との連携 を図りながら、だれもが健康で安心して生き生きと暮らすことができる地 域社会づくりに努めてまいります。

高齢福祉につきましては、阿見町老人保健福祉計画に基づき、高齢者ができる限り要介護とならずに、自立した生活を送ることができるようにするため、介護予防・地域支え合い事業、元気わくわく支援事業、家族介護支援事業、青年後見制度利用支援事業及び地域ケアシステム推進事業を実施してまいります。

介護保険につきましては、第3期阿見町介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせることができるよう、引き続き介護サービス基盤の充実と制度の円滑な運営に努めるとともに、要介護状態になる前の方を対象とした地域支援事業や、軽度者を対象とした新予防給付を実施し、要介護者の発生や悪化を防止するとともに、生活機能の維持向上を図ってまいります。

また,サービスの効果的な推進と介護事業の圧縮を図るため,引き続き 介護情報のデータベース化の推進を図ってまいります。

児童福祉につきましては、阿見町次世代育成支援対策行動計画に基づき、 未来を担う子供たちが健やかに成長していけるよう町全体で子供と子育て に優しいまちづくりに取り組んでまいります。

また,少子化対策の一環として実施している,子供に恵まれない夫婦に 対する不妊治療費補助制度の強化を図ってまいります。

保育所につきましては,延長保育を引き続き実施するとともに公立保育 所の老朽化対策並びに保育サービスの向上と経費の削減等を目的として, 次の世代のためによりよい保育環境を提供する民営化検討も含めて保育所 運営の見直しを進めてまいります。

児童館につきましては、放課後児童クラブの開館時間の拡大を実施する とともに、養護学校生徒放課後児童対策事業を引き続き実施してまいりま す。

また、国において総合的な放課後の児童対策として放課後子供プランを 推進しようとしているところですので、町でも放課後児童に限らず6年生 までの受け入れを考慮した放課後の子供の居場所づくりの実施に向けて、 総合的放課後対策事業についての検討をしてまいります。

障害者福祉については、障害者福祉施策のより一層の推進を図るため、 障害福祉課を新たに設置し、障害者自立を支援するために、介護給付、訓練等給付などのサービス提供、さらに障害者が住み慣れた地域で安心して 生活ができるように、これまで実施してきた障害者福祉サービス及び地域 生活支援事業によるサービスの提供を実施してまいります。また、障害者 の自己決定を尊重し、障害者みずからサービス内容を選択できる障害者福祉サービスの推進及び啓蒙活動を行い、サービスの充実を図ってまいります。。

国民健康保険につきましては、加入者の健康の自己管理を促し、医療費 支出の抑制及び適正化を図るために、人間ドック等の受診費用に係る助成 の継続、これらの広報・啓蒙や、ドック受診者の事後指導など、健康づく り課と連携を図り、予防医療の充実に努めてまいります。

また,国民健康保険事業の財政基盤の安定を図るために,国民健康保険税の賦課の適正化と,その収納確保に努めてまいります。

国民年金につきましては、町民の老後における生活基盤の安定を図ると ともに、未加入者の加入促進を図り、被保険者の受給権の確保に努めてま いります。

また, 広報活動やイベントへの参加, 年金相談等により, 町民の制度へ

の理解を促進してまいります。

老人保健につきましては、医療費の自己点検及び健康の自己管理を促進するため、受給者への医療費通知や診療回数の多い患者についての訪問指導の実施及び国民健康保険と連携した広報活動を行い、医療費支出の削減と適正化に努めてまいります。

医療福祉につきましては、対象となる受給者の範囲及び自己負担金の制度の周知を図り、対象者の認定と適正な医療費助成に努めてまいります。

次に、いきいき学びのまちについてであります。

幼児教育につきましては、引き続き私立幼稚園・保育所等との連携を強化しながら、国の就園奨励補助事業、町単独による保護者補助事業の推進を行い、保護者の経済的負担の軽減を図り、幼児教育の充実を図ってまいります。

学校教育につきましては、学習指導要領のもと、各学校において児童・生徒が生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、みずから学び、みずから考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個に応じた教育の充実に努めてまいります。

心の教育の充実につきましては、ボランティア活動などの社会奉仕活動 や平地林の活用などによる自然体験活動、あいさつ運動の実施、そして道 徳や特別活動により一層の充実を図ってまいります。

また、子供たちの不安や悩みを取り除くため、教育相談・不登校相談の 一層の充実を図ってまいります。

多様な教育活動の充実につきましては、ティームティーチングや地域人材の活用、少人数学習や習熟度別学習など多様な指導方法・学習内容の充実を図ってまいります。また、学校図書館については、引き続き全小・中学校に司書等を配置するとともに、蔵書数の確保に努め、児童・生徒がいつでも読書をできる環境整備を図ってまいります。

情報教育の充実につきましては、コンピュータを活用した情報教育の推進を図るため、すべての教員がコンピュータを活用した授業の指導ができるよう、情報教育の研修の充実を図ってまいります。

学校・家庭・地域との連携につきましては、学校評議員会を充実させる とともに、学校からの積極的な情報発信を行い、学校・家庭・地域社会と のコミュニケーションを密にしてまいります。

また,授業だけでなく全教育活動の中で,保護者や地域の人たちを活用 した行事を計画的に実施してまいります。

児童生徒の安全対策につきましては、老朽化した校舎・体育館等学校施設や給食センターに対し耐震改築・改修及び運営方針の検討を視野に入れながら、計画的に維持補修や施設整備を行い、安全で快適な学校運営ができるよう施設環境の整備に努力してまいります。

また,登下校時,放課後,学校開放時等の安全につきましても,新たに携帯電話を利用し,保護者に直接情報を提供する連絡メールシステムを全小中学校に導入するとともに,保護者や地域社会の協力のもと,一体となって児童生徒の安全確保を図ってまいります。

生涯学習につきましては、社会の変化に伴う多様化、高度化傾向にある町民の学習ニーズにこたえられるよう、専門委員会、社会教育委員会、公民館運営審議会等の意見を参考に、いきいき学びの町AMI推進会議の充実を図ってまいります。

公民館等の事業につきましては、中央公民館は町全体を対象にした事業を実施し、君原・かすみ地区公民館及び本郷・舟島のふれあいセンターについては、地域の多様な学習課題に対応した学習活動を支援してまいります。

図書館につきましては、図書資料・視聴覚資料の充実を図るとともに、 供用、調査研究、レクリエーション等、町民のニーズに沿った図書館運営 を進めてまいります。 また,公民館・図書館においては利用者のサービス向上と経費節減を図るため,指定管理者による民間活力導入の検討を進めてまいります。

ふれあい地区館活動につきましては、活動開始から16年を経過し、参加者や事業の固定化・減少化が進み、活動の転換期を迎えており、各ふれあい地区館の代表や社会教育指導員と連携しながら、新たな学習を通したふれあいの場の創造を推進してまいります。

また、地域子供教室事業の廃止に伴い、学校週5日制対策事業及び子供の居場所づくり事業は、土曜日を中心とする事業から平日の放課後を含めた事業への展開が求められており、子供の安全で健やかな活動場所を確保しつつ、勉強やスポーツ、文化活動などを通し、地域住民との交流活動の取り組みを含めた総合的放課後対策事業についての検討をしてまいります。

スポーツ・レクリエーション事業につきましては、心身ともに健康で活力ある生活を営むために、生涯スポーツを推進するとともに、スポーツ教室や講習会を開催し、スポーツや健康保持に関する意識の高揚と技術の習得を図り、スポーツの振興を図ってまいります。

また,町民運動会やマラソン大会等,各種大会への積極的な参加を図りながら,競技スポーツの親交を図ってまいります。

青少年の健全育成事業につきましては、学校やPTA関係、青少年育成団体等との緊密な連携を図りながら、子供たちの非行防止パトロールや健全育成に係る啓発事業を推進いたします。

また,今年度も全小中学校において「あいさつ・声かけ運動」を実施してまいります。

芸術・文化活動につきましては、伝統芸能や文化をその地域だけではな く広く町民に公開するとともに、保存意識の高揚、後継者育成を図りなが ら、文化活動の振興に努めてまいります。

また、文化財の保護につきましては、文化財保護法の精神を尊重し、文 化財保護計画により、文化遺産等を歴史・芸術・学術上または観賞上、価 値の高い文化財を保存し、その活用を図りなから、補助要綱に沿った文化 財の保護に努めてまいります。

さらに、公民館・ふれあいセンターのギャラリー等を活用し、文化財等 の展示をすることより、文化財に対する意識の啓発を図ってまいります。

予科練平和記念館につきましては、建設に向けた実施設計を行い、平成 21年度開館を目指します。また、記念館の整備を推進するため、広く支援 金を募集してまいります。

さらに、開館に向けた館の運営方法を検討するとともに、資料収集についても継続的に行い、関係機関、団体等とも連携し、事業推進を図ってまいります。

次が暮らしを支える活力あるまちづくりであります。

産業対策を推進するため、経済課を農業振興課と商工観光課に分け、産 業対策を推進してまいります。

農業の振興につきましては、生産者・農協・町との話し合いを組織的に進め、農業改良普及センター等の関係機関と協力し、また、支援を受けながら、都市近郊型農業・環境保全型農業に対する共通認識を養い、地域における実践的な取り組みを進めてまいります。

また、国・県との農業政策の整合性を図りながら、地域の合意のもとに 担い手の明確化と幅広い担い手の確保・育成を進めるとともに、集落営農 の確立に努めてまいります。

さらに、町単独事業である新規就農者支援事業や集落活性化事業について、一層の事業効果が得られるよう推進してまいります。

農業基盤整備につきましては、法定外公共物、水路等の施設の修繕、清掃等の維持管理及び土地改良区運営の軽減を図るための補助を実施してまいります。

畜産の振興につきましては、生産性の向上を図り、安全、安心かつ高品質で競争力のある畜産物を生産し得る畜産農家の育成策として、町単独事

業である家畜改良増殖事業補助金を維持するとともに,地域社会と調和する る畜産経営環境の改善指導に努めてまいります。

地域商業の振興につきましては、商業者みずからが主体となって実施している阿見町商業振興会のポイントカード事業を引き続き支援育成に努めてまいります。

また, 商工業に関する懇談会を定期的に開催することにより, 商工業関係者と密接な連携を図りながら, 地域経済の発展に努めてまいります。

工業の振興につきましては、現在誘致活動を行っている阿見東部工業団地への進出企業が8社となり、うち5社が操業を開始いたしました。今後も誘致活動を推進し、町の将来にわたる財政基盤の安定的確保と町民の就業機会確保のために、県と連携を図りながら優良企業の早期誘致を推進してまいります。

観光の振興につきましては、引き続き県の漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会と連携を図りながら、町の再発見に結びつくような観光資源の掘り起こしと、体験型観光の組織づくりに向けた取り組みに努めます。

また、町の貴重な観光資源となる予科練平和記念館を含めた霞ヶ浦平和記念の園を核とし、県及び霞ヶ浦周辺の市町村が参加する広域観光ネットワーク事業と連携を図りながら、観光の振興にも努めてまいります。

次に、快適で便利な美しいまちについてであります。

都市計画につきましては、秩序ある市街地の形成を図るために、都市計画に関する基礎調査を行い、地域の特性に応じた土地利用や建物の規制・ 誘導行うとともに、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、いわゆる 線引きでありますが、線引きや用途地域の指定を行ってまいります。

土地区画整理事業のうち本郷第一地区につきましては、前年度に引き続き工事・補償を推進して、道路・公園、公共施設の供用開始区域の拡大を図るとともに、民有地の使用収益区域の拡大を図り、まちづくりの拡充に努めます。

また,保留地販売につきましては大型商業施設の開店を最大限に活用し, 積極的な販売推進を図ってまいります。

組合施行事業である中郷地区につきましては、換地処分作業に着手するよう指導するとともに、一部区域を除外した事業区域に変更し、適切な支援・指導により速やかな事業収束へと導いてまいります。

昨年度に換地処分となった岡崎地区につきましては、本年度より清算金の徴収交付事務に入ります。

圏央道インターチェンジ周辺のまちづくりである阿見吉原土地区画整理 事業につきましては、3段階施行よる整備方針に基づき、第1段階の55.2 ヘクタールについて事業を進めております。

また,第1期地区の土地利用の具体方針が整ったことから,町は用途地域の変更や地区計画を定め,事業主体の茨城県とともに阿見東インターチェンジ北側に計画される商業・業務型を中心とするまちづくりに向けて事業を推進してまいります。

荒川本郷地区につきましては、土地区画整理事業中止後の都市施設整備として、地区の骨格となる都市計画道路及び雨水対策施設を町が優先的に整備することとしており、まちづくり交付金制度や下水道補助制度を活用した事業を引き続き進めてまいります。

また,当地区全体の今後のまちづくりにつきましては,地区計画等の制度を活動した地域づくりを誘導していきたいと考えております。

主な幹線道路の整備につきましては、JR荒川沖へのアクセス等、交通ネットワークを構築する上で非常に重要となる都市計画道路荒川沖・寺子線と、荒川本郷地内の主要道路である都市計画道路南大通り線及びセンター通り線の整備を引き続き進めてまいります。

生活関連道路の整備につきましては、舗装新設工事を実施するとともに、 幹線道路の排水整備工事を年次計画で整備いたします。

また、安全な道路環境を確保するため、維持・補修工事、及び未登記処

理等を引き続き推進してまいります。

建築物の耐震改修に関する法律が改正されたことにより,該当する建物 を対象に引き続き耐震診断を実施してまいります。

町営住宅の管理・建て替えにつきましては、既存住宅の適切な管理を行うとともに、老朽化した町営住宅の用途廃止及び除却を実施していきます。また、消防法等の改正により、既存住宅については平成23年5月までに火災警報器の備えつけが義務化されたため、町営住宅にも今年度から計画的に設置してまいります。

公園緑地につきましては、地域住民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの拠点、防災の避難地等の空間として、快適で安全に利用できるよう適切な維持管理を行ってまいります。

景観形成につきましては、町の美しい自然環境を守り育て、魅力ある景観づくりを目的とした阿見町景観条例に基づき、町民の森の指定や生け垣の設置補助等の緑化助成事業を推進してまいります。

また,みどりの基金を活用し、町民の森や公園・緑地等の里親制度によるボランティア活動の支援を行ってまいります。

景観形成道路についても、町の顔となり、緑豊かな田園景観を保全するため、なお一層のPRを図りながら、沿道景観形成の啓蒙に努めてまいります。

大分長くなりましたけれども、もう少しですから。

8番目としまして,効率・効果・透明性を大切にするまちづくりであります。

行政改革につきましては、平成18年3月策定の新行政改革大綱に基づき 積極的に取り組むとともに、総務課内に行政改革推進室を設置し、さらな る推進を図ってまいります。

人材育成の充実強化については,阿見町人材育成基本方針に基づき,職員の能力と質の向上のため引き続き職員研修を実施し,人材育成を図って

まいります。また、事務の効率化や適正な人事管理のため、人事給与システムの充実を図ってまいります。

町界町名地番整理事業につきましては、複雑化している土地・住所の表示をわかりやすくし、町民生活の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、阿見町町界町名地番整理基本計画に基づき、岡崎、住吉、うずら野地区を実施してまいりました。平成19年度は、中郷・西郷地区、このうち中郷土地区画整理地内であります、の事業に着手いたします。

財政の健全化につきましては、事業の優先的な選択により限られた財源 の重点配分を図り、効率的で弾力性のある健全な財政運営に取り組んでま いります。

また,将来にわたる徴税等財源の的確な把握と財政需要を勘案した中長期的な財政計画の策定により,計画的な財政運営を図るとともに,徴税等自主財源の安定的な確保を図るため,収納対策の強化や課税客体の的確な把握などに努めてまいります。

行政評価と総合計画の進行管理につきましては、質の高い住民サービス と効率的・効果的な行政運営を行うため、全事務事業の分析を行うととも に、業務改善運動や施策評価の検討を進めてまいります。

また,阿見町第5次総合計画前期基本計画が平成20年度で終了することから,前期基本計画の進捗状況を評価するとともに,後期基本計画の策定作業を進めてまいります。

行政手続の利便性の向上につきましては、戸籍・住民票において請求範囲の限定と本人確認が義務となる法律改正が予定されていることから、事前の周知や窓口における的確な説明に努め、適切な証明業務を行いつつ、迅速かつ丁寧な窓口対応を心がけてまいります。

窓口利用者の利便性の向上については、混雑が予想される月曜日の窓口 案内を継続し、要件把握や担当窓口への誘導を的確円滑に行えるよう、引 き続き申請様式や案内表示を適宜に見直し、負担軽減を図ってまいります。 さらに日曜開庁による証明交付及び収納業務や証明書休日交付予約サービスなど,平日に来庁しづらい住民に向けた拡張サービスについては,広報紙やインターネット,ホームページによる周知を継続的に行い,積極的な制度活用を促してまいります。

広報活動につきましては、行政情報の的確かつ迅速な提供と、町民生活の利便性の向上を図るため、これまでの週報を廃止し「広報あみ」を月2回、通常版とお知らせ版になりますが、月2回発行するとともに、町ホームページのさらなる充実を図ってまいります。

広聴活動につきましては、町民参加による町政実現の重要な手段として 位置づけ、町民と語る集いや町長への手紙、各種懇談会などさまざまな機 会と場において町民の皆さんの意見や要望、提案を伺い、町の方針や事業 に反映させてまいります。

情報公開につきましては、行政情報公開の一層の推進と、町民が利用し やすい情報公開制度の運用に努めるとともに、正確で適正な情報を迅速に 公開できるよう、文書管理の一層の充実を図ってまいります。

個人情報の保護については、個人情報の適正な取り扱いを確保し、個人の権利利益の保護を図ってまいります。

また、情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合した情報公開・個人情報保護審査会を設置し、審査の充実や運営の効率化を図ってまいります。

情報化につきましては、情報化の便益を最大限活用し、住民ニーズに即応した行政サービスの質的な向上を実現するため、電子自治体の構築を目指してまいります。そのために、国、県、周辺市町村との総合行政ネットワークの活用、行政内部の情報化を推進してまいります。

広域行政につきましては、町民の日常生活圏が拡大する中で、人々の価値観や生活スタイルも多様化しており、効率的な行政運営が望まれております。そのため、周辺の自治体と連携を強化し行政サービスの向上を図るとともに、機能的で一体感のある広域行政の推進に努めてまいります。

大分長くなりましたが、これで施策の方針、それから主要施策の概要についての話が終わったわけであります。

それで、引き続き議案27号に入ります。もうちょっとおつき合いください。

引き続きまして議案第27号,平成19年度一般会計予算の概要について申 し上げます。

一般会計の予算総額は124億2,800万円で,前年度と比較しますと2.3%の減となっております。

まず歳入でありますが、歳入の大宗をなす町税は、税源移譲に伴う税率 改正や定率減税の廃止などによる個人町民税の増がある一方、大規模法人 の組織再編に伴う法人町民税の減なども見込まれており、町税全体として は6.5%の増額で計上しております。

地方譲与税は、税源移譲相当額としての所得譲与税の皆減により、 60.7%の減額で計上しております。

地方交付税は、国が策定する地方財政計画において、景気回復に伴う法人町民税の大幅な伸びが見込まれていることから、基準財政収入額が増となるため、普通交付税が減額となり、交付税全体では48.5%の減額で計上しております。

そのほか, 定率減税の廃止に伴って, 税収補てんとして措置されていた 地方特例交付金の減や, 減税補てん債が廃止されております。

このように町税においては増収が見込まれるものの、地方交付税の増は 期待できず、また、減税補てん債措置分の減などもあって、一般財源の確 保が非常に困難な状況になるため、基金を取り崩して所要の財源を確保し たところであります。

また、歳出につきましては、扶助費や他会計繰出金の増嵩、大規模事業 による負担増が見込まれていたことから、経常経費の見直しや行財政改革 に取り組んできたところでありますが、今後、財政運営の硬直化を招かな いためにも,引き続き行財政改革を推進し,歳出の削減を図っていく必要 があると考えております。

このような中、平成19年度の予算編成に当たりましては、町民生活の向上のため必要な事業を推進することを基本として、限られた財源の重点的かつ効率的な配分を念頭に置き、予算編成に取り組んだものであります。

次に、7ページの債務負担行為につきましては、DTP編集システムなど3件について期間と限度額を設定するものであります。

地方債につきましては都市計画街路整備事業など3件について限度額, 利率等を設定するものであります。

以上,一般会計予算の概要について申し上げましたが,具体的な内容に つきましては担当部長に説明させますので,慎重審議の上,議決いただき ますようお願い申し上げます。

- ○議長(久保谷実君) 以上で提案理由の説明を終わりました。 引き続き、担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。 総務部長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) それでは、議案第27号、平成19年度の一般会計予算案の内容につきまして御説明いたします。お手元の平成19年度阿見町予算書を御参照願います。

まず歳入につきまして、予算書の歳入歳出事項別明細書によりその主な 内容を申し上げます。

11ページをお開きください。第1款, 町税から御説明いたします。第1項第1目, 個人町民税では, 所得割で税源移譲に伴う比例税率化や定率減税の廃止, 給与所得の伸びなどにより25.3%の増, 現年課税分全体では前年度と比較しまして24.7%の増額計上。

第2目,法人町民税では,法人税割で大規模法人における組織再編に伴う従業員数の減等を考慮し0.2%の減,現年課税分全体では前年度と比較し0.2%の減額計上。

第2項第1目,固定資産税では,土地で4.2%の減,家屋で新築増を見込み4.4%の増,現年課税分全体では前年度と比較しまして0.1%の増額計上。

第4項, 町たばこ税では,消費本数の減少に伴い,前年度と比較しまして12.9%の減額計上。

町税全体では前年度と比較いたしまして6.5%の増額計上となっております。

12ページの第2款,地方譲与税では、住民税への税源移譲に伴い所得譲与税が皆減となり廃目,地方譲与税全体では前年度と比較しまして60.7%の減額計上となっております。

13ページの第10款,地方特例交付金の第1項,地方特例交付金では,恒 久的減税による減収を補てんする減収補てん分が廃止となるため,前年度 と比較しまして92.7%の減額計上。

第2項,特別交付金は新規計上となるもので,減税補てん分廃止の経過 措置として平成21年度まで交付されるものであります。

地方特例交付金全体では、前年度と比較しまして78.1%の減額計上となっております。

第11款,地方交付税では,国が策定する地方財政計画におきまして,景気回復に伴う法人町民税の大幅な伸びが見込まれていることなどを考慮し算定しました結果,基準財政収入額が増となることから,普通交付税が81.8%の減額となり,地方交付税全体では前年度と比較いたしまして48.5%の減額計上となっております。

14ページの第13款,分担金及び負担金では、放課後児童健全育成事業負担金の増などにより、前年度と比較いたしまして2%の増額計上。

14ページ,15ページの第14款,使用料及び手数料では,事業系ごみ処理 手数料の増などにより,前年度と比較しまして2.3%の増額計上となっております。

15ページ, 16ページの第15款, 国庫支出金の第1項, 国庫負担金では児

童手当の拡充に伴う児童手当負担金の増などがある一方,障害者訓練等給付費負担金の減などにより,前年度と比較しまして7.7%の減額計上。

第2項,国庫補助金では,障害者介護給付費補助金の増などがある一方, 荒川本郷地区の都市計画街路整備事業のためのまちづくり交付金の減や, 事業終了に伴う廻戸地区の近隣公園整備事業補助金の皆減などにより,前 年度と比較いたしまして45.2%の減額計上。

国庫支出金全体では、前年度と比較いたしまして31.9%の減額計上となっております。

17ページの第16款,県支出金の第1項,県負担金では,国庫負担金同様,児童手当負担金の増などがある一方,障害者訓練等給付費負担金の減などにより,前年度と比較しまして,6.2%の減額計上。

17ページから19ページの第2項,県補助金では,安全快適なみち緊急整備市町村補助金の皆減などがある一方で,障害者介護給付費補助金やマル福医療にかかわる医療費補助金の増などにより,前年度と比較しまして16.7%の増額計上。

第3項,委託金では、県議会議員の選挙費委託金の皆減などがある一方、個人県民税徴収取扱委託金の増や参議院議員の選挙費委託金の新規計上などにより、43.9%の増額計上。

県支出金全体では、前年度と比較し、10.3%の増額計上となっております。

20ページ,21ページの第19款,繰入金の第2項,基金繰入金では,各種事業の実施に当たり,事業債の抑制に努めるとともに,財源不足を補うため,財政調整基金を初め,各種特定目的基金を活用するものでありますが,前年度と比較しまして55.7%の増額計上となっております。

21ページから24ページの第21款,諸収入では,高額療養費返納金や荒川 本郷地区都市計画街路整備の補助事業にかかる都市再生機構負担金の減な どにより,前年度と比較しまして23.2%の減額計上となっております。 第22款,町債費では,予科練平和記念館建設事業の事業債の新規計上がある一方,荒川本郷地区都市計画街路整備事業の事業債及び臨時財政対策債の減,税源補てん分の地方特例交付金同様廃止となる減税補てん債の皆減などにより,町債全体では前年度と比較しまして30.3%の減額計上となっております。

次に25ページからの歳出について申し上げます。

第1款,議会費は,議員報酬関係経費の増などにより,前年度と比較しまして2.7%の増額計上。

27ページからの第2款,総務費でありますが,第1項,総務管理費の第1目,一般管理費では,特別職及び職員の給与関係経費,臨時職員賃金,文書管理などに要する経費が主なもので,職員給与関係経費の増などにより,前年度と比較しまして21.8%の増額計上。

37ページから42ページの第8目,企画費では,職員給与関係経費,行政情報及び住民情報ネットワーク運営,さわやかフェア,町民活動センターなどに要する経費が主なもので,総合計画策定事業の新規計上などがある一方,行政情報ネットワーク運営事業及び住民情報ネットワーク運営事業の減などにより,前年度と比較しまして2%の減額計上となっております。42ページ,43ページの第9目,交通安全対策費では,交通安全施設整備事業にかかわる経費を土木費・道路橋梁費・道路維持費の道路橋梁維持補修事業内へ組み替えたことにより,前年度と比較しまして60.9%の減額計上。

44ページから46ページの第11目,諸費では,区長等報酬,防犯対策,集会施設整備などに要する経費が主なもので,集会施設新築事業補助金の新規計上などがある一方,過誤納還付金等のうち,町税にかかる過誤納還付金を徴収費の徴収事務費内へ組み替えたことによる減などにより,前年度と比較しまして10.5%の減額計上となっております。

49ページ,50ページの第2項,徴税費の第3目,徴収費では、職員給与

関係経費及び町税徴収に要する経費を計上しているもので、町税にかかる 過誤納還付金を総務管理費・諸費の過誤納還付金等から組み替えたことに より前年度と比較しまして11.7%の増額計上。

52ページから54ページの第4項,選挙費では、県議会議員及び農業委員会委員の一般選挙費が皆減により廃目となっている一方、参議院議員通常選挙費及び町議会議員一般選挙費の新規計上により前年度と比較しまして113%の増額計上となっております。

次に第3款、民生費について申し上げます。

57ページから60ページの第1項,社会福祉費の第1目,社会福祉総務費では,高額療養貸付事業の減などがある一方,国民健康保険及び介護保険特別会計への繰出金の増,老人福祉費から福祉巡回バス運行事業を組み替えたことなどにより,前年度と比較しまして4.9%の増額計上。

60ページから64ページの第2目,老人福祉費では老人保護措置費,シルバー人材センター助成費,家族介護支援などに要する経費が主なもので,特別養護老人ホームみほの新築事業補助金の皆減による高齢者福祉事務費の減,福祉巡回バス運行事業を社会福祉総務費へ組み替えたことによる皆減などにより,前年度と比較しまして12.7%の減額計上となっております。64ページから69ページの第3目,障害者福祉費では,障害者自立支援法

施行に伴う給付費等の組み替えなどによる障害者施設訓練等給付事業の減 や障害者介護給付事業の増,障害者地域生活支援事業の新規計上のほか, 組織機構の見直しに伴い,職員給与関係経費を総合保健福祉会館費から組 み替えたことなどにより,前年度と比較しまして42.1%の増額計上。

69ページから71ページの第5目,老人医療給付費では,職員給与関係経費の増や,新たな高齢者医療制度運営にかかる後期高齢者医療事務費の新規計上などにより,前年度と比較しまして10.8%の増額計上となっております。

71ページ,72ページの第6目,医療福祉費では,職員給与関係経費の増

がある一方,医療給付費の減などにより前年度と比較しまして8.3%の減額 計上。

72ページから74ページの第7目,福祉センター費では,空調設備設置工事の皆減などにより,前年度と比較しまして34.8%の減額計上。

74ページ,75ページの第8目,総合保健福祉会館費では,組織機構の見直しに伴い職員給与関係経費を障害福祉費に組み替えたことなどにより前年度と比較しまして55.4%の減額計上となっております。

77ページの第2項,児童福祉費の第2目,児童措置費では,0歳から3歳未満の乳幼児加算創設に伴う児童手当の増により,前年度と比較しまして16%の増額計上となっております。

77ページから82ページの第4目,保育所費では,職員給与関係経費,施設の運営及び維持管理費,民間保育所管理運営に要する経費が主なもので,職員給与関係経費及び民間保育所管理運営事業の減により,前年度と比較しまして5.7%の減額計上。

82ページから85ページの第5目,児童館費では,職員給与関係経費,施設の運営及び維持管理費,放課後児童健全育成事業に要する経費が主なもので,職員給与関係経費の減などがある一方,放課後児童健全育成事業の拡充に伴う放課後児童指導員賃金の増などがあり,前年度と比較しまして4%の増額計上となっております。

次に第4款,衛生費について申し上げます。

88ページ,89ページの第1項,保健衛生費の第2目,予防費では,予防接種事業などに要する経費が主なもので,予防接種委託料の増などにより,前年度と比較しまして23.2%の増額計上。

92ページから94ページの第2項,清掃費の第2目,塵芥処理費では,霞クリーンセンター及びさくらクリーンセンターの運営費や維持管理費に要する経費を計上しているもので,霞クリーンセンターの維持補修工事の増などにより,前年度と比較しまして9.0%の増額計上となっております。

94ページ,95ページの第3項,環境衛生費の第1目,環境総務費では,職員給与関係経費,龍ヶ崎地方衛生組合及び牛久市・阿見町斎場組合の負担金などに要する経費が主なもので,職員給与関係経費及び牛久市・阿見町斎場組合負担金の減などにより,前年度と比較しまして12.4%の減額計上。

第2目,環境整備費では,生ごみリサイクル事業の皆減などにより,前 年度と比較しまして13.5%の減額となっております。

次に第5款、農林水産業費について申し上げます。

99ページ,100ページの第1項,農業費の第2目,農業総務費では,職員給与関係経費の減などにより,前年度と比較しまして25%の減額計上。

100ページから104ページの第3目,農業振興費では,農林水産業振興推進のための補助金,ふれあいの森管理事業などに要する経費が主なもので,新規就農者支援金の減や,買ってもらえる米づくり産地育成支援事業補助金の皆減などにより,前年度と比較しまして5.4%の減額計上。

104ページから106ページの第5目,農地費では,農地・水・環境保全向上対策支援交付金の新規計上などにより,前年度と比較しまして4%の増額計上となっております。

次に, 第6款, 商工費について申し上げます。

106ページから108ページの第1項,商工費の第1目,商工振興費では, 商工業の振興,阿見東部工業団地への企業誘致,まい・あみ・まつり事業 などに要する経費が主なもので,企業立地奨励金の増などにより,前年度 と比較しまして0.4%の増額計上となっております。

次に、第7款、土木費について申し上げます。

111ページの第2項, 道路橋梁費の第1目, 道路橋梁総務費では, 道路台帳等更新委託料の減などにより, 前年度と比較しまして18.6%の減額計上。

第2目,道路維持費では,交通安全施設整備にかかわる経費を総務費・ 総務管理費・交通安全対策費から組み替えたことなどにより,前年度と比 較しまして、2.1%の増額計上。

112ページから114ページの第4項,都市計画費の第1目,都市計画総務 費では,職員給与関係経費,都市計画事務及び景観整備事業に要する経費 を計上しているもので,職員給与関係経費の増がある一方,都市計画基礎 調査の皆減や,都市計画図作成委託料の減などにより,前年度と比較しま して1.8%の減額計上となっております。

114ページ,115ページの第2目,街路事業費では,荒川本郷地区都市計画街路事業における道路工事の増などがある一方,土地購入費の減などにより,前年度と比較しまして57.4%の減額計上。

第3目,公共下水道費では,公共下水道事業特別会計繰出金が増となり, 前年度と比較しまして13.2%の増額計上となっております。

115ページから117ページの第4目,公園費では,霞ヶ浦平和記念公園整備事業の増などがある一方,事業終了に伴う廻戸地区近隣公園整備事業の 皆減により,前年度と比較しまして51.1%の減額計上。

117ページから119ページの第6目,土地区画整理費では,岡崎土地区画整理において関連事業の新規計上がある一方,同区画整理事業への繰出金の減,中郷土地区画整理事業の減などにより,前年度と比較しまして12.9%の減額計上となっております。

119ページ,120ページの第7目,開発費では,阿見吉原土地区画整理事業の事業分担金の増により,前年度と比較しまして28.7%の増額計上となっております。

次に, 第8款, 消防費について申し上げます。

122ページから126ページの第1項,消防費の第1目,常備消防費では,職員給与関係費及び消防署等の維持管理費などに要する経費が主なもので,職員給与関係経費の増などにより、前年度と比較しまして3.6%の増額計上。

128ページの第3目,消防施設費では、消防車庫建築、消防ポンプ自動車等の購入、防火水槽設置などに要する経費が主なもので、分団消防車庫建

築工事の皆減などにより、前年度と比較しまして64.8%の減額計上となっております。

次に、第9款、教育費について申し上げます。

129ページから133ページの第1項,教育総務費の第2目,事務局費では,特別職及び職員の給与関係経費,路線バス運行事業補助金,指導室事務費,教育センター運営事業,語学指導事業,幼稚園就園奨励事業などに要する経費が主なもので,職員給与関係経費の減などがある一方,幼稚園就園奨励費補助金の増などにより,前年度と比較しまして2.6%の増額計上。

150ページから152ページの第3項,中学校費の第2目,教育振興費では,教育設備教材費の消耗品費の減などにより,前年度と比較しまして16.9%の減額計上となっております。

153ページから155ページの第4項,社会教育費の第1目,社会教育総務費では、予科練平和記念館の本格的整備にとりかかることから、関係事業経費となる職員給与関係経費及び霞ヶ浦平和記念館整備事業を予科練平和記念館費に組み替えたことなどにより、前年度と比較しまして44.9%の減額計上。

156ページから166ページの第3目,公民館費では,職員給与関係経費,施設の運営及び維持管理費,各公民館事業などに要する経費を計上しているもので,職員給与関係経費の減,中央公民館の外壁補修工事の皆減などにより,前年度と比較しまして27.4%の減額計上となっております。

170ページ,171ページの第6目,予科練平和記念館費は,記念館の本格的整備にとりかかることに合わせ「目」を新設,その内容としまして,社会教育総務費から職員給与関係経費,記念館整備事業にかかる経費を組み替えるほか,実施設計委託料や用地取得費などを新規計上。

175ページから177ページの第3目,学校給食費では,職員給与関係経費,施設の運営及び維持管理費などに要する経費を計上しているもので,給食用賄い材料費の減や維持補修工事の皆減などにより,前年度と比較しまし

て2.6%の減額計上となっております。

178ページから180ページの第11款,公債費では,長期借入金の元金及び利子の償還に要する経費を計上しているもので,前年度と比較しまして4%の減額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長(久保谷実君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお本案については,委員会への付託を予定しておりますので,質疑は 簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

13番天田富司男君。

○13番(天田富司男君) まず町長,総務部長,御苦労さんでした。長いこと。

今回,こちらの阿見町予算の概要の方から少し,疲れているところですが,町長にきつい質問になると思いますけれども,よろしくお願いします。

行財政改革をしていくということでですね,平成19年度予算における基本的な考え方として,従来の改革努力を継続する厳しい基準を設定するということで,特にですね,行政のスリム化と効率化の徹底による総人件費の抑制,これに対して町長はこの抑制策はどのような考えを持っておられるのか,まずこの1点,町長にお尋ねいたします。

あとですね,5ページ,町民税の税源移譲に伴ってですね,定率減税等の廃止によって個人町民税が24.3%の増になっているわけですよね。やっぱり三位一体の改革でやっぱり地方の財政を少しでも膨らましたいという国の政策もある中でですね,この24.3%増の中身ですね,やはり所得税は1月あたりは1月からは少ないということ,また6月からは住民税が非常に増税になるというような,そういう中身を少し説明していただきたい。この2点をまずお願いします。

○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長川 田弘二君。

○町長(川田弘二君) 基本的な人件費の抑制策ですけれども、1つには やはり計画的に人員を削減する、これが1つ基本的な抑制策です。

それから次に考えられるのが、従来の言ってみればわたり制度ですね、 そういうものについて今、検討を始めているところですけれども、ただ、 これについては既に給料表が改定されたときに国の方式で既にわたりを完 全にその時点で廃止した場合には、うんと実態として下がる形のものが出 てくるわけです。そういうものについては下げないで、今のままいくとこ う上がるんだけれども,あるところで抑えていくというような形,そうい うことで言ってみればかなり給料表の上の方の人たちはそこのところに到 |達しているんで, 仮に極端にわたり制度を廃止しても, それを大幅に下げ るということはできませんから急にですね、そういう形で今すぐわたり制 度について改正しても、すぐ効果は数字としてはあらわれない、そういう 形のものなんです。で、もちろんこのわたり制度の扱い方については当然、 職員組合等とのきちんとした話をしなきゃなりませんので、基本的な考え 方としては、そういう形のものにしていきたいと私は考えておりますので、 このあたりについて牛久市は、周辺市町村ではその辺についてかなり前か ら取り組んだ経過があるようですので、その辺の経過を調べながら、それ からこれから職員との話し合いをしながら、ぜひ多少の時間をかけてそう いうものをできるだけ具体化していきたいと考えています。

- ○議長(久保谷実君) 総務部長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) それでは、お答えいたします。

税源移譲につきましては、御承知のとおり地方財政の三位一体で決まった国から地方への3兆円規模の税源移譲でございまして、自治体が自立した財政運営ができるよう自主財源を確保することで、より身近な行政サービスをみずからの責任で効率よく行うことができるよう、所得税から個人

住民税への3兆円規模の税源が移譲されるということでございます。基本 的には所得税と住民税を合わせた全体の税負担額が変わることはありませ んが、定率減税とか各種税率が変更になっておりますので、総体的には税 額が変わってくることになります。

先ほどもありましたが、所得税は19年1月からもう既に減額になっております。住民税は今年の6月から増えることになります。で、今申しましたように大半の給与所得者は既に所得税が19年1月から減額になっておりまして、住民税は19年6月からふえることになります。これによりまして、税率の改正の点でありますが、国税は10%から37%まで4段階、これが移譲後は5%から40%までの6段階になります。住民税は5%、10%、13%、この3段階が10%の比例税率ということになります。

この結果、当町におきましては、これは17年度の課税額から交付税の方から試算したものでありますが、19年度の交付税基礎分として増減額が約4億4,000万、それの10カ月分ということで3億6,900万、それに収納率を掛けまして約3億5,000万、それが増額分ということになります。

以上でございます。

- ○議長(久保谷実君) 13番天田富司男君。
- ○13番(天田富司男君) 職員の給料にやはり手を突っ込むというのは 非常に厳しいと思いますけれども、やはり今の状況の中で県等も7年度や っておりますので、やはりその点も考慮しながら財政債権の一端として、 組合の皆さんともよく話し合っていただきたいとそう思います。

特に執行部,部長を初め課長あたりもその点に関しては厳しいでしょうけれども、やはり一体となって取り組んでいただきたいと思います。

あと、それでは平均700万あたりの給料取りでどのような差があるのか、 その点、部長にお尋ねいたします。

平均,子供が2人いて,700万の給料でどのぐらいの所得税と住民税。 ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部 長石井定夫君。

○総務部長(石井定夫君) お答えします。

給与所得者で700万の場合ですが、トータルでは45万9,000円、それから 所得税が26万3,000円、住民税が19万6,000円になります。で、移譲後につ きましては、所得税が16万5,500円、住民税が29万3,500円で、トータル45 万9,000円ということになります。

以上でございます。

- ○議長(久保谷実君) 8番藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) 19年度予算のですね、特徴というか、18年度とここが違うんだ。ここで予算づけしているんだというようなことを。何でかといいますと、2月9日の内示の説明会のときに全協で、歳入歳出を大幅に見直すとかですね、重点的・効率的配分、今の町長の姿勢も言っていましたけれども、それとか事業のストップを考えなくてはならないと、こういうようなことがこの19年度に言われたわけですけれども、予算編成するに当たってですね、どこがどのように過去と変わったんだというようなことをお示しください。というのはですね、牛久市ではですね、教育に重点配分しているとか、それから取手では藤代駅の通路の整備を図るとかですね、結城市では教育福祉に重点したとか言って、いうていうふうに書いて新聞見出しに出ているわけですね。もし阿見町がこの新聞見出しに出るんだったらどういうところを重点に出るのか教えてください。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部 長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) お答えします。平成19年度の重点政策といた しましては先ほど町長の方から御説明がありましたが、今年は予科練平和 記念館整備、これが大きな目標、重要な事業になっております。

以上でございます。

○議長(久保谷実君) 8番藤井孝幸君。

- ○8番(藤井孝幸君) それだけではないと思うんですけれども、結局その19年度でここを重点にしたから町民の生活はこうだったというようなことはないですか。こうなるんだろう。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部 長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) それから重点政策の中の先ほど説明がありましたが、今後新たにあの組織を変えるということで、経済課これを農業振興課、それから商工観光課に新たに新設しました力を入れていくということになります。それから国保関係、それから健康対策として総合福祉会館、これを健康づくり課、それと障害福祉課に分けてさらに予防対策に力を上げていくということで、改めてそういう事業に取り組んでまいります。
- ○議長(久保谷実君) 8番藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) まあ、直接町民に新聞に見出しに出るような感じではないような気がするんですけれども、県の方も県の橋本知事が特徴ないのが特徴だと、今年の予算はと、こういうような形で、そんなようなニュアンスに受けましたけれども、それはそれで、全体を私は把握して、あとは常任委員会で質問はさせていただきますので、それはそれでいいです。もう1つ、町税を何%、75億近くの町税を収入見込んでいる。町税というか、たばこ税とか軽自動車税とか都市計画税とかいろいろありますけれども、徴収率を何%にセットしてこの75億7、600万近くの予算を計上しているのか、そのパーセンテージを教えてください。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部 長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) それではお答えします。

町税につきましては75億ほど計上してありますが、これは自主財源でありまして、いろんな交付税を含めたそういうもろもろの合計がそうなっております。で、町税につきましては、個人町民税につきましては約25億、

それから法人税につきましては10億,これが平成18年度の収納率約97%, そういうことで見込んで予算を計上しております。

- ○議長(久保谷実君) 8番藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) 97%の収納率を見越しているんですか。見越した上でのこの75億近くの予算を計上しているわけですね。私が問うているのは、19年度の予算を町税を計上するに当たって、収納率、徴収率というのですか、これを何%にセットして75億の額を計上したという意味ですよ。そういう意味で97%ですか。もう一度お願いします。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部 長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) お答えします。

俗に言う町民税というのは、個人町民税と固定資産税、これが主なもので、70億というのはそのほかに軽自動車税とかあります。で、今言った町税につきましては、町税の方が約35億、それから固定資産税が32億あります。それで現年度の徴収率が約97%見込んでおりますので、その数値をもとにして予算を計上しております。

- ○議長(久保谷実君) 8番藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) あまりしつこくては嫌がられますけれども、私がこの質問をしているのは、この18年12月の阿見の広報で収納率全国平均を目指しますというふうに書いているわけです。そして、収納率は全国平均というのは92.1%なんです。それで、じゃ、この目指しますというのは21年度までに目指しますと書いているんです。だから、今月はこのトーンからいくと何%に目標を置いているのかと聞きたかったんです。

こう書いているんです。「昨年度の町税の収納率は88.2%。滞納処分が書いてあるんですけれども、16年度の全国平均92.1%。で、平成21年度までに同収納率は全国平均に達するよう収納体制を強化します」と書いているわけです。だから、それを今年はどれだけの目標で収納率を見込んでい

たのかという質問なんです。

- ○議長(久保谷実君) 総務部長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) お答えします。

88%という数字は現年課税分とそれから滞納整理の額,過年度分のこれを繰り越した合計の数値で弾きますと80何%の数字になります。で、町として目標としていますのは、今藤井議員が言われましたように全国平均まで、そこまで持っていきたいというふうに考えて、今、推進しているところでございます。ですから、その設定パーセントにつきましては、予算書にもありますが、滞納繰越分については3,200万円、それが目標で予算には計上してあります。それを収納対策を強化することによって、どんどん率を上げていきたいということになりますので、よろしくお願いします。

- ○議長(久保谷実君) 8番藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) まあ、あまりよく私が理解できないのか、説明がよくないのかわかりませんけれども、要はいずれにしても21年度までに全国平均に持っていくということはよくわかるんですよ。それは目標があるんですから。だけど、今年はそれの全国平均に持っていくまでに、幾ら収納率をしているのかということです。これはいいです、もう。

それで、次にですね、この予算に反映しているかどうかちょっと私も読めなかったんですが、茨城県の総務部長の方から県なんていうのは、全国でも県ではワーストスリーか5本の指ぐらいに収納率が悪いわけだね、茨城県は。阿見町も収納率というのは3年ぐらい前での統計ですけれども、87市町村ある中でもビリから3番目か4番目ぐらいだったわけです。それで、県の総務部長から収納対策員を増加するように、収納員というのですか、増加するように各市町村に要請が来ていると思うんですが、その収納員というのですか、その方々を増加するというのがこの予算に反映されていますか。ちょっと教えてください。

○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部

長石井定夫君。

○総務部長(石井定夫君) お答えします。

今の質問なんですが、これは収納員ではなくて職員の数を増やしてくださいということです。で、各市町村の状況を見ますと、収納職員の多いところはそれなりの成果を上げているということがわかっています。町としましても、19年度の4月からは1名増員いたしまして、収納対策強化を進めてまいります。

- ○8番(藤井孝幸君) はい、わかりました。以上です。
- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。 22番岡崎明君。
- ○22番(岡崎明君) 最終処分場の件について伺いたいんですけれども、これらさくらクリーンセンターが最終処分場の名前でいいのかな、これは。最終処分場についてはですね、私の記憶では地元の行政区との協定といいますか、約束事でたしか15年というふうに記憶しておるんですけれども、平成19年度あたりは14年になるのか15年になるのか、もうかなりその15年に近づいていると思うんです。ですから、その辺の状況をちょっと説明していただきたいんです。まだ埋めるスペースが随分残っていると。で、地元行政区と更新の話をしているとかですね、いろいろ状況があると思うんですけれども、非常に最終処分場を探すということは、非常にどこの自治体でも難しい状況になっているわけなんで、適切な対応が求められると思うんですよね。この最終処分場の件についてちょっと御説明いただきたいんですけれども、お願いします。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。経済建 設部長臼田計律君。
- ○経済建設部長(臼田計律君) お答えいたします。

最終処分場でありますさくらクリーンセンターにつきましては、当初15年とか、そういうスパンだったと思います。ちょっと細かい数字が今あり

ませんけれども、焼却灰の量をなるべく減らして、それであそこへ埋め立 てるあれを長期間に延命していくというような方法をですね、とっている というのが現状ですけれども、ただ、その量についての細かい資料があり ませんので、ちょっとそこら辺は後ほど報告させていただきます。

- ○議長(久保谷実君) 22番岡崎明君。
- ○22番(岡崎明君) それは当然,行政側の都合のいい考えで,当然のことだと思うんですけれども,地域住民にとってはやはり当初の約束事っつうのはずっと生きているわけですよね。ですから,それを無視して行政側の都合でですね,減らして,まだ入るキャパシティーがあるから,満杯になるまでいいんだっつうことでは,やはりこれからのそういう最終処分場,ごみ処理行政,そういうのがうまくいかなくなると思うんですよ。ですから,あくまでやはりそういう約束事があるんであれば,事前にその行政区とですね,話をし,誠意を持ってやはり対応していかないと,何か感情のもつれか何かでだめだというようなことになりかねないわけですよね。ですから,その辺は十二分にですね,約束事は約束事,またそれを延ばすんであれば,やはりきちんと地元行政区とですね,話し合いを持って御協力をいただくと,そういう態度が必要だろうと思うんですよね。ですから,その辺についてはですね,慎重に取り計らいをお願いしたいと要望して答弁は結構です。よろしくお願いします。
- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) 予算書141ページをお願いします。

教育費なんですけれども、学校施設整備事業の中の施設等修繕料1,693万9,000円、それからその下の委託料の中で調査委託料210万4,000円、そしてまた15番目の工事請負料、維持補修工事ということで1,974万2,000円、この内容をお尋ねしたいと思います。

○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次

長大竹利一君。

○教育次長(大竹利一君) お答えいたします。

まず141ページのですね、学校施設整備事業の中の施設等の修繕料ですね、これにつきましては、各学校の施設の修繕関係の各学校の配当分ということで、それから各学校の校舎の整備の修繕が主な内容でございます。各学校の方から上げられたものの内容を配分しておりますので、その金額が施設等の修繕料に入ってくるかと思います。

それからその下に調査委託料につきましては,アスベスト等の空気中の 濃度測定の分でございます。

- ○議長(久保谷実君) 維持補修工事は、その下の。工事請負費について 答弁をお願いします。
- ○教育次長(大竹利一君) これは工事請負につきましては、各学校の例 えば実穀とそれから吉原等の給水関係の配線の改修工事とか、それからボ イラー等の改修工事、それから第一小の校舎等の外壁とか、それから各学 校のプールの濾過装置等の内容でございます。
- ○議長(久保谷実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) 施設等の修繕料の方では、いろいろこれは自由に使えるというふうに感覚でいいんでしょうか。学校から具体的に上がってきて、こういうふうに予算が計上されるんだと思うんですけれども、具体的には何かちょっと教えてもらえますか。これは学校の安全対策ということで使われているものではないんですね。その辺の確認もしたいんですけれども。

それからあと1点,今聞いている中で調査委託料,アスベストはこれは 検査ということですけれども,私は前に聞いた中では公共施設にはアスベ ストはないというようなことを聞いたんですけれども,ないところでアス ベストのやつを調べるんですか。これちょっと聞くほかないですね。まあ いろんな業者さんからはあるよと言われているんですけれども,検査した 中ではありませんということだったので、私はそれを信用しているんですけれども、で、なぜこんな検査をするのか、これは尋ねたいと思います。

それから維持補修についてはこれは給水,ボイラーとプールだとかいろいろ維持補修ということで理解しましたけれども,その2点についてお尋ねをします。

○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長大竹利一君。

○教育次長(大竹利一君) 今の調査につきましては空気中の濃度の測定につきましては去年から始まっておりますので、もしそういうないというのはこの前、結果ではわかっておりましたけれども、一応、空気中の調査については引き続きやっていこうということで本年も調査をしていくということでございます。

それから各学校ごとの修繕につきましては、各学校の方から修繕がありますので、これは確認したものの中で修繕費を上げてありますので、また それは安全にもつながる修繕になってくるかと思います。

○議長(久保谷実君) 9番千葉繁君。

○9番(千葉繁君) そうすると、その施設の修繕料については安全対策にも使うということで、これは1月にも第一小で不審者が入ってですね、2月に阿見小で入ったというような状況で、皆さん大分心配しているところなんです。ただ、この予算上でいえば、予算にはちょっと乗っかってくるのにちょっと時期的に難しかったのかと。しかしながら、その今言われたものについては、安全対策に使われるということで理解していいんですか。

それからあと1点,アスベストがないという施設について,アスベスト の調査の委託料を払って検査してもらうんですか,210万もかけて。 その2点。

○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次

長大竹利一君。

○教育次長(大竹利一君) アスベストにつきましては、今、封じ込みのところで安全対策をとっておる学校もありますので、そういったこともありますので、一応、引き続き空気中の濃度についてははかっていきたいということの内容でございます。

それから、そのほかにはこの中には、調査委託料の中には学校の特定建物の調査をしなければいけないというようなことが来ておりますので、その調査も調査委託料の中には入っておりますので、アスベストばかりでございません。

それから、安全対策に修繕費があんのかということについては、間接的なことで私は答弁したつもりなんですけれども、安全対策のために修繕費を使うということは、間接的な内容でございますので、安全対策のために修繕費を使うという意味ばかりではありませんので、一応、間接的なものということで御理解いただきたいと思います。

○議長(久保谷実君) 9番千葉繁君。

○9番(千葉繁君) 間接的なものというのは何でしょうか。ちょっとよくわからないんですけれども、結局、この先ほどの答弁は施設等修繕料については安全対策にも使えるというようなお話でしたよね。それが使えないんであれば、もう使えないでこれはしようがないんですよ、これは今、予算の内容なんで。だけど、これは小学校費ですから、小学校の施設等修繕料というのは各学校からこんなものを来年度、直してもらいたいという要望があってここに予算計上されるものじゃないんですか。だから、その具体的なことをちょっと聞かせていただければ、私は安全対策に使われるものか、そうでないものかというのはわかりますよね。

それからあと1点は、そのアスベストはないということだったけれども、 封じ込めしたところはそれでは小学校、中学校、学校だけに限りますけれ ども、何件くらいあるんですか。それをちょっと尋ねておくしかないです。 私はないというふうに報告をいただいていたので、ですからその辺のところはお尋ねしておくしかないですね。今こういう話がこの本会議で出ては。だから、その2点はちょっと確認したいんですけれども、お願いします。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。
- ○教育次長(大竹利一君) 一応,アスベスト関係の調査につきましては,ちょっと今,手持ち資料がありませんので,これは結果の部分で明細がわかると思いますので,今調べますのでちょっとお待ちください。
- ○議長(久保谷実君) もう1点。間接的にという表現は、そういうのは 使わないで、具体的にきちっとお願いします。

今ちょっと調査していますので、そのほか何か質疑がありましたらば。 17番櫛田豊君。

- ○17番(櫛田豊君) 予算書の中の消防費で、公用車維持管理費でちょっとお聞きしたいんですが、……
- ○議長(久保谷実君) すみません。何ページですか。
- ○17番(櫛田豊君) 123ページ。質問したことないから、ちょっとわからないもので申しわけないです。

いいですか。公用車の修繕料ということになるんだと思うんですが、はしご車の整備点検というのは徹底して行われているんですか。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。消防長 木鉛章君。
- ○消防長(木鉛章君) お答えいたします。

消防車につきましては、はしご車につきましては平成9年に購入いたしまして、標準でいきますと7年でオーバーホールをするということになっておりますけれども、財政上の問題がありまして、ちょっと延びまして今、3カ年の予算に組み入れてもらっているというようなことで、今の予定では平成20年度にできればというふうに考えております。ですから、普通に使用するのについては別に今のところ支障はありません。

- ○議長(久保谷実君) 17番櫛田豊君。
- ○17番(櫛田豊君) わかりました。ちょっと聞いた話で、その消費の云々が、車のあれがあるから点検がよくないのかという話がちょっと聞いたものですから、消防自動車、はしご車があっても、実際に私もはしご車が現場で消火訓練等の姿を見ていないし、はしご車自体が外へは持っていけないのかなと。敷地内での訓練はしているのを見かけたことはあるんですが、危なくて使えないというもので私は外へは出せないのかなというふうに受け取っていたものですから、訓練等に関しては、現場訓練というのはまだ一度も私も見たことないんですけれども、やった経験はあるんですか。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。消防長 木鉛章君。
- ○消防長(木鉛章君) お答えいたします。

はしご車については、購入以来、まだ現場で使った事案はございません。 というのは、使うような事案がまだ発生していないということでございま す。

それから、はしご車の通常の車検業務については法令どおりにやっておりますけれども、そのはしご車、いわゆる上の部分については、標準的に7年でオーバーホールをしなさいと。した方がいいでしょうということなんですけれども、それについては先ほど申し上げたような状況でされていなかったというようなことですが、やはり使用上は問題はございませんけれども、やはり通常のそういう標準でした方がいいだろうというようなことで3カ年に乗せたわけですけれども、実際に訓練には外では使っておりませんけれども、敷地内では週に何回というほどの訓練は従事しております。それから、ただ、二、三年前までですか、さわやかフェアあたりで今も展示はしておりますけれども、それに乗せて40メートル近くを伸ばしていたんですけれども、それについてはちょっとそういうことがあるので控

- えようということで、作業には全然問題がございません。 以上です。
- ○17番(櫛田豊君) 了解。
- ○議長(久保谷実君) 15番倉持松雄君。
- ○15番(倉持松雄君) ページ174ページ,しつこいようですけれども,これは。13番委託料の中で、トラクター保守点検委託料38万9,000円とあるのですが、これはリースで借りるんだと思うんですけれども、やはり今年もこれは保守点検は町でやるんですか。リース料というのはどこに書いてあるのかわかりませんけれども。
- ○議長(久保谷実君) 委員会に付託になりますので、自分の委員会の質問は御遠慮お願いします。
- ○15番(倉持松雄君) わかりました。じゃあ、委員会でやります。
- ○議長(久保谷実君) 教育次長大竹利一君。
- ○教育次長(大竹利一君) 先ほどのアスベスト関係なんですけれども, これは17年12月の全員協議会にでもお話ししているわけですけれども,今, そのときに実穀小と本郷小学校の一部につきましては,吹きつけのアスベ ストでやってありまして,処理としては封じ込みで処理してあるというこ とで,この分の空気中の調査を引き続きやっていくという内容でございま す。

それから学校の修繕関係なんですけれども、これは一応、予算の中では 先ほど話しましたように吉原小の外壁工事と、それから阿見小ほか4校の プールの濾過装置改修、それから校舎のボイラー改修工事、実穀小のです。 それから同じく実穀小の給水排水管の改修工事、それから阿見小の校舎の 外壁補修工事、それから阿見小のプールの濾過装置、それから同じく阿見 小の電気工作改修工事等が主な内容でございます。

○議長(久保谷実君) 次長,質問していることは、それを安全やそのために使っていいのかという質問なんですよ。そこのところをきちんと答え

ないと。

教育次長大竹利一君。

- ○教育次長(大竹利一君) はい,すみませんでした。それで,これはあくまでも改修箇所の修繕でございますので,それを安全対策の方に使ってもいいかということについては,あくまでもこれは補修工事の予算でありますので使えないと思います。
- ○議長(久保谷実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) 何回もになってしまうので最後にしますけれども、まず1点はその実穀小学校、本郷小学校の封じ込みの場所ですよね。それは教室なんですか。私はちょっとこれは全協で説明しているということですけれども、ちょっと記憶ないんですよ。こちらの皆さんも、いや、そんなしなかったというのが皆さん声が上がっているんですけれども、それは実穀小学校、本郷小学校でこれがもしあって、封じ込めをしたと。で、これは毎年このアスベストの、これはアスベストですよね、もう間違いなくアスベストの調査、空気中の調査をしていくということで210万ずつ毎年かけていくしかないということですよね。だから、それをちょっと確認したいんですね、それは。本郷小学校のどこなのか。実穀小学校のどこなのか。それを1点ね。

それから、これはなぜこの話をしているかというと、先ほどの施設等の修繕料の中にも、この不審者対策についてのそういった対策費というかね、修繕費というか、そういうものが入っていないという、それは入っているか入っていないかというのを確認したかったんですよ。ですから、これは前の全協のときにも細田議員の方からね、阿見小学校の門扉が低過ぎるではないかと。そういうところから、上られて侵入されているわけですよね、現にあの話の後にですね。ですから、時間的にそういった余裕もなかったので、今回の予算には上がってこないけれども、私としてはこの後の補正等で検討をして、そういった対策をとっていかなくちゃいけないんじゃな

いかというような要望をしたいので、この内容を聞きたかったわけですね。ですから、その辺のところも教育長、町長にも確認をしたいんですけれども、P連の方からもきっと要望書が上がっていると思うんですね。もう各小学校もものすごくそういう心配がある中で、少しハード面がだめであれば、もし、ソフト面でも何とか施策を出していかないと、やはりこれは信頼される行政にはならないんじゃないかと思いますけれども、その点、どちらかお尋ねをしたいと思います。

それから本郷小と実穀小の。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次 長大竹利一君。
- ○教育次長(大竹利一君) それでは、実穀小の封じ込みした場所につきましては、実穀小につきましては2階の階段とそれから3階の階段でございます。それから本郷小についても、中央1階、2階、3階の階段のところでございます。
- ○議長(久保谷実君) もう1点,答弁をお願いいたします。学校の安全 対策についてということで。

教育長大﨑治美君。

○教育長(大﨑治美君) お答えいたします。

せんだって細田議員からも3メートルも4メートルにもしろというようなお話があったと記憶していますが、高くすることはそれは、私はそう解釈して、なかなか高くするということは、今すぐ申し込まれても、なかなか予算の関係で難しいと。それはやるのは私はベストだと思いますというお答えをしたと思います。入る気にはどこからでも入れるというようなことを言われますが、できるだけそれは今の千葉議員の話も頭に入れておきまして、財政的なものとかいろいろなことを考えさせていただきながら、本当から言ったらあしたからでもやらなくちゃならないかもしれないんですけれども、そうもいきませんので、研究させていただくということでお

答えさせていただきます。

○21番(細田正幸君) 議長、発言について訂正願います。

教育長の発言ついて、私は学校のフェンスを3メーターも4メーターもそんな非常識なことで言った記憶はないんですよね。で、もし教育長が、私は言ったのは、今、1メーター20というのは設置したけれども、それは低いんじゃないのということを言ったわけですよ。それから、今までもっても阿見小の裏側、千葉さんのところの通りのところは1メーター20にも達していない門扉があるよと。それは危ないんじゃないのと言ったわけですよ。それは直す必要があるということを言ったわけですから、教育長が私の意見をとって、3メーターも4メーターもと言ったら、刑務所なんかよりももっと高いでしょうよ。そんな私は取り方としてはとてもじゃないけれども、教育長、失礼な話じゃないの。それは訂正してください。議長、ちょっと注意してください。

- ○議長(久保谷実君) 教育長, そこの部分, 訂正をお願いします。
- ○教育長(大﨑治美君) 3メーター, 4メーターと私はそういうふうに解釈したんですけれども, そのときに刑務所とか自衛隊でもなければ……
- ○21番(細田正幸君) ちょっと待ってくださいよ。そういう非常識な解釈の仕方はないでしょうと私は言っているんだよ。
- ○議長(久保谷実君) 教育長,あのときに,みんなに聞いても3メーター,4メーターという表現はしていないわけだから,それは解釈としたら,教育長の個人的な解釈ですから,そこのところはきちんと訂正をお願いします。
- ○教育長(大崎治美君) 今のその3メーター, 4メーターという件は, 私の発言の誤りということで訂正したいと思います。

ただ、あのときに電流でも流さない限り、なかなかそういうことはできないよというのは答えたと思うんですけれども、できるだけそういう点で

は本当に不審者に対する対策は考えなくちゃならないと。門扉を高くするか、フェンスを高くするかというのは、本当に何度も言うようですけれども大事なことだと思うんですけれども、今すぐここでお話は十分に伺っておきたいということで、お話を賜りたいと。それでお願いします。

○議長(久保谷実君) 9番千葉繁君。

○9番(千葉繁君) 要望しておきますが、そのフェンスの高さだとか、いろんな話を聞いていると、各小学校、規模も違うし、形態も違うということなので、各小学校の現場を把握していただいて、それは先生方と話をするのもいい。保護者の方とお話しするのもいい。そういった中で、独自の、いろいろあります。警備員を配置するだとか、カメラを設置するだとか、フェンスを高くするだとか、そういったことも含めて、どうしてもハード面は厳しいと。ハード事業ではできないということであれば、それは何かソフト面で何か対策を考えてですね、やはり出していかないと、できるだけ早急にお願いしたいと思います。6月に出てこないようであれば一般質問を行いたいと思いますので、そのころまでには検討して答えを出していただきたいと思います。

以上です。

○議長(久保谷実君) ほかに質疑ありませんか。11番吉田憲市君。

○11番(吉田憲市君) 先ほど町長ので19年度の主な施策の概要の中でですね,15ページに未登記処理等を引き続き,道路の維持管理でね,未登記処理等を引き続き推進してまいりますということがありました。で,予算書の110ページにもですね,未登記処理事業として1,056万円載っているんですが,先ほどの産業建設常任委員長の方からですね,委員会の休会中の報告がございました。その中でですね,阿見インターの付近の筆界未定地がかなりあるんだよと。19名所有者がいて,154筆ですか,筆界になっているんだと。なおかつ現在はそれは非課税状態になっているという話を先ほどされたと思うんですが、このですね、筆界未定地も未登記といえば未

登記処理の中に入るんではないかと思うんですが、この対策としてね、この未登記処理のこの予算の中にこれは上がっているんだろうか。また、この未登記処理のですね、筆界未定地の解決策として、どのように考えているのかひとつお伺いしたいと思います。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。経済建 設部長臼田計律君。
- ○経済建設部長(臼田計律君) お答えいたします。

予算上の未登記処理事業の予算に関しましてはですね、筆界未定地の予算は入ってございません。これは筆界未定地につきましては、原因がですね、県の事業が原因ということになりますので、県の方で予算化をしていただかないとなかなかできないというようなことになります。で、町の体制としましては、その相続人というか所有者ですね、そういう人たちの調査だとか、そういう方向では協力していくような方向で方針が出ておりますので、そういうことで進めていきたいと考えております。

- ○議長(久保谷実君) 11番吉田憲市君。
- ○11番(吉田憲市君) そうするとですね、この先ほどの非課税状態にあるということは、県の事業としてそれが行われない限りはずっと非課税状態と、こういうことなんですか。それとまたですね、この筆界未定地の解除ですか、解除の手続においては、先ほど委員長の報告の中ではね、2通りの方法があるんだよという報告を受けたわけですけれども、その辺ですね、町としてですね、県に対応するお願いをするというのですかね、そういうような感じで今、聞こえたんですが、そうじゃなくてですね、町としての対応としてね、具体的にどういうふうに考えているのか、その辺をひとつ説明していただきたいと思います。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。経済建 設部長臼田計律君。
- ○経済建設部長(臼田計律君) お答えいたします。

私が説明しましたのは、県の方の予算で組んでもらいたいという話はですね、あそこはアクセス道路の計画があるわけです。そうしますと、県事業としての結局、原因が発生するというようなことから、県の方で予算化をしていただくというような方向で協議を進めているところでございます。これは筆界未定地の解消につきましても、龍ヶ崎土木とよく協議をしながら、町の職員の方も協力をして、なるべく早い状況に解決していくというような方向で考えております。

- ○議長(久保谷実君) 11番吉田憲市君。
- ○11番(吉田憲市君) それでは、その県の方のですね、ですから事業が終わらないと、その筆界未定地の確定、解除ができなければ、非課税状態というのは続くわけですよね。ちょっとこの件についてね、私の方も研究不足ですから、ちょっとわからない段階で聞いていますんでね、ちょっと間違っていたら申しわけないんですが、その辺ちょっと説明してください。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。経済建 設部長臼田計律君。
- ○経済建設部長(臼田計律君) 県の方でもですね、龍ヶ崎土木ですけれども、その筆界未定地を早急に解消したいということで、町といろいろ協議をして、なるべく早い時期に解決するような方向で協議が整っているところでございます。その手法につきましては、まず地主、それから相続人の関係の同意とか、そういうのをもらって、そういう作業がございます。それは町の方と県の方の職員と協力して、すぐにでもやっていきたいというように考えております。
- ○議長(久保谷実君) 11番吉田憲市君。
- ○11番(吉田憲市君) 今,委員長の方から詳しい説明の書類がきましたので、今ちょっと読みましたらわかりました。はい、結構です。
- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。

13番天田富司男君。

○13番(天田富司男君) ページ数でですね、こちらの施策の町債の方で少しお尋ねしたいと思います。あともう1点。

町債の繰上償還,前も何年か前に私も質問して,繰上償還がなされて何千万か経費の削減になったというようなことでですね,今回,政府の方からですね,平成19年度から3年間で5兆円規模の公的資金の繰上償還,高金利の町債の公債費の負担を軽減するという,こういうものが出ております。確かに枠というか制約はあるんですけれども,そういう面で町で今,これは政府系の金融機関からの借り入れ,その金利は幾らぐらいの一番高いのは幾らぐらいのを借りているのか。現在,今年度で246億4,400万という町債があるわけですけれども,その点,何%ぐらいのがあって,この枠に入った場合ですね,繰上償還を積極的にやっていくのかどうか,その点をお尋ねいたします。

あともう1点、111ページの道路新設改良費なんですけれどね、年々道路工事、排水路工事、工事請負費の方が年々削減されている。財政状況が厳しいんだと言ってしまえばそれまでなんですけれども、平成17年度の決算でやっぱり道路工事は1億強やっていますし、排水路工事は3,500万くらいですね。それで、18年度は道路工事が4,100万、予算ベースです。排水路工事が1,500万と。今年度が道路工事が3,000万と、排水路工事が3,300万。そういう中で、今年度ね、道路工事また排水路工事のね、延長というと、どのぐらいのメーターをやっていくのか。もしもわかれば1、2年前、今、17年度のこともちょっとお話ししたんで、何メートルぐらいの工事をしているのか、その点、お尋ねいたします。

2点ほど。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部 長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) それではお答えします。

町の町債の件で借り入れにつきましては、政府系の18年の5月に借りていますが、1.8%から2.2%の範囲で借りております。それから縁故債につきましては、1.8%から1.9%ということになっております。

で、質問にありました19年度から21年度の3カ年につきましては、地方 財政の健全化を進めるということで、徹底した総人件費抑制を内容とする 財政健全化計画、これを策定する必要があります。で、財政融資資金、そ れから簡保資金のうち金利5%以上のものについての繰上償還ができます ということになりますが、その認められる条件といたしまして、まず職員 数、それから行政管理費の削減について明確な数値目標を示した財政再建 計画を策定し、総務省、財務省が認めたものということになります。それ から、普通会計債については財政力指数が1を超えた場合、それは認めら れないということになります。

それから金利6%以上のもので、これは実質公債比率が15%以上のものということになります。そういうことになりまして、阿見町の現状といたしましては、17年度実質公債比率は16.1%になっておりますので、金利6%以上のものが該当することになります。で、内容的につきましては、一般会計で6%以上の該当する金額は約3億3,000万、それから水道では1億7,000万、それから下水道関係で約9億が該当する項目になります。だだ、今説明しましたとおり、そういう条件をクリアしないと繰上償還できないことになりますので、特に阿見町においては18年度の第1級の法人の伸びがかなり期待されておりますので、財政力指数、これが平成18年度に0.986以上になると不交付団体になってしまいますので、その場合は繰上償還ができないことになります。

以上でございます。

- ○議長(久保谷実君) 経済建設部長臼田計律君。
- ○経済建設部長(臼田計律君) お答えいたします。

道路新設改良費関係の延長ですけれども、17年度の道路新設改良、これ

は4路線で640メーターになります。それから歩道設備が1路線ありまして、447.3メーター、それから排水整備、3路線で575.3メーター、これが17年度です。それから18年度につきましては、道路新設改良が4路線、640.9メーター、それから歩道設置がこれが1路線で60メーター、それから通学路が1路線、175メーターあります。それから排水整備につきましては、3路線で439.78メーター、それから19年度の予定でございますけれども、道路新設改良につきましては、4路線で403メーター、それから排水整備で5路線で530メーターの予定でございます。

○議長(久保谷実君) 13番天田富司男君。

○13番(天田富司男君) そうするとですね、今言ったとおり財政力指数が1以上になると繰上償還ができないということでありますが、下水道の9億ということになると、やはり金利負担と繰上償還をしてもらって、金利負担を今の2%、今、1.8なんてやっていましたけれども、そういうことの比率を考えると、非常に経費の削減大きいですよね。金利負担は寝ていてもかかるわけですから、もしもそういう繰上償還ができるような状況であるならば、この点はやっぱり積極的に町としては進めていくということは、これは大事な点じゃないかと。このことをまず申し上げておきたいと思います。これは要望して、よく精査してやっていただきたい。

あとですね、実際に403メーターとか何メーターといいますけれども、じゃ、これにかかる新設改良にかかった金額、その金額は幾らぐらいなのか、メーター数で、ほかのものも変わっているわけでしょう。実際に道路で今、403メーターのやつが3、000万で計算したんですか、これは。3、000万で計算してあるのね。じゃあ、やはり今、道路を4路線ぐらいほかできないとなると、今後、何十本もね、あるわけで、やっぱり道路改良はもう少し考えていかなきゃできないんじゃないかと。今の新設道路はね、代替生活道路で、そんなにきちんとしたものを必要としていないところが多いんですよね。私のところであるならば、今要望しているのは自衛隊のあのところで

すよね。あそこだったら、本当に入ってくる人は、通る人は官舎の人とか、あそこの沼尻さんとか、そういうもう限られたところなんでね、そういう道路をその1+1の方程式の中で、1+1は2の中でやるそういう道路じゃないと思うんだよね。そしてまた地域をやっぱり巻き込んだ中で、道路を新設改良をやっていかないと、今後、1+1で2の中でずっとやっていったら、やっぱりできないと思うんです。今の4路線を403メーターをやはりいろんな形で変えていって、やはり6路線ぐらいにできる。3,000万で6路線ぐらいできるぐらいの形、600メートルを6路線できるような、3,000万で。そういう形に持っていくことが今、やっぱり問われていると思うんです。そういう点でどういう考えを持って今後、新設道路、特に生活道路は、本当にもうほとんどそんなに、そこの人たちほか通らない状況、先ほど見たけれども、道路がつぶれて事故が起きるなんていう、そういう道路じゃない、そういう点を考慮すると、やはり新設道路、町道の申請道路をどうやってつくっていくかということをやっぱりきちんと考える時期にきていると思うんですけれども、その点どうですか。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。経済建 設部長臼田計律君。
- ○経済建設部長(臼田計律君) お答えいたします。

確かに議員おっしゃるように集落内の道路とそれから交通量の激しい道路がございます。ですから、交通量の激しい道路については、それなりにやっぱり基礎もしっかりした道路をつくっていかなければならないということでございますけれども、その集落内の道路等につきましては、今後、どういう方法でですね、その延長を延ばせるか、そういうことを検討していきたいというふうに考えております。

- ○議長(久保谷実君) 13番天田富司男君。
- ○13番(天田富司男君) 今の答弁、本当にありがとうございます。や はり道路はどうしてもその地域にとってみれば非常に人数がそこに生活す

る人が少なくても大事な生活の道路になるんでね、この点は大野課長もい ますけれども、やはりその地域の人の立場に立って物事を考えて、やっぱ り1本でも多くその予算の中でできる。あとはやはり町長、これは予算を ちょっと新設改良の道路の予算がちょっと少ないと思うんですよ。どんな ことをしても、私は5,000万はね、必要だなと。これは非常に厳しい財政は わかりますけれども,やはり本当に町民が求めている,その地域が求めて いる道路をね、やはり積極的に押し進めるためには、やはりそれは必要が じゃないかなと。5,000万あったら、相当の道路、本当に規格を少し落とし たら、多くの道路ができると思うんですね。まだ相当の道路がまだ要望に 上がっているということでね,あまりにも少ない年間4個の道路というよ うな4路線の道路ぐらいでは、やはり追いつくために何十年もかかってし まうということですから,やっぱり都市計画税等も払っている地域にして みれば、もう1日も早くその道路をつくっていただききたいという、その 願いが強いので、そういう点でもやはり新設の道路に対しての予算づけを、 やはり補正でも何でもいいですから、積極的にやっていただきたい。この ことを町長にお願いしておきたいんですけれども、町長の答弁を最後にし ていただきまして、私の質問を終わります。

○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長川 田弘二君。

○町長(川田弘二君) 今の地域の生活道路,こういうものに対する要望がそれぞれの地域でかなり切実なものがあるだろうということはわかっておりますが、だだ、さっき藤井議員が18年、19年でどういう町の予算の特色が、事業の特色があるんだという話がありましたが、やっぱり今の時点で18年から19年に急に変わるとか、これは新しい事業としては平和予科練記念館という形になりますけれども、やはり今、じゃあ、全体の中で見て、何が一番重点かというと、やっぱり区画整理事業の最後の締めくくりをやって、その成果をはっきり発揮させるこということ、それが本郷第一地区

と荒川本郷地区, あそこに集中的に今, それが大きな一つの特色になっています。

それから、圏央道が今度開通した。あした開通するわけだけども、その圏央道絡みで県がやっている区画整理事業、それとの関連事業についてちゃんとフォローするということ、これもやっぱり重点事業で、これは19年だけパッとやるというんじゃなくて、ただ、本郷第一地区についてはかなりいい形が出てきたということで、もう事業そのものは終了に近い。要はこれからは保留地の処分というその辺が重点になる。それから予科練記念館と言いましたが、これまでは平和公園、廻戸の運動公園の方をかなり重点的にやってきて、今年で終わる。それが今度は重点が記念館に移るということで、その辺はやっぱり重点事業ですよね。

それから福祉とか教育とか、いろいろ私も長々とずっとやった。あれは やはりそれぞれ重要だと思ってやっている仕事なんで、そういうものはパッと急に変わるようなものじゃなくて、地道なものをいろんな形でやって いく。それがやっぱり事業の性格です。

そういう中で、今やっぱり一番いろんな形で実質公債比率の話なんかも 出ましたけれども、今、実質公債比率がそういうふうに上がっているのは なぜかというと、私が就任した当時、もう待ったなしでやる霞クリーンセ ンター、それからさわやかセンター、さっきも話に出たさくらクリーンセ ンター、こういうものが立て続けにあって、この霞クリーンセンターとさ わやかセンターだけで事業費が100億ですよね。それで補助率なんて話は非 常に低いもの、そういうものの集中的な投資した影響がもうちょっとする と、それが抜ける。やっぱり今、そういう時期に来ているので、今重点に やっている本一地区ま区画整理も大体、もう中郷と岡崎についてはもう先 が完全に見えてきましたからね、そういうものをやっぱりここ数年の間に きちんと処理して、それから前の大きな借金についての返済も大分山を越 してきましたから、そういう時点までもうちょっと今のペースでいくらか でも何とかできることをやりながらね, つなぐっていうのが今の実態だと 思うんです。その辺の状況をよく御理解をいただきたいと思います。

- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。 22番岡崎明君。
- ○22番(岡崎明君) 先ほど一緒にですね、質問すればよかったんですが、皆さん熱心なんで私もじっくり腰を据えて質問したいと思います。

このですね主な施策の概要ですね,この16ページ,上の方に公園緑地についてですね,地域住民の憩いの場,スポーツ,レクリエーションの拠点,防災の避難地等の空間として,快適で安全に利用できるよう,適切な維持管理を行ってまいりますと,こういうふうに述べられておりますけれども,まず霞ヶ浦平和記念公園が十二分にその避難場所として安全なのかどうなのか,まずこれが大事だと思うんですね。往々にして埋め立てたところなんかに関しては、水が浮いてきたりしてですね、建物が倒壊したり、そういうような状況が見られるわけですね。あそこの場合には蓮田を埋め立てているということで、十分あそこの土壌が改良されてですね、安全なのかどうなのか、これについてまず伺いたいと思います。

それとですね,いろいろ事業をやれやれということで相反することなんですけれども、財調が19年度、6億5,200万になるっちゅうことで、非常に、町債の発行残高も減っているし、それに比例して財調も減ってるっちゅうことで、ある程度はやむを得ないかなと思う面もあるんですけれども、当町のような財政規模でですね、どのぐらいの財調が適正なのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市開発部長渡辺清一君。
- ○都市開発部長(渡辺清一君) 廻戸,近隣公園の関係,盛土についてですけれども,あそこの施工はPPシートというものを敷いて,そこに乗せてあります。それが全体で下がっている。つまり圧密,自然沈下です。と

いう形でやってありますんで、昨日も随分見てきましたけれども、私。この議会に当たる前にね、その状況を見ますと、問題は土浦市みたいなところについては、液状化というものが心配されます。そういう意味では、そういう不安はございません。ただ、平和記念館の方の部分については、これは建物の崩壊という話もありましたけれども、それなりのパイルを打って、そして基礎をきちんとやれば、これは設計上、そういう形をつくればですね、問題はないという形でいくかと思いますけれども、現在の近隣公園についてはそういう心配はしておりません。

以上です。

ぜひもうでき上がりですので、ご覧になってください。

○議長(久保谷実君) 町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) 今の基金の問題についてお話ししますと、やっぱり基金を活用しなら、一時は大分、70億ぐらいたまったんですが、それを活用しながらやってきて、ただ、実際の運用の仕方としては、当初予算の組み方としてはやはりある程度、安全は見なきゃなんないんで、基金の取り崩しを、例えば平成18年の予算で言えば、当初は取り崩し、7億程度見ていたはずですけれども、最終的には何とかほとんど使わないで済むような形に、これはいろんな形で行財政改革を図り、そういう中で努力している中でそういう形が。そういう意味でまた、19年度予算としては11億ほどを組んでいますが。これについても極力、いろんな形での節減を図りながら、少なくとも半分ぐらいは節減できるような形、そういう形での財政運営をぜひやっていきたいと考えていますんで。

で、実際歳入の見方で一番難しいのが法人税ですね。景気がいいと言っている。ただ、阿見の場合はキャノンがある程度、移るというような、そういう要因があるんでそこが不安要因なんですけれども、景気がいいと言っても、確かにいい会社もあるようです。だけど、その結果が税収にどういう形で、本当に反映するか、この辺がわかりづらいというのが、だから、

たまたま結果的には、例えば18年度の見込みとしても、キャノンについては当初見込みよりはかなり収益が上がってくる。こういう実態があるわけで、それ以外の会社についいては、キャノンのウェイトが一番大きいわけですけれども、それ以外でもそういう要因がいろいろあるんで、その辺の見方が多少きつ目に見ているんじゃないかと考えます。

- ○議長(久保谷実君) 22番岡崎明君。
- ○22番(岡崎明君) 都市開発部長にお願いしたいんですけれども、ちょっと政治家みたいな発言は、答弁はしないでほしいんですよね。近隣公園、ここはさっきも言ったように防災の避難地等空間としてやると。だけども、その今現在、心配ないのかと言ったら、液状化の心配はあるけれども、今は心配していないと。心配あるけれども、心配していないなんつう政治家みたいな答弁は非常に不自然でね、困るんだよね。液状化の心配があるんであれば、何かその改善策がないのか。それと部長が定例会前に行って見てきたというけど、部長も素人だし、私らも行っても素人で、果たして大丈夫かどうかは、今平らなら大丈夫だっぺということになっちゃうと思うんですね。ですから、その辺はしかるべきやはり専門家にでもチェックをしてもらってですね、お墨付きをもらうか何か、やはり避難場所ということにすれば看板も上げるわけでしょうから、その辺は対策をひとつ立てていただきたい、このように思います。もう1回、御親切な答弁をいただきたいと思います。お願いします。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市開発部長渡辺清一君。
- ○都市開発部長(渡辺清一君) 私は先ほどのお答えの中であそこの場所が液状化の心配あるということは申し上げておりません。土浦市蓮河原とか,あの辺の部分は液状化のおそれがあるということは聞いています。ですから,土浦の場合にはそういうことがあり得るんですけれども,あそこの施工の場合にはそういうことじゃないので,それは心配はありませんと

いうふうに私はお答えしたつもりです。

で、確かに建物の方も耐震化で当然、構造でやっていくでしょうしという話もしたわけですが、追加で、確かに現場を見ただけでは平でもちろんそれはわかりませんけれども、そういうふうにでき上がってきたので、ひとつご覧になってはいかがでしょうかっちゅうことをちょっと言っただけでですね、そういう意味であそこが不適切な場所という形では考えておりません。でも、再度そういったちゃんときちんとした調査をしたらどうかという提案でしたらば、それは検討させていただきます。

以上でございます。

○議長(久保谷実君) それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は、4時20分からといたします。

午後 4時11分休憩

午後 4時20分再開

○議長(久保谷実君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。 ほかに質疑はありませんか。

15番倉持松雄君。

○15番(倉持松雄君) どこのページにも出ているんですが植栽管理と それから草刈りについてなんですけれども、先ほど天田議員が質問してい た話の中では、道路をつくってほしいということでございましたけれども、 道路は1回つくれば、来年はつくらなくていいんです。植栽、植木の手入 れというのは今年切ったって何したって、毎年出るんです。だから、これ はもうお金を幾らつぎ込んでも切りがないと。だから、そのとおりです。 一番いいのは、最低限の本数をそろえておいて、あとは根元から切っちま うと。それが一番です。

それから,例えばさくらクリーンセンターとか霞クリーンセンター,そ ういうところは何もそこで植栽しなくたっていい。周りに植えた木がいっ ぱいあるんですから、隣の土地の。そこを見ていればいいわけですから。 そういうことですので、特に道路脇の草刈りなんかは、これは距離も長い ですけれども、困ることがありますんで、これは車も通っていることで危 ないですから、これは商売人にやってもらうと。で、特に霞クリーンセン ターとかさくらクリーンセンター、この2つだけだって、約500万もするわ けですから、そういうところは特に周りの景色を見て、その中には植える 必要はないと私は思っています。

それから学校なんかにはこれは昔から代々、おれが子供のころもあの木 はあったんだっけという思い出の木ですから、これはやっぱり取っておか ないとと思うんです。それですので,こういうところを節約すれば,道路 の1本、2本は簡単につくれると思う。維持管理についても楽だと私はこ う思います。植栽,管理,それから草刈り,こういう,特に草刈りはシル バーとか、特にふれあいの森なんかは触れ合うわけですか、みなさんと。 佐原へ行って桜を見たってしようがないし, 何か仕事をしながら触れ合う, これが町民の本当のふれあいの森です。まい・あみ・まつりばっかりが触 れ合いじゃございません。触れ合えることについていろんな意味がござい ますので,町民のふれあいの森なんかは皆さんで行って,仕事をしながら 触れ合う、それから草刈りもたくさん、植栽もいろいろありますけれども、 特に霞クリーンセンターとさくらクリーンサンター、ここは全部元から切 ってしまって、見るのは周りの景色を見ると。これは間違いではございま せん。私はそう思います。そうすれば、天田議員の言った道路の1本、2 本、簡単にできると思いますが、今後そういうような方向でやったらいい と思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部 長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) お答えしたいと思います。 植栽管理につきましては、平成18年度もそうですが、年間の管理回数を

減らすとか、それから入札にして差金を取るとか、それからシルバー人材 センターに頼むとかして努力しておりますで、よろしく願いいたします。

- ○議長(久保谷実君) 15番倉持松雄君。
- ○15番(倉持松雄君) まあ、努力していることは私もわかっています、努力は。努力だって限界があると思うんですよ。幾ら総務部長が努力したって、これはやる人だって、ただやれといったって、そうはできませんから、努力には限界がありますから、だから、努力を少しでも総務部長の骨折りが楽になるように、私は減らせるところは減らして、減らせるところは特に霞クリーンセンターとさくらクリーンと私は記憶している。そういうわけで、それ以上のお答えはいりません。
- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑ありませんか。 7番石井早苗君。
- ○7番(石井早苗君) 最後に軽い質問です。

阿見町予算の概要というのをいただきまして, 1ページ15行目, 「国債 発行額については, 基礎的財政収支」なんて書いてあるんですけれども, これは町債と違わないんでしょうか, 質問いたします。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部 長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) お答えします。

これは国の経済のことを説明しておりますので国債でございます。国債 の発行額についての説明でございます。

- ○議長(久保谷実君) 7番石井早苗君。
- ○7番(石井早苗君) 上の14行目の町のことを言っていたので町なんのかなと思ったら、国のことなんですね、下の15行の。そうなんですか。わかりました。
- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) これをもって質疑を終結いたします。 お諮りします。

ただいま議題となっております議案第27号については、会議規則第39条 第1項の規定により,お手元に配付しました議案付託表のとおり,所管常 任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では付託案件を審査の上,来る3月23日の本会議において, 審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第28号 平成19年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第29号 平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第30号 平成19年度阿見町老人保健特別会計予算

議案第31号 平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計予 算

議案第32号 平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計予 篁

議案第33号 平成19年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第34号 平成19年度阿見町水道事業会計予算

○議長(久保谷実君) 次に日程第12、議案第28号、平成19年度阿見町国 民健康保険特別会計予算,議案第29号,平成19年度阿見町公共下水道事業 特別会計予算, 議案第30号, 平成19年度阿見町老人保健特別会計予算, 議 案第31号, 平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算, 議案第32号, 平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算、議案第33号、平成19年 度阿見町介護保険特別会計予算、議案第34号、平成19年度阿見町水道事業 会計予算,以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。 「町長川田弘二君登壇〕

○町長(川田弘二君) 議案第28号から第34号までの平成19年度特別会計 及び企業会計予算の概要について申し上げます。

特別会計予算総額は、6件で136億700万円となり、前年度と比較し8.8% の増となっております。

その内訳でありますが、議案第28号、国民健康保険特別会計予算は44億7,800万円で、13.6%の増。議案第29号、公共下水道事業特別会計予算は27億1,100万円で、9.8%の増。議案第30号、老人保健特別会計予算は28億5,500万円で、1.5%の減。議案第31号、土地区画整理事業特別会計予算は10億3,000万円で、14.9%の減。議案第32号、農業集落排水事業特別会計予算は16億2,300万円で、83.2%の増。議案第33号、介護保険特別会計予算は19億1,000万円で、16.4%の増となっております。

また,議案第34号,水道事業会計予算は,13億1,891万9,000円で,4.1% の減となっております。

以上,特別会計及び企業会計予算の概要について申し上げましたが,具体的な内容につきましては,担当部長,水道事務所長に説明させますので,慎重審議の上,議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(久保谷実君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

引き続き、担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第28号についての説明を求めます。

民生部長瀬尾房雄君。

〇民生部長(瀬尾房雄君) それでは、議案第28号、平成19年度阿見町国 民健康保険特別会計予算について御説明をいたします。

191ページをお開き願います。平成19年度の予算総額は44億7,800万円で、前年度当初予算と比較いたしまして13.6%の増となっております。これは、歳入・歳出とも国保税調定・療養諸費及び老人保健拠出金・介護納付金・

共同事業拠出金など数年次の実績内容などから勘案計上をしたほか、新規 事業であります保険財政共同安定化事業の予算計上などに伴うものであり ます。

次に、主な項目につきまして特別会計の予算組み立てに従いまして歳出 部門から御説明いたします。203ページをお開き願いたいと思います。

初めに第1款,総務費につきましては,前年度と比較しまして18.3%の増額計上となっており,主に人事異動に伴います職員関係経費の増によるものでございます。

206ページをお開きください。第2款、保険給付費につきましては、医療費などの支払いで近年の医療費歳出状況などを勘案しまして、前年度予算と比較し13.8%の増額計上としたもので、一般及び退職療養給付費並びに高額療養費や出産育児一時金などに対処するものであります。

208ページをお願いいたします。第3款,老人保健拠出金につきましては, 老人保健制度を支える措置としまして,各医療保険者が共同拠出し,保険 者間の医療費負担の均衡を図るものであります。18年度当初予算額に対し, 確定拠出金額は,前々年度清算分の支出が少なくて済んだことなどから, 18年度第4回補正予算に減額計上しているところでありますけれども,こ れら18年度拠出金の確定状況等も勘案し予算編成を行ったところ,前年度 と比較して19.4%の減額となっております。

次に209ページをご覧いただきたいと思います。第4款,介護納付金につきましては、国保の被保険者のうち介護保険制度第2号被保険者に該当する40歳から64歳までの拠出金であり、社会保険診療報酬支払基金に納付するもので、前年度とほぼ同額を計上したものであります。

第5款,共同事業拠出金につきましては,老人保健拠出金の主旨と同じように,国保連合会より示されました拠出費用額についての計上であります。この中で,新規事業である保険財政共同安定化事業拠出金につきましては,レセプト1件当たり30万円を超えた場合の8万円を超えた額から80

万円未満の額を算出根拠とし、これの59%が共同安定化事業交付金として 配分されるため、このための拠出金として計上したものでございます。

第6款,保健事業費につきましては,人間ドックなどによる疾病予防策,無受診者世帯の報奨,医療費通知,さわやかフェア時の健康カレンダーなどの医療費抑制・制度啓蒙などの継続的な諸経費の計上を行ったものでございます。

それでは次に歳入に入りますので、199ページまでお戻りいただきたいと 思います。

第1款,国民健康保険税は,前年度と比較しまして10.7%の増額計上となっております。これは今年度の税率改正によるものでありまして,医療分・介護納付金分とも歳入・歳出の全体状況によりまして必要措置額を勘案して計上したものございます。

次に、第3款、国庫支出金の1目の療養給付費等負担金ですけれども、 歳出の一般療養給付費等及び老人保健医療費拠出金、介護納付金にかかわる国の補助金で、前年度と比較して3.1%の減額計上となっております。これは老人保健医療費拠出金の減額に伴うものであります。また、高額療養費共同事業負担金は、歳出における高額医療費共同事業拠出金にかかわる負担金で、国庫支出金及び県支出金において4分の1が補助されるために、その額についての計上であります。高額療養費共同拠出金の算定基準の変更によりまして、前年度当初と比較しまして24.9%の減額としたものでございます。

200ページをお開き願います。これは1目ですけれども、財政調整交付金における普通調整交付金につきましては、前年度と比較しまして4.8%の増額計上であります。特別調整交付金につきましては、市町村の国保運営努力に応じ、国の予算範囲の中で申請を行った市町村を県及び国において評価査定しまして交付されるものです。不確定な性質から当初予算では科目存置としております。幸い当町では国保の運営努力が認められ、毎年交付

を受けているのが現実でございます。しかしながら、交付税対象市町村数 も減らされておりまして、今後は大変厳しい状況ではありますが、引き続 き積極的に歳入の確保に努めてまいりたいと思っております。

次に,第4款,療養給付費等交付金につきましては,退職などにより国保加入となる退職被保険者にかかわる被用者保険制度の保険者拠出による歳入で,退職被保険者歳出療養諸費の増大によりまして,前年度と比較して14.1%の増額計上を行ったものであります。

第5款,県支出金の高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫支出金における高額医療費共同事業負担金と同様な理由によりまして、24.9%の減額としたものです。都道府県財政調整交付金につきましては、国の三位一体改革の中で、国の補助金が税源移譲され県から交付されるものであり、前年度とほぼ同額を計上したものです。

第6款,共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金につきましては, 高額療養費に伴う共同事業拠出金事業により国保連合会から配分される交 付金でありまして,拠出金同様,算定基準の変更により,前年度と比較し 23.9%の減額となるものです。また,新規事業である保険財政共同安定化 事業交付金については,歳出で説明しましたとおり保険財政共同安定化事 業により配分される交付金であります。

次に201ページをご覧いただきたいと思います。第8款,繰入金の一般会計繰入金につきましては,前年度と比較し5.9%の増額となっております。繰り入れの主なものは,保険基盤安定繰入や職員給与費等及び町医療福祉制度による国保医療費波及分補填経費などになっております。また,繰入金のうち,財政安定化支援事業繰入については,交付税措置の中で積算算定による配分となっていることから,科目存置としております。

総括いたしますと、国保財政は経済がやや回復傾向にあるとはいえ、低 所得者層や高齢者の加入率が高い国保制度が抱える構造的な問題、また医療給付費の継続的な増加など、まだまだ厳しい状況にあります。これらを 踏まえ、生活習慣病予備軍や要医療者の増加を抑制するための保健事業の推進、国庫補助金等の確保、全庁的な収納体制の強化のさらなる向上のための収納対策や制度啓蒙などを行って、国民健康保険制度の適正な運営に努めてまいりたいと考えています。

以上で終わります。

○議長(久保谷実君) ここで阿見町議会規則第9条第2項の規定によりまして、会議時間はあらかじめ延長いたします。

次に、議案第29号についての説明を求めます。

都市開発部長渡辺清一君。

○都市開発部長(渡辺清一君) では、議案第29号、平成19年度公共下水道事業特別会計予算について御説明いたします。219ページをお開きください。

19年度予算総額は27億1,100万円で,前年度と比較しますと9.8%の増となっております。

225ページをお開きください。歳入の主なものについて申し上げます。

第1款第1項の負担金の受益者負担金につきましては、前年度と比較しますと88.2%の減になります。ちょっと大幅な減になりますが、これは岡崎土地区画整理事業に伴う受益者負担金が昨年度はあったと。18年度はあったということ。それがなくなったということです。

それで第2款第1項の使用料につきましては,前年度とほぼ同額計上であります。

第3款第1項の国庫補助金につきましては、荒川本郷地区の下水道施設整備により、前年度と比較いたしますと10.4%の増となります。

第4款第1項の県負担金につきましては、吉原東土地区画整理事業区域内の調整池整備により新規計上となっております。

第6款第1項の他会計繰入金につきましては、前年度と比較いたしますと13.2%の増で、第2項の基金繰入金は皆減となっております。

第7款、繰入金につきましては、前年度と同額計上であります。

第9款,町債につきましては,荒川本郷地区の下水道施設整備により公共下水道整備事業債が前年度と比較しますと22.1%の増となっております。 続きまして,歳出について御説明いたします。227ページをお開きください。

第1款第1項第1目の一般管理費の主なものは、人件費を含めた事務費、使用料及び受益者負担金賦課徴収事務であります。前年度と比較しますと 15.0%の増となっております。

次に、229ページになります。第2目の維持管理費でありますが、主なものは管渠の正常な機能を維持するための調査点検委託料及び下水道処理に対する霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理の負担金であります。

次に、230ページになります。第2項の下水道事業費でありますが、主なものとしましては、吉原東土地区画整理事業工事委託費、荒川本郷地区における調整池及び下水道管路整備、並びに霞ヶ浦流域下水道事業負担金であります。前年度と比較しますと16.6%増となっております。

次に、232ページになります。第2款、公債費につきましては、長期借入金の公共下水道事業債及び霞ヶ浦湖北流域下水道事業債の元利償還金で、前年度と比較しますとほぼ同額計上であります。

で戻りますが、222ページをお開きください。戻ります。第2表の地方債 につきましては、借入金の限度額及び利率並びに償還方法を設定するもの であります。

以上で説明を終わります。

- ○議長(久保谷実君) 次に、議案第30号についての説明を求めます。民生部長瀬尾房雄君。
- 〇民生部長(瀬尾房雄君) それでは、議案第30号、平成19年度阿見町老 人保健特別会計予算について御説明いたします。

241ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度老人保健特別会計予算は、歳入・歳出予算総額28億5,500万円で、前年度当初予算と比較いたしまして1.5%の減となっております。これらは、平成14年10月における医療保険制度改正により、老人保健制度該当者が70歳から75歳に引き上げられたことから、歳出においては対象者が減になったということ、また、歳入においても改正に伴う費用負担割合の変更などの収入勘案を行ったことから、歳入・歳出それぞれ減額計上となったものでございます。

次に歳出部門から御説明いたしますので,249ページをお開きいただきた いと思います。

第1款,医療諸費につきましては,医療給付費及び審査支払手数料において制度改正に沿った状況を踏まえ,また医療支給費では,実績経過を考慮し,前年度と比較し1.5%の減額計上を行ったものでございます。

それでは次に戻りまして、歳入の方に入ります。247ページにお戻りいた だきたいと思います。

第1款,支払基金交付金は,前年度と比較して3.5%の減となっております。これらは,各医療保険制度における拠出金により交付されるもので,費用負担割合の配分措置により歳出医療給付費などを考慮し計上を行ったものです。

第2款,国庫支出金及び第3款,県支出金につきましては,対象者が減少しているものの,支払基金同様,費用負担割合の配分措置により,前年度と比較しまして国庫支出金0.5%,県支出金1.2%をそれぞれ増額計上を行ったものです。

第4款,繰入金の一般会計繰入金につきましては,交付金と同様な措置 に伴い増額を行うもので,町負担として一般会計より1.5%の増額計上を行ったものです。

第5款、繰越金につきましては、前年度と同額計上となっております。 248ページをお願いします。第6款、諸収入のうち第三者納付金は、交通 事故などにかかわる医療費について第三者行為届を通じ、町が代位取得権 による請求処理に応じて収入される見込額を計上したもので、その届出に 伴いレセプト請求内容に応じて計上を行ったものでございます。

総括いたしますと、老人保健は制度改正に伴い受給者自体は減少しているものの、高齢者一人当たりの医療費につきましては高い水準になっております。これらの対策として、生活習慣病や要医療者を抑制するため、あみ健康づくりプラン21に基づき高齢者の健康維持増進や重複診療・多数回受診者の訪問など、健康づくり課と連携しながら、健康づくり課は先ほど19年の4月からということで発表してありますので、あえて言わさせていただきますけれども、健康づくり課と連携しながら適正医療や予防医療の推進、広報・啓蒙なとに努め、健康の自己管理や健康づくりを進めてまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。

- ○議長(久保谷実君) 次に,議案第31号についての説明を求めます。 都市開発部長渡辺清一君。
- ○都市開発部長(渡辺清一君) 続きまして議案第31号,平成19年度土地 区画整理事業特別会計予算について御説明いたします。

251ページをお開きください。

平成19年度の予算総額は10億3,000万円となり,前年度と比較しますと1億8,100万円の減となっております。これは,岡崎地区の事業完了による事業費の減と,本郷第一地区の国庫補助対象事業の減によるものでございます。

まず、歳入の主なものについて申し上げます。257ページをお願いします。 第1款第1項の国庫補助金につきましては、前年比38.8%の減となって おります。

第2款第1項の財産売払収入につきましては、引き続き岡崎土地区画整理事業地内及び本郷第一地区土地区画整理事業地内における一般保留地の

販売を行うもので、前年比10.4%の減となっております。

第3款第1項の他会計繰入金につきましては、26.2%の減となっております。

第4款第1項の繰越金につきましては、前年度と同額計上となっております。

第5款第1項の雑入につきましては、岡崎土地区画整理事業が清算業務に入ったことによりまして、清算金徴収による収入で、皆増となっております。

第6款第1項の町債につきましては、前年比3.5%の減となっております。 次に、歳出について御説明いたします。258ページをお開き願います。

第1款,事業費,第1目岡崎土地区画整理事業の主なものにつきましては、補償金で前年度と比較し56.6%の減となっております。減の主な理由としましては、事業が完了し清算業務に入ったためであります。

第2目,本郷第一土地区画整理事業の主なものにつきましては、人件費,委託費,工事請負費及び補償金で,前年度と比較しますと21.3%の減となっております。減の主な理由につきましては,工事施工箇所の縮小によりまして工事請負費及び補償金の減によるものであります。

261ページをお願いします。第2款の公債費でありますが、起債の元利償還に充てるものでして、本郷第一土地区画整理事業債及び本郷第一土地区画整理事業関連公共事業債の元利償還費の増によりまして、前年度と比較して9.2%の増となっております。

戻りまして254ページをお願いします。

第2表の地方債につきましては、借入金の限度額及び利率並びに償還方 法を設定するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(久保谷実君) 次に,議案第32号についての説明を求めます。 経済建設部長臼田計律君。 ○経済建設部長(臼田計律君) 続きまして,議案第32号,平成19年度農業集落排水事業特別会計予算について御説明いたします。

269ページからとなります。

平成19年度の予算総額は6億2,300万で,前年度と比較しまして83.2%の大幅な増となっています。これは,現在建設事業を進めております福田地区の汚水処理施設建設に伴う事業費及び実穀上長地区の管路築造工事に伴う事業費の増により,大幅な増額となったものであります。

主な事業内容としましては、福田地区においては引き続き管路築造工事 及び汚水処理施設の建設工事を予定しており、実穀上長地区においては管 路築造工事を、そのほか小池地区、君島大形地区につきましては、汚水処 理施設等の維持管理費、地方債の元利償還金を計上しております。

それでは、 歳入から御説明いたします。

275ページをお開きください。第1款,分担金及び負担金は受益者分担金であり,福田地区及び実穀上長地区につきましては,19年度に予定している事業費対応分を見込んでおります。なお,小池地区は新規に追加で加入され,分納中の1件分,君島大形地区は科目設定のみであります。

第2款,使用料及び手数料は、小池地区、君島大形地区の使用料と督促 手数料、福田地区、実穀上長地区の督促手数料を計上したものであります。

第3款,国庫支出金は,福田地区及び実穀上長地区事業に対する補助金であり、補助率は50%であります。

第4款,県支出金は,実穀上長地区事業に係る地方債の償還に要する交付金であります。

276ページをお開きください。第5款、繰入金は、一般会計から5,470万円を繰り入れてそれぞれの事業の財源調整を図ったものであります。

第6款,繰越金は,各地区ごとの前年度繰越金を計上したものであります。

第7款、諸収入は、雑入として消費税還付金を計上したものであります。

第8款,町債は,福田地区及び実穀上長地区事業に伴う起債であります。 次に,歳出について御説明いたします。

277ページから278ページをご覧ください

第1款,事業費の主な内容としましては15節,工事請負費でありまして,福田地区の管路築造工事及び汚水処理施設建設工事を予定しております。また,実穀上長地区の管路築造工事も予定しており,実穀上長地区は平成23年度事業完了を目標に事業を推進しております。

278ページ下段からをご覧願います。第2款,管理費は,小池地区並びに 君島大形地区の汚水処理施設等の維持管理に要する経費でありまして,引 き続き委託内容の見直しを行いまして,経費の節減を図っているところで あります。

280ページをご覧ください。第3款,公債費は,小池地区並びに君島大形地区,福田地区の長期借入金の償還金及び利子であり,また実穀上長地区は償還利子のみを計上しております。

281ページをご覧ください。第4款,諸支出金は、農業集落排水減債基金費でありまして、県の要項に基づき、事業に係る地方債の償還に要する財源としての交付金を基金として積み立てるものであります。

第5款,予備費は、30万円を計上させていただきました。

戻りまして272ページをお開き願います。第2表の地方債につきましては、 借入金の限度額及び利率並びに償還方法を定めたものであります。

以上で説明を終わります。

- ○議長(久保谷実君) 次に,議案第33号についての説明を求めます。 民生部長瀬尾房雄君。
- ○民生部長(瀬尾房雄君) 続きまして,議案第33号,平成19年度阿見町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

287ページをお開き願いたいと思います。

平成19年度の介護保険特別会計の予算総額は19億1,000万円で、前年度と

比較いたしまして16.4%の増となっております。これは、主に要介護認定者の増加に伴い、介護保険の各種サービスに要する費用である保険給付費が増加傾向にあることによるものであります。歳出の約94%を占めますこの保険給付費の財源につきましては、歳入における国・県の負担金、支払基金からの交付金及び65歳以上の第1号被保険者の保険料により対処することになります。

次に、主な項目につきまして歳出部門から御説明いたします。

299ページをお開きいただきたいと思います。

初めに第1款,総務費,第1項,総務管理費,第1目の一般管理費につきましては,職員給与関係経費及び介護保険事務に要する経費を計上しておりますが,事務従事者の人員増に伴い,前年度と比較して増額計上となっております。

300ページの第2項徴収費では、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しており、介護保険制度普及推進員の配置に係る費用の計上に伴いまして、前年度と比較して14.4%の増額計上をしております。

301ページ第3項,介護認定審査会費につきましては,介護認定審査会及 び認定調査等に要する経費を計上しておりますが,要介護認定申請件数の 増加に伴いまして,郵便料及び主治医の意見書作成料の増等がある中で, 委員報酬及び費用弁償の減等により,前年度とほぼ同額の計上となってお ります。

次に、302ページからの第2款、保険給付費についてであります。

保険給付費につきましては、平成18年度の給付実績の動向を考慮し予算額を計上しており、保険給付費全体では、要介護認定者の増及び介護サービス基盤の整備等に伴うサービス利用者の増加により、前年度と比較して16.6%の増額計上となっております。

そのうち302ページから304ページの第1項,介護サービス等諸費につきましては、平成18年度当初予算において、介護保険制度改正に伴う要介護

認定区分の見直しにより、現行の要介護1のうち、状態の維持・改善の可能性の高い方については、要支援2に移行されることにより、要介護認定者が減少することを見込んで予算計上しましたけれども、要支援への移行は緩やかに推移しているために、平成19年度予算では前年度と比較して28.0%の増額計上となっております。

それに伴いまして、304ページから305ページの第2項、介護予防サービス等諸費では、介護サービス等諸費とは逆に要支援認定者の増加を見込み、前年度当初予算の計上をしましたが、実績では要支援認定者の増加も緩やかに推移しているために、平成19年度予算では、前年度と比較して59.2%の大幅減となっております。

第3項, その他諸費, 第1目, 審査支払手数料では, 審査件数の増に伴いまして, 前年度と比較して10.5%増の計上。

第4項,高額介護サービス等費につきましては、サービス利用に係る自己負担の上限額一部引き下げ及び支給申請方法の改正等に伴いまして、支給額及び支給対象件数が増加したために、前年度と比較しまして162.7%の大幅増となっております。

306ページの第5項,特定入所者介護サービス等費につきましては,施設サービス利用者の居住費及び食費の負担が低所得者にとって過重な負担とならないように,所得に応じた負担限度額を設定しまして,居住費・食費の基準費用額と設定した負担限度額の差額について公費負担とするものであり,施設サービス利用者の増等に伴いまして,前年度と比較しますと6.4%の増額計上となっております。

次に,307ページから309ページの第4款,地域支援事業費についてであります。

第1項,介護予防事業費,第1目の介護予防特定高齢者施策事業費につきましては,要介護認定を受けていない高齢者で要介護状態になるおそれのある高齢者に対しまして,介護予防を目的として,運動器の機能向上,

栄養改善, 口腔機能の向上等の事業を実施するための経費を計上しております。また, 第2目, 介護予防一般高齢者施策事業費につきましては, 一般の高齢者に対しまして基礎体力の保持・増進を図り, 病気になりにくい身体をつくることを目的とした筋力向上のための運動教室を実施するための経費を計上したものでございます。

第2項,包括的支援事業につきましては,平成18年4月から設置した地域包括支援センターが行います介護予防ケアマネジメント及び総合相談・権利擁護事業並びに包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に係る経費を計上したものであります。

次に、309ページから310ページになりますけれども、第5款、基金積立金、第6款、諸支出金、第7款、予備費につきましては、前年度とほぼ同額を計上しております。

次に、歳入部門について御説明いたします。戻りまして、295ページをお 開きいただきたいと思います。

介護保険制度の給付に必要な財源は、利用者の1割負担の他に50%を公費、残り50%を40歳以上の被保険者の保険料で賄います。公費の内訳としましては、国が25%、県が12.5%、市町村が12.5%であります。国の負担の25%のうち約5%は、市町村間の財源力の格差を調整するために調整交付金として利用されることになります。

それでは、歳入部門の主な項目について御説明いたします。

歳入の第1款,保険料につきましては,65歳以上の第1号被保険者数の 増等に伴いまして,前年度と比較して8.6%の増額計上をしております。

次に第4款,国庫支出金につきましては、保険給付に要する費用の20%を国の法定負担分とする介護給付費負担金、また、市町村間の財政力の格差を調整するために、第1号被保険者の75歳以上の高齢者の比率とか所得水準の格差等に基づきまして交付される調整交付金並びに平成18年度から創設されました地域支援事業に係る交付金であり、前年度と比較して

16.3%の増額計上。

次に、296ページをお願いします。第5款、支払基金交付金につきましては、保険給付費及び地域支援事業の介護予防事業費に係る定率分が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでありまして、前年度と比較して16.6%の増額計上。

第6款,県支出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業の介護 予防事業費の12.5%,並びに地域支援事業の包括的支援事業費の20.25%が 県の法定負担分でありまして、前年度と比較し15.2%の増額を計上してお ります。

次に、297ページ第8款、繰入金、第1項、一般会計繰入金、第1目、介護給付費繰入金につきましては、保険給付費に対する12.5%の市町村の法定負担分でありまして、前年度と比較し16.6%の増額計上。第2目、地域支援事業繰入金の介護予防事業につきましては、事業費の12.5%、第3目、地域支援事業繰入金の包括的支援事業につきましては、20.25%の市町村の法定負担分について計上。第4目、事務費等一般会計繰入金につきましては、職員関係経費の増に伴い、前年度と比較し18.1%の増額計上になっております。

次に,第2項,基金繰入金につきましては,介護給付費準備基金を保険給付費の財源に充てるものであり,前年度と比較して128.6%の増額計上となっております。

第9款,繰越金,第10款,諸収入につきましては,前年度とほぼ同額の 計上になっております。

以上で説明を終わります。

- ○議長(久保谷実君) 次に、議案第34号についての説明を求めます。 水道事務所長横田充新君。
- ○水道事務所長(横田充新君) それでは議案第34号,平成19年度阿見町 水道事業会計予算について御説明いたします。

317ページをお開き願います。

まず第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数を1万3,261戸、年間総給水量を397万6,000立方メートル見込んでございます。給水量の内訳といたしましては茨城県の企業局からの受水377万9,000立方メートル、自己水源19万7,000立方メートルを見込んでおります。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございますが、前年度比4.6%減の 8億6,030万4,000円を計上しております。その主な収入でありますが、これは水道料金の8億3,039万2,000円を見込んでおります。

次に主な支出でございますが、県企業局に支払う受水費 3 億7,035万5,000円,減価償却費 1 億6,243万8,000円,支払い利息3,916万9,000円でございます。

続きまして、318ページをお開き願います。

4条予算の資本的収入及び支出でございます。

資本的収入でございますが、35.8%増の1億9,123万7,000円で、加入分担金を3,298万円、工事負担金を1億5,825万6,000円を計上しております。この負担金でございますが、これは県で事業を進めております吉原土地区画整理事業地内の配水管の布設を町が受託工事として行うもので、これと県からの負担金でございます。

次に資本的支出でございますが、3.2%減の4億5,861万5,000円で、建設 改良費を4億17万8,000円計上しております。

その建設改良費の主なものでございますが、新設管の布設工事1億5,117万円、老朽管の布設替え工事3,900万円、上郷管理棟の耐震補強工事4,000万円が主なものでございます。

次の企業債償還金でございますが、これは昭和55年から平成4年までに借りた企業債の元金を償還するものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出に対して不足する2億6,737万8,000円 につきましては、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんして まいります。

以上で説明を終わりにいたします。

○議長(久保谷実君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑 は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号から議案第34号については、 会議規則第39条第1項の規定によりお手元に配付しました議案付託表のと おり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では付託案件を審査の上,来る3月23日の本会議において, 審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第35号 町道路線の廃止について

議案第36号 町道路線の認定について

○議長(久保谷実君) 次に日程第13,議案第35号,町道路線の廃止について,議案第36号,町道路線の認定について,以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 議案第35号及び議案第36号について申し上げます。 まず、議案第35号、町道路線の廃止でありますが、主に荒川本郷区画整 理地内及び吉原区画整理圏央道地内の供用開始に伴う部分的な路線の廃止 であります。

次に、議案第36号、町道路線の認定でありますが、主に荒川本郷区画整理地内及び吉原区画整理圏央道地内の供用開始に伴う道路の認定であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重に審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(久保谷実君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予 定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(久保谷実君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号から議案第36号については, 会議規則第39条第1項の規定により,お手元に配付しました議案付託表の とおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月23日の本会議 において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第37号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長(久保谷実君) 次に日程第14,議案第37号,茨城県市町村総合事 務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 議案第37号,茨城県市町村総合事務組合規約の変 更について申し上げます。

本案は、消防組織法の一部を改正する法律、地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い、茨城県市町村総合事務組合規約の一部を改正する ものであり、地方自治法第290条の規定に基づき提案するものであります。

以上,提案理由を申し上げましたが,慎重審議の上,議決くださるよう お願い申し上げます。

○議長(久保谷実君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。 これより質疑を行います。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第2項の 規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。 これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第37号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第37号については、原案どおり可決することに決しました。

議案第38号 茨城租税債権管理機構規約の変更について

○議長(久保谷実君) 次に日程第15,議案第38号,茨城租税債権管理機構規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 議案第38号の茨城租税債権管理機構規約の変更に ついて申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、収入役制度の 見直し及び吏員制度の廃止に係る茨城租税債権管理機構規約を変更するこ とについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により本案を提案す るものであります。

以上,提案理由を申し上げましたが,慎重審議の上,議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(久保谷実君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。 これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第2項の

規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。 これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第38号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第38号については、原案どおり可決することに決しました。

議案第39号 土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合規約 の変更について

○議長(久保谷実君) 次に日程第16,議案第39号,土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 議案第39号について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、収入役制度の 見直し及び吏員制度の廃止に係る土浦石岡地方社会教育センター一部事務 組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規 定により、本案を提案するものであります。 以上,提案理由を申し上げましたが,慎重審議の上,議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(久保谷実君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。 これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第2項の 規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。 これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) これより採決いたします。

議案第39号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第39号については、原案どおり可決することに決しました。

議案第40号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき 同意を求めることについて

議案第41号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき 同意を求めることについて ○議長(久保谷実君) 次に日程第17,議案第40号,阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて,議案第41号,阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて,以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 今回の人事案件は、阿見町固定資産評価審査委員会の委員の任期満了に伴うものであります。

阿見町固定資産評価審査委員会の委員は、地方税法第423条第3項の規定により、阿見町の住民、市町村税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が委嘱することとなっており、委員の任期は3年となっております。

谷氏・大竹氏とも平成16年4月に就任,本年4月8日に任期が満了する ものであります。

両氏は専門的知識を有する町民であり、人格・識見ともに優れており、 最適任であることから引き続き選任したいと考えております。

つきましては、以上2名を阿見町固定資産評価審査委員会の委員として 委嘱いたしたく、本日提案する次第であります。

慎重審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(久保谷実君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

本案については、質疑、委員会への付託及び討論を省略し、直ちに採決 したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。 これより採決いたします。

本案2件は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 異議なしと認めます。

よって議案第40号並びに議案第41号は、原案どおり同意することに決しました。

請願第1号 阿見町西郷地区における町づくりの推進に関する請願 (旧コアミ畜産跡地利用における店舗等開発計画について)

○議長(久保谷実君) 次に日程第18, 請願第1号, 阿見町西郷地区における町づくりの推進に関する請願(旧コアミ畜産跡地利用における店舗等開発計画について)を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により提案理由の説明、 質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員 会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

産業建設常任委員会では、本請願を審査の上、来る3月23日の本会議に おいて、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(久保谷実君) 次に日程第19,人権擁護委員の推薦につき意見を 求めることについてを議題といたします。

本案については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長より 人権擁護委員の推薦に当たり議会の意見を求められたものであり、内容は お手元に配付した資料のとおりであります。

人権擁護委員の選任は、選挙権を有する住民のうち、人権擁護に深い理

解のある者の中から議会の同意を得て町長が候補者を推薦し、法務大臣が任命することになっており、任期は3年であります。

お諮りいたします。

本案については、質疑・委員会への付託及び討論を省略し、直ちに採決 したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。 これより採決いたします。

本案は、原案どおり適任とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。 よって本案は、原案どおり適任とすることに決しました。

休会の件

○議長(久保谷実君) 次に、日程第20、休会の件を議題といたします。 議案調査の都合により、3月10日から3月11日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定します。

散会の宣告

○議長(久保谷実君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。 本日はこれで散会いたします。

どうも長時間にわたり御苦労さまでした。

午後 5時28分散会

第 2 号

平成19年第1回阿見町議会定例会会議録(第2号)

平成19年3月12日(第2日)

○出席議員

	1番	久保	谷		実	君
	2番	柴	原	成	_	君
	3番	浅	野	栄	子	君
	4番	難	波	千香	子	君
	5番	紙	井	和	美	君
	6番	青	Щ	正		君
	7番	石	井	早	苗	君
	8番	藤	井	孝	幸	君
	9番	千	葉		繁	君
1	0番	吉	田	光	男	君
1	1番	吉	田	憲	市	君
1	2番	滝	本	重	貞	君
1	3番	天	田	富司]男	君
1	4番	小杉	〉沢	秀	幸	君
1	5番	倉	持	松	雄	君
1	6番	大	野	孝	志	君
1	7番	櫛	田		豊	君
1	8番	佐	藤	幸	明	君
1	9番	諏討	京		実	君
2	0番	荻	島	光	明	君
2	1番	細	田	正	幸	君
2	2番	岡	崎		明	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 _ 長 Ш 田 弘 君 誠 助 役 大 君 﨑 教 育 長 大 﨑 治 美 君 消 防 長 木 鉛 章 君 町 長 公 室 長 糸 賀 富士夫 君 総 務 部 井 定 夫 長 石 君 生 民 部 長 瀬 尾 房 雄 君 経済建設部長 計 君 臼 田 律 都市開発部長 渡 辺 清 君 教 育 利 君 次 長 大 竹 総 務 課 長 湯 原 恒 夫 君 企 画 課 長 王 弘 君 坪 田 財 政 課 長 松 本 功 志 君 社会福祉課長 飯 野 利 明 君 環 境 課 長 菅 谷 幹 夫 君 都市計画課長 彦 篠 原 尚 君 学校教育課長 大 塚 康 夫 君 生涯学習 課長 則 宮 本 寬 君 学校指導室長 石 井 直 人 君

○議会事務局出席者

 事 務 局 長 栗 原 繁 樹

 書 記 山 﨑 貴 之

平成19年第1回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成19年3月12日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成19年第1回定例会

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答弁	产者
1. 藤井 孝幸	1. 高齢者虐待防止・保護について	町	長
2. 佐藤 幸明	1. 予科練平和記念館進捗状況について	町	長
3. 石井 早苗	 阿見町の小・中学校給食費の未納の現状とその対策について 町内小学生の基礎学力の充実の一助として「補習教室の開級」の提案について 	教育	予 長
4. 難波千香子	1. 資源循環型社会への取り組みについて	町	長
	2. 子どもの教育環境の整備について	教育	万 長
5. 細田 正幸	1. 予科練平和記念館建設事業の問 題点の再検討を	町	長
6. 倉持 松雄	1. 荒川本郷地区の土地利用計画について	町	長

午前10時00分開議

○議長(久保谷実君) おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については, お手元に配付しました日程表によって進めたい と思いますので, 御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長(久保谷実君) 日程第1,一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間、再質問の回数を2回といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、8番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

[8番藤井孝幸君登壇]

○8番(藤井孝幸君) おはようございます。通告に従い質問をいたします。私の質問の中心は、高齢者の虐待防止と保護についてであります。

阿見町は高齢者福祉については、サービスメニューも整い、県内でも比較的先進的な町と私は思っております。しかし、高齢者福祉が進んでいるとはいえ、まだまだ課題はないわけではありません。やるべきことは多くあります。

メニューはそろっているが、利用できる人と利用できない人の格差があり、福祉の谷間や家族の壁があるわけであります。サービスを受けたくても、だれかが手を差し伸べないと、その谷間で苦しんでおられる方も多数おられるのも現実でございます。また高齢者に比べ、障害者に対するサービスメニュー、受け皿も少ないし、職員の中でも専門的知識を持っている

方も少ないようでございます。

言うまでもなく、福祉サービスはこれでおしまい、これでよいということはありません。町民ニーズも多種多様であり、新しいサービスを常に求めています。そのニーズにこたえるのが、みんなの声が響く町、健やかで明るくやさしいまちづくりを目指している我が町の宿命でもございます。これにこたえてこそ、住みたい町、住んでよかった町ということになるわけでございます。そこで、高齢者関連の福祉メニューとして、その対応要領が組織としてトータル的に確立されていないのが、高齢者の虐待と保護支援でございます。

皆様方も御承知のように、高齢者の虐待防止、高齢者の擁護者に対する 支援等に関する法律、若干長い名称ですが、これは平成17年11月に成立し、 平成18年4月1日から施行されました。施行以来ほぼ1年を迎えようとし ております。

この虐待防止法は、高齢者の虐待の実態があり、これをいかに防止・保護・支援するかの法律でございます。家庭内のことは、本来ならば他人が入り込むような内容ではございませんが、家族、親族で解決すべき問題でありますが、法の介入するところではないということでございますけれども、現在の世相は、法が介入せざるを得ない状況に至っているわけでございます。

これは戦後、小・中学校、高校、大学の教育機関で、親孝行しろとか、 先輩を敬え、年寄りを大事にしろなどの人間の倫理・道徳の教育がなされ ておらず、個人主義的教育の結果が現在の世相を反映しているように私は 思えます。高齢者のみでなく、子供への虐待、配偶者の暴力、俗に言うド メスティックバイオレンスなど、あらゆる事件、犯罪に起因しているわけ であります。

現在の高齢者は、社会の窓際族、生産性のないもののように扱われている節があります。このことが介護をする側にとって虐待という悲劇が生ま

れているわけであります。とんでもないことです。戦前,戦中,戦後を通じ,国のため,家族のため懸命に働き,今日の平和と繁栄をもたらしてくれた高齢者が,本来ならば疲れた羽を休め,子供に,孫に囲まれ,幸せな日々,余生を送るべき人たちでありますが,体が思うように動かなくなって,介護放棄により死亡する悲惨な事件が,新聞・テレビでニュースになっていることはご存じのとおりでございます。

広島では男性が、妻、息子2人いながら衰弱死、また大阪では男性が餓死。これは生活困窮者でなく、老老介護でもなく、奥さん、子供がいながらの介護放棄でございます。例を挙げれば切りがないほど多発しています。事件・事故にならずとも、じっと我慢をして、息をひそめながら虐待に耐え、日々を過ごしている人が阿見町にいるのではないでしょうか。

密室の中の虐待は表にはなかなか出ません。地域の人々が目を開き,耳を澄ませ、声なき声を聞いてあげなければなりません。

そこで、私の第1の質問です。質問の前に、簡単に虐待の定義を説明しておきます。

虐待とは、まず1つは、身体的な暴力でございます。2つ目には、養護、介護を著しく怠ること。これは、ふろに入らせないとか、栄養失調にさせるとか、こういうものです。3番目に心理的虐待。お年寄りの言うことを無視するとか、このやろう、早く死ねとどなる、ののしるような言葉の暴力、それから性的虐待。排泄の失敗に対し、懲罰的に下半身を丸裸にしてそのまま放置している。こういう状態です。それから経済的虐待。親の年金を全部使って、不当に経済的な不利益を与えること。

このような5つの虐待のパターンがあるわけですが、このような虐待で生命・身体に重大な危険が生じている状態を発見した者、この発見した者というのは、町民とか、施設の職員とか、福祉関係に従事している者とかいうことですけれども、そういうものを発見した者は、市町村に通報しなければならないという法律で義務づけられております。また生命・身体に

重大な危険がない場合でも、通報するように努めなければならない。「しなければならない」と「努めなければならない」という2つの若干強弱がありますけれども、このように定めています。

町民の多くの方は、この通報義務のあることを知らない方が多いのではないのでしょうか。よって虐待を町を挙げて防止する意味からも、町民の皆様に、阿見広報やチラシ等により、通報義務があるんですよということを知ってもらう必要があるのではないでしょうか。執行部の御見解をお聞かせ願いたい。この通報が誹謗中傷に利用されるようでは困るんですけれども。

次に、参考までに、虐待防止法施行後、町民または施設からの虐待の通報がどれぐらいあったのか、また、対応した件数はどれぐらいあったのかをお尋ねいたします。

2番目の質問です。各行政区で虐待防止保護支援ネットワークを行政主 導で構築することが必要ではないかと思いますが、執行部のお考えをお聞 かせ願いたい。

福祉行政のみでなく、他の行政事務も同じですが、目的を果たすためには、行政のみで対処する場合も必要ですが、多くの地域住民の協力を得て、まちづくりを進める時代でもあろうかと思います。

阿見町においては、幸いにも区長会の会則目的にあるように、区長会は 町民福祉の向上ということが記されておりますし、また、区長は社会福祉 協議会の福祉推進委員になっていただいております。また一方、民生委 員・児童委員は、福祉の最前線で御活躍をされています。同じ福祉の向上 を推進する目的を持つ団体が、同じテーブルで意見を交換する場がないの であります。

区長も,民生委員も,地域であそこには一人暮らしの高齢者がいる,あ そこは高齢者世帯だけだとか,あそこには障害者がいるということを知っ ているわけでございますが,お互いに情報を交換することなく,個人情報 の保護だからといって、情報を交換しないでいるのが現状でございます。 これは本末転倒であり、個人情報保護法の解釈間違い及び過剰反応の状態 であるように私は思います。これでは緊急の場合には機能しないのではな いでしょうか。

そこで提案をします。同じ目的を持った組織,つまり区長,民生委員が, 互いに手を取り合って,互いに情報を共有し,地域で福祉ネットワークを 形成する。名称はどうでもいいんですが,福祉連絡会というようなものを 行政が中心となって設置を働きかけることが必要なのではないでしょうか。

区長と民生委員が連携することは、虐待防止のみでなく、防災体制の整備にも大変有益だと思います。災害発生時に民生委員1人が地域の福祉情報を知っていても、1人では何もできないはずです。1人で福祉対象者を救うことができますでしょうか。これは区長も同じことが言えます。

幸いにも民生委員児童委員協議会では、災害時1人も見逃さない運動というのを、平成18年度、19年度にかけて全国的に展開をしているようですが、ここで生まれたネットワークが高齢者の虐待防止に生かされるのではないかと私は期待をしております。

このように平素より区長と民生委員が福祉連絡会なる場所で、地域の福祉情報を互いに共有してネットワークを構築していれば、いざというときに役に立つと思うのですが、いがでしょうか。それぞれの事務局が民生委員は社会福祉課、区長は総務課というふうに縦割りになっております。横の連絡はとりづらく、連携ができないようでは困りますが、ぜひこの福祉連絡会なるものを創設することを熱望するものですが、執行部のお考えをお尋ねします。

3番目の質問です。行政が主体となった虐待防止マニュアル,条例でもいいんですけれども,その作成についてであります。

住民が虐待の通報をしようとしても, どこに通報すればよいか, また通報を受けた職員はどこに連絡し, どう行動すればいいのか, だれを集めれ

ばいいのか、どこの機関に連絡すればいいのかなどなど、その対処要領をマニュアル化して、平素、関係者が連絡をとりやすい体制を整備、確立する必要があると思います。また、担当者には専門的知識が要求され、研修も必要でしょう。

何ゆえ行政が主体となる必要があるかということを申しますと、虐待の 実態を把握するためには、立入調査も必要となります。その権限も市町村 に与えられています。また、警察官の同行を市町村長が要請することも必 要となります。この業務を他の機関に委託すると、どうしてもちゅうちょ しますし、実効が上がらない事態が出てきます。必ず市町村の職員が中心 にいてこそ、その対処が可能だと言えます。

この体制は高齢者の虐待のみでなく、配偶者暴力、ドメスティックバイオレンスですが、それと児童の虐待も含めて、トータル的な対処が可能なマニュアルにすることが大切だと思います。この事案はどこが担当なのかということをはっきりしておかないと、ややもすればたらい回しになりやすい事案でございます。事は緊急を要するものですから、たらい回しなどは許されません。

次に、4番目の質問です。虐待を受けている実態を把握した市町村は、 その者を保護する責務があることが法律で定められております。虐待をされている人を保護しなさいというふうに法律で定めています。現状は、老人福祉施設、つまり特別養護老人ホームとか老人保健施設などで保護することになろうかとは思いますが、現実に施設が常時空きベッドを確保しているかといえば、必ずしもそうではないのでございます。

常に満床を目指す施設が、いつ来るかわからない虐待の被害者のために、空きベッドを用意するか。空きベッドを確保するということは、甚だ難しいと思います。これは行政処置というふうにして、強権発動ができるようになってはおりますが、なかなか空きベッドを常に確保するということは難しいようでございます。

そこで、虐待の実態を把握して、町は保護する必要を認めた場合、緊急 避難的に保護する場所を常時確保すべきだと思いますが、いかがでござい ましょうか。これは提案ですが、町営住宅の1室を確保して、1日、2日、 3日ぐらい宿泊できるようにして、その間、受け入れ施設を探す。こうす れば虐待されている方、それから配偶者暴力に遭っている被害者を直ちに 保護でき、安心、安全な体制ができると思います。

5問目の質問です。虐待の通報の窓口となる虐待防止保護支援センターを設置すべきだと思いますが、いかがでしょうか。名称はもっとやわらかいものがふさわしいとは思いますけれども、通報義務がある町民、施設職員が、どこに連絡するのかの場所を明らかにするためのもので、このセンターの中に専門的知識を有する職員が配置され、先ほど作成したマニュアルに基づく対応をする。このセンターは高齢者の虐待のみでなく、先ほどから申し上げておりますように、配偶者暴力、児童の虐待を含め、包括的に対応できるセンターであります。

以上,5つの質問をいたしましたが,高齢者虐待防止法,配偶者からの暴力の防止,児童虐待防止,いずれも市町村に多くの責務が法律で課せられています。阿見町も一日も早くこれらの法律にある責務が果たせるよう,前向きに取り組んでいくことを期待いたします。私も福祉の業務に携わっている以上、協力を惜しまないつもりでございます。

以上で質問を終わります。

○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川 田弘二君,登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 藤井議員の質問にお答えいたします。

まず,第1点目の高齢者虐待防止法の通報義務について町民へ周知し,協力を求めることについてであります。近年,高齢化社会が急速に進展する中で,高齢者が家庭内で暴力を受けるなどの高齢者虐待が社会問題とな

っております。このような状況のもと、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、いわゆる高齢者虐待防止法が昨年の4月に施行され、各自治体において、高齢者虐待の防止等に向けた取り組みを行っているところであります。

この法律では、高齢者が介護をする家族等や介護保険施設などの職員等から、不適切な行為や扱いによって権利利益を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることを、高齢者虐待と定義しております。

さらに法律では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うこととなっており、具体的な役割として、市町村では高齢者や養護者に対する相談、指導、助言を行うことや、通報を受けた場合の速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応についての協議を行うことが定められております。

また,高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は,市町村の 窓口に通報しなければならないという通報義務についても,高齢者虐待防 止法に定められるなど,高齢者への虐待を未然に防いだり,仮に虐待が起 きても,早期に発見し対応する仕組みになっております。

高齢者虐待に関する広報については、高齢者虐待の主な種類や高齢者虐待の相談窓口などについて周知をしているところでありますが、高齢者本人や養護者が虐待に対して自覚がないことも考えられるため、今後は虐待の内容などを含め、通報義務などにしましても広報啓発に努めてまいりたいと考えます。

なお,高齢者虐待防止法施行後の昨年4月から現在までの町内における 虐待の通報件数及び対応件数につきましては,通報等を受けた件数が6件, そのうち虐待と思われるものが2件,虐待ではないものが2件となっており、そのほか現在相談を受けているものが2件となっております。 虐待と思われる2件については、民生委員、ケアマネジャー、介護保険施設、警察署など関係機関との連携により施設入所するなど、解決に至っております。

次に,第2点目の地域での虐待防止保護支援ネットワークの必要性についてであります。高齢者虐待防止のネットワークづくりにつきましては,高齢者虐待防止法において,市町村が関係機関との連携協力体制を整備しなければならないとされており,具体的には,地域包括支援センターが構築する高齢者虐待防止ネットワークを活用し,事例に応じてネットワークの構成員と市町村がともに対応策を検討し,支援を行うことになります。

また、この高齢者虐待防止ネットワークは地域の実情に応じて整備する ことができるとされ、民生委員、地区住民、社会福祉協議会等が中心とな り、高齢者との普段のかかわりなどから、高齢者虐待の早期発見、見守り などを行うネットワークとして構築できることとなっております。

現在,地域包括支援センターでは,このようなネットワークを構築する ため,既に設置した他の市町村の情報収集を行っているところであります。 その結果等を十分に参考に,内容分析の上,必要な対応をしてまいりたい, そう考えております。

次に、第3点目の行政が主体となった虐待対処マニュアルの作成についてであります。まず高齢者の虐待対処マニュアルにつきましては、町独自のマニュアルは策定してはおりませんが、高齢者虐待防止法の施行に合わせて、各市町村及び都道府県において業務を進める上で必要なマニュアルとして、平成18年3月に厚生労働省が策定した、市町村、都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援についてのマニュアルや、茨城県が県内の高齢者虐待ケースに対応する際の参考として、平成17年3月に策定した高齢者虐待対応マニュアルなどを活用するなどして、高齢者虐待についての対応を行っております。

次に、児童虐待に対しては、専門的なことでもあり、児童相談所と連携

を図りながら対応しております。

また配偶者暴力につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律により、茨城県婦人相談所に設置された配偶者暴力相談 支援センターが対応しております。

現在それぞれに対応している状況などから、虐待防止対処マニュアルにつきましては、虐待を受けている方が高齢者や児童など対象者が異なるものを、町で1つのマニュアルとして対応するよりも、それぞれで対応する方が、虐待を受けている方により適切で必要な対応ができるものと考えております。

次に、第4点目の町営住宅の部屋を常時緊急避難、保護する場所として 確保するという御提案についであります。虐待があった場合の緊急避難場 所としては、それぞれケースに応じて対応しているところであります。

まず高齢者虐待の対応としては、一般的に高齢者虐待により生命の危機、 重大な健康被害のおそれがあり、高齢者に治療、保護が必要な状況と判断 した場合には、高齢者と虐待者の分離を念頭に置いた支援を行うことにな ります。

虐待を受けた高齢者を保護分離する具体的な手段としては、既存の枠組みでの対応が可能な場合には、契約による介護保険サービスの利用、例えば介護保険施設への入所や短期入所サービスの利用でありますが、などがあり、積極的な介入の必要性が高い場合には、やむを得ない事由等による措置や、医療機関への一時入院などがあります。

町では、高齢者虐待に対して高齢者と虐待者の保護分離が必要な場合に 備え、入所可能な介護保険施設と連携を図り、必要な居室を確保するなど の対応をしております。

なお、平成18年度から短期入所事業所が高齢者虐待にかかわる高齢者を 入所させた場合には、定員を超過した場合でも減算の対象とならない取り 扱いとなっております。 次に、児童虐待についてですが、軽微な児童虐待、児童相談については 町で対応しているところでありますが、緊急を要するような場合について は、児童相談所の措置による乳児院、児童養護施設への保護や一時入所と いう方法で即時対応しているところであります。

また配偶者暴力の対応としては、関係機関との連携を密にするとともに、 配偶者暴力相談支援センターによる一時保護などの方法で対応していると ころであります。

いずれの場合も、生命や身体に重大な危険が生ずるおそれがあると判断した場合など緊急性がある場合には、それぞれの機関において保護できる体制となっていることから、町営住宅の部屋を常時緊急避難場所として確保することについては、本来そのような目的のために建築した住宅ではないということ、それに実際に分離してそこへ入ってもらった場合、どういう形で世話をするか、そういうマンパワーの問題とか、いろいろな問題が附帯して起こるわけでありまして、そういう点から、こういった場合を想定して常時確保するということはできないと考えております。

次に、第5点目の町内での窓口となる虐待防止保護支援センターの設置についてであります。児童虐待についての対応窓口は児童福祉課、配偶者暴力については社会福祉課、児童福祉課、総合保健福祉会館等がそれぞれ連携して対応しております。また、高齢者虐待についての対応窓口としましては、介護保険法に基づき、市町村に設置された地域包括支援センターが、地域における虐待対応の中核機関と位置づけられたことから、町としても、町地域包括支援センターを社会福祉課と同様に、高齢者虐待に関する相談、通報などの対応窓口としております。

以上のように、各事案ごとに各担当部署で対応しておりますので、議員 御提案の窓口の設置につきましては、現時点では考えておりません。しか しながら、虐待については、その潜在性から発見されにくく、また解決が 困難なケースも予想されることから、引き続き関係機関が連携を深めなが ら,地域住民が安心して暮らせるようなまちづくりに取り組んでいきたい と考えております。

○議長(久保谷実君) 8番藤井孝幸君。

○8番(藤井孝幸君) まず第1の質問で、町民に対して通報義務がある ということを広報啓発に努めるということをお伺いしました。これは大変 ありがたいことだというか、前向きだということで思います。

2番目のネットワークの構築でございますが、これは主に地域包括支援 センターが行っているということをお答えになっておりますけれども、現 実にその対応がなされて、ペーパーの上ではできている。ペーパーの上で は、活字の上では。ただその体制がまだまだ不十分だということを私は申 し上げているわけでございますので、地域包括支援センターが虐待に対す るネットワークというのは、まだまだできていないのが実情でございます。

だから、それを私が提案しているように、例えば区長さんと民生委員さんが同じ福祉の目的を持ってやっているんだから、お互いに同じ情報を持っているんだから、同じテーブルについて、こういう虐待を防止する1つの方法として、福祉連絡会を設置したらどうですかという提案をしておるわけです。

だから、その必要性がない今こうやって地域包括支援センターでやっているから必要がないというのか、いやいやそれはお互いにやはりやるべきであろうと思うのか、まずそれを1つの質問ですね。

それと、3番目のマニュアルは作成していない。それぞれの担当部署で やっているということでございますけれども、どこでどのような対応をし ているかということは、少なくとも高齢者は、よく広報で高齢者の虐待防 止という任務は、地域包括支援センターにありますよと広報で紹介はして いるんですよ。だけどその対処はできていない、中身はですね、できてい ない。

DV, 配偶者暴力については, これはどこが担当するかということは,

私も知りません。不勉強といえば不勉強でしょうし、広報か何かで紹介をした記憶は私もないように思うんですけれども、そういうばらばらで対応することよりも、窓口を1つにして、その中で、担当者がおってですね、その中でこれはDVだからこっち、これは地域包括支援センターの部類だからこっちというふうに振り分けたらどうでしょうかという質問なんですね。

だから、作成する必要がないというお答え、個々で担当しているから、 それぞれの場所で担当しているからということで、もう必要ない、統一し たマニュアルは必要ないといえば、それは執行部の考え方かもしれません けれども、より効率的な対応をするために、マニュアルをつくっておいた 方が迅速に対応できるというふうに私は思うんですが、もう一度その点に ついて、必要がないというのか、少しは検討してみようというのかお答え 願います。それが2番目の質問ですね。

それから高齢者で、4番目の質問の中で、町営住宅は目的が違うから、常時確保する必要はない、できないということでございますけれども、私も先ほどから言いましたように、対応の件数の6件のうち2件対応して、施設に確かに入りました。だけど、その間、結局やっぱり時間がかかるんですよ、施設に入るのに。強制措置はできますよ。できますけれども、たまたまそのときにショートでもう入所者が満杯でという場合もあるんですよね。常時1戸は確保しているんでしたらいいですよ、あの施設で。だけどそれはちょっとできない状態であろうかと思います。だから、一時的に避難する上でも、町営住宅の空いている、空いているっていうか出た後ですね、1人入れないで、そこに簡単に世話ができる。

これは先ほどお答えになっていましたけれども、収容した人に対してだれが面倒を見るのかという話がありましたけれども、それは収容した人に対してヘルパーとかがあるじゃないですか、高齢者は特に。ヘルパーの派遣とかができるでしょう。そこからショートなんかも利用できるんじゃな

いですか。そういう措置をするための一時緊急避難的な場所を確保する, 例えばそれが町営住宅だと。町営住宅じゃなくてもいいですよ。要は1つ の部屋を確保すべきではないかという提案なんですけれども,それをも必 要ないのかあるのか。

以上, 3つの質問です。

○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部 長瀬尾房雄君。

〇民生部長(瀬尾房雄君) それでは、お答いたします。まず、1点目のネットワークの関係なんですけれども、現在はまだできておりません。近隣の4市くらいを見ますと、まだできていないのが大半です。竜ヶ崎市さんとかつくば市、土浦市さん、牛久市さんもまだできていないという状況でございます。

質問にありました地域の話はですね、その前にそういうものをつくる準備を今しているわけですけれども、その中で区長とか民生委員とのメンバーを加えた中での構成にはなろうかと思うんですけれども、その下部組織的な形で小さな地域のネットワークはつくっていかないと、逆に先につくっておいてから、そういう組織をまた入れるという形はなかなか難しいと思いますので、現在研究しておりますネットワーク包括も、ネットワークの後に、その中でそのメンバーに入っていただく。

区長さんに今,福祉推進委員をお願いしているわけですけれども,通常 6月ぐらいに委嘱をしております。その中でそういう説明を加えながら御 理解いただきたい。現在ですと、メーンとしては敬老会とか各種募金ですか,そういうものを対象とした形での福祉推進員という形でとらえていると思いますので、こういう形の説明をですね、今度の19年度からですか、説明を加えながら、そのときにはお願いしますという形で説明をしながらですね、包括支援の方のネットワークの中に参加していただきたいというふうに考えております。

それと、2点目の部署で対応した方がよいのではということですけれども、これも最初の1点目にありました広報啓発等の中で対応する部署等を、明確にもっと詳しく、今まで一度もないと思います。広報で昨年は3回ほど仕事上の広報は流していると思いますけれども、どこが対応するんだとか、こういうときにはどうだという詳しいことはまだ流しておりませんので、そういう点についても19年度からは流しながら啓発に努めていって、今の対応の部署等については、現在のような状況で対応していきたいと考えております。

それと3点目の町営住宅云々の箇所、町営住宅とは言いませんけれども、 そういう箇所についてですけれども、例えば住宅を設定した場合ですと、 分離しなくちゃいけないはずが、あそこに行けばまたいるという情報の逆 提供にもなってしまいますので、なかなかそれも難しいのかなとはいうふ うには考えています。

現在,町営住宅は30件くらいの待ちが常時ありますので,その方々に理解が得られるかどうかも疑問と考えておりますし,それよりも努力,見つからない場合もあるだろうという話もありましたけれども,極力努力して,早急入所できるような対応をしていくのがいいのかなというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(久保谷実君) 8番藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) 福祉連絡会の質問の中で6月に区長に説明をして、福祉推進員の会議、多分そうだと思うんですけれども、説明してお願いするということでございます。これは確かに区長さんも仕事が多くてですね、またこれもかということはよくわかるんですよ。

ただ私が先ほど壇上で話をしましたように、区長さんも民生委員さんも 福祉の第一線でやっているし、情報を持っているわけですね。それでお互 いに情報を持ちながら、個人情報保護とか何とかで意見交換する場所がな いんですよ。それはやろうと思えば、まず下部組織からどうのこうのというんじゃなくて、区長には役員会がありますでしょ、各地区から代表になっている役員会が。民生委員には運営委員会があるじゃないですか。そのトップじゃないんですけれども、その運営委員会と役員会で、そういう目的を持ってちょっと集まってもらえませんかというその上部の方でですよ。そうすれば、何も下部から入るとか入らないとかいう問題じゃないと思うんですが、それは1つ提案しておきます。

そういう役員会もしくは運営委員会のメンバーで、10人と16人ぐらいですかね、民生委員さんは。そのメンバーで、まずこういう話があるんですが、協力していただけませんかという話を同じテーブルですることが、行政主導の虐待防止につながるというふうに私は思うので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

それとですね、これは要望ですけれども、住宅がですね、一時避難場所では適切ではないというんですけれども、30人も待ちがいる。わかりますけれども、それともう1つは、あそこに行ったらそういう人がおるから知らせると。そんなことはないんです。私が言っているのは一時避難ですからね。どっか町が確保して、一時避難的に入れるということは、少なくとも今、暴力を受けている方は、その暴力から逃れられるわけです。たとえ家族がそこにいると知ったとしても、そこまで来て暴力を振るうとは思えません。それだったら警察でも何でも巡回をお願いすればいい話ですから。要は町がそういう特別に1室その人にために、町営住宅の空きが出た後、だれも入れないで確保したらどうですかという提案なんです。これも引き続き検討してください。よろしくお願いします。

それと最後に、老人保健福祉計画と介護保険事業計画ね。これの最後にですね、108ページに、高齢者の虐待防止対策ということが、1から4まで4項まで書いてあるんですね。私が今、質問したことは、みんなこれに書いていることを質問しているんです。おこがましいようですけれども、議

会人は、執行部のやっている計画した予算、それから計画、これが適切に 計画どおり実行されているかどうかをチェックする機関だと私は認識して いるんですね。

だから、こういう計画も1年前にできました。だから、それをそのとおりにやっているかどうか。これは2つあります。責める、何でやらないのだという責める方法と、こういうふうに計画になっているんですが、やっていないんじゃないのという方法。私は後者の方なんですよ、あくまでも。やっていないんじゃないの、やったらどうですかと促す方なんです。これが議会の1つの役目だと思うんですよ。それを私は言っているわけですね。

だから, じゃ, 最後の質問で, この虐待防止の対策について, 担当部長は4項までの実施状況をこれからどうするのか, お答えを願いたい。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部 長瀬尾房雄君。
- ○民生部長(瀬尾房雄君) お答いたします。計画書のですね、先程108ページと、たまたま私も持ってきたんですけれども、1番の広報啓発等から入っておりますけれども、これは先ほど申しましたように、広報の仕方等に問題があったというわけではありませんけれども、内容的なものをもっと精査しながらやっていく。先ほど答弁したとおりになります。

それと総括して話をしますけれども、地域包括支援センターと高齢者虐待防止ネットワークづくりがまだできていないということで、これから19年度あたりにはつくらなければということで検討しているところでございます。その中で、先ほど質問の出ました区長等々ですね。その中に入っていただくということで先ほどお答えしたようになります。

それと取り組みそうですけれども、そういう形の中でやっていきたいと いうことで、センターの設立に合わせた形でこの計画も一緒にやっていき たいということで、御理解いただきたいと思います。

○議長(久保谷実君) 8番藤井孝幸君。

○8番(藤井孝幸君) こうやって老健計画と介護保険計画にやりますということを書いていますので、清々とやっていただきたいと思います。

最後の質問です。ちょっと厳しい質問かもわかりませんけれども。

- ○議長(久保谷実君) 質問は2回までとなっているので。
- ○8番(藤井孝幸君) じゃ、研究してください。いいですか。第2の高齢者虐待の相談と対応というところに、緊急一時保護や処置入所等の対応をしますと書いているんですね。緊急一時保護と処置入所というのは同列なんですよ、書き方は。緊急一時入所というのはどっかに入所させているわけで、これは施設のことを書いているわけじゃないんですよ、施設のことを。処置入所というのが施設なんです。その対応が私はできていないから、町営住宅を確保したらどうですかという話になったわけです。十分研究してください。終わります。
- ○議長(久保谷実君) これで8番藤井孝幸君の質問を終わります。 次に、18番佐藤幸明君の質問を許します。登壇願います。

[18番佐藤幸明君登壇]

○18番(佐藤幸明君) 皆さん、おはようございます。一般質問に先立 ち、一言申し上げます。

川田町長におかれましては義兄弟でございます,茨城県議会議員で県議会の議長まで務められました川口三郎先生が,過日御逝去なされ,まことに残念でなりません。数多くの県民同様,落胆され,お力落としのことと存じますが,1日も早くお元気になられ,町民のため,町政発展のため,御努力,御活躍いただけますことを,まずお願い申し上げます。茨城県発展のため,特に県南地域発展のため御尽力をいただきました川口三郎先生,安らかにごゆるりとお休みください。心より御冥福をお祈り申し上げます。さて,3月2日の全員協議会で予科練平和記念館について,執行部の皆

様方から御説明がありました。それで不十分なのかと思われる方もあろうかと思いますが、同日の10時までが一般質問の受付の終了時間でありまし

たため,通告をいたしました。単なるわからず屋でないことを申し添え, 通告に基づき一般質問をいたします。

1点目といたしまして,防衛補助の交渉状況についてお伺いします。13億円からの予算で,うち75%を起債し,いわゆる借金で予定との説明,また,防衛補助が受けられるよう協議を継続するとのことでした。財政状況から判断すれば,まず防衛補助の約束を取りつけなければならない。そして,県,近隣市町村の協力をも得ることが必要であります。

さらに今定例会で創設されます基金を活用し、多くの方々に御協力をいただき、町負担を少ない方法で完成させ、大戦の悲惨さを後世に語り継ぐ場として、永遠に残さなければならない施設でございます。防衛省とのその後の進捗状況、協議の回数をお伺いいたします。

2点目といたしまして、雄翔館、雄翔園を結ぶ直線の出入り口についてお伺いします。旧125号線に出まして、武器学校南門から出入りになるとの説明がありますが、来館者が苦にならないよう、また安全かつ安心のために、どうしても直通の出入り口が必要でございます。そうすることが施設の一体化につながり、より広く、より大きく、またより立派な施設となり、来館者の大幅増に結びつくこととも思います。国が実施するとの報告でございますが、その後の進展状況、協議の回数などをお伺いします。

3点目といたしまして、海原会所有の資料、遺品の展示の交渉進捗状況についてお伺いします。雄翔館展示資料については、海原会固有の所有物と認識しておりますので、記念館に移すということは非常に難しいと考えられますとの答えでございます。そして、企画、特別展示にて一時借り受けて、部分展示することについては可能と思われますので、今後そのような形で交渉を行っていきたいと説明がございました。

一言で言えば無理ととれるような答えでございますが,一堂に展示する ことに大きな意味があります。予科練平和記念館で一部,雄翔館で一部, また一部別なところで保存してあるということでは,魅力が半減してしま います。私は、海原会に展示スペースの提供をするという形で協力いただけないかということを提案いたします。

例えば展示室の3分の2とか、割合は別といたしましても、室内一体化したケースの中で、一部を、ここからここまではどうぞ海原会さんでお使いくださいよと、御自由にお使いくださいと、一緒に二度と戦争をしてはいけないと訴えましょうよと、相談してはいかがでしょうか。1月31日の回答書に基づいての説明、そしてまた私の質問もしておりますが、その後の進捗状況ですか、交渉の回数などをお伺いいたします。

予科練平和記念館整備推進室も設置され、いよいよ建設に向け動き始めるわけですが、私はまず質問いたしました3点を解決してから、クリアしてから事業に着手すべきと考えます。多くの議員が幾度となく質問され、私の後にも細田議員の質問もございますので、簡単に質問させていただきました。明快なる答弁を期待いたし、お願い申し上げるところでございます。よろしくどうぞお願いします。

○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川 田弘二君,登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 佐藤議員の質問にお答えいたします。

予科練平和記念館整備進捗状況については, 3月2日の全員協議会で説明いたしましたが, 改めてお答えさせていただきます。

まず,第1点目の防衛補助の進捗状況についてであります。防衛補助については,平成11年から予科練歴史遺産保存委員会とともに継続して要望活動を行ってきました。その結果,霞ケ浦平和記念公園の一部である廻戸地区近隣公園は補助を得て整備を行うことができました。

予科練平和記念館は当初,防衛補助の該当施設となる博物館として補助 要望を検討し,防衛施設局と協議をしてきましたが,平成19年度から,こ れまで補助対象施設であった博物館やプール,老人の家等について,基地 による影響と事業の必要性との因果関係が弱いとの理由から、補助の対象 から外れることになり、博物館として補助を受けられなくなりました。こ の点については過日説明したとおりであります。

しかし昨年来、協議会の支援をいただき、防衛施設庁に対して何とか補助対象施設となるよう働きかけを行ってきたところ、コミュニティー供用施設として補助採択が可能であるとの回答を得ることができたのであります。

補助の対象となるコミュニティー供用施設の条件は、集会所や学習施設を備えたものであり、延べ床面積で1,100平米以上をコミュニティー供用施設として確保することが必要であります。予科練平和記念館は、延べ床面積が約1,400平米で計画しておりますから、コミュニティー供用施設を取り入れるとすると、記念館の部分としては約300平米しか確保できなくなるわけであります。これ以上記念館部分を拡張するためには、さらに町単独の財源が必要となるということであります。

こうしたことから、現時点では町が進めようとしている予科練平和記念館と、防衛補助の対象となるコミュニティー供用施設とは、今説明したような点でマッチしないと思われますので、基本的な補助を受け入れて、役に立つような形で補助を受け入れるということは、非常に難しい、あまり期待できないという状況であります。

雄翔園・雄翔館の一般開放につきましては、町と武器学校の間で従来から長い話し合いを続けてきております。町と武器学校との間で、見学者が 予科練平和記念館敷地から自由に出入りができるようにすることで、基本 的な合意をしております。

合意の内容をもうちょっと詳しく申し上げますと、武器学校内の雄翔館、雄翔園の一般開放について、武器学校が同意するということ、これは一般論ですね。一般開放に伴う内柵の設置については武器学校が行う。武器学校の敷地内にありますので、それを武器学校全体と区分する形での柵をつ

くるということですね。これは武器学校の方でやる。

一般開放を行う場合の細部の事項については、町と武器学校が今後さらに協議をしていく等の内容であり、武器学校とさらに管理方法や見学者の 退室確認方法等、細部について協議をしていくことになっております。

合意の中では、出入り口は雄翔館、雄翔園の正門である武器学校の南門とされておりますが、見学者が利用しやすいように、さらに武器学校と協議をしていって、佐藤議員が言われるように、今度の予科練平和記念館から真っすぐ入れるような、そういう形でぜひ出入り口を確保していきたい、こう考えております。

次に、3点目の海原会所有の資料・遺品の展示交渉進捗状況についであります。現在、雄翔館に展示されている予科練関係の遺品や遺書等は、雄翔館を管理している海原会の所有物であると認識しております。遺品等は海原会の遺族や同窓の方から寄託されており、現在その一部が展示されておりますが、それ以外は別のところに保管されております。

町は、海原会に対して町が遺品等の整理を行うこと、予科練平和記念館の展示資料として使用することをお願いしております。まだ正式に了解を得ておりませんが、引き続き話し合いは継続していきたい。

いずれにしても、現在の雄翔館のスペースはあれだけのスペースですから、展示できる内容というのは非常に限られているわけです。現在展示されていないもの、保存されているもの、それを有効活用する意味で、ぜひその分について今度つくる平和記念館の方に展示できるようなそういう形をつくっていきたい。

言ってみれば、この遺品というのは、形の上では海原会が集めたということになっておりますけれども、本来は予科練関係者、もっと広い意味での予科練関係者全体の遺産であるというそういう認識で、ある意味ではさらに広い国民的な遺産であるという認識、そういう点からすれば、ぜひ海原会にもその辺の考え方を理解していただいて、資料を提供していただく、

そういうことで話を進めていきたいと考えております。

以上、予科練平和記念館整備の進捗状況について御説明しましたが、戦後半世紀以上が過ぎて、予科練を直接知る方が年々高齢化し、当時を語り継ぐ人も少なくなっている状況の中で、町はこの貴重な歴史や遺産をきちんと整理、保存することで、次の世代へ継承し、平和について認識を深めることができる施設として、できるだけ早く整備する必要があると考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

幾つかの点についてきちんと整理ができてからという話もありましたが、 それは並行して、必ずそういう方向で話をまとめていく、そういう前提で 進めていくことが、ぜひ必要だと考えております。

- ○議長(久保谷実君) 18番佐藤幸明君。
- ○18番(佐藤幸明君) ありがとうございました。

まず防衛補助ですが、期待ができないということでございました。現在 の防衛補助の対象からいいますと難しいということでございますが、当時、 十七、八の方々がですね、お国のためにということで命までをも捧げ、そ の方々の遺品、そういうものを展示するのにですね、国のためにいらした んですよ。そして、今回それを展示しようとすることにおいて、国が協力 してくれないとは私は思わないし、思いたくもない。

期待できないということでございますが、そういう意味合いも、私が申し上げたこともよくですね、話をしていただいて、特別ですよ、こういうことは。国だってほかにこういう遺品がこのようにきちんとした形で展示されていないということは、他にないわけですから、ぜひとも粘り強く交渉を重ねていただきたいと思います。

また直通の進入口ですか、出入り口については、大分進んでいるということで、喜ばしい限りでございます。それとですね、この海原会との遺品の展示ということで、私の通告をもっと詳細にしておけばよかったのかもしれませんが、スペースの提供をここからここまではどうぞ海原会さんで、

あとは私たちでということにすれば、もっと海原会さんの返事がいただけ るんじゃないのかなと思うわけでございます。そういうことをもお願いい たします。

それからですね,できるだけ早くつくらなくちゃならないというお答えでございましたが,まず急いでですね,できるだけ防衛補助の目安をつけて,幾らかでも協力していただけるようにして,そしてすばらしい形での,例えばですね,補助もそうです。出入り口もそうです。それから,海原会の遺品の展示もそうです。私が申し上げたようなことでもって理解をいただいて,そして,こんなふうにすばらしくできるんだよというものができて,初めて基金に応じてくれることもあるわけです。

多くの方々から基金をいただくということは、そういうものをはっきりとしない限り、協力してくれる人は少ないかと思います。そういう面でもよろしくですね、重ねてお願いを申し上げるところでございます。

質問の中で、私は各団体と何回協議をしたんだという質問をいたしております。もしわかりましたらば、その辺をお答えいただきたいと思います。 〇議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長糸賀富士夫君。

○町長公室長(糸賀富士夫君) 御説明いたします。

3月2日の全協で経過を申し上げました。その後の各団体との交渉は行っておりません。海原会とは2月19日に、先ほど町長がお話ししました内容について要望をしたというのが状況でございます。

以上です。

- ○議長(久保谷実君) 18番佐藤幸明君。
- ○18番(佐藤幸明君) ありがとうございました。

2日からですと、まだ10日たっておりませんのであれですが、これから 推進室もできますことですし、今の3点、また細田議員からも別な要望が 出るかもしれません。私は通告には載せておきませんでしたが、物産館の 要望なども商工業者からもあります。そういうものをですね、なるべくいい形で、すばらしいものができるように、渾身の努力を重ねていただきたいとお願いを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。すばらしいものができることを期待しております。ありがとうございました。

○議長(久保谷実君) これで18番佐藤幸明君の質問を終わります。

次に、7番石井早苗君の質問を許します。登壇願います。

「7番石井早苗君登壇」

○7番(石井早苗君) 暖かだった冬に地球の未来を案じながらも、別れと出会いと希望の春を迎えました。我が阿見町も厳しい財政運営を強いられる中、春早々の一昨日10日に、阿見東インターまでの圏央道の開通という明るい話題を取り入れながら、町民の負託にこたえるべく、議会も我が身を削り、行政改革にしっかりと目を光らせていかねばならないとの思いを新たにしております。

さて、先に提出している通告に従いまして、以下2点の質問を教育長に いたします。前向きな御答弁をいただきたく期待しておりますので、よろ しくお願いいたします。

その1点目,阿見町の小・中学校の給食費未納の現状とその対策についてですが,この問題は,最近再びマスコミに大きく取り上げられて,文科省の全国調査で未納金が22億2,963万円にもなっているとのことで,世間の関心を呼んでおります。そこで,うちの町はどうなっているんでしょうかねと町民の関心も非常に高くなっています。

私たち議員も年に1度,昼食時にお弁当にかえて給食をいただく日がございますが、これはもちろん有料で、報酬より支払いをさせていただいております。たまたまその日が運の悪い日に当たったのが重なったのでしょうか、2年とも副菜が少なくて、これで成長期の中学生のお腹が満たされるのかしらと心配になりました。阿見町でも給食の食材費は徴収されたお金で賄っているとのこと。未納が多くなれば当然、量も数も質も落とさざ

るを得なくなるのではないかと危惧する次第です。

この問題について、平成16年第4回の定例議会の一般質問で浅野議員が質問をして、教育長が現年度分で小学校が78名、89万9,290円、中学校が42名、58万3,150円で、未納原因は入金忘れや生活困窮者だとお答えになっておられましたが、その後これらへの対応は何かなされたのでしょうか。

またその質問の最後に、教職員が未納金回収に当たるのは、教育という立場からいかがでしょうかと言っておられました。先日、3月1日付の毎日新聞に、神戸西区の教員の方から、教師が債権回収に走らされるのはおかしい。教育者を債権回収に従事させる現実を改めるのが第一だとの投書が載っておりました。この件に関して、当町では何らかの検討はなされたのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、第2点目の町内の小学生の基礎学力の充実の一助として、補習教室の開設の提案についてですが、教育基本法が改正され、ゆとり教育が見直されると聞きます。かつてゆとり教育が導入された理由の1つに、大変嫌な言葉ですが、落ちこぼれの問題が大きかったと記憶しております。

子供たちは小学校入学から大学卒業までの長い勉強の道のりの中で、基礎学力がしっかりとついていることがことのほか大切と思われます。子供は学習過程の思わぬところでつまずいてしまい、勉強嫌いになったり、どこがわからないかわからないから質問もできないということをよく聞きます。そして、親が我が子に指導したくても、親の学んだ方法と答えの導き方が違っていたり、漢字のはねやはらいにしても違っていたりで、また親子の感情が先に立ってうまくいかない場合が多うございます。

さらに共働きの家庭がふえて、子供の勉強にゆっくりとつき合ってあげられる時間がとれないという声も多く聞きます。学校で習ったところまでをじっくりと教わり、しっかりと頭に入れたならば、基礎がしっかりしていれば、人間は自分の頭で考え、伸びていけるものと信じております。

さらに親の教育状態が子供の将来を決めかねない昨今, 小学生のうちか

ら、あるいは未就学児童のうちからの教育費が、若い夫婦に大きな負担となってのしかかってきています。これも子供を産めない理由の1つになっております。これはいろいろなところでとられているアンケートの結果にも出ているのは、ご存じのことと思います。

そこで、幸いにも阿見町には各地区に公民館やふれあいセンターが建っておりますので、教育委員会の管轄下にありますこの公民館、ふれあいセンターを会場として、シルバー人材センターとお諮りいただき、退職教員の方々を募り、小学校3年から6年生までを対象に、希望者を募り、安価な少人数制の補習教室を夜、開設すれば、子供たちは高齢者に尊敬のまなざしを向け、退職教職者は再び子供たちと交わえる喜びと子供からのパワーをもらい、親はその間、家事に専念ができ、夫婦の時間も持て、学校はカリキュラムどおりに授業を進めることができ、町は大してお金もかけずに、阿見町独自の教育及び民生政策がとれると思うのですが、この提案はいかがでしょうか。よろしく御検討いただいて、御回答をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長 大崎治美君,登壇願います。

〔教育長大﨑治美君登壇〕

○教育長(大﨑治美君) おはようございます。阿見町の小・中学校の給食費の未納の現状と、その対策についてお答え申し上げます。

学校給食につきましては、平成16年第4回の一般質問でも答弁いたしま したように、学校給食とは、食の提供だけでなく、食育についても重要な 役割を果たしているというところであります。

議員御質問の1点目,小・中学校の給食費の未納の現況についでありますが,現年度,今年ですね,1月24日現在で,小・中学校合わせて,児童生徒数3,846名,調定額1億4,083万110円のうち,177名,299万8,690円,過年度,これは平成8年度から平成17年度まででありますが,152名,549

万8,634円となっております。

1月度の新聞の報道で、またテレビ等で大きく取り上げられましたので、平成17年度分についてお話しいたしますと、平成17年度分は、小・中学校合わせて、児童生徒数3,857名、調定額1億9,212万1,120円のうち、57名152万6,770円となっております。収納率は99.21%、児童生徒数の割合では1.48%となっております。

この未納の理由といたしましては、現年度は、主な原因が引き落とし銀行への入金忘れ、その他生活困窮等であります。過年度分につきましては、 生活困窮等の理由が大きな原因となっております。

次に、未納者に対しての対策でありますが、教育委員会の事務職員及び 小・中学校の教頭で編成した班をつくり、未納保護者に対し個別に訪問を 中心とした滞納整理を実施し、家庭状況に応じた支払い方法等について協 議、相談に応じております。

学校の職員を集金、徴収に当たらせてはいかがかということでございますが、学級担任とか教科を持っている先生をこのためにお願いするというのは、今の教育の授業時間の確保ということでは、なかなかお願いできる立場ではございませんので、ひとつ教頭先生には、その子供たちの家庭の状況とか生活の程度、そういうものをわかって、我々に情報をいただくということでお願いをしてあります。

それは茨城県の教育庁の保健体育課,平成19年1月28日付の文書でも,いろいろ中身を抜粋しますと,「学校長が学校給食費を取り集め,これを管理する方法として,いずれも差し支えないものとされる」ということが書いてありますので,校長先生を道案内に連れていくということは申しわけございませんので,授業時間を比較的持っていない教頭先生に御足労をお願いして,1年に一,二回,その家庭に案内していただいて,家庭状況を御指導いただくというようなことでやっております。

また、この銀行引き落としのできなかった保護者に対しましては、学校

より保護者に通知を出しております。この作業も今は学校事務職員が教育委員会と共同して実施しております。学級担任,教科担任,そういう先生方には過度の負担がかからないようにということで配慮しているところです。

これらにより、平成18年4月より19年1月末までに、現年、過年度合わせて492万5,180円を収納しております。今後とも教育委員会としましては、各学校と連携をとり、経済的な問題のある保護者に対しましては、収納援助制度、こういう制度がございますので、これをよく理解していただきまして、この周知徹底を図るということで、教育の中での給食の重要性、保護者に対する給食費支払い義務を十分に理解していただけるよう説明してまいりたいと、かように考えております。今から先も慎重にこの収納対策には努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと、かように思います。

続きまして補習教室の開級の提案についてお答え申し上げます。議員の 提案は、学習につまずいた子供たちに補習の機会を与え、基礎的、基本的 事項を少しでも身につけさせ、つまずきを改善させようとするとてもいい 提案だと、教育委員会でも喜んでおります。しかしこれを実行するについ ては、少し今から研究しなくちゃならない問題点がございますので、それ を申し上げまして、御理解をいただければと、かように思いますので、ど うぞよろしくお願いいたします。

1点目は、公民館で少々なりといえどもお金をいただくということは問題があり、使用目的に反するということになります。また、勉強を教えてくださる指導者にもそれなりの謝礼を準備するということも必要かと、かように思います。また、お金を徴収して勉強を教えるということになりますと、塾とみなされ、塾関係者から指摘を受ける可能性もあるため、塾としての認可を受けなければならないかということを確認する必要があります。

2点目は、防犯上、交通安全上の問題があります。現在、町内の小学校では、下校は1人にならないように集団で行うようにしています。人数の少ない学校では、複数の学年を一緒に下校させています。したがいまして、公民館等への送り迎えは保護者にやってもらう必要がございます。しかし、子供の送り迎えのできない家庭では、なかなかこの勉強会に参加することができないというのが現状でございます。

3点目は、指導者の問題です。退職教員は高齢の方が比較的多い上、子供たちにもう一度勉強を教えてあげようという教師は、実際私どもの周りでは数多くございません。

茨城県では、退職教員に対しまして、もう一度学校で子供たちに勉強を教えるための再任用制度というのをとっております。この再任用制度で先日、過去5年間にさかのぼってその調査をしました結果、再任用を希望した退職教諭は1人もございませんでした。したがって、この指導者としての人員確保にも問題があるようです。

以上のような問題があり、現実はなかなか難しそうでございますが、今 後は研究していきたいと、かように思います。

現在,阿見町の小学校では,基礎的,基本的な学習につまずきの見られる子供たちへの個に応じた指導方法,それは次のように取り組んでおります。

1つ目はTTの全校配置で、授業時間中、内容等につまずきのある子供には、1人が付き添い、個別に指導をしております。

2つ目は、1つの教室を2つの少人数学級に分けて指導したり、算数など自己選択制の習熟度別に教室を分けて指導したりして、それぞれの子供たちに合った学習をすることを通して、一人ひとりの学習力を身につけさせております。

3つ目は、自主学習の時間、自習の時間でございますが、この時間を活用して、進度別の学習をしたり、進級テストをしたりして、いろいろ工夫

することによって基礎・基本の定着を図っております。

4つ目は、それでもなかなか学習したことが身につかないという子供に対しましては、特別支援学級という学級がございますが、その学級で個別に指導し、学習の仕方や基礎的、基本的事項を十分身につけられるように支援しております。

各学校では以上のような取り組みをしていますが、さらに意欲的に学習に取り組めるよう、導入の仕方の工夫とか、考え方を身につける指導法等の研究、教材・教具の開発と、学んだことを定着させるための工夫など、多様な指導法の研究を常にしております。

今後も各学校で取り組んでいることをもう少し見守っていただきたいと 思いまして、そういった子供たちを1人でも多く救うためには、今取り組 んでいることをより一層充実させて、そういう子供たちが1人でもなくな るように努力していきたいと考えておりますので、どうぞ今後とも御支援 のほどをよろしくお願いいたします。

- ○議長(久保谷実君) 7番石井早苗君。
- ○7番(石井早苗君) 御丁寧な御答弁ありがとうございました。

給食費についてでございますが、相変わらず引き落とし忘れと生活困窮者という問題でございました。生活困窮者には生活費のほかに給食費というのが支払われているというのを聞きますので、その辺を何とかうまく給食の方に落としてもらえるような努力を、さらに重ねていただければよろしいのではないかと。それに対してはどういう手があるのか、また人権侵害にならないようなやり方というのが、先生方は頭がよろしいから、お考えいただければ何とかなると思いますので、ぜひ徴収率が未納というのが限りなくゼロに近くなるように、努力していただきたいと思います。

また第2点につきまして、先生の御答弁をいただきましたら、私どもが 学校に行っていたころよりはずっと生徒が少なくなったせいか、大変細か な指導をしていただいているということは聞きますが、「が」なんです。 ここで何も皆さん、土浦一高がよいわけではございませんけれども、土浦一高はこの辺では全国区でございますから、一高卒業というのがすごい箔がつくことなんですが、この一高へ通う生徒が今、阿見町から本当に少なくなってしまっているという声を聞きます。10年ぐらい前でしたら随分多くいたと。阿見町からも12人とか10人とかいたという話を聞きますが、今、本当に少ない。10年ぐらいじゃない、もう少し前でしたね、入っていたのが。

それがなぜ少なくなったかといえば、筑波学園からの生徒がいっぱい入っちゃったからだよという言いわけを聞くんですが、確かに筑波学園都市から来る人はたくさん入っているかもしれませんが、ほかの自治体が入らないかというと入っているんです。でも阿見町は入れない。ということは、阿見町が少し劣ってきているのかなという心配があるものですから、今日のような提案をさせていただいたわけでございます。本当に子供というのは無限の可能性を秘めておりますし、できれば明るい未来を与えてあげたいと思いますので、より一層の御努力をいただきたいと思います。

また先ほども申しましたが、本当に今、若い夫婦というのは、先生方、前に並んでいらっしゃる方々の半分ぐらいの年収で1年暮らして、そして子供を育てているんです。

そういう人たちに、子供のために塾、塾、塾というお金を払わなければならない。学校へ行く入学金とか授業料というのは仕方のないことであるが、それ以外のことというのは本当は必要のないこと、学校がしっかりと教えてくれれば塾など要らないはずだったんです。それが今とても盛んになっているということは、やはりもう少し教育ということを考えていただける場所があるのではないかなと思いますので、ぜひ昨日のことを踏襲するんじゃなくて、一歩踏み出した新しい施策をお願いしたいと心から思います。よろしくお願いします。

これにて質問は終わります。ありがとうございました。

○議長(久保谷実君) これで7番石井早苗君の質問を終わります。

次に、4番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

[4番難波千香子君登壇]

○4番(難波千香子君) 通告に従い質問させていただきます。

まず初めに、資源循環型社会への取り組みについてお伺いいたします。2 1世紀は資源と環境の観点から、再生資源の有効利用の促進や法律の制定を 初めとし、循環型社会基本法など具体的な廃棄物を対象とする法律も相次 いで施行されております。

廃棄物の回収, リサイクルを目的とする新しい社会システムを発足し, またごみを初めとする問題は, 地球的な規模での環境の保全, 資源の有効利用を図ることなどが挙げられております。大気汚染などによるオゾン層の破壊で, 地球温暖化により国際会議が開かれるなど, 省資源, 省エネルギーの観点から, 今まさに具体的な取り組みが求められております。

そこでこれらの問題を解決していく方法の1つとして,3点提案いたします。

1点目。家庭のリサイクル化についてお伺いいたします。排出されるご みの量に対し、茨城県は昨年、この5年間で1人1日890グラムまでの減量 を打ち出しております。そして各自治体にも協力を促すなど、茨城県も減 量に強力に取り組む報道もなされております。

当町のごみ排出量は、平成14年1万7,500トン、平成17年昨年1万9,300トン、1,800トン増。当町の短期目標は平成20年には1万6,600トンでありますが、大量生産、大量消費の豊かな生活になれた生活の中で、ごみは増えても減ることは難しいのが現実です。ごみの発生・排出を抑制するためには、効果的な事業の取り組みが必要と考えます。

昨年,大分市のごみ減量の取り組みを視察してまいりました。その中で もごみ減量のユニークな施策として,不用品の情報を交換するシステムに 取り組んでおりました。 この不用品情報交換システムとは、18歳以上の市民を対象とし、家庭で使われていない不用品の情報をインターネットで交換できるシステムであります。現在、フリーマーケット等の開催や新聞紙上等での不用交換情報の掲載などにより、リユース、再使用の意識が高まっているものの、フリーマーケットの会場に足を運ばなければならないこと、紙面掲載に時間がかかることなどのデメリットがありました。

この不用品情報交換システムは、そのようなデメリットの解消を図り、 自宅において24時間フリーマーケットを可能にするもので、市民のリユー スの推進とごみの減量を図っていく事業であります。平成17年10月から稼 働し、約4カ月間でアクセス件数は3万2,103件、利用登録者数は122件と、 予想以上の反響であると言われておりました。

県内でも十数年前から取り組んでいる取手市では、広報紙に月1回リサイクル情報を掲載しており、大変市民に好評と伺っております。

当町の第五次総合計画の中にも、町ホームページを利用したPRを行い、データバンク方式による不用品の交換など、資源として利用するシステムを検討していくとありますが、他自治体の施策などを参考にして、広報、インターネットなどを活用したリサイクル情報を提供し、ごみ減量推進の一環として、家庭の不用品の情報交換の検討をすべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

2点目。ごみ減量もったいないアイデアコンテストについて御提案いたします。私は平成17年6月議会において、ノーベル平和賞受賞者のケニアの環境副大臣、ワンガリ・マータイ博士のもったいない運動に、阿見町においても積極的に取り入れるべきと提案いたしました。環境教育の中で進めていきたいという答弁もいただいたわけでございます。

日本では死語になりかけていた「もったいない」という言葉が、いまひとつ盛り上がりに欠けていた日本の環境問題に再び命を吹き込まれた感があります。人にも地球にもやさしい環境をアピールする企業、自治体も拡

大しつつあります。

昨年,新潟県上越市では,ごみ問題もったいないアイデアコンテストを開催し,8月15日から9月15日まで募集しておりました。ごみ減量部門ともったいない部門。ごみ減量部門は,ごみを減らす,発生させないアイデア,もったいない部門は,物を修理することで再び使えるようにするアイデア,物を何度も大切に使い続けるアイデア,物の形や用途を変えて使い続けるアイデア,そういったことに積極的に取り組んでいるわけでございます。

阿見町といたしましても、ごみ減量について発信しておりますが、子供 たちから高齢者までの阿見町民から、広くごみ減量やリサイクルの推進に 役立つアイデアを募ってはいかがでしょうか。阿見町からの一方通行では なく、町民からのツーウェイ実施を提案するものでございます。

3点目。蛍光管の回収についてお伺いいたします。蛍光管は年間4億3,000トン製造され、水銀蒸気が使用されております。年間約10トンの水銀が一般廃棄物として埋立処分されており、土壌などの環境汚染が心配されます。阿見町でも燃えないごみとして収集し、最終処分場に埋め立てられます。蛍光管は割れると水銀が漏れ出してしまうため、割れないよう回収する必要があります。そのため資源として回収する自治体がふえております。

だが、再資源化されているのはまだまだ全体の約1割にすぎないという。 回収率をもっと増やそうという自治体やNPOの動きが出てきております。 札幌市、京都市、神戸市などでは、家電量販店などと契約をして、蛍光管 を回収し、リサイクルをしておりますが、水銀は新しい蛍光管に使用し、 ガラスは断熱材として再利用しています。

社会法人全国都市清掃会議というのがあるんですね。そこではですね、この蛍光管の回収を広域回収処理事業といたしまして平成11年から実施しており、6年間で1万2,247トン回収、我孫子市でも有害物として61年4月よりステーションに分別して置かれ、ストックヤードで保管し、時期を見

て長野の方にリサイクルに出しております。平成15年までは1万4,200キロ回収しているということでございます。

我が阿見町では週1回,不燃物として回収を行っておりますが,循環型 社会環境に配慮する上からも,また不燃物の選別をしておられる方々の危 険を回避するためにも,早めに見直し,回収ボックスを設けるとか,今, 電池を回収している脇に新たに蛍光管用のボックスを設けるなどはいかが かと思いますので,お伺いするものでございます。

次に、子供の教育環境の整備についてお伺いいたします。新聞報道によりますと、ヒートアイランド現象の影響で、地球の気温はこの100年で0.8 度上昇しました。このままふえ続けると、次の100年で1.4から5.8度上昇すると言われております。

土浦市気象台に発表によると、昨年5月の最高気温が29度でありました。 最高は7月14日の35度2分でありました。9月でも33度8分を記録するな ど、まさしく地球温暖化の様相が見られます。大変暑い中で、子供たちは 厳しい環境の中で学んでおります。一般家庭のクーラーの普及率が約90% という日常化されている現実から、最近の猛暑は子供の健康にとって耐え がたいものであると思われます。暑さは学習能力の低下、疾病の誘引、学 習意欲の低下・喪失、熱中症などのおそれがあります。

学校健康法に基づく学校環境衛生の基準によると、教室の温度は、冬季は18℃から20℃、夏季は25℃から28℃となっております。狭い教室の中で、聞くところによれば、暑い日は室温は33℃前後ともなっているようでございます。とても集中して勉強などできる状況ではないと、子供たちはもちろんのこと、心配する父兄の皆さんなどの声をお聞きしております。

子供たちが1日の大半を過ごす学校をより快適な環境に整備することは、 自治体の責務であります。そこで、阿見町の小・中学校の全教室への扇風 機の設置について、どのように取り組みを考えるのかお伺いいたします。

○議長(久保谷実君) それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の

再開は午後1時からといたします。

午前11時53分休憩

午後 1時00分再開

○議長(久保谷実君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま18番佐藤幸明君が退席いたしました。したがいまして、ただい まの出席議員は21名です。

それでは、4番難波千香子君の質問に対する答弁を求めます。町長川田 弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) では、お答えいたします。難波議員の質問であります資源循環型社会の取り組みについてであります。

1点目の家庭用品等のリサイクル化についでありますが、御承知のように、家電製品については、平成13年4月1日より家電リサイクル法が施行され、不要となった洗濯機、冷蔵庫、エアコン、テレビの4品目が規制対象となり、平成15年10月1日からは家庭系パソコン、さらに平成16年4月からは冷凍庫が規制対象に加えられ、これらの家電6品目においては、家電リサイクル法上、家電小売店もしくは家電メーカー等が引き取り、資源として再利用することが義務づけられております。

難波議員からの不用品の情報交換でありますが、不用品とは家電リサイクル法の規制対象品外と家庭家具類その他の不用品になると思われます。 これらの不用品に関して、町が情報提供し、受領・保管ののち、第三者に商品を譲渡することになりますと、現状の霞クリーンセンターでは保管場所が確保できないという問題点があります。

また何よりも問題となるのは、町が商品譲渡にかかわりますと、安全性 の確保が必須条件となります。

先ほど御説明したとおり, 家電リサイクル法におきましては, 家電小売

店もしくは家電メーカー等により、専門的知識と技術を持った専門職の検査を受け、安全性を確認した上でリサイクル品として再利用されております。

これらのことから考えますと、現在の町職員ではリサイクル品、特に電化製品についての安全性を確認することは困難であり、安易に使用できるという理由で不用家電を受領し、第三者に譲渡することは危険性を伴う上、故障等により生命・財産にまで影響を及ぼす可能性があることから、町で不用家電品・家庭家具類等を受領し、第三者に譲渡することは難しいものと考えます。

また,不用リサイクル品の情報提供でありますが,現状から考えますと, リサイクルの重要性が幅広く認識されていることを受け,町内,町外に多 くのリサイクルショップが営業を行っており,店舗も増加傾向にあります。

さらに近年においては、新聞広告や無償により各家庭に配布されておりますタウン誌等にも、相対によるリサイクル商品の情報等が掲載されているのをたびたび目にいたします。

このように、民間もしくは個人による情報提供が一般化し、定着している状況において、町が新たな取り組みとしてリサイクル品の情報提供を広報紙や町ホームページを利用し運用することとなりますと、さまざまな問題点が考えられます。

1つ目は、ただ単純に情報掲載の依頼があったので、町の広報紙・ホームページ等に掲載するだけでは、町の責任性が問われることが想定されます。原則として相対による商品譲渡であっても、町が情報発信する以上、商品の安全性や保証期間を明確にしなければならないこと。

2つ目は、先ほど申し上げたとおり、リサイクル品を取り巻く状況が、 民間や個人間において社会的に構築されつつある中で、行政が介入した際 の事業効果があまり見込めないこと等が挙げられます。

このようなことから考えますと, 行政はリサイクル品情報を促すよりも,

NPO団体または民間団体等による資源回収やフリーマーケット開催等の 自発的活動を促進するための情報提供を積極的に行うことが重要であり、 これらの支援を町が積極的に行うことで、さらなる循環型社会の形成を築 けるのではないかと考えます。

次に、2点目のごみ減量もったいないアイデアコンテストでありますが、 ごみ減量もったいないアイデアコンテストとは、町民がふだんの生活の中 で、ごみ減量化に関して創意工夫を実践している情報を町が募集し、最も 実践的で有効と思われる事例を審査した上で表彰を行っていくものであり ます。

このような取り組みの内容,アイデアについては,町が率先して情報を 収集し提供を行うことで,町民のごみ減量化への関心をより一層深めても らえることに加え,町民の意識向上にも結びつくものであると考えますの で,今後は先進自治体の取り組み状況等を調査した中で,前向きに検討し てまいります。

次に、3点目の蛍光管のボックス回収についでありますが、現在、町のボックス回収については、週1回の頻度で缶、瓶、ペットボトルの3種類を資源物回収として、各集積所に専用ボックスを設置して行っております。御指摘のとおり、蛍光管については、燃えないごみ袋の回収により収集を行っており、破損している蛍光管については、危険性が伴うものと判断されます。

御質問のように、蛍光管をボックス回収に移行することに関しましては、現状の収集体制から導入が可能であるかどうかの調査、また現状の資源物ボックス回収に関してもかなりの経費を要していることから、蛍光管ボックスを新たに設置した際の費用対効果の面でも、慎重に検討する必要があります。

いずれにしましても、現在の収集体制ですと、危険性を伴う廃棄物、ガラス、金属類でありますが、こういう廃棄物は燃えないごみの袋回収によ

り行われております。これらについての問題点もいろいろと指摘されているところでありますので、これらの問題を回避するためには、根底から収 集体制・収集方法を見直す必要があります。

今後, 町としましては, 近隣市町村の収集体制・収集方法等を調査し, 時代に即した分別収集体制を築けるよう検討していきたいと思います。

○議長(久保谷実君) 教育長大﨑治美君,登壇願います。

[教育長大﨑治美君登壇]

以上です。

○教育長(大﨑治美君) 子供の教育環境の整備についてお答え申し上げます。

議員の御質問にありましたように、近年の異常気象等により、特に夏場は年によって多様に変化しているように考えられます。今年など暖冬ということで、いい面でも悪い面でもかなり我々の生活に影響があるということが、毎日のように報道されておりますが、近年こういう状況が続くかなということで、心配している次第でございます。

さて、学校内・教室内の環境については、従来より照度や二酸化炭素の量の定期検査を実施しております。今後はそれらに加えまして、室内温度・湿度の定期調査を行い、また扇風機をつけた場合、児童生徒及びそのときの授業に及ぼす影響等を十分に調査する。

そのほか、この阿見町近辺でも、実施している学校があるということで、 その実施状況を調査し、メリット、デメリットの結果を調べる。または実 施していない学校がこの近辺がはまだかなり多うございますが、この実施 していない学校での実施しない理由というものを我々よく研究して、今後 の資料にしたいと、かように考えております。

また,この資料をもとにするとともに,町の財政状況を十分にかんがみながら,よりよい学習環境で児童生徒が毎日の生活を送れるように努めてまいりたいと,かように考えておりますので,どうぞよろしくお願いした

いと、かように思います。

- ○議長(久保谷実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) 大変ありがとうございました。

資源環境型社会への取り組みについでありますけれども、このリサイクル情報ということに関しましては、安全性、そういういろんななかなか厳しい御答弁ではありましたけれども、やっているいろいろな自治体もございますけれども、また研究課題にこの先にしていただければと御要望して、この件は終わりにいたしますけれども、次のごみもったいないアイデアコンテストに関しましては、またぜひ町の活性化に、意識向上にぜひぜひつなげていただきたいと御要望いたします。

ここで上越市でもったいな部門,小学生の部の受賞作品のアイデアの一部を紹介させていただきたいと思います。短いんですけれども。

例えば雨どいの横を切ってホースをつけて、雨水をホースの先にあるタンクにためる。たまった水は花に使っていると、写真まで添えて、その子が最優秀賞に入っているんですよね。そんな状況で、ぜひ実現させていただきたいと思う次第でございます。

2点、質問いたします。

まず,阿見町ではさくらクリーンセンターがございますけれども,ごみに関しまして焼却残渣,不燃残渣がふえ続けている状況であるわけですけれども,最終処理場の維持年数はどうなのか,この1点をお尋ねいたしたいと思います。

また、この蛍光管についてでありますけれども、御答弁で、近くの調査をしてという御答弁でありましたので、ぜひその辺は調査していただきまして、また研究課題にしていただきたいとは思うんですけれども、1つ蛍光管というのは、苦情も来るんですけれども、かなり水銀が含まれていて、収集業者からも御要望もありますし、また一般家庭からもありましたけれども、かなり危ないというお声も聞かれているかとは思うんですけれども、

そういうことも加味しまして、町が公共施設、例えば公民館、庁舎、図書館、そういった面にも町が環境に力を入れているという面でも、ぜひ全集積所ということではなくて、試行的にそういうところ、また家電量販店にもぜひ協力をと、一つ一つそんなところからやれないものかなと思う次第なんですけれども、その辺もお考えをお聞きしたいと思います。 2 点よろしいでしょうか。

○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建 設部長臼田計律君。

○経済建設部長(臼田計律君) お答えいたします。

さくらクリーンセンターの件でございますけれども、さくらクリーンセンターにつきましては、平成10年3月に竣工しております。能力としましては、埋立面積が1万7,400平方メートル、埋立容量が6万6,200立方メートルであります。当初の計画では満了予定年度につきましては、平成24年ということで考えていたわけです。これは人口の増加等も含めて、当初は24年ということで予定をしていたわけですけれども、現状としましては、人口が横ばいになってきておりまして、計画よりも焼却灰が少ない傾向にあるという現状でございます。

現在の埋立容量から年間の焼却灰排出量を割り返しまして、満了予定年につきましては平成43年ごろというような推測ができます。これは単純に割り返した数字で計算をしてありますので、多少のあれはあるかと思いますけれども、平成43年ごろということで推測しております。平成19年3月現在で、1万5,000立方メートルの焼却灰がさくらクリーンセンターには搬入されているということでございます。こういうことで、平成43年ごろまでは現状のままでももつのではないかと考えております。

もう1点の蛍光管の回収でございますけれども、議員言われましたよう に、公共施設での回収というところでございますが、それらも含めまして、 今後町全体の収集方法の検討をしていく必要があるかと思いますので、そ ういう中で検討していきたいと考えております。

- ○議長(久保谷実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) ありがとうございました。

あと焼却、クリーンセンターも最終処分場も43年ごろまでということで、 思ったより延びているということで、担当課においては危機感を持たれて 対処されているということを大変評価するわけでございますけれども、こ のことは住民にはなかなか伝わりにくいのではないかなと思われますので、 その辺も循環環境型社会へ取り組んでいるという、そういうアピール、取 り組んでいただきたいということも、いろいろなところでPRしていくこ ともまた大切ではないのかなと、この4R、リデュース、いろいろありま すけれども、そういうこともしながら、ぜひまた啓発はお願いするもので ございます。

最後に1つ質問したいと思います。学校環境の扇風機の設置でございますけれども、教育長さんの御答弁でございましたけれども、近隣の設置していないところ、設置しているところを研究課題にして検討していくという御答弁でありますけれども、特別教室におきまして質問させていただきます。

まず今現在、どのようになっているのか、特別教室。クーラーが入っている教室もあると思います。また入っていない点、ぜひその辺を聞きたいと思います。

特に音楽室とか図書館がどうなっているのか。非常に子供たちにも切実な課題でありますので、ぜひ御検討していただきたく、その辺よろしくお願いします。お伺いいたします。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大竹利一君。
- ○教育次長(大竹利一君) 現状の質問かと思いますけれども,特別教室 というのは理科室,生活科室,音楽室,美術室,技術室,図工室,家庭科

室、図書室、相談室等は特別教室としております。特別教室の中でもコンピューター等が置いてある教室については空調設備が現在、全校そろえておりますけれども、今言ったように、図書室については特別室の中でもついておりません。そういう状況でございます。

○議長(久保谷実君) 4番難波千香子君。

○4番(難波千香子君) 音楽室もですね。お答えがなかったんですけれども。小・中学校では非常に利用頻度の多い図書館、そしてまた中学校ではかなり夏休みには部活をしております。音楽室では活動している子供たちがたくさん励んでおります。そういった全教室でなくても、まずそういった特別教室の子供たちが使われている、まずその辺からでも、せめて扇風機、クーラーが入ったら本当にいいと思いますけれども、その辺からぜひぜひ御検討を重ねてお願いする次第でございます。

お隣の牛久市では、2年前に全小・中学校、普通教室、すべて合計564台、 天井つり下げ型扇風機2台が各教室に設置され、市の教育委員会のお話に よりますと、扇風機の効果で教室の温度は二、三度下がっているという伺 っております。また今年からは全中学校にすべてクーラーが完備設置する 方針だとも伺っております。

昨年では水戸市,取手市,全小・中学校ですべて扇風機はもちろん完了 いたしております。美浦村,いろいろなところで今,そういった動きが出 てきておると思いますので,その辺も加味して,ぜひ学校関係者の御意見 等も取り入れながら,前向きに御検討していただくことを御要望いたしま して,終わります。ありがとうございました。

○議長(久保谷実君) これで4番難波千香子君の質問を終わります。 次に、21番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

[21番細田正幸君登壇]

○21番(細田正幸君) 私は,通告いたしました予科練平和記念館建設 事業の問題点の再検討をということで質問したいと思います。先に午前中, 佐藤議員も同じような趣旨で質問しておりますけれども、重なるところ、 それから重ならないところがあると思いますので、なるべく重ならないよ うな形で質問したいと思います。

私は、今回の質問に当たり、予科練平和記念館事業の計画をしたコンサルタントの会社が作成した予科練平和記念館構想の本と、それから、阿見町第五次総合計画、人と自然がつくる楽しい町、阿見。これは平成16年3月作成、平成25年まで10カ年の基本計画となっております。この2つを改めて再検討といいますか、読んでみました。

特に第五次総合計画の中でですけれども、その中の土地利用のゾーン区 分の中で、霞ケ浦湖岸については、自然資源として保全するとともに、広 域的な観光資源として、地域の憩いの場として、最大限に活用しますとま ずうたってあります。

その後のそれぞれの計画の中で、霞ケ浦湖岸親水ゾーンという中では、 広域的な観光拠点として、また地域住民が健康づくりやスポーツ、レクリ エーションに利用できる場として有効に活用するとともに、霞ケ浦を取り 巻く美しい眺望についても、町の財産として保全していきますと目標を定 めております。

また4番目の観光の振興の中で、霞ケ浦平和記念公園の整備を進める。 そして、その中で現在ある予科練記念館、これは自衛隊のことですけれど も、年間4万人以上の来場者があります。しかし、観光の拠点となる場が 乏しいことから、必ずしも霞ケ浦の水と緑に囲まれた資源が有効に活用さ れていないと分析をしております。

それから施設の展開の中で、予科練記念館と連携した仮称霞ケ浦平和記念公園の整備を図ることにより、観光資源である霞ケ浦を有効に活用した観光の振興を図りますとうたっております。

また公園緑地の整備の項では、霞ケ浦湖岸公園構想の策定をしている歴 史的財産が残されている予科練記念館には、年間4万人以上の利用があり、 霞ケ浦平和記念公園と連携して、広域的なレクリエーション拠点となることが想定されますというふうに4カ所にわたって平和記念館、それから霞ケ浦の観光資源としての活用ということが、この基本構想では重点的にうたっているのではないかというふうに思います。

以上、今述べました町の基本計画から見ても、現在の時点で町が言っております予科練記念館、雄翔館と連携して、予科練平和記念公園の整備を図るという計画から見ても、現在の過程で、いわゆる自衛隊側の出入り口のいわゆる確認事項として、既設の多田ガソリンスタンドの出入り口しか開かないというのでは、基本計画そのものが成り立たないのではないかというふうに思います。協定書の再検討を求めるものでございます。

次に、具体的に質問したいと思います。質問通告書1では、当初の計画では海原会の雄翔館と一体的な予科練平和記念館・公園を計画していたのに、それぞれ同じ目的の遺品、展示品をフェンスで仕切られて別々に展示したのでは、阿見町の後から展示するものは2次資料となりますので、阿見町の記念館には10万人もの人は来ないのではないかというふうに思われます。これはやはり当初の基本計画の観点に戻すべきではないかと思います。

2番目に、補助金が当初は半分ぐらいは見込める、またその後、美浦との合併の協議がありましたけれども、その中で合併補助金も使える見込みだということで今まで進んできたわけでございます。しかし、現時点ではそれがどちらもなくなっているわけでございます。結果として、13億円の単独支出は箱物行政となるおそれがあるのではないか。内容についてやはり再考すべきではないかというふうに思います。

3つ目には、物産館の論議も議会と執行部の間で何度も行ったり来たり しておりますけれども、現時点では物産館は町ではできないという見解で ございます。それでは町の活性化のために予科練平和記念館をどう活用す るのかということもお聞きしたいと思います。 また4番目に、補助金の目標、目途の確定、寄附金の目途、それから、 海原会との一体的な展示の見通しがついてから実施設計に入るべきではな いのかというふうにも思います。

また5番目として、町の全協での説明では、来館者を10万人、将来は20万人を目指すと目標を上げておりますけれども、今のままではこの数字は根拠のない数字ではないのかなと思います。

当然10万人、将来は20万人という数字を上げたわけですから、もしこれが10万人にも満たなかったと。今の時点では、私はフェンスで仕切られたままでは、1次資料のある武器学校の方の雄翔館に5万人は来ると。しかし、そのお客は隣の阿見町のこれからつくる予科練平和記念館へは、フェンスで仕切られているわけですから、来なくなるんじゃないかと。そうすれば、単独で、町の施設で5万人または10万人という目標になるわけですから、当然素人が考えても、来んのかなと思わざるを得ないわけでございます。

当然これから13億円土地代も含めて使う。お客が来なかったと、また町 民の利用もなかったという場合には、今後の町の計画の中では、私は一番 お金がかかる計画、箱物を建てるわけですよね。そういう点の、もし失敗 した場合の責任はだれがとるのかなというふうにも思います。

これについては、特に夕張市の問題が全国的に問題になっておりますけれども、観光施設としていろいろつくったわけですよね。つくったけれども、お客が当初は来たけれども、来なくなった。予算の10年、20年分の負債を抱え込んだと。責任をだれがとるっつったら、その計画をやった町長はもう死んじゃってやめたっつってる。そういうことになっているわけですよね。議会もきちっとしたチェックをしなかった。そういうことになったのではまずいんじゃないかなというふうに思います。

私は、そういうことにならないために、議会はきちんと提案し、執行部の方は最大限のまた努力もする。そういうことになって初めて予科練平和

記念館、それから霞ケ浦湖岸構想の中心的なものとして生かされてくるん じゃないかなというふうに思います。そのために今後、問題点の整理をき ちんとするということは必要不可欠の問題ではないかというふうに思いま す。

まず問題点としては、外部から人が来るためにはどうしたらよいのか、 また、町民が日常的に利用する施設、公園とするためにはどうしたらよい のかと、また、基本計画にある霞ケ浦湖岸公園構想の拠点とするのにはど うしたらよいのかなど、問題点の再検討をきちんとしてから、実施設計に 入るべきではないのかなというふうに思います。

あとそれから、これは私の提案ですけれども、この基本計画、それからコンサルタントの計画を読んで、これはないものですよね。霞ケ浦湖岸公園構想の拠点とするのには、1つには湖岸のサイクリングロードとしての活用、それから、現在、今、大室ストックヤードを菜の花を植えて整備しておりますけれども、当面、花の季節前に、四季を通じて利用できるフラワー公園として利用すると。その間、距離があるわけですから、自転車で行き来できるように考えると。そのためには予科練平和記念館の公園の一部にサイクリングセンターを設けるということも必要になってくるのではないかと思います。

あと人が日常的に集まる、また町民も日常的に集まるということを考えれば、やはり町の特産物を販売する物産館や、また、人が集まれば当然お茶も飲む喫茶室、そういうものを設けることは必要不可欠になってくるのではないかというふうに思います。

予科練平和記念館に私も10年ぶりに今月の初めに行ってきましたけれども、あの記念館は要するにリピーターとして年に何逼も見る施設じゃないわけですよね。1回見れば、私みたいに10年ほども、今度の問題があるから行くわけですから、リピーターを求めるというよりは、これは全国的に予科練の記念館としての施設を外部の人に来てもらうと。

あと日常的に活用するのはどうするのかといったら、4万7,000人の町民が活用するわけですよね。だから町民が気軽に予科練記念館の周りの施設、それから、霞ケ浦の自然、そういうものを楽しむ1つの施設として人が集まれるようにしないと、私はお金をかけて失敗したなっつう声が出るのではないかなと思います。

そういう点で、そういう計画をきちんと立てて、そして見通しが立った 上で実施設計に入るというのが当たり前のことではないのかなというふう に思いますので、以上、御質問をいたします。

○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川 田弘二君,登壇願います。

「町長川田弘二君登壇」

○町長(川田弘二君) 細田議員の質問にお答えいたします。

きょう午前中には佐藤議員からの予科練平和記念館についての質問もあり、きょうの午後の全協でもこれについてまた説明すると。こういう形で 予科練平和記念館についての議論が出てくるというのは非常にいいことだ し、やはり関心が高まっていることの表れだと思いますので、十分これか ら議論・検討させていただきたいと思います。そういう前提を置いた上で お答えいたします。

予科練平和記念館建設事業については、先ほど佐藤議員の質問でも答弁 した内容と重複したところも当然ありますけれども、そのことを御承知い ただいた上でお答えをいたします。

1点目の雄翔館と町で計画している予科練平和記念館にそれぞれ同じ目 的の資料を展示しては、町の記念館に10万人もの人は来ないのではないか という質問についであります。

武器学校内にある雄翔館は、予科練出身者の遺品を初め、予科練に関する本当に貴重な資料が展示されております。ただ、やはりあの雄翔館のスペースの関係もありまして、展示内容としてはかなり限定されているのは

事実であります。

これに対しまして、町が計画している予科練平和記念館は、予科練を主体とした戦争の歴史を正確に整理し、保存・展示し、これらの貴重な歴史遺産を後世に伝えるとともに、訪れた方が平和についての認識を深めて帰ってもらう。そういうことを目的としております。

その内容としましては、予科練の成り立ちとか、予科練制度の推移、予 科練での訓練の実態、予科練卒業生の進路と果たした役割、特に特攻との 関係、土浦海軍航空隊が予科練全体の中で占める位置等々、その他いろい ろありますが、要は予科練の歴史を全体的・系統的に整理・展示するもの であります。この展示資料によって、予科練の正確な歴史と先の大戦の推 移が実感的に理解されるようなものにしたいと考えております。

既に雄翔館は年間4万人とか5万人とかの来館者があると言われておりますが、町の記念館ではさらに町内を初め県内外、できれば全国から、高校生とか、小・中学生などを含む幅広い年代層が来館してもらえるような施設として、要はここへ来れば予科練のすべてがわかる、そういうような施設として整備をしていきたいと考えております。

次に、2点目の町の単独事業として整備した場合、箱物行政となるのではないかということですが、これは箱物をつくるんだから、そういう要素があることは間違いありません。ただ、予科練平和記念館建設の検討を具体的に始めたのは、終戦60周年の時期にできれば建設を開始したい、そういうことを目途として、平成15年ごろ具体的な検討に入ったわけであります。

これはまた美浦村との合併協議を進めた時期であり、財源としての合併 特例債を活用する計画で、合併後の新市建設計画の中でも位置づけをして おりました。しかしながら、合併が不調に終わり、予科練平和記念館建設 のスケジュールを2年間延長した経緯があります。

またその間には, 防衛補助を導入するため, 防衛施設庁と協議を行って

きましたが、佐藤議員の質問でも御説明したとおり、予科練平和記念館に は補助金はそれほど多く期待できない。むしろ補助金を導入することによ っていろいろな制約が出てくる、そういう実態があるということが明らか になったわけです。

いずれにしましても、この予科練平和記念館は全国的にいろいろな地域に関係者を有する、言ってみれば全国民的な施設として整備を進めようとしているものであることから、できるだけ多くの人の力で建設するという形をとることが重要であります。そのために広く全国に寄附を募る活動を積極的に行い、結果として町の財政負担の軽減を図りたいと考えているわけであります。

次に、3点目の町の活性化のために予科練平和記念館をどう活用するのかという点であります。予科練平和記念館の基本的な考え方は、さきにも述べましたとおり、より多くの方に来館していただけるような施設として整備することであります。幸い一昨日、圏央道が開通し、当町にとってもその波及効果は大きいと期待しておりますし、圏央道による地域振興策の1つとして、記念館も位置づけをしていきたいと考えております。また、来年度は行政機構の見直しを行い、商工観光行政を強化する中で、予科練平和記念館についても広くPRができる施策を考えてまいります。

さらに茨城県では本年度、霞ケ浦周辺における圏央道の整備や百里飛行場の民間共用化、東関東自動車道水戸線の整備等、飛躍的な基盤整備の効果や、地域の有する特性を最大限活用して、交流の拡大と地域の活性化を図るため、「霞ケ浦環境創造事業推進計画・アクションプラン」を策定しており、その中で霞ケ浦平和記念公園や予科練平和記念館が重点事業に位置づけされることになります。

このように社会基盤の整備や県の計画の位置づけにより、より多くの方が来館することになれば、予科練平和記念館が地域振興に果たす役割は非常に大きくなるものと考えております。

また現在、記念館の基本計画の見直しを行っておりますが、資料展示のスペース以外にも、交流や企画展示等もできるスペースを確保し、多くの方に来館していただける事業の展開を図っていきたいと考えております。

物産館については、記念館敷地内に建設はできませんが、今後商工会や 農協とも話し合いを行い、町の活性化につながる方策を協力して進めてい きたいと考えております。

次に、4点目は補助金や寄附金の見通し、さらには海原会との一体的な展示の見通しができてから実施設計に入るべきだという点であります。防衛補助につきましては、先ほど述べたように、現時点では期待できない見通しであります。また寄附金については、既に説明しましたように、広くその募集を図り、多くの方々の支援を受けて記念館の整備を図っていきたいと考えております。

この募金によってつくる基金というのは、建設費と同時に整備管理基金でありますから、ずっと将来の館の管理にも使えるような形での基金にしていくという考えでありますので、そういう意味で、非常に息の長い募金活動をやれるし、やっていかなければならないと思っているわけであります。そのためにも、町民の皆様を初め、海原会、企業、各種団体等広く全国に呼びかけていきたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、ぜひ御支援・御協力をいただきたいと考えるところであります。

海原会が所有している資料についてでありますが、現在、雄翔館に展示されていない資料、これはまだ十分確認はしていないんですが、かなりあるだろうということです。その有効活用を図るため、予科練平和記念館に展示できるよう、海原会と引き続き交渉していきたいと思います。

また現在、雄翔館に展示されている資料そのものは、海原会固有の所有物と認識しておりますので、これは何回も話しておりますように、予科練平和記念館に移管するのは難しいと考えられますが、企画特別展示を行う際に、一時借り受けするような方向で交渉を行っていきたいと考えており

ます。

最後に、来館者を10万人、将来は20万人を目指すとの目標に関しての質問であります。現在、雄翔館・雄翔園の来場者は、正確にはわかりませんが、年間約5万人と言われておりますが、このせっかく阿見町を訪れるこの人たちが、当然のこととして予科練平和記念館にも来ていただけるように、PRもしますし、現在収集している資料や戦争体験者等の証言、映像等をまじえた予科練を中心とした戦争を、歴史を時系列的にきちんと整理し、予科練の歴史の全体が理解できる施設にいたします。さらに広域的な観光ルートに組み入れられるよう、関係機関に働きかけを行い、多くの来館者を得たいと考えております。

いずれにしましても、まずは予科練の正確な歴史を的確に展示できる立派な記念館として立ち上げることが基本でありますので、予科練歴史保存委員会や議会から意見を伺い、さらに魅力ある内容にして、予科練記念館が価値ある施設として評価され、多くの来館者を呼び込めるよう努力していきたいと考えます。

そういう意味で、先ほど最後にいろいろ具体的な提言等をいただきましたけれども、そういう形で、10万人が達成できなかったらだれが責任をとるとか、そういうことじゃなくて、みんなで一緒にそれが達成できるような形のものをつくっていく。そういう前向きな姿勢でぜひこれからも御協力いただきたい。

特に今の時期、圏央道の話をしましたけれども、圏央道が開通して、来 週はまた2社ほど企業の誘致の具体的な話が決まりつつあります。そうい う形で、現在の阿見町のいい状況というものをみんなで十分に認識し、そ ういうものを生かすような形で、また、この予科練平和記念館をいい形に つくるということが、また阿見町が前向きに進んでいく上で大きな意味が あるということですので、そういう姿勢でぜひ一緒にお願いしたいと思い ます。 ○議長(久保谷実君) 21番細田正幸君。

○21番(細田正幸君) 私は予科練記念館とか湖岸公園構想については今までも一般質問で取り上げたこともありますし、特に今回調査費をつけて、約3億円弱の調査費をつけるわけですから、具体化に入るわけですね。具体化に入るということは、やはり将来を見越して具体的に執行部は10万人といって、町長は10万、20万という数字は言いませんでしたけれども、前の全協でははっきり言っているわけですから、それでは、その10万人を当面確保するためにはどうすればいいのかというのは、やはり執行部、議会、町民のアイデアも取り入れて、やはりみんながあそこの予科練の平和記念公園、それから予科練平和記念館、その隣接の霞ケ浦ですよね、景観、その先は今、250万円ぐらい毎年出して、年1回の菜種の花ですか、それを植えているわけですから、それも含めてもっといいものにする。そういうことによって、私は町民も霞ケ浦に来る、公園に来ると、そういうことになると思うんですね。

町民からそれが見放されたらば、私は箱物行政だという指摘を必ず受けると思うんですね。私はそれを心配しているから提案し、また、わざわざこの第五次総合計画を取り出して、改めて読んでみたわけですよね。総合計画にはきちんと総合的に霞ケ浦の湖岸公園構想というのが書いてあるわけですから、この基本に返ってやれば、私は間違いないというふうに思います。

今までの執行部のやりとりだと、交渉したけど、もう協定を結んじゃって、出入り口は多田自転車のところで協定結んじゃった。それから、補助金はもうだめなんだと。要するに押しが足らないんですよね。議会側がそれじゃだめなんじゃないかということで押し返した中で、条件が合えば、補助も、1億円からの補助も出てくるっつうことになるわけですから、前段の答弁の中で、いわゆる集会施設以外でも、前は博物館にも出したっつうことならば、それは何も米軍さ金払うようになっちゃったから、国内さ

は使えないというのは筋が通らんわけですから、やはりきちんと押し返し てでも、補助をもらえるものはもらう。私はそういう粘り強い交渉が必要 だと思うんですね。

それから、今の雄翔館との出入り口は、ちゃんと周回道路として町の今度記念館を建てるところへまっすぐ来ているわけですよ。その間は何も障害物がないわけですから、やはり当初の計画どおり、向こうへ来た人は真っすぐこっちへ来られると。また、阿見の施設に来た人は向こうも見られるということにして、初めて有効的な活用ができると思うんですね。それが開けないなんていうことは、私はとんでもない話だなと。

それの交渉の中では、自衛隊というか、武器学校側、海原会との間に、何か町の態度に対して向こうが疑問点を持つとかね、そういうやつがあったから私は交渉が成功していないのかなっというふうに思うんですね。それはやはり自分たちの態度はどうだったのかと、改めて海原会、それから武器学校との、そういう齟齬(そご)のことがあったならば齟齬をなくしていく、そういうことで初めて、当初の計画では一体的にやるということになっていたわけですから、当初の計画に私は戻るんじゃないかなと。

それは外部から来ることですよね。あと町内の人が利用するためにはどうするのかということも、真剣に考えないとまずいというふうに思います。これからも提案もしていきたいというふうに思いますので、物産館も含めて、いわゆる物産館を町ではできないなんつうことはないんですよね。例えば土浦の大町ですか。あそこの通りなんかも喫茶店、この前行ってきましたよ。これどこで経営しているのっつったら、土浦市でやってますってはっきり言っていましたよ。だから、私は町でできなければ別の組織をつくってでもやると、そういうことも考えないと、人は集まらないんじゃないかなというふうにも思いますので、執行部、議会じゃなくて、執行部の方でうんと頭を柔軟にして考えてもらいたいというふうに今までの経過を追っていって思うんですけれども、その点について再答弁をお願いいたし

ます。

○議長(久保谷実君) ただいま18番佐藤幸明君が出席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は22名です。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) 今の話の1つのポイントは、今度予定している予科練記念館と雄翔館・雄翔園の間のつなぎですが、一応佐藤議員の質問に対する答弁でも話したように、一応今の時点ではまずあそこはだれが見ても簡単に入れるところだから、まずあそこという位置づけになっていますが、それで納得したわけじゃなくて、これから十分協議するということになっていますので、ぜひそういう形で、議会の方もまとまった形で一緒になって武器学校と協議し、それはぜひ実現していきたい。それじゃなきゃ、本当に一体化という意味がないわけですから。

それから、もろもろのこれからの対応については、私も先ほど最後に言ったように、やはりこれは町を挙げての体制づくりをやらなければ、何とか施設そのものは、これはお金を何とか工面すればできるんだけれども、これを本当の意味で生かしていくためには、町を挙げてこの事業についての理解を深め、その最初の段階として、やっぱり議会と執行部が基本的な考え方で一致するような形で進まなければなりませんので、さっきも言ったように、具体的にいろんな形での前向きな提案をいただいて、それについて十分協議し、当然必要な部分では柔軟な対応もできるだけやるようにしたいと考えますんで、そういうことでぜひ一緒にこれからやっていきたい。よろしくお願いいたします。

- ○議長(久保谷実君) 21番細田正幸君。
- ○21番(細田正幸君) 町長自身から、今後議会と一体となって、議会の提案も、いろいろ町民の提案も柔軟に受けとめて考えていくという答弁をいただきましたので、今までの答弁では木で鼻をくくったような答弁ですよね。対話をしましょうっつっても、対話はどうもどうもっつって逃げ

ているのが執行部なんですから、そういう点では、我々も成功させようと 思っているわけですから、成功させるためのアイデアは取り入れてもらう と。そういうことでは柔軟に対応するっつうことですから、今後柔軟に対 応してもらいたいし、私どももきちんと提案をすると。提案したって取り 入れてもらわなければ意味がないわけですから、その点については、協議 して柔軟に対応してもらいたいということをお願いして、私の質問を終わ ります。

○議長(久保谷実君) これで21番細田正幸君の質問を終わります。

次に、15番倉持松雄君の質問を許します。登壇願います。

[15番倉持松雄君登壇]

○15番(倉持松雄君) 荒川本郷地区内の土地利用計画についてお伺いをいたします。

当地区は都市計画が決定されてから、ようやく大きな道路3路線が整備されつつあります。しかし、そこから少し離れたところの土地については、何の手だてもされておりません。ただ都市計画税を取られるだけと、物納できる状態でない土地に莫大な相続税がかかるだけであります。

しかし、町長の胸のうちには細かい道路整備とか、上下水道の完備については、近い将来にやってやりたいと思っているかもしれませんが、財政難の今日、現実のものとするにはかなりの歳月がかかるのではないかと思います。

あれもこれもと一度に申し上げましても,できるはずもありませんので, そこで本日は過去の質問の継続,荒・寺線1本について質問をいたします。

荒・寺線は既に供用が開始されている本郷第一地区内と、現在工事が進められている本郷第二地区内、そしてその先と、3区間に分かれています。この3区間目、寺子の県道竜ヶ崎線までの約700メートルについてでありますが、本郷第一の保留地の販売促進や大型商業施設の誕生にしても、さらには圏央道の開通に伴い、牛久阿見インターへのアクセス道としても重要

な位置にあると思います。荒・寺線への投資効果をさらに高めるためにも, 延伸整備については, 町の最優先事業として進めるべきと思いますが, 町 はどのように考えているのか, お尋ねをいたします。

町長は過去に、お金がないからできないと答弁されましたが、お金は幾 ら必要なのでしょうか。資金計画についてお伺いをいたします。

もしお金がないからつくらないとしたならば、途中までできた立派な道路に、行き止まりにつき大型車の通行はできませんと看板を立てるのか。また、町職員が毎日車の誘導をするのか、どのようにするのでしょうか。お金がかかる道路から、お金を生む道路と考えた方がよろしいと思います。早期につくってほしいと思いますが、町長はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川 田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) お答えいたします。

まず,都市計画道路「荒川沖・寺子線」の進捗状況について説明いたします。計画総延長約2,900メートルのうち,起点の都市計画道路「荒川沖・木田余線」交差点から本郷第一地区までの約900メートルについては,既に供用開始されております。

現在は、荒川本郷地区内の約1キロメートルにつきまして用地取得中でありますが、おかげさまをもちまして、平成18年度内に概ね、ほぼ完了する見通しがついてきたところであります。今後は平成19年度、20年度の2カ年で道路新設改良工事を行い、平成20年度内の供用開始を目標に進めていきたいと考えております。

さて、御質問の荒川沖・寺子線の延伸整備は、町の道路ネットワーク構築はもとより、一昨日開通しました圏央道の効果を最大限に引き出す上でも、また町西部地区のまちづくりの上でも非常に重要な路線であり、町が

整備すべき都市計画道路としては優先度の最も高い道路であると、十分認識しております。したがいまして、町としましても、できるだけ早く整備ができるよう努力をしていきたいと考えているところであります。

このことと関連するわけですが、次に当事業の資金計画の見通しにつきましては、昨年12月の定例会で倉持議員の質問に答弁したところでありますが、ここで町の財政事情が厳しいということとあわせて、国の補助金についての問題もあるわけであります。

道路特定財源の一般財源化の動向により、補助事業の新規採択が不透明な状況であるため、荒川本郷地区が19、20年度で終わるわけですけれども、それに引き続いて21年、本当に国の補助金が確保できるのかどうか、これが不透明な状況であるため、今、絶対に21年からということを示すことができないのが残念でありますが、気持ちとしてはぜひ続いてやっていくような形が実現するようにしたい、そういうことであります。つきましては、これからの町の財政状況等を見ながら、整備のための財源の確保に最善の努力をしていきたいと考えておりますので、きょうのところはその辺で御理解をいただきたい、そう思います。

さっきも言いましたが、全体としての阿見町の状況は今、非常にいい状況になりつつありますので、そういう状況の中でぜひそういう形が実現できればと思っております。

- ○議長(久保谷実君) 15番倉持松雄君。
- ○15番(倉持松雄君) 町としても優先度の高い道路なので早急にやりたい,しかし道路特定財源が不透明なのでわからないというのでは,この前の答弁とそっくり同じでございますが,それでは私が2回目の質問が何もなりませんので,例えばですね,今,工事をやった。18年に工事をやったとしたならば,現在の段階の補助事業に当てはめてみたら,どのような町の持ち出し金になるのか,ここのところをお尋ねしたいと思います。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市開

発部長渡辺清一君。

○都市開発部長(渡辺清一君) 今の質問にお答えしますけれども,前回の答弁のときに,残りの延長700メートルでどのくらいかかるのかという概算額はそのとき示しました。8億円と言ったと思いますけれども,しからばその8億円,これはもちろん概算ですね。その8億円のうちの今のまちづくり交付金事業という補助制度で事業を展開しておりますが,それで補助は40%です。ですから,3億2,000万円が補助金になります。

残りの部分の75%,その8億円から3億2,000万円を控除したっていうか、除いたやつの75%が起債の充当額になります。これは3億6,000万円になります。残り1億2,000万,3億2,000万円と3億6,000万円ですから、あと1億2,000万円ですね。で、8億円です。この1億2,000万円が一般財源、いわゆる町の持ち出しと。もちろん先々の起債の地方債の返済も町の持ち出しになりますけれども、この事業をやっていく上での当面の持ち出しは1億2,000万円、8億のうちの。これが財源内訳、いわゆる資金計画という形になります。

以上です。

- ○議長(久保谷実君) 15番倉持松雄君。
- ○15番(倉持松雄君) この前も私はちょっと言ったんですけれども,60%のうちの75%を起債,起債も長い間に借りていれば払い出すしかありませんけれども,とりあえずの持ち出し金額は1億2,000万円ということで,あの道路はですね,お金がかかる道路という考え方よりも,お金を生む道路と,こう考えていただきたいんです。

この前の質問で言われましたけれども、私も地元の人に言えねえくれえ、これ地元の人が税金を取られるのによろこんでんのか、おめえと言われたら大変ですから。しかし、この前も申し上げましたように、あそこまで発展したのではそうするほかないと私も思い切って、ぜひ道路をつくっていただいて、払うものはうんと払うという心構えでおりますから、町長、1

億2,000万円,当座,ぜひ踏ん張ってつくっていただきたいと思いますが, 町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川 田弘二君。

○町長(川田弘二君) 1億2,000万円という数字を聞くと、これは何とかなるんじゃないだろうかという判断をされると思うが、その前提としてやはり一番基本は、国の補助がつくかどうか、これが一番のポイントになるわけです。国の補助がついて初めてその数字になる。

だからそういう点で、現在、おかげさまで、さっき18年度で道路の用地 買収が終わって、19、20年度の2カ年でその道路工事が終わるという説明 をしましたけれども、本来は、この仕事は本当に20年までで終わるかどう かってのは、非常に始める時点では心配したところなんです。特に用地買 収の問題がスムーズにいかなければこれできないのでね。だから、そうい う点ではあの分が1年早まったわけですから、そういうことも十分御理解 をいただきたいと、こう思います。

それで、要は一番ポイントになる国の補助金の確保ということについて 最大限の努力をして、その見通しがつけば、これは議会と協力した形で、 ぜひ実現しなきゃなんないでしょう。

○議長(久保谷実君) 15番倉持松雄君。

○15番(倉持松雄君) 町長、それでは不透明な話に戻ってしまっては しようがありませんから、ぜひ不透明じゃなくして、そちらの方も努力を しながら、進めていただきたい。ほかの話は持ち出したくありませんけれ ども、やはり国の補助金はないかもしれないが、努力をしていくという方 向で進めているものもあるんですから、町長、ぜひあの道路は、先ほど私 が申し上げましたように、お金のかかる道路よりはお金を生む道路ですか ら、あの周辺の人は、あの道路ができてしまえば固定資産も上がるからと いう人もいるかもしれませんが、それでもね、やはりあの道路が向こうま で通り抜けなければ、今までかけたお金があまり効果がないような形になってしまいますんで、今までかけた本郷第一地内、荒本地内、そこまで完成するんですから、その投資価格をさらに拡大するために、大きくするために、町の貴重なお金を使んですから、100%発揮しなくちゃなりません。その100%町民のために返せるように、あと少し、ぜひ町長、努力をして、つくる方針でいるということを町長言ってくださいよ。

○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川 田弘二君。

○町長(川田弘二君) 本来,あそこの道路を今ごろやっているというのが,この阿見町にとっては大きな問題であるわけで,そういう意味からすれば,もう半年でも1年でも早くやりたいというのが本当の気持ちです。ただやっぱりそうはいっても,自分の気持ちだけではできないわけで,そういう条件づくりを精いっぱいやって,やっていきましょうということですね。

- ○議長(久保谷実君) 15番倉持松雄君。
- ○15番(倉持松雄君) 気持ちだけと、気持ちが大事なんですよ町長。 気持ちだけでもいいですから、ぜひつくる方向で進めていただきたいと思 います。よろしくお願いします。
- ○議長(久保谷実君) これで15番倉持松雄君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長(久保谷実君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。 本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午後 2時17分散会

第 3 号

[3月13日]

平成19年第1回阿見町議会定例会会議録(第3号)

平成19年3月13日(第3日)

○出席議員

1番	久佳	呆谷		君	
2番	柴	原	成	_	君
3番	浅	野	栄	子	君
4番	難	波	千智	§子	君
5番	紙	井	和	美	君
6番	青	Щ	正	_	君
7番	石	井	早	苗	君
8番	藤	井	孝	幸	君
9番	千	葉		繁	君
10番	吉	田	光	男	君
11番	吉	田	憲	市	君
12番	滝	本	重	貞	君
13番	天	田	富言	可男	君
14番	小木	公沢	秀	幸	君
15番	倉	持	松	雄	君
16番	大	野	孝	志	君
17番	櫛	田		豊	君
18番	佐	藤	幸	明	君
19番	諏記	訪原 実		君	
20番	荻	島	光	明	君
21番	細	田	正	幸	君
22番	岡	崎		明	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 Ш 田 弘 君 誠 助 役 大 君 﨑 教 育 長 大 崹 治 美 君 消 防 長 木 鉛 章 君 町 長 公 室 長 糸 賀 富士夫 君 総 務 部 井 定 夫 長 石 君 生 民 部 長 瀬 尾 房 雄 君 経済建設部長 計 律 君 臼 田 都市開発部長 渡 辺 清 君 教 育 竹 利 君 次 長 大 総 務 課 長 湯 原 恒 夫 君 企 課 長 坪 匡 弘 君 画 田 財 政 課 長 松 本 功 志 君 建 設 課 長 大 野 利 明 君 都市計画課長 篠 原 尚 彦 君 生涯学習 課長 宮 本 寬 則 君 学校指導室長 井 直 人 君 石 中央公民館長 北 澤 正 君

○議会事務局出席者

平成19年第1回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成19年3月13日 午後1時30分開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成19年第1回定例会

発 言 者	質問の趣旨	答	弁	者
1. 柴原 成一	1. 霞ケ浦の水面における市町村境界の設定について県及び町による検討, 研究はされているのか?	町		長
2. 浅野 栄子	1. 阿見町の教育施策について 2. 町の活性化への提案について	教	育	長
3. 青山 正一	1. 圏央道開通について	町		長
4. 荻島 光明	 公民館関連質問の答弁について 公民館・コミュニティセンターの 使用料金改定は,議会の議決事項 ではないか 	教	育	長

午後1時30分開議

○議長(久保谷実君) 定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたい と思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長(久保谷実君) 日程第1,一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間、再質問の回数を2回といたしますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

初めに、2番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

[2番柴原成一君登壇]

○2番(柴原成一君) 通告に基づき、霞ケ浦の水面における市町村境界 の設定について質問したいと思います。

どうも私たち議員というものは、執行部に対し、あれやってください、これやってください、ここに予算をつけてください、こんな事業をやったらどうでしょうと注文をする存在のように見られがちです。最近は行政改革で、ここは削れるんじゃないか、議員歳費やら議員定数を減らしたらどうかなんて議論をするようになりました。いずれにしても、予算については出口の問題にとらわれがちです。もう少し入り口のところに関心を持たないと、私なんかが言っている町政に営業的センスをというのも空証文になってしまいそうなので、今回は入り口の問題を質したいと思います。

といいますのは、地方交付税の算定方法が、平成19年度から人口や面積

を基準にした新たな方法に変更されると聞いております。これを聞いたのは、霞ケ浦のことを話題にした会合で、滋賀県の琵琶湖では、県と沿岸14市町による琵琶湖市町境界設定検討会議が設置されたという話が出たからです。滋賀県では、平成20年度からの交付税導入を目指して、4回ほど会議を開き、検討が本格化しているそうです。

ホームページ等で検索してみると、自治体の面積は国土地理院が2万5000分の1の地形図から測定して公表したものを公式面積といいますが、湖でもその水面の帰属、水面上での行政界が決まっていれば、当該自治体の面積に含まれます。水面上の境界が未定の場合は、水面の境界が省かれたものが公式面積となります。琵琶湖も霞ケ浦も湖上に市町村境界はありません。

滋賀県は、琵琶湖の線上に境界線を引くと、沿岸14市町の面積の増加に伴って増額される地方交付税が、計2億8,400万円になると試算したそうです。県はまた、増額分の2分の1の各市町が行う琵琶湖保全のために活用するとの素案も示しています。

では、茨城県霞ケ浦はどうなっているのかというのが今回の質問の要点です。琵琶湖の面積は670平方キロメートルで、北浦を含む霞ケ浦の167平方キロメートルの4倍ありますから、単純計算すると、霞ケ浦での増額分は約7,000万円ぐらいです。沿岸の12市町村で分けると数百万円ぐらいになってしまいますが、それでも議員1人の歳費、職員1人当たりの人件費ぐらいは出るわけです。

こんな財源を放っておく手はないわけで、県及び町による検討、研究はなされているのでしょうか。検討されるとしたら、市町村境界の設定方法としては、人口、面積、普通交付税の経常経費割、均等割などの要素が考えられますが、湖岸線からの延長では、阿見町の場合、不利となります。検討に入っていなくても、町としては研究は進めておくべきと考えられますが、町としての取り組みはどうか、町長の御見解を伺いたいと思います。

あわせて地方交付税の新たな算定方法から、別途増額が見込めそうな項目、要素について御研究の成果がおありでしたら、この場で御紹介いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○町長(川田弘二君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君, 登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 柴原議員の御質問にお答えします。

交付税の算定方法改正に絡んで、湖の境界問題に視点を当てての御質問であります。県や広域的な場での検討が必要と思われる大きな問題でありまして、明快な答弁はできないかと思いますが、御了承いただいた上でお答えをしたいと思います。

初めに,新型交付税と呼ばれている今回の交付税算定方法改正について 御理解をいただく意味で,その概要について説明したいと思います。

ご存じのように、交付税制度は、地方交付税を配分することで自治体間の財政力の格差を解消するいわゆる財政調整機能と、どの自治体も計画的に標準的な行政運営ができるようにする財源保障機能をあわせ持つものとされております。

交付税総額は、19年度で約15兆2、000億円となりますが、その財源は、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税のいわゆる国税5税を国が徴収し、一定の割合及び基準で自治体に配分されるものです。しかし、この財源だけでは交付税を賄い切れないため、足りない分を国と地方が借金をして賄ってきました。これが財政難の大きな要因になっていることから、三位一体の改革により、交付税改革が進められたわけであります。

そして、さらなる改革として、交付税算定方法の一部改正が19年度より 行われることになりました。これは交付税の積算方法が非常に複雑である ため、これを簡素化すること、交付税機能の強化を図る目的で行われるも ので、基準財政需要額の算定要素の中で、特に投資的経費の部分を人口及 び面積による算定方法に集約するものであります。そして、この新型交付税の算定枠を、19年度から3年間で交付税総額の3分の1に当たる5兆円にしていくというのが改正の概要であります。

総務省の試算によりますと、今回の改正では自治体の7割が増額になり、3割が減額になるとのことですが、これはあくまで18年度の数字に基づく 試算ですので、実際19年度でどうなるかは未定でありますし、一方で国は 不交付団体をさらにふやすという考え方も示していますので、そもそも不 交付に近い状況にある阿見町にとっては、新型交付税による影響は少ない ものと予想しております。

また、人口と面積による算出割合についても、阿見町の場合ですと、人口から算出される比率が9割以上で、面積による算出割合は1割弱とわずかなものになる見込みであります。

以上が新型交付税の概要でありますが、議員から話がありましたとおり、今回の改正内容を見て、湖の面積が頭に浮かぶのは当然のことでありまして、議員からも琵琶湖の例が挙げられましたように、滋賀県の試算によれば、琵琶湖の面積を交付税の算定要素に加えた場合、2億8,000万円の増になるとして、県はこの半分を市町村から拠出してもらい、琵琶湖の保全事業に充てようと、沿岸市町村とともに境界設定の検討会議を組織し、検討しているのは御指摘のとおりであります。

この背景には、琵琶湖の場合、管理は滋賀県が行っており、湖の保全整備に要する県の負担も大きいことがあると思われますが、境界設定に当たっては、利害調整の面で難しい点もあるようです。

さて、霞ケ浦についてでありますが、当町が面する西浦の面積は172平方キロメートル、琵琶湖の約4分の1であり、この面積に対する交付税は、滋賀県の試算額を用いれば、単純計算では約7,000万円ということになります。ただし、これはあくまで目安の額でありますし、境界が未定ですので、市町村ごとの額を試算することも不可能であります。

また、霞ケ浦は琵琶湖とは違い、国の管理となっておりますので、市町村境界を設ける場合は、管理移管の問題も生じると考えられますが、果たして可能性があるかどうか。仮に可能であるとした場合でも、国が行っている湖の管理・整備に要する相当な経費を県や市町村が負担することになると考えられる点、あるいは漁業権や水利権の問題、環境保全区域分担の問題など、関係市町村や漁業関係者等の利害関係も複雑に絡み、かなり難しい問題が生ずることも予想されます。

茨城県としても、琵琶湖の例については承知しているものの、市町村境 界問題については、今のところ具体的な考えはないようでありますし、沿 岸市町村の間での話も出ていないというのが現状であります。しかし議員 御指摘のとおり、研究をしておくことは必要と考えますので、情報の収集 に努めつつ、今後の動向にも十分注視していきたいと考えます。

また新型交付税算定の中で、別に増額が見込めそうな点があるかとの質問でありますが、先ほど申し上げましたように、今回改正になる部分は人口と面積要件のみであり、このほかに増額が見込める要素はありません。

交付税制度は、先ほど申し上げましたように、地方の財源不足を補うものでありますが、地方財政計画で定めた歳入総額は変わりませんので、税収がふえれば交付税は減らされることになりますし、交付税にしろ、補助金にしろ、減らされていく状況においては、議員御指摘の入り口を求めるという点で、やはり税収の確保が最も重要であると考えております。

したがいまして,税の徴収対策,東部工業団地への企業誘致,区画整理 事業の保留地処分促進などを軸に,今後も努力を続けたいと考えます。

以上です。

- ○議長(久保谷実君) 2番柴原成一君。
- ○2番(柴原成一君) ありがとうございました。これから情報の収集, 今後の動向を見据えて検討していくという答弁で,ありがとうございました。

例えば霞ケ浦へ行きますと、最近はアオコよりも不法投棄のごみとかが 目立っております。しかし、水質汚濁がどうだとか、汚しているのはどう だとか、そういう議論が依然として起こっております。霞ケ浦を見ていな いところでの議論がほとんどだと思います。

なお、最近は環境教育が盛んに行われているせいか、子供たちは米のとぎ汁は何ppmあるとか、何ppmあるから台所から流さないで庭にやるべきだとか、そういうことまで口にしているようです。しかし、彼らを霞ケ浦へ連れていくと、湖の水にも触ろうとしません。水が顔にはねたら、汚いものでも触れたようにとっさにこすり落とそうとしています。もっと子供たちが直接霞ケ浦に触れるような環境教育の必要性を感じています。できれば親子で霞ケ浦に行って水に触れ、ごみ拾いをするような現場主義の環境教育です。

今回,予科練平和記念館が設置される廻戸近隣公園の整備が進んでいますが,この公園には,まず親水,水に親しむ空間はありません。前浜っていうんですが,それこそ琵琶湖ではあちこちに設けられていて,住民が自然と親しむようになっているんです。うらやましく思います。多少なりとも交付金がついてきたら,こういう場面づくりに役立てていただきたいと思います。

以上,質問を終わります。

○議長(久保谷実君) これで2番柴原成一君の質問を終わります。

次に、3番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

[3番浅野栄子君登壇]

○3番(浅野栄子君) 皆様,午前中は寒い中,各中学校の卒業式に御参加,お疲れさまでございました。

通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、阿見町の教育施策について3点お伺いいたします。

1点目。平成18年12月15日、第165回臨時国会において、教育の法律とも

いうべき教育基本法改正案が成立しました。昭和22年,教育基本法が制定されてから60年余りが経過いたしました。機会均等の理念のもと,全人教育の普及は現在の文化的日本を築く源であったのは確かであります。そして,日本の教育水準の高さも海外で評価されていたのも事実です。文化の発達,経済の発展と目まぐるしく変化する社会情勢に対応するために,旧教育基本法では十分ではなくなったのでしょうか。または教育再生会議まで設置されるに至った教育情勢に対する危機感からでしょうか。

なぜ今、基本法改正なのか、改正されるに至った経緯は、改正の趣旨は何なのか、それを具体的に示していただき、今後の阿見町の教育にどのように導入していくのか、その施策をお伺いいたします。教育に関心を持つ方や保護者にとりましては、大変注目すべき事態であると感じているはずでございます。

2点目,いじめ対策について。近年,いじめによる自殺者が相次いで発生しております。「命にすぎたる宝なし」という言葉どおり,この世には命以上に大切なものはありません。昨年1年間に全国の警察が摘発・補導したいじめに絡む小中学生による事件は,3年連続で増加し,事件は165件,補導された人数は326人,うち中学生が240人と7割を占め,高校生63人,小学生23人でした。

不登校になる子の8割はいじめが原因であると,不登校情報センターのカウンセラーが語っています。大人が知っているいじめと,子供たちのいじめの現実とは大変なギャップがあると言えます。いじめによって子供が自殺するのは,その子供が弱いからではなく,現代のいじめが想像を超える残酷の上に成り立っているからなのだそうです。私たちが幼いころ,わんぱく坊主にいじめられたという,そういう次元では全くないのです。

阿見町での現状はいかがなのでしょうか。自殺者が発生したら,取り返 しのつかないことです。もし教師がいじめがあることを確認したとき,ど のように対処し,解決へと導いていくのでしょうか。命を大切にする教育 は確保されているのでしょうか、お伺いいたします。

3点目。基本的生活習慣という生活力の低下について。学力の低下は生活力の低下が原因であると言い切る方もいます。基本的な生活習慣が乱れていることは、子供たちの日常の中で数多く見受けられます。

帰宅後のゲーム熱中、携帯電話の長話、メール遊び、夜のコンビニ通い、 そして朝ぎりぎりの起床、朝御飯抜きなどなど、生活リズムの不摂生な現 象が見え隠れします。これらは子供だけの問題や責任とは言い切れません。 学力にも影響することは当然です。基本的な生活習慣の乱れを改めさせる、 きちんと身につけさせるために、家庭や子供に対してどのような指導工夫 をしているのでしょうか、お聞かせください。

次に、町の活性化を図るために一提案をさせていただきます。平成2年、阿見町は生涯学習の町宣言をしました。いつでも、どこでも、だれでもと町民へ呼びかけ、今まで他県、他地域で行れていた集めるから届ける生涯学習、「いきいき学びの町AMI宣言」として、新鮮な発想のもとでスタートしました。8小学校区ごとにふれあい地区館という生涯学習の発信地、事務所を開設し、指導員のもと、地域の隅々まで波及していくことが可能となりました。

「いきいき学びの町AMI」,当時のキャッチフレーズが,町民一人ひとりが「いち学習,いちスポーツ,いちボランティア」でした。当時は,新しさ,珍しさもあってか,各地区館は大盛況で活気に満ちていました。他県から見学,研修に来町する方があったそうです。あれから17年,生涯学習は実績を上げ,公民館,ふれあい地区館の参加人数は200万とも300万とも言われています。

現在の地区館、公民館では、多種多様な講座が年間およそ100件は開かれていると思いますが、趣味的傾向が多いようにも思われます。好きなことを生きがいを持って楽しくすることは大変よいことであると思いますが、町民一人ひとりがそれぞれの年齢に見合った「一人いち学習、いちスポー

ツ,いちボランティア」。いち学習で文化的知識の高揚を図り、いちスポーツで体を健康にする、健康を保つ。いちボランティアで相互が支え合う奉仕活動で町を美しくすると、すべてよい方向へ進むことは間違いありません。

しかし、この3つの言葉は今薄れてしまったように思われます。広報紙にも、町のホームページにも見当たりません。この3つの言葉を子供から大人、高齢者まで、自分のできる範囲で全町民が取り組めば、文化の高い健康な生き生きとした活力、活気のある町が見えてくると思います。毎回、毎月の広報に掲載し、全町民に呼びかけ、この運動を推し進めることを提案します。財政の厳しい現状で、金銭いらずの生き生き作戦はいかがでしょうか。

以上です。

○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長 大崎治美君,登壇願います。

[教育長大﨑治美君登壇]

○教育長(大﨑治美君) 答弁に先立ちまして,教育委員会を代表してお礼申し上げます。本日の町内3つの中学校,阿見中,竹来中,朝日中,それぞれの卒業式に,お寒い中,町長初め各議員には御出席賜りまして,本当にありがとうございました。その上,議員からも町議会を代表しての励ましの言葉,そういうものをいただきまして,中学生たちも,また保護者も満足してお帰りになったようでございます。この場をおかりしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、質問にお答えいたします。

まず初めに教育基本法の改正についてお答え申し上げます。浅野議員も 御存じのように、昭和22年の戦後の復興期に制定されました教育基本法に 比べ、今回の教育基本法は現況に合うように大きく改正されております。 したがいまして、新しく、しかも細かく追加されております。 私,ここに文部科学公報も持っておりますが,かなり細かく,こんな細かい字で示されておりますので,なかなか読むのに眼鏡を外したりかけたりということで大変でございますが,浅野議員ばかりじゃなくて,ほかの方にも必要があったらコピーして差し上げたいと思いますので,後ほどお申し込みいただければと,かように思います。

さて、この大きく変わった新しい教育基本法についてですけれど、特に 第2条の教育の方針が今後の教育の目標となり、具体的に示されました。 このことに対しましては、阿見町の教育は以下に述べる取り組みをしてお りますし、今後もこの新しい教育基本法の理念にのっとり、教育の充実を 図っていきたいと考えております。

第2条全体では、「生きる力」の育成に関することが中心で、阿見町の 学校教育目標と重なるところが多いので、今後とも「やさいの教育」をさ らに充実させて、知・徳・体バランスのとれた児童生徒の育成を目指して いきます。

この「やさいの教育」といいますのはベジタブルの野菜ではございませんで、阿見町の「やさいの教育」という教育理念の中のやすらぎのある人間関係の進化と、社会力の育成、これを人間力としています。また、さわやか環境づくり等、体感による共生、生活力、生き生きとした教育の創造と基礎・基本の確立、学習力、このやすらぎ、さわやか、生き生き、これを3つまとめまして「やさいの教育」としております。この「やさいの教育」で知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成を目指すということでございます。

2項の「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んじる態度を養うこと」では、現在、町内3中学校で取り組んでいる5日間の職業体験学習を中核とした「キャリア教育」をさらに充実させるとともに、望ましい勤労観、職業観を育てるために、小中学校関連した「キャリア教育」の推進を展開していきたいと思っております。

このキャリア教育は、平成18年度の夏休みに茨城県からの指定を阿見町は受けまして、3中学の2年生を対象に、町内各事業所、公共団体、そういうものに職業体験をさせるために派遣しまして、中学生の2年生が十分な社会体験をしてきたという評価を県の方でも受けたということで、報告がございました。

次に、4項の「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」これについては、道徳・特別活動・総合的な学習の時間等を充実させ、ボランティア活動や自然体験学習などの豊かな生活体験を通して、身の回りの環境を大切し、生命や自然を大事にする心を培っていきます。

第5条の「郷土を愛することや他国を尊重し、国際社会の平和と発展に 寄与すること」では、社会科の授業はもちろんのこと、道徳や特別活動、 総合的な学習の時間等を充実させ、福祉・ボランティア活動や自然体験等 を体験させることによって、身近な地域の環境保護や福祉活動等の重要性 を認識させております。

また、中国柳州市やアメリカ合衆国スーペリア市との中学生との交流や お互いのホームステイを通し、国際理解教育を推し進め、国際感覚を身に つけさせるとともに、国際社会に貢献できる児童生徒の育成をしていきた いと考えております。

またここ3年ほど、総合福祉会館で中学生の3級訪問ヘルパーの養成事業を展開しておりまして、阿見町の一般の方々と3つの中学の生徒が参加して、この3級介護ヘルパーの資格を取得しております。

次に、いじめ対策についてお答えいたします。はじめに、決して許されないことであり、いじめというものはどの子にも、どの学校でも起こり得るものです。そこで、町内の各小中学校へも、いじめの根絶に向けて茨城県教育委員会発行の「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等を参考にして、さらなる徹底を図るように指導しているところでござい

ます。

質問にありますように、教師がいじめを認識したときに、どのように解 決していくかという点につきましてお答えいたします。

浅野議員も元教員などでご存じかと思いますが、子供がいじめられていることを見つける方法には、幾つかの方法が考えられます。本人及び保護者からの訴え、友達からの訴え、担任教師の観察及び養護教諭などのその他先生からの訴え、学校生活に関するアンケート調査、その他いろいろとあります。

いじめが生じた場合,本人から事情を聞くことはもちろん,保護者や友人関係者等,そういう方からの情報収集を通じて,事実関係の把握を正確にかつ迅速に行うとともに,把握した児童生徒の個人情報については,その扱いに十分留意しながら,学校全体で組織的に対応するように心がけております。

いじめる側の児童生徒に対しましては、複数の教員で「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっています。いじめが軽易な場合には、いじめる側に事実関係を確認し、いじめられる児童生徒に謝罪させ、二度といじめをしないように約束をし、仲直りをさせるようにしております。

いじめられる児童生徒に対しましては、心のケアやさまざまな弾力的な措置をとるなど、いじめから守り通すための対応をしております。場合によっては、道徳や学校活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ指導したり、スクールカウンセラーや担任教師との教育相談を充実させたりしています。また、いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分に注意を払い、全職員で見守るとともに、折に触れ必要な指導を行っております。

次に、基本的生活習慣の低下、家庭の教育力の低下についての対応についてお答えいたします。

議員御質問の、現在、家庭の教育力の低下による基本的生活習慣が身についていない児童生徒が増えております。親とともに夜遅くまで起きていて、朝起きられない児童生徒、その結果、朝御飯を食べてこられない児童生徒、親がつくってくれないので朝御飯を食べてこられない児童生徒、こういう生徒が増えております。したがいまして、朝御飯を食べてこない児童生徒は、十分なエネルギーが補充されていないので、午前中の授業中はぐったりしていたり、いらいらして授業に集中できないと、そういう状態になっております。

これらを改善するために、私はいろいろな会合等でことあるごとに「早寝・早起き・朝御飯」と、この重要性について、学力の向上とともに関連させて呼びかけております。各小中学校でも学校だよりや保健だより、そういうもので各家庭に呼びかけたり、学級懇談会等で話題にしたり、家庭教育座談会やPTAの講演会等で、多くの保護者に規律ある生活習慣や朝御飯の大切さについて呼びかけています。

しかし、肝心の不摂生をしている児童生徒の親にまでなかなかこの声が届いているかどうか疑問な点がございます。今後とも家庭の教育力の向上に向けては、各小中学校やPTAと協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。どうぞ議員も教育者のOBとして、ぜひ家庭の教育力の向上にお力をいただきたくお願い申し上げます。

2点目の町の活性化への提案についてお答えいたします。

ただいま大変有意義な、私ども学校教育から社会教育までやっている中で、この社会教育に対しましてのいい提案をいただきまして、本当にありがとうございました。

ご存じのように、阿見町は平成2年11月19日、「いきいき学びの町AM I 推進会議」を経て、「いきいき学びの町宣言」を行いました。明るく生きがいのある生活の向上と郷土阿見町の発展を目標に、「一人いち学習、いちスポーツ、いちボランティア」を掲げております。この宣言を受けて、

学習機会の提供を増やすために,集める学習から届ける学習への転換を図って, ふれあい地区館の活動を支援してきました。

また、町民の意見を取り入れるために「いきいき学びの町AMI推進会議」の組織を設置いたしました。そして、学習の場と学習機会を拡充するため、地区公民館やふれあいセンターの施設整備を行ってきました。

その結果,阿見町は茨城県でも生涯学習先進の町として注目されております。そして,平成14年の10月には,本郷ふれあいセンターのオープニングとともに,生涯学習参加者500万人達成を祝い,盛大に記念式典を開催いたしました。

また阿見町の特徴は、住民主体の「ふれあい地区館事業」と行政主体の「公民館事業」や「社会体育事業」とを織りまぜながら、町民全体がいろいるな形で参加できるようになっているところでございます。これまで町民や各種団体の理解や協力にも支えられ、年間二十数万人が参加する生涯学習の町になっております。

現在は、第五次総合計画でも「みんなの声が活きる町づくり」として、「いきいき学びのまち」を位置づけ、「いつでもどこでもだれでも学べる」仕組みづくりを目標としています。これまでどおり阿見町の生涯学習に対する理解を得るためには、ふれあい地区館事業や公民館事業を充実させるほかに、以下の3つが重要と考えます。

1つ目は、情報提供の場をふやすことです。「広報あみ」による掲載は もちろんのこと、今後はホームページによるイベント情報の提供を行える ようにしていきたいと考えております。

2つ目は、学習の場の拡大です。学校や地域と連携して行う「子供の居場所づくり事業」の充実や、ふれあい地区館と医療大学の連携により行っている「健康教室」など、学校や大学と連携した事業を展開したり、先日、圏央道の開通記念で町長が実行委員長を務めました圏央道開通イベントのウォーキング参加など、教育委員会内の事業開催にとどまらず、町長部局

と連携した事業協力を行ったりして,多くの町民対象の場を提供することです。

3つ目は、町民の参画です。町民運動会の実行委員会を初め、町民の参画による事業はこれまでも多数行ってきました。これからもさらに発展させるためには、事業の骨格を決める段階から住民の参加が必要だと考えております。

例えばふれあい地区館事業の実施に当たり、どうしたらより多くの人に 参加していただけるか、こういうことを今まで行政が行ってきた部分を計 画する段階から、住民参加の仕組みをつくって始めることだと考えており ます。

これらの3つを実現することで、生涯学習のより一層の推進を図っていきたいと考えておりますので、どうぞ今後も御支援くださいますようお願いいたします。

- ○議長(久保谷実君) 3番浅野栄子君。
- ○3番(浅野栄子君) 教育基本法の改正で、その前は愛国心とか郷土 愛とか、いろいろと騒がれておりましたけれども、教育の頂点にいらっしゃいます教育長さんにお伺いします。教育長さん自身がこの教育基本法改正でここがポイントだと思っているところを教えていただきたいと思います。
- 2点目に、今、いじめが何件かあって、それの解決に向かってこのよう に行ったというお話がありましたけれども、今までいじめは何件ぐらいあ ったのか、またどのように解決したのか、1つの例をとりまして事例をお 話しいただきたいと思います。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対して答弁を求めます。教育長 大崎治美君。
- ○教育長(大﨑治美君) 教育基本法については、私もいろいろ読ませていただいておりますし、ここに私こういう話が出るんじゃないかなと思っ

て、2月27日の朝日新聞、ご覧になったかと思うんですけれども、こういうものを持ってきております。ここにはなかなか愛国論は堂々めぐりをしているということで、私も軽はずみな立場で発言はできませんけれども、一番目玉というのは、先ほど私が特に申し上げました第2条の教育の方針が教育の目標となった、ここが一番の教育基本法の新しい目玉かなということで、私は先ほど答弁させていただいたわけです。ほかの人はどう考えるかわかりませんが、私はこの第2条ということでお答えしたいと、かように思います。

以上です。

- ○議長(久保谷実君) 教育次長大竹利一君。
- ○教育次長(大竹利一君) 2点目のいじめの実態ということでありますが、この資料によりますと、カウンセラーの報告の中では小学校で2件、中学校で16件あったということで報告を受けております。事例についてどう解決されたかっつうことについては、ここに資料がございませんので、一応件数のみ報告させていただきます。
- ○議長(久保谷実君) 3番浅野栄子君。
- ○3番(浅野栄子君) 先ほどの発表にもありましたように、命が一番大切だということですので、そのいじめの中でそういう自殺者が阿見から出ないように、その指導、処理ですね、それをよろしくお願いしたいと思います。

それから、最後に生涯学習でですね、すばらしい生涯の町として教育長は誇っていらっしゃいます。ですから、私も生涯の町として阿見町をもっとアピールした方がよいのではないかと思います。しかしながらですね、第5次総合計画の一番表紙に出ている言葉は、とても平凡な「人と自然がつくる楽しい町」ということで、どこの地域にもあるようなフレーズなんですね。そういうところをですね、もっとですね阿見のユニークなフレーズをですね考えて、生涯学習の町阿見というのが前面で出てくるような、

そんなふうにしたらいかがかなと思います。

生涯学習が盛んだということはですね、これから高齢者が増えるわけですから、健康長寿の町阿見、そういうものが誇れるような阿見町にしたいと思います。 阿見町にしてほしいと思います。 私たち議員もよりよい町をつくるために精いっぱい頑張っているつもりでございますので、皆さんもよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わりにします。

○議長(久保谷実君) これで3番浅野栄子君の質問を終わります。

次に、6番青山正一君の質問を許します。登壇願います。

[6番青山正一君登壇]

○6番(青山正一君) 私は、通告をしておきました圏央道の開通について、簡単に質問をいたしたいと思います。前向きの御答弁をよろしくお願いします。

私が申すまでもなく、圏央道については首都圏中心より半径40キロから60キロの位置に計画された、延長300キロの高規格幹線道路であります。この圏央道については皆さんも御承知のとおりであります。詳しいことについては省かせていただきたいと思います。

この圏央道については、一部何カ所か開通がありますが、今回、つくば ジャンクションより阿見東インターまで約13.5キロが3月10日に開通をさ れましたことは、皆さん御承知のとおりでございます。

圏央道の通過によりまして、いろいろな効果があることについてもいろいろと言われておりますし、非常に今後の地域の活性化を初めとするいろいろなところに大きなメリットが生じるということでありますが、現在、開通をいたしました圏央道の通過地域といいますか、その地域においては、これもいろいろとデメリットの部分もあるわけでございます。この圏央道についても、地域の方々や地権者の方々、多くの方々の協力と御理解があって今日開通を迎える運びとなったわけでございます。

私ども土地改良におきましても、今まで整備された水田、また、今まで 山や傾斜地であった、また林であったところが、阿見東インターの周りは ほとんど平らに見通しのきくような地域に変貌をしてきました。またこの 件につきましても、区画整理事業が今後進展すると予想されるわけですけ れども、メリットばかりが前面に出ておりますが、圏央道のアクセス道路 や、またそれに付随した道路についても、この部分においてもいろいろと 国、県、また町といろいろな関係が複雑になっておりますので、いろいろ な形で今後の問題があろうかというふうに思います。

圏央道については今後、NEXCOという東日本道路株式会社が今後管理をするということで聞いておりますが、今後今まで特に東インターの部分のアクセスに入る部分については、地域においては、今まで全く道路がなかったところが、急に広い大きな道路ができたりというふうなことで、非常に民家がぽつぽつですので、その中をインターに入る道路が設置されているという状況で、非常に今までなかったことが地域住民については、今後交通事故や、そういうふうな危険性についていろいろ心配もされているようでございます。

このようにいろんな不安があるわけですけれども、特に交通対策、また 今後も続くであろう附帯工事ですか、これもいろいろとまだ続くわけであ りますが、そういう点について、今後そういった危険箇所や対策について 今後どのようになっていくのか、お尋ねをいたします。

それと桂川の河川改修でありますが、当然圏央道の雨水というものが桂川に入ってくるわけですけれども、当然あそこに調整池が県の開発指定ということでつくられているわけですが、桂川の場合はまだまだ川幅も狭いということで、非常に雨水が、量が、大雨などが降ると大変いっぱいになってしまう。

そのほかにも乙戸川についても牛久・阿見インターの近くの乙戸川に落 ちる雨水についても、ちょうど乙戸川の下流に行きますと、ちょうど牛久 阿見斎場の下の県道に来るわけですけれども,あの辺も大雨が降るたびに 道路に水が乗ってしまうと。そういう状況の中で,その部分については牛 久地内でございますので,また別な話になるかと思いますけれども,そう いうふうな近年は異常気象の状況が続く中,そういった雨水の問題も含め まして,今後桂川の改修についてはどのようになっているのか,お伺いを いたします。

以上で私の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 青山議員の質問にお答えいたします。

まず1点目のインターチェンジ周辺の道路等に関する交通安全対策についでありますが、県道土浦竜ヶ崎線の現道が当面のアクセス道路となる牛 久阿見インターチェンジにおきましては、インターチェンジの出入り口が直接県道に接道することから、交差点部分に信号機や道路照明灯、警戒標識や注意看板を設置しております。

また、牛久阿見インターチェンジの中にあった町道は、付替え道路として新たに整備され、町道第1237号線と交差しますので、停止線を設置いたします。

阿見東インターチェンジ周辺につきましては、吉原東土地区画整理事業で新たに整備した県道竜ヶ崎阿見線バイパスが3月10日、圏央道開通と同時に供用開始となっており、当面の間、暫定2車線で東部工業団地までを開通させております。

県道土浦稲敷線との交差点につきましては、信号機を設置しております。 また、吉原東土地区画整理事業のバイパス区間中央付近で、牛久市桂地区 へ通じる都市計画道路、薬師山通り線が交差しておりますが、当面は薬師 山通り線に一時停止の規制標識を設置しております。 さらには竜ヶ崎阿見線バイパスのインターチェンジ出入り口付近につきましては、新山方面からの場合、下り坂となることから、樹脂系の滑りどめ舗装になっております。

また3カ所の交差点部分におきましては、道路照明灯を設け、開通区間の車道には視線誘導のための反射板を20メートル間隔で、特にカーブ部分等には矢印看板をそれぞれ設置し、安全確保を図っております。いずれにしてもいろいろな形で安全対策というのは必要ですから、必要なものはやっているはずですけれども、それでも地元の立場でまだ足りないという場合は、いろいろと問題提起していただいて、さらなる安全対策を進めるようにしたいと考えます。

次に、2点目の附帯工事整備についであります。インターチェンジ付近 のほかにも町道と圏央道あるいはアクセス道路との交差部分がありますの で、御説明いたします。

町道と圏央道の交差部分は、トンネル形式及び橋梁形式のいずれかであります。トンネル形式の交差部につきましては、交通量が多く、将来歩道整備が必要と思われる町道につきましては、トンネル内に歩道を設けております。アクセス道路との交差部分には、停止線や規制標識及び注意看板を設置し、また町道の機能が失われてしまう路線につきましては、機能補償によりつけかえ道路を整備するとともに、停止線や規制標識等を設置し、安全確保を図っております。

さらに通学路に指定されているトンネル内には, 照明を設置し, 児童生徒の登下校時の安全にも配慮をしております。

圏央道は開通しましたが、関連する周辺の附帯工事はおくれておりますので、道路パトロールや関係各機関との連絡を密にしながら、安全確保を 図ってまいります。

次に、3点目の桂川の改修状況についであります。桂川は阿見町給食センター付近を源流部とし、下吉原地区の吉原東土地区画整理事業までの延

長6,880メートルを準用河川として町が維持管理,吉原東土地区画整理事業から一級河川乙戸川までの下流部が一級河川に昇格して,竜ヶ崎土木事務所が維持管理を行っております。

桂川の維持管理の具体的な内容としては、築堤部の危険箇所、破損箇所の補修及び河床コンクリート打設工事であります。今年度は上流部、これは三区上・鈴木地内の河床コンクリート打設工事を302メートル実施いたしました。それにより3,140メートルの河床打設が完了したことになり、残り区間についても年次計画によって順次進めてまいります。

現在は準用河川でありますので、町で維持管理を行っておりますが、流域上流部の宅地化が進んでおりますので、県に対し一級河川への昇格を要望しております。

この桂川の改修については、特に桂川の下流部で洪水時に水があふれるとか、そういう状況についての重点的な質問だったわけですが、全体的な今現在の改修状況はこういうことで、ただ洪水時の対応としては、御承知のように、あそこのインターチェンジの周辺部分に調整池をつくっておりまして、あそこで量をコントロールして一たんためて、問題ないような形に調整した水量を流すと、そういう対応を現在はしておりますので、将来的には桂川、乙戸川まで含めた対応というものが必要になるということですが、当面はそういうことで御理解いただきたい。

- ○議長(久保谷実君) 6番青山正一君。
- ○6番(青山正一君) どうもありがとうございました。

我々も県の担当者、また国の担当者ともいろいろ細かい点については相談をさせていただいて、事業は進めていただいていますが、ただいろんな面で、あの地域の住民なんかは、もともと暗いところですけれども、暗くても今までよりは明るくなったんですが、ただそういう中でやっぱり道路が高速道路に入るということもあって、いろいろなドライバーのマナーにもよるんですが、かなりのスピードを出して走ってくるとか、今まではそ

ういうことはなかったので、例えばトラクターで渡ろうなんて思ったらな かなか今も渡れないとかね。

あと地権者の交渉の中で、いろいろ個人的に交渉した県との開発の部分があるので、例えば今まで町道とは言いませんけれども、今まで行く道路があったところが、今度なくなってしまったとかという、そういう細かいいろいろなことがあるわけなんですけれども、そういうことについてはやはり個人とか区でそういうふうな対応をしてもなかなか難しいので、町の方でも取り上げていただいて、しかるべき担当の県・国にいろいろと申し出ていただければ幸いだなというふうに思います。

桂川については、今、町長が言われたように、水量が多くなっても大雨が降っても、乙戸川の先ほどのところみたいに、道路まで水がかぶっちゃうと、そういうふうなことはないと思うんですが、ただ水量が多くなりますんで、土手が崩れたりいろいろなことが起きるということで、今後も町の方としてもいろいろ対応を、一級河川になれば県の方とも対応しながら、今後の対応として対応していただければ幸いだと、こういうふうに思います。

以上、要望いたしまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長(久保谷実君) これで6番青山正一君の質問を終わります。

次に、20番荻島光明君の質問を許します。登壇願います。

[20番荻島光明君登壇]

○20番(荻島光明君) 質問を始めます。

この議会の私の質問は2件用意いたしました。しかし、この質問を具体的に調査っていいますか、つくり上げていく中で、2つ目の公民館、コミュニティーセンターの使用料金の改定は、議会の議決事項ではないかという件については、条例で認定団体等の減免については規則で定めることができるというふうに書いてありまして、議会の議決事項ではないということがわかりましたので、議長、この2項目目については今回の質問から削

除させていただきたいと思います。お願いします。

ということで、今回の質問は公民館関連質問の答弁についてということで、この件1件についてだけ質問させていただきます。

公民館の利用問題,貸し館規定の改定を求める質問を,9月議会と12月議会と合わせて2回行いました。今回もその延長ですから3回目ということになると思いますが,これまでのこの2度の私の質問に,答弁者の教育長は明らかにうその答弁を重ねております。

まず最初のうそは、9月議会の私の質問に対しまして、公民館審議会に 諮らないと答弁できないと言っておりましたが、その後の審議会に議案と して提案せず、審議しておりません。また12月議会では、同じ質問に審議 会での審議をしていないから、教育長の9月議会の答弁からすれば、答え ることができないはずなのに答弁をしております。御丁寧にこの議会では、 教育次長まで審議会に提案して意見を聞く場としましたと、教育長をかば っております。

それでは、具体的に9月議会でどのように教育長が答えたか、議会の議事録から見てみます。

教育長は、「教育委員会だけで条例とか内規というものは改正するわけにはいきません。公民館審議委員が町民から代表して選ばれております。町民の話を聞いたから、荻島議員の話を聞いたから、すぐに我々で直すという、そういう簡単なものではございません。この審議会は年に3回開催されています。だから今からでしたならば、10月ないし11月に審議会を開けますから、その節に我々はこういう質問があったということでいかがいたしましょうかという提案をして、3月議会にでもそれを回答したいと、かように思います」と答弁しております。

ここに公民館及びコミュニティーセンター運営審議会の議事録があります。1つは、平成18年11月9日でございます。これは私の9月議会の質問の後の審議会です。教育長は10月か11月に審議会があると言っていました

けれども, そのとおりであります。

それからもう1つは、平成19年2月の15日の審議会の議事録がございます。この2月15日は私の2回目の12月議会の質問の後の審議会です。

この2つの公民館運営審議会の議事録を見ましても、全く私の質問については提案されておりません。その他議事が提案されて、その他となっているんですが、その他でもきちんと審議された形跡は全くございません。

それから、12月議会に私に一部貸し館規定を改定する考えがあるとの答弁を行った後の今年平成19年2月15日の審議会で、中央公民館長が、12月議会で質問がございまして、これも教育委員会内部で協議をしまして、これは町民の方が50%、半分入っていれば使っていいということになりましたと報告をしております。このように、実際は教育委員会で決めて、審議会には報告をしている。そうでありながら、繰り返し審議会に諮らないと決められないとうそを言っているのであります。審議することと、決めてしまった後、報告することとは、全く違います。

教育長にお答えいただきたい。教育長は、子供が言行不一致のことをやったときにはどう指導、教育されるのでしょうか。ここを聞きたい。この議会は公の場、公式の場であります。神聖な場でなければならないと考えております。ましてや町行政のトップである教育長ですから、教育長の言動の影響というのは、子供たちを初めはかり知れないものがあります。この間の教育長の言行不一致に対してどのように考えられますか、お答えをお願いしたいと思います。

[何事か言う者多し]

○議長(久保谷実君) ちょっと静かにお願いします。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長大崎治美君, 登壇願い ます。

[教育長大﨑治美君登壇]

○教育長(大﨑治美君) 1点目の公民館関連の質問に答弁いたします。

平成18年9月14日の第3回の議会の質問に関し、公民館及びコミュニティー運営審議会など公民館利用についての提案をしていくと答弁しております。公民館利用については、これを受けて、平成18年11月9日開催の公民館及びコミュニティー運営審議会で料金や阿見町住民の利用に対する比率について説明をしたところ、委員の方々から改正案については「よい」とか、「賛成」という意見をいただいております。

また、平成18年12月14日の議会答弁で、使用料金については今後も公民 館運営審議会及び社会教育委員会等や広く町民の声を引き続き伺いながら、 検討していくと答弁しております。

議員御質問のその後行った審議会では協議せず,12月議会で答弁したということは当たらないと私は考えております。

ちなみに私も同じものをここに資料として持ってきております。平成18年9月14日の議事録には、すぐには答えられない、多くの方々から意見を伺う、または審議会から意見を伺って考えていくということを申しております。荻島議員の言うとおり話しております。

それから、平成18年11月9日の審議会、公民館及びコミュニティー運営審議会及びその後、12月14日に答弁しまして、このときにもやはりいろいろな団体とか町民の方々から意見を聞きながら検討していきたいと申していまして、さらに平成19年2月15日の第3回の公民館コミュニティー運営審議会でも意見を伺って、いいだろうというようなお言葉をいただいております。

もちろんその前に何回か教育委員会も開かれまして,教育委員会でも説明しております。

ちなみに公民館及びコミュニティー運営審議会には、議会代表として天田富司男議員、また吉田憲市議員にも出席いただきまして、貴重な御意見を伺って、私ども教育委員会としては、しっかりしたお話を伺って喜んでおります。

それから,議会の審議は要らないかという点に対しては,取り消しがご ざいましたので、答弁はいたしません。

そのほか質問がなかったもので、これだけを答弁させていただきます。 以上です。

- ○20番(荻島光明君) そのほかの質問,ないとしていますが,私はちゃんと子供たちにはそういった言行不一致があった場合はどう指導しているのかという……。
- ○教育長(大﨑治美君) それはこの通告書に書いてありませんので、私、個人的に後ほどお答えしますから、私の部屋にでも来ていただければ幸いです。忙しいでしょうけれども、よろしくお願いいたします。
- ○議長(久保谷実君) 20番荻島光明君。
- ○20番(荻島光明君) 教育長も審議会の議事録を持っていると。私も 審議会の議事録を教育委員会からいただいた。これは全く同じものです。 具体的に今,教育長が答えたこと,どこにどう記載されているか,明確に お答えを願います。

よろしいですか。平成19年2月15日,私の12月議会の後の審議会ですね。 先ほども言いましたけれども、非常にあいまいなことを言っていますので、 これは繰り返しになりますね。同じことです。

中央公民館長北澤氏が、12月の議会からもう少し町外の人が極端な話、100%町外でも使わせたらいいんじゃないかというような質問がございまして、私は100%とは言っていないんですけれども、まあそれはいいです。これも教育委員会内部で協議いたしまして、これは町民の方が50%、半分入っていればいいということになりました。こういうことでこれは報告しているんですよ。私の質問のうちの1つですよ。

この私の質問に対して、11月9日の審議会あるいはこの審議会で審議を しているということであるならば、報告にはなりませんよ。審議していな いから報告になるんでしょう。 先ほどるる11月の9日とか本年2月15日の審議会で云々と言っているのはね,これ別な話をしていますよ。私の質問じゃなくて。これまでの午前9時から12時までだとか,あるいは午後1時から5時まで,夜時間が午後5時から9時までとか,そういう時間帯を今度は6パターンに変える。料金は同じになる。そういう報告をしているんですよ、館長が。

そのときにそれらの話をしているときに、委員の天田氏が、議会の中で、これは正確に言った方がいいですね。天田氏がこの議会の中で登場するとは思いませんから、印はつけておかなかったので、今、見つけますからね。私が見つけるよりは、教育長、教育長はさっき言ったんだから。教育長はここにありますと。こんなふうに書いてありますと、こう言ってください。その方が確実ですね。

〔議長,動議を出します。〕

○議長(久保谷実君) 議運委員長。

○22番(岡崎明君) 荻島議員の一般質問打ち切りの動議を出します。 取り計らってください。るる荻島議員の質問を聞いていてもですね,実り ある一般質問とは言えない。このもともとの一般質問の通告は,教育長答 弁のうそを糾弾すると,そういうタイトルで3月2日の10時,一般質問の 締切に提出をされました。3月2日の午後2時から議会運営委員会が開催 されました。荻島議員は議会運営委員であるにもかかわらず,無断で欠席 をいたしました。

その議会運営委員会の中で、出席委員全部が、この「教育長答弁のうそを糾弾する」というタイトルではだめだと、そういうことで一致しました。そういう中で、私は同席してた議長に対して、そういうことであるから、 荻島議員の第1番目の一般質問は削除するようにと、そういう要請をいたしました。

ところが議長は荻島議員に電話で連絡をとって,このタイトルを「公民 館関連質問の答弁について」というタイトルに変えたわけでございます。 やはりタイトルが変わるということは、実際には締切の3月2日の午前10時には間に合わなかったということにもなりますし、同時にこのタイトルを変えても、表紙を変えても中身は同じだと。実際にこの一般質問の通告書には、教育長答弁のうそを糾弾すると、そういうことになっております。

やはり先ほど荻島議員が言われましたように、ここは公式の場である。神聖な場所だと。そういうことを荻島議員がみずから言っております。神聖なこの場で、あまりにも教育長答弁のうそを糾弾するというような場所ではないはずでありますし、ここで荻島議員のこれ以上の質問は、あまりにも荻島議員にとってもあまりにみじめ過ぎる、品位に欠ける。そういう観点から、荻島議員の一般質問の打ち切りを提案いたします。よろしくお取り計らいのほどをお願いいたします。

○議長(久保谷実君) その前に、先ほど岡崎議運委員長の中に議長がという話がありましたので、私も3月2日の議運に出席しました。確かに教育長のうそを糾弾するという名前はうまくないだろうと、そういう話が出ました。しかし中身についてはいいだろうと、そういう意見があったことも事実です。それならば、名前を変えればいいんじゃないかという話があって、私が荻島議員に電話をして、こういうことだから名前を変えたらどうだと。私は基本的に議員の質問は遮るべきではないと思っております。それで、あのときの議運の中でも、名前、表題についてはちょっとひどいと出ました。しかし、中身についてはそれはいいだろうと、そういうことがみんなの合意があったので、私は荻島議員に電話をして。

○22番(岡崎明君) 議長,私が言っているのは,今言っていることなんです。あのときはそうかもわからないけれども,今,こういう状況だから,取り計らってくれということを言っているわけだから,何も弁解しないで。

○議長(久保谷実君) 弁解じゃないです。岡崎委員長の中に事実と違う ことがあるから、私は事実を言っているんです。それだけははっきり言っ ておきます。議員の皆さんに聞いてもらえばわかります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後3時10分と いたします。

午後3時00分休憩

午後3時10分再開

○議長(久保谷実君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでまた暫時休憩といたします。会議の再開は午後3時30分からといたします。

午後3時10分休憩

午後3時30分再開

○議長(久保谷実君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど岡崎議員からあった動議の件なんですけれども、県の市町村課行政グループの判断では、一般質問をしているときに動議を出して、それをやめさせるのは適当ではないという県の指導がありましたので、先ほどの動議は採択しないということに決します。

20番荻島光明君。

○20番(荻島光明君) 質問を続けます。

私の壇上での質問内容と、それと教育長の答弁が全く違っています。私は何を根拠に先ほどあの内容を質問したかというのは、これは執行部が、教育委員会でしょう、つくった議事録を提出いただいて、それに基づいて確認をして質問をしています。皆さんに聞きたいわけですが、議事録というのは議事審議の正確な記録だと思います。であるならば、この議事録に書かれていることが事実であると思います。教育長と私の言っていることに違いがある。これを証明するのは議事録しかございませんので、議長に要求をいたします。

11月9日の議事録はわずか3ページであります。それから、2月15日の 議事録は7ページであります。この議事録を議員の皆さんに配付をしてい ただきたい。その後、質問を続けたいと思います。

議長、私の質問の根拠となる証拠の提出ですから、ぜひコピーを皆さん に配付していただきたいと思います。

- ○議長(久保谷実君) 荻島議員に申し上げます。それは質問者である荻島議員が資料をもとに説明をすると。この全部の議員に、一般質問ですから。荻島議員と執行部のやりとりですから、そういうことで了解願います。 ○20番(荻島光明君) いいですか、私の持っているもので。執行部の方で、持っているものを私はコピーしていただいているんですが。
- ○議長(久保谷実君) そういう意味じゃなくて, 荻島議員がそれをみんなに, こちらの判断は渡す必要はないから, 一般質問は荻島議員と執行部のやりとりですから, 荻島議員が持っている資料をもとに執行部をやりとりをすると。
- ○20番(荻島光明君) それじゃ、質問を続けます。

そういうことであるならばですね、私の先ほど壇上での質問は、この議事録に従ったものです。それに対して教育長の答弁は違っています。具体的に教育長の答弁内容はどこにどう議事録に書かれているのか。私の質問は議事録のとおりにさっき質問しています。教育長の答弁が議事録のどこにどういうふうに書かれているのか、教育長の方に答弁をいただきたいと思います。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長 大崎治美君。
- ○教育長(大﨑治美君) 私の方ではですね、平成18年9月14日の議事録からですね、荻島議員の話を聞いたらすぐに直すということはできないと。ただ審議委員会は年に3回開催されます。だから、今からでしたらば、10月なり11月に審議会は開かれますから、その節に我々はこういう質問があ

ったということで提案をしますと、そう答えております。ここで賛成をとるかと何とかということは私は言っていません。

それから、平成18年11月9日の公民館及びコミュニティー運営審議会では、北澤館長が料金、使用料について説明をしております。この説明を聞いて、審議委員の中には賛成とかそれはいいという答え。

前に戻りますけれども、運営審議会というのはここで採決とる審議会で はございません。

○議長(久保谷実君) 教育長に申し上げます。どこに書いてあるかということを聞いているので、同じ資料を持っているわけですから、何ページの何行目とかということを言っていただければはっきりすると思いますので。

○教育長(大崎治美君) それはちょっと私も今, 印をしていないんですけれども, 11月9日の, 3枚目の上から10行目くらいに, 部屋の利用料金の免除については教育委員会でも検討中ですということを書いてあります。

それから、全部の資料を申し上げますのでお聞き願いたいと思うんですけれども、平成18年12月14日の答弁にも、減免については今後公民館運営審議会及び社会教育委員会の意見と言っているんだ、意見。賛成とか反対のことじゃなくて、意見を聞いて伺いながら、意見などを引き続き伺いながら検討していきたいと、こう言っているんです。

- ○20番(荻島光明君) 教育長,私の言っていることは、審議会で審議をすると言っているんですよ。だから公民館運営審議会の議事録のどこに審議した証がありますかと言っているんです。
- ○教育長(大﨑治美君) 私は審議するとは言っていませんよ,一言も。
- ○20番(荻島光明君) 何言っているんですか。審議すると言っている んです。今も言っていたじゃないですか。そんな話では。
- ○教育長(大崎治美君) ちょっとそれは私,言葉を訂正しますけれども, 審議というのではなくて,提案をしていくとか,そういうことを言ってい

るんです。

- ○20番(荻島光明君) 提案するということであれば、議題としてどこ に提案されていますか。
- ○教育長(大﨑治美君) だから、これは北澤館長が説明しているわけで すよ。この11月9日の議事結果のところで。
- ○20番(荻島光明君) 何ページですか。
- ○教育長(大﨑治美君) 1ページに。
- ○20番(荻島光明君) 11月9日の議事録ですか。
- ○教育長(大﨑治美君) 3枚目です。

[何事か言う者多し]

- ○議長(久保谷実君) 中央公民館長北澤正一君。ちゃんと同じ資料を持っているわけですから、そこをきちんと言わないと、お互いに理解ができないんです。
- ○中央公民館長(北澤正一君) 議事録はありますけど,議会の議事録と 違いまして,一語一句録音した形ではなく,大体ありますけれども,多少 抜けているところもあるんですが,3枚目ですね。
- ○20番(荻島光明君) 11月9日ですね。
- 〇中央公民館長(北澤正一君) そうです。3枚目の11,12行目ですか。 ちょっと間があいているところですね。ここのところにちょっと抜けてい るところがあるんですけれども、このとき、その審議の中で、天田議員も 議会の方からも率が出ているんじゃないか、町外、町内のね。そういうこ とでして、その後ですね、「1つの部屋を使うグループの中に、町外の人 との割合の件は云々」とずっと入っていますね。
- ○20番(荻島光明君) 読んでください、ちゃんと。みんなにわかるように読んでください。
- ○中央公民館長(北澤正一君) 1つの部屋を使うグループの中の町外の 人の割合の件は、今の決まりは社会教育認定団体ですと7割以上が町民で

ないと貸し出しできない。議会でももう少し緩めてはどうかとの話もある。 しかし、管理用のトータルの人数がすべての館で。

- ○20番(荻島光明君) 私の議事録には全く書いてありませんよ、それ。11月9日でしょう。
- ○中央公民館長(北澤正一君) 11月9日です。
- ○20番(荻島光明君) 3枚目でしょう。
- ○中央公民館長(北澤正一君) 3枚目。
- ○20番(荻島光明君) 書いてないですよ。
- ○中央公民館長(北澤正一君) じゃ,違うのかな。表も入っていますよ。 3枚目。

〔何事か言う者多し〕

- ○中央公民館長(北澤正一君) じゃ、3枚目の、いいですか。今、途中まで説明しましたけれども、年間18万から19万で、ちょっと字が間違っていますけれども、「18万から19万人で、部屋を取るのが大変な状況であり、その上に町外の人も入ってもいいですよと枠を広げる」云々となっていますけど、こういうことに対しまして、ちょうど中段かな。審議委員とありますね。ちょうど真ん中あたりに。その下に、2時間云々というのが途中に入っていますけれども、それから、その下ですね。阿見町はこういう状況、阿見町の割合が70%で貸し出しで、ほかの地方自治体では云々と入っていますね。これも委員からそういうことならもう少し緩めたらいいんじゃないかというような。
- ○20番(荻島光明君) 正確に言ってくださいよ。そんなこと書いていないよ。議事録に正確に言ってくださいよ。
- ○中央公民館長(北澤正一君) 議事録そのまま言いますか。
- ○20番(荻島光明君) そのまま言わなくちゃだめだよ。
- ○中央公民館長(北澤正一君) 「阿見町はこういう状況(阿見町民の割合が70%で貸し出し)で、ほかの地方自治体はそれ以上緩やかな形でやっ

ている。利用する人が徐々に少なくなっている状況であるわけだから、もう少し緩やかな形でやってはどうか。それから、実際緩やかにしたからって、どんどん使ってくるということはない。(阿見町民の割合を)40%にしたからって、何倍にも使う、そういう状況にはない。ほかの地方自治体とよく比較してやっていかないと」と。

それから、その下に中央公民館長、私のが入っていまして、その下に審議委員がやっぱりありますね。「改正案では非常にいい。町内と町外の割合は穏やかにした方がいいと思います。牛久では」云々と入っています。こういう意見を聞きまして、内部協議して、教育委員会の中で決めていったわけでございます。

公運審はあくまで意見を聞くところでございまして、こういうことに対して決定する機関ではありませんので、よろしくお願いします。

- ○議長(久保谷実君) 20番荻島光明君。
- ○20番(荻島光明君) 今の北澤館長の11月9日の議事録は、議題があります。議題の中に全く入っていません。そして、今、北澤さんが話された審議委員の発言は、先ほど言いましたように、部屋の貸し出しについて、今は3パターンであるがということで、4月1日から施行する6パターンの説明をしています。

その中で北澤館長が話した発言が出ているということで、それから、改正案は非常にいいって今言いましたけれども、その改正案というのは、これまでの料金設定の3パターンを6パターンにするということに対して改正案は非常にいいと言っているので、一部、私の質問に関連する委員の審議は出てきていますけれども、それらはすべて料金設定を今の3パターンから6パターンにするということでの中で一部出てきているということで、最後の改正案は非常にいいというのは、そういうふうに言われるとちゃんと提案されているかのように皆さん勘違いしますが、この改正案とは、これまで9時から12時とか、そういう時間帯のその改正案に対していいとい

う委員の審議です。事実、議題には全く乗っていません。2月の15日も議題の中に全く乗っていませんし、2月の15日には、先ほど言ったように報告ということでなっています。でありますので、執行部の言っていることは事実に反します。

公民館管理規則の中で、これは条例に基づく規則ですね。規則の中でこう書いてあります。第14条、「会議は委員長が必要と認めるとき、その日時及び場所の会議に付議すべき事件とともに、あらかじめ通知して招集する」と書いてあります。私が問題にしている件については全く付議されておりません。その問題を執行部が提案した記録も、その証も全くありません。先ほどから繰り返し言っていますほかの関連の中でその意見が出てきているのみです。ですから、正式な審議とはほど遠いものだと思われます。〇議長(久保谷実君) 荻島議員に申し上げます。

今の話をいろいろ聞いていますと、いわゆる主催者側が議題として出したのか、それとも委員が意見として出したのをどうとらえるかということだと思うんですね。それは今、荻島議員と執行部のやりとり聞いていましても、なかなかわかりづらい。はっきり言えば個人的な意見のやりとりみたいになってしまうということで、改めてその資料をきちんと整理して、みんなにわかりやすい資料をつくって、もう1回一般質問をやると、やるならばやるということで。

○20番(荻島光明君) 議長,ただ,これは議事録がいいかげんなものであってはならないんですよ。会議の第14条に、付議すべき事件とともにあらかじめ通知してと、議題として全く上がっていませんよ、これ。

〔何ごとか言う者多し〕

○議長(久保谷実君) 執行部にも申し上げます。こういう会議の場合に、 とにかく議事録が一番の基本となるわけですから、今申し上げたように、 いろいろな意見が出てしまうので、議事録についてはきちんと正直に、正 直って言いますか正確に議事録されるように、特に教育委員会については 申し上げます。

[何事か言う者多し]

○議長(久保谷実君) 質問回数の件もありますので、これで20番荻島光明君の質問を終わります。

休会の件

○議長(久保谷実君) 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。 委員会審査及び議案調査の都合により、3月14日から3月22日までを休 会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長(久保谷実君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。 本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後3時49分散会

第 4 号

[3月23日]

平成19年第1回阿見町議会定例会会議録(第4号)

平成19年3月23日(第4日)

○出席議員

	1番	久保谷			実	君
	2番	柴	原	成	_	君
	3番	浅	野	栄	子	君
	4番	難	波	千香	字	君
	5番	紙	井	和	美	君
	6番	青	Щ	正	_	君
	7番	石	井	早	苗	君
	8番	藤	井	孝	幸	君
	9番	千	葉		繁	君
1	0番	吉	田	光	男	君
1	1番	吉	田	憲	市	君
1	2番	滝	本	重	貞	君
1	3番	天	田	富司	男	君
1	4番	小松	次	秀	幸	君
1	5番	倉	持	松	雄	君
1	6番	大	野	孝	志	君
1	7番	櫛	田		豊	君
1	8番	佐	藤	幸	明	君
1	9番	諏訪	原		実	君
2	0番	荻	島	光	明	君
2	1番	細	田	正	幸	君
2	2番	岡	崎		明	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 弘 長 Ш 田 君 役 助 大 崹 誠 君 教 育 長 大 美 君 﨑 治 消 防 長 木 鉛 章 君 公 賀 富士夫 君 町 長 室 長 糸 総 務 部 長 石 井 定 夫 君 民 生 部 房 雄 長 瀬 尾 君 経済建設部長 Θ \blacksquare 計 律 君 都市開発部長 君 渡 辺 清 _ 教 育 次 長 大 竹 利 君 消防次長兼消防課長 大 津 力 君 総 務 課 長 湯 原 恒 夫 君 企 課 長 王 弘 君 画 坪 田 財 政 課 長 松 本 功 志 君 国保年金課長 野 \Box 静 男 君 経 済 課 長 黒 井 寛 君 設 建 課 長 大 野 利 明 君 下 水 道 課 長 古 德 真 君 画整理課長 区 篠 崎 慎 君 水道事務所長 横 充 新 君 田

○議会事務局出席者

事務局長栗原繁樹書 記 山﨑貴之

平成19年第1回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成19年3月23日 午前10時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議員提出議案第1号 阿見町議会議員の定数を定める条例の一 部改正について
- 日程第3 議案第 4号 阿見町副町長定数条例の制定について
- 日程第4 議案第 5号 予科練平和記念館整備管理基金条例の制定について
- 日程第5 議案第 6号 阿見町農業集落排水事業債減債基金条例の制定 について
- 日程第6 議案第 7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備について
 - 議案第 8号 阿見町部室設置条例の一部改正について
 - 議案第 9号 阿見町職員の勤務時間,休暇等に関する条例の 一部改正について
 - 議案第10号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正につ いて
 - 議案第11号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について
 - 議案第12号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
 - 議案第13号 土浦・阿見都市計画事業岡崎土地区画整理事業 施行に関する条例の一部改正について
 - 議案第14号 土浦・阿見都市計画事業本郷第一土地区画整理 事業施行に関する条例の一部改正について
 - 議案第15号 阿見町下水道条例の一部改正について

- 議案第16号 阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する 条例の一部改正について
- 議案第17号 阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改 正について
- 議案第18号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第19号 霞ケ浦平和記念公園整備基金条例の廃止につい て
- 日程第7 議案第20号 平成18年度阿見町一般会計補正予算(第4 号)
 - 議案第21号 平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正 予算(第4号)
 - 議案第22号 平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補 正予算(第4号)
 - 議案第23号 平成18年度阿見町老人保健特別会計補正予算 (第2号)
 - 議案第24号 平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計 補正予算(第4号)
 - 議案第25号 平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計 補正予算(第3号)
 - 議案第26号 平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算 (第4号)
- 日程第8 議案第27号 平成19年度阿見町一般会計予算 追加日程第1 議員辞職勧告決議案
- 日程第9 議案第28号 平成19年度阿見町国民健康保険特別会計予算
 - 議案第29号 平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計予 章
 - 議案第30号 平成19年度阿見町老人保健特別会計予算

- 議案第31号 平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計 予算
- 議案第32号 平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計 予算
- 議案第33号 平成19年度阿見町介護保険特別会計予算
- 議案第34号 平成19年度阿見町水道事業会計予算
- 日程第10 議案第35号 町道路線の廃止について 議案第36号 町道路線の認定について
- 日程第11 議員提出議案第2号 阿見町議会会議規則の一部改正について 議員提出議案第3号 阿見町議会委員会条例の一部改正につい て
- 日程第12 請願第1号 阿見町西郷地区における町づくりの推進に関する 請願(旧コアミ畜産跡地利用における店舗等開発 計画について)
- 日程第13 意見書案第1号 旧コアミ畜産工場跡地を大型物販店舗(株式 会社ワンダーコーポレーション)用地への用 途変更を認める意見書(案)
- 日程第14 阿見町農業委員会委員の推薦について
- 日程第15 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 予科練平和記念館建設にかかる要望事項について
- 日程第17 議会運営委員会並びに常任委員会の閉会中における所管事務調 査について

午前10時00分開議

○議長(久保谷実君) おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については, お手元に配付しました日程表によって進めたい と思いますので, 御了承願います。

これより議事に入ります。

諸般の報告

○議長(久保谷実君) 日程第1,諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

産業建設常任委員会委員長及び副委員長の変更について御報告申し上げます。

櫛田豊君より委員長辞職願が出されたため、3月22日付で石井早苗君が 委員長に、荻島光明君が副委員長に選任されました。

次に、本日、町長より人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてが、岡崎明君ほか6名の諸君から議員提出議案第1号が、岡崎明君ほか7名の諸君から議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号が提出されました。

また、石井早苗君ほか6名の諸君から意見書案第1号が提出されました。 次に、町長より、阿見町農業委員会委員の任期満了に伴い、学識経験を 有する者3名の推薦について通知がありましたので、本日推薦を行います。

次に、阿見町国民保護計画の作成について、3月16日付で町長から報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議員提出議案第1号 阿見町議会議員の定数を定める条例の一部 改正について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第2、議員提出議案第1号、阿見町議会議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。22番岡崎明君登壇願います。

[22番岡崎明君登壇]

○22番(岡崎明君) 議員提出議案第1号,阿見町議会議員の定数を定める条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

我が国の経済情勢は、明るさの兆しが見えてきていますが、当町においては、公債費の償還が進んでいるとはいえ、地方交付税の減額等、まだまだ不透明な部分があり、依然として厳しい状況にあります。

このようなことから、議会みずから定数の削減を行い、行政改革を推進し、町財政の健全化に寄与しようとするものであります。

以上のようなことから、議員定数を現在の22名から4名削減し18名とすることを提案するものであります。

定数減となりますが、議員各位の能力の向上と議会の活性化を進めることにより、なお一層民意を反映した議会活動ができるものと考えております。

提出者,阿見町議会議員岡崎明,賛成者,阿見町議会議員佐藤孝明,同じく青山正一,同じく諏訪原実,同じく大野孝志,同じく小松沢秀幸,同じく吉田光男,以上であります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(久保谷実君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第39条 第2項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

21番細田正幸君。

○21番(細田正幸君) 私は、議会議員の定数を定める条例、定数減の 条例について反対討論をいたします。

定数条例の提案理由で財政的な状況で危機的状況があると。で、健全化のために議員の定数を削減して寄与しようとしているという理由でありますけれども、この議員定数の一連の動きについては、特にいわゆる合併した市町村で合併した市ですね、市で問題になっていた問題です。御承知のように、で、阿見町は合併はしていないわけです。

この議会の経費については、阿見町は県内、それから、類似町村ではどういう位置になっているのかということを、さきの行政改革特別委員会でも調べました。そして、議会だよりでも発表しておりますけれども、阿見町の議員の定数、それから、予算に占める議会費の割合はですね、これは類似市町村の中では1番、2番という、具体的な数字で低い方でございます。

既に経費の削減については、2年前から議員歳費の10%削減ということでやっておるわけでございます。そのほか委員の、いわゆる委員が出席し

ている町の審議会への報酬, それはもらわないと。また, 費用弁償についてもゼロにするということで, 率先してやっているわけでございます。

私は、地方自治体での中で議員の占める役割というのは、地方自治体は 1つは地方自治、民主主義の学校だということを言われているわけですよ ね。町民の意見をきちんと議員が反映して、そして、町民から預かった大 切な税金それを町民にきちんと有効な形で届ける、そういう役割を担って いると思います。

議員定数を減らすということは、町民といわゆる町とのパイプを細くするということになるわけです。はやりのように減らせばいいということにはならない。まして財政的な問題からすれば、阿見町は率先して一般会計に占める比率も少ないということから見れば、定数を削減する理由は一つもないと思います。

したがって、この議会議員の定数減に対する条例案については反対をい たします。

○議長(久保谷実君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第1号は原案どおり可決することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」,「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長(久保谷実君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

議員提出議案第1号を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(久保谷実君) 起立多数であります。よって議員提出議案第1号 は原案どおり可決することに決しました。

議案第4号 阿見町副町長定数条例の制定について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第3、議案第4号、阿見町副町長定数 条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月9日の本会議において所管常任委員会に付託 いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、 委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長紙井和美君登壇]

○総務常任委員会委員長(紙井和美君) おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、3月14日午前10時に開会し、午後2時14分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名で、議案説明のため執行部より川田町長を初め関係職員14名、議会事務局3名の出席をいただきました。

初めに、議案第4号、阿見町副町長定数条例の制定について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第4号、阿見町副町長定数条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第4号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員 長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第4号は原案 どおり可決することに決しました。

議案第5号 予科練平和記念館整備管理基金条例の制定について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第4、議案第5号、予科練平和記念館 整備管理基金条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月9日の本会議において所管常任委員会に付託 いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、 委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長紙井和美君,登壇願います。

〔総務常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○総務常任委員会委員長(紙井和美君) それでは、先ほどに引き続きまして、議案第5号、予科練平和記念館整備管理基金条例の制定について申し上げます。

質疑を許しましたところ、予科練平和記念館整備管理基金条例の名称について、建設基金ではなく整備基金とした理由はとの問いに対し、予科練平和記念館整備室のときに寄附金の募集を考え、それが集まれば基金に入れる考えです。また、その後も維持管理に役立てたいと考えており、整備と管理基金とその後の維持管理という意味で管理基金の名称になりました

との答弁でした。

また、寄附金の集め方が条例の中に出ていないが、細則をつくるのかとの問いに対し、平成19年度から予定している寄附金の集め方については、 予科練歴史遺産保存委員会や議会の皆さんとも相談しながら検討し、規則 か細則かも含めて考えていく予定ですとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議 案第5号、予科練平和記念館整備管理基金条例の制定については、全委員 が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 以上で,委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結い たします。

これより採決いたします。議案第5号についての委員長報告は、原案可 決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第5号は原案 どおり可決することに決しました。

> 議案第6号 阿見町農業集落排水事業債減債基金条例の制定につ いて

○議長(久保谷実君) 次に,日程第5,議案第6号,阿見町農業集落排

水事業債減債基金条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月9日の本会議において所管常任委員会に付託 いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、 委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長石井早苗君、登壇願います。

[產業建設常任委員会委員長石井早苗君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(石井早苗君) それでは、命によりまして、 産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結 果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、3月16日午前10時に開会し、午後2時07分までと、3月22日午後2時30分より午後3時55分まで慎重審議を行いました。出席委員は、3月16日午前中は6名、1名欠席、午後は7名で、議長も出席してくださり、3月22日は全員の7名で、議案説明のため執行部より川田町長を初め関係職員12名、議会事務局より2名が、また22日は執行部からの御出席は得られませんでしたが、議会事務局から事務局長の御出席をいただきました。

初めに,議案第6号,阿見町農業集落排水事業債減債基金条例の制定について申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、 討論はなく、採決に入り、議案第6号、阿見町農業集落排水事業債減債基 金条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員 長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第6号は原案 どおり可決することに決しました。

- 議案第 7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 議案第 8号 阿見町部室設置条例の一部改正について
- 議案第 9号 阿見町職員の勤務時間,休暇等に関する条例の一 部改正について
- 議案第10号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正につい て
- 議案第11号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第12号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第13号 土浦・阿見都市計画事業岡崎土地区画整理事業施 行に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 土浦・阿見都市計画事業本郷第一土地区画整理事 業施行に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 阿見町下水道条例の一部改正について
- 議案第16号 阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条 例の一部改正について
- 議案第17号 阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正 について

議案第18号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について 議案第19号 霞ケ浦平和記念公園整備基金条例の廃止について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第6、議案第7号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、議案第8号、阿見町部室設置条例の一部改正について、議案第9号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第10号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第11号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、議案第12号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第13号、土浦・阿見都市計画事業岡崎土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について、議案第14号、土浦・阿見都市計画事業本郷第一土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について、議案第15号、阿見町下水道条例の一部改正について、議案第16号、阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議案第17号、阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第18号、阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第19号、霞ケ浦平和記念公園整備基金条例の廃止について、以上13件を一括議題といたします。

本案については、去る3月9日の本会議において所管常任委員会に付託 いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、 委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○総務常任委員会委員長(紙井和美君) それでは,議案第7号から11号, 19号について御報告申し上げます。

初めに,議案第7号,地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について申し上げます。

質疑を許しましたところ、助役の宿泊料や嘱託費について、改正案の中

では副町長になったら収入役と同じになり、支払金額が低くなっているが、収入役がなくなったので削除されるのであれば、平行移動で助役のところは副町長と同額であってもいいのではないかとの問いに対し、表にあります助役の欄に関しましては、国の基準がないため、それを削除し、国の準則に従った収入役の部分を今度の副町長に当てはめましたとの答弁でありました。

次に、消防団の階級の件について、指導員が受け取ったときも、この表では階級の違いがわかりにくく、書き方を改善すべきではないかとの問いに対し、不適切であれば、次の議会において訂正したいと思いますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議 案第7号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第8号,阿見町部室設置条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、部室設置ということで、レイアウトや庁舎内容とかを広報で流すとのことでしたが、4月1日から役所に来られる方のために、できれば玄関等見やすい形で張り出してはどうかとの問いに対し、その方向で進めさせていただきますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議 案第8号、阿見町部室設置条例の一部改正については全委員が賛成し、原 案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第9号,阿見町職員の勤務時間,休暇等に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、関係資料の注釈に、職員の健康及び福祉に重大を影響を及ぼすときには、今までどおり15分短縮できるとあるが、具体的な判定基準はとの問いに対し、特段基準は考えていませんが、医師の診

断書や状況を見て判断していきたいと思いますとの答弁がありました。

また、窓口業務のある職員の休憩時間はどうかとの問いに対し、今まで どおりで、昼休み1時間ということで、1時間早く退社できるとのことで 考えていますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議 案第9号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につい て、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第10号,阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第10号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第11号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について申 し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第11号、阿見町手数料徴収条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第19号,霞ケ浦平和記念公園整備基金条例の廃止について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第19号、霞ケ浦平和記念公園整備基金条例の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 次に、民生教育常任委員会委員長滝本重貞君、登

壇願います。

[民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇]

○民生教育常任委員会委員長(滝本重貞君) 皆さん,おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案 につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により、 御報告申し上げます。

当委員会は、3月15日午前10時に開会し、午後4時2分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の8名で、議案説明のため、執行部より川田町長初め関係職員20名の出席をいただき、また、議会事務局より2名の出席をいただきました。

初めに、議案第12号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ,介護納付金課税の限度額が8万円から9万円に引き上げられる中,平成19年,20年の見通しはどうなるかの問いに,昨年においては,税率改正につきましては,予想していたため1年間見送った経緯がございますが,先の見通しは現段階では申し上げられない状況でありますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論あり。討論を終結し、採決に入り、 議案第12号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正については、賛成多数 により、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 次に,産業建設常任委員会委員長石井早苗君,登 壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長石井早苗君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(石井早苗君) 先ほどの御報告に引き続き

まして,議案第13号,第14号,第15号,第16号,第17号,第18号までを御報告申し上げます。

初めに,議案第13号,土浦・阿見都市計画事業岡崎土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。 討論を終結し、採決に入り、議案第13号、土浦・阿見都市計画事業岡崎土 地区画整理事業施行に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、 原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第14号,土浦・阿見都市計画事業本郷第一土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。 討論を終結し、採決に入り、議案第14号、土浦・阿見都市計画事業本郷第 一土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正については、全委員が賛 成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第15号、阿見町下水道条例の一部改正について。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。 討論を終結し、採決に入り、議案第15号、阿見町下水道条例の一部改正に ついては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に,議案第16号,阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。

質疑を許したところ,扶養手当が18歳から22歳までに引き上げられた理由は何かの質問に,人事院勧告による本町職員の給与規定に準じましたとの答弁がありました。

また、住宅手当が改正された方に金額に読み取れないがとの問いに、町の条例に準じて2 万3,000円以下の家賃には1 万2,000円の補助、2 万3,000円以上の家賃については2 万3,000円を控除した額の2 分の1,この額が1 万6,000円を超えるときは、1 万6,000円を1 万1,000円に加算した額として

おりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入る。討論なし。採決に入り、議案第16号、阿見 町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、全 委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第17号、阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部 改正について。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入る。討論なしで採決に入る。議案第17号、阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、可決いたしました。

次に、議案第18号、阿見町水道事業給水条例の一部改正について。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入る。討論なしで、採決に入る。議案第18号、阿見町水道事業給水条例の一部改正については、全委員が賛成し、可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

21番細田正幸君。

○21番(細田正幸君) 私は、議案第12号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正についてに反対討論をいたします。

この内容は、介護納付金が今まで最高限度8万円だったのが9万円になるという値上げ条例案でございます。福祉については、負担は軽くというのが原則だと考えておりますので、値上げ案条例については反対をいたします。

○議長(久保谷実君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決をいたします。

初めに、議案第7号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第7号は委員会報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第7号は原案 どおり可決することに決しました。

次に、議案第8号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第8号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第8号は原案 どおり可決することに決しました。

次に、議案第9号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第9号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第9号は原案 どおり可決することに決しました。

次に、議案第10号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第10号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第10号は原案 どおり可決することに決しました。

次に、議案第11号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第11号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第11号は原案 どおり可決することに決しました。

次に、議案第12号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第12号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(久保谷実君) 起立多数であります。よって議案第12号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第13号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第13号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第13号は原案 どおり可決することに決しました。

次に、議案第14号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第14号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第14号は原案 どおり可決することに決しました。 次に、議案第15号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第15号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第15号は原案 どおり可決することに決しました。

次に、議案第16号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第16号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第16号は原案 どおり可決することに決しました。

次に、議案第17号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第17号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第17号は原案 どおり可決することに決しました。

次に、議案第18号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第18号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第18号は原案 どおり可決することに決しました。

次に、議案第19号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第19号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第19号は原案 どおり可決することに決しました。

- 議案第20号 平成18年度阿見町一般会計補正予算(第4号)
- 議案第21号 平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予 算(第4号)
- 議案第22号 平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正 予算(第4号)
- 議案第23号 平成18年度阿見町老人保健特別会計補正予算 (第2号)
- 議案第24号 平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補 正予算(第4号)
- 議案第25号 平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補 正予算(第3号)
- 議案第26号 平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算 (第4号)

○議長(久保谷実君) 次に,日程第7,議案第20号,平成18年度阿見町一般会計補正予算(第4号),議案第21号,平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号),議案第22号,平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号),議案第23号,平成18年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第2号),議案第24号,平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号),議案第25号,平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号),議案第26号,平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号),以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る3月9日の本会議において所管常任委員会に付託 いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、 委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

「総務常任委員会委員長紙井和美君登壇」

○総務常任委員会委員長(紙井和美君) それでは、議案第20号、平成18 年度阿見町一般会計補正予算(第4号)うち総務常任委員会所管事項につ きまして、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、財産管理の印刷製本の減額理由、自治振興費、報償費、記念品代の内容と減額理由はとの問いに対し、印刷製本費の減額は主にごみ袋の印刷が、2,000万円ほど予算計上いたしましたが、これが入札によりかなり落ち、700万円ほどの差金が生じたためでございます。報償費については、区長の退職者6名の記念品代で、当初予定の22人から6人に減ったための減額であります。これは1人当たり6,000円の予定で、2年以上務めていただいた区長に贈られ、当面は続けていく考えでありますとの答弁でありました。

次に、町界町名地番事業の減額と委員会の構成メンバー、当町の今後の計画はとの問いに対し、主な減額は当初予算として岡崎地区と中郷地区を予定していましたが、中郷区画整理事業の進捗に合わせ、中郷地区ができない状況のため減額しました。構成メンバーは各地区区域内の代表です。今後の計画は、現在、岡崎地区が終わったので、平成19年から20年度にかけて、中郷地区区画整理地区内を実施します。20年以降は本郷の区画整理地区内進捗状況に合わせて実施をと考えていますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議 案第20号、平成18年度阿見町一般会計補正予算(第4号)うち総務常任委 員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしま した。 ○議長(久保谷実君) 次に、民生教育常任委員会委員長滝本重貞君、登 壇願います。

[民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇]

〇民生教育常任委員会委員長(滝本重貞君) 私,ちょっと風邪を引いて おりますので、聞きづらいところがあるかもしれませんけれども、大きな 声で報告いたします。

それでは、議案第20号、平成18年度阿見町一般会計補正予算(第4号) うち民生教育常任委員会所管事項につきまして、審査の経過と結果につい て御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、福祉センターの維持管理費委託料179万4,000 円が減額、工事請負費についての内容を説明していただきたいとの問いに、 工事請負費はマイナス116万円でございますが、これは福祉センターまほろ ばの空調設備設置工事の契約差金であり、昭和60年にオープンし、以後24 年経過している中、空調設備が老朽化し、また支障が出てきたということ で、従来は修繕費で対応していたところですが、全体的に老朽化していた ということで、平成18年におきまして調査委託し、その結果、修繕よりも 新しいものを交換した方がいいだろうということになり、結論的には新た にガスヒートポンプ式のエアコンを整備し、内容的には室内機31基、室外 機3基を設置し、それの工事契約の差金ということの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議 案第20号、平成18年度阿見町一般会計補正予算(第4号)うち民生教育常 任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いた しました。

続きまして,議案第21号,平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正 予算(第4号)について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第21号、平成18年度阿見町国民健

康保険特別会計補正予算(第4号)については、全委員が賛成し、原案ど おり可決いたしました。

続きまして,議案第23号,平成18年度阿見町老人保健特別会計補正予算 (第2号)について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第23号、平成18年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第2号)については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第26号,平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算 (第4号)について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、介護認定審査委員会報酬の中で、介護認定調査員のそれぞれの仕事の内容についてお伺いしますとの問いに、町にいます認定の調査員が申請された方、御本人に対しまして、在宅の場合は家に、あるいは入院とかをしている場合には病院に実際に訪問して、調査にお伺いしていただきますが、そのときの調査をする調査員が県の方の研修を受けた専門職ということで、それが認定調査員ということですという答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議 案第26号、平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)につい ては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 次に,産業建設常任委員会委員長石井早苗君,登 壇願います。

〔產業建設常任委員会委員長石井早苗君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(石井早苗君) 先ほどの御報告に引き続きまして,議案第20号,議案第22号,議案第24号,議案第25号について御報

告申し上げます。

初めに、議案第20号、平成18年度阿見町一般会計補正予算(第4号)の うち産業建設常任委員会所管事項につきまして、審査の経過と結果を御報 告申し上げます。

質疑を許しましたところ,公園維持管理費168万1,000円減額の理由は何かの問いに,里親制度で公園管理の活動が当初見込みより少なかったこと,また,行政区の活動に公園管理がつくときは改めて保険に加入しなくてよく,里親の役務費が減額されたとの答弁がありました。

また、公園指定を受けると税は別の税になるのかとの問いに、山林は山林として課税、駐車場は町が負担することになるとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入る。討論なしで、採決に入る。議案第20号、平成18年度阿見町一般会計補正予算(第4号)のうち産業建設常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に,議案第22号,平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号) について。

質疑を許しましたところ、どれも委託料が減額されているが、委託料の 見積もりが高過ぎるのではないのかとの問いに、何社かの見積もりをもら い予算書をつくるが、実施前で予想数字が入っています。また、見積もり を精査してやらない部分は除くので、また、管理については予定していた 人数と異なり変わってくるとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入る。討論なしで、採決に入る。議案第22号、平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第24号,平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計 補正予算(第4号)について。

質疑を許しましたところ、保留地売り払いが3,922万4,000円減額されているが、値下げによるものなのか。また、岡崎にはあと何区画残っている

のかの問いに、当初4区画で売り払いを予定しましたが、2区画残ってしまいましたための減額で、岡崎にはあと10区画残っていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入る。討論なしで、採決に入る。議案第24号、平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に,議案第25号 平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について。

質疑を許したところ、質疑なし。討論を許したところ、討論なしで、議 案第25号、平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3 号)につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 以上で,委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結い たします。

これより、採決いたします。

議案第20号から議案第26号までの7件についての委員長報告は原案可決であります。本案7件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって、議案第20号から 議案第26号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第27号 平成19年度阿見町一般会計予算

○議長(久保谷実君) 次に,日程第8,議案第27号,平成19年度阿見町 一般会計予算を議題といたします。

本案については、去る3月9日の本会議において所管常任委員会に付託 いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、 委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

「総務常任委員会委員長紙井和美君登壇」

○総務常任委員会委員長(紙井和美君) それでは、議案第27号、平成19 年度阿見町一般会計予算うち総務常任委員会所管事項につきまして、審査 の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、臨時職員の雇用形態と契約についての質疑があり、契約期間は1年で、契約についての延長に対する内規はありません。延長については各課の判断に任せて実施していますとの答弁があり、それに対し、ある課では10年、ある課では5年とばらつきがあるのでは問題で、担当課に任せるだけでいいのか、また毎年公募しているとのことですが、必要あるところだけ公募しているのであれば、該当する臨時職員からなぜかとの指摘があろうかと思う。例えば学校関係の管轄になりますが、図書司書など資格と経験を持った人が1年契約ですと言われた場合なんかは特にそうです。担当課だけに任せていいのかとの問いに対し、あくまで1年契約ということで更新ですが、各課で働いている状況を把握しているので、契約更新や何かの事情でやめていただくということも発生するかもしれません。しかし、延長についての詳しい内規はないため、今後それについては検討していきたく、総務課管轄外の課に関しては、調べて確認いたしますとの答弁があり、さらに続いて、阿見町は臨時職員の比率が大変に高く、いろいろ難しい要素もあると思いますが、雇用者の立場と臨時職員の立場

を踏まえ、総合的にどういう形がいいのか具体的に検討し、考え方の整理 をしますとの答弁がありました。

次に、一般職総括職員数について、平成19年度の新規採用の応募数と採用した人数、退職者は何名か、2点目は、本郷第一地区は保留地分譲のため人口がふえていくと思うが、どの行政区に入るのかとの問いに対し、新規採用の申込人数は40名で、受験数は38名、保育士は21名申し込みで19名の受験、消防職は11名申し込みで9名受験、作業療法士は申し込み、受験とも1名です。新規採用は一般職5名、保育士3名、消防職4名で、退職者は15名です。また、本郷第一の行政区に関しては、現在、区画整理課と総務課で協議中ですとの答弁でありました。

次に、公債費について、平成20年、21年の返済計画を示してほしいとの問いに対し、一般会計で申し上げますと、平成20年が16億9,000万の返済、平成22年で14億3,000万、23年で10億9,000万、その後9億、8億、7億と段階的に減っていくということであります。また歳入という点で、企業の張りつきや本郷第一あたりの税収など、平成20年あたりからの見込み要因はありますが、いずれにしても平成19年から平成21年あたりまでが一番厳しく、ここをどう乗り切っていくかが今の一番の問題ではないかと考えておりますとの答弁がありました。

次に、消防費について、消防学校の入校負担金の内容と圏央道が開通したことによる高速道路の事故の対応についての問いに対し、消防学校の入校負担金は新任の消防隊員に対して基礎訓練の教育を7カ月間行います。入校者は4名です。また当町の消防職員は実人員59名で、県内平均で人口規模からいいますと72.3名必要との計算となりますが、圏央道で事故があった場合、通常10名体制に通信が2名必要で、12名が出ます。当面8名が当たり、こちらに2名残し、非番の者をすぐ上げるような態勢や、本部職員も当番制で当てるなどの対策を考えています。このように現状は大変厳しく、何とか定数条例の改正でそのあたりの補充を皆さんにお諮りしたい

と考えておりますとの答弁がありました。

救急医療も含め、財政削減、職員削減に逆行するかもしれないが、町民の命と財産を守るという大きな理由がありますので、今後どのような方向で考えているのかとの問いに対し、確かに現在の消防体制は大変に厳しく、各部門ごとに話を聞き、総合的に判断した上で、中長期的な対応を考え、基本的なものも含め、十分検討していきたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、女性行政推進事業講師謝礼と海外研修補助金の内容についての問いに対し、男女共同参画では各課で役割分担していますが、企画課は主に啓発ゾーンになっています。その中で女性の育成勉強会を企画し、その講師への謝礼です。それと海外研修ですが、これは県で行われているハーモニーフライトいばらきといいまして、町から参加する場合、5万円の補助金を負担していますとの答弁でした。

また、公有財産の土地購入費ですが、開発公社から戻す単価はどのくらいかとの問いに対し、基本単価平米9、300円です。田んぼですが、地目がそれ以外だったり、国道125号線沿道加算とがあり、1万3、000円や4、000円となるところもありますが、基本は平米9、300円ですとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議 案第27号、平成19年度阿見町一般会計予算うち総務常任委員会所管事項に つきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員会報告といたします。

○議長(久保谷実君) 次に,民生教育常任委員会委員長滝本重貞君,登 壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(滝本重貞君) それでは、議案第27号、平成19年度阿見町一般会計予算うち民生教育常任委員会所管事項につきまし

て、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、敬老会事業委託料1,195万8,000円、昨年度も敬老会事業はいろいろな形で試行錯誤しながら行ってきましたが、この事業も非常に過渡期に来ている状況の中で、どういう考えを持っているのかお尋ねしますという問いでございます。敬老会の事業につきましては、平成18年度から表彰対象者については一部見直しをしていましたが、節目ということで、95歳、100歳、101歳以上とさせていただいております。昨年度からモデル事業ということで、各小学校単位で実施する場合には、小学校単位の実行委員会の中で行政区単位でやっていこうということにつきましては、対象者1人当たり700円の交付金を差し上げています。

実際には阿見町阿見小学校区でそういう形でモデル事業をやり、かなり参加率が上昇して、敬老の方に喜ばれた実績がございます。また記念品ではございますが、品物を贈っていたんですが、なかなか皆さんに喜んでいただくのは難しいこともございましたが、途中から商工会振興の振興券ということで切りかわり、地区によっては利用しづらいということもございました。なかなか皆さんすべてに喜んでいただける品物を選定するということは非常に難しいところでございますが、平成19年度におきましても、基本的には昨年度と同じようなスタイルで予算計上をさせていただいております。そして、多くの方にもらってよかったと喜んでもらえるものを検討し、物については検討させていただくという答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論を終結し、採決に入り、議案第27号、 平成19年度阿見町一般会計予算うち民生教育常任委員会所管事項につきま しては、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して,議員各位の御賛同をお願い申し上げ,委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 次に,産業建設常任委員会委員長石井早苗君,登 壇願います。

[産業建設常任委員会委員長石井早苗君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(石井早苗君) 先ほどの御報告に引き続きまして、審査の経過と結果を御報告いたします。

議案第27号,平成19年度阿見町一般会計予算のうち産業建設常任委員会所管事項について質疑を許したところ,塵芥処理費について,一昨年,当委員会で視察に行った湯河原町が当町と同じ会社の処理施設を使っている。大変参考になり,その後,執行部の方々も行かれたと聞く。予算減につながるのではと期待していたが,ことしも予算増となっているがとの問いに,今後5年間の工事場所,補修工事場所を精査機能検査に基づき計画を建てました。工事発注については,できるだけ入札という形で進めていきます。今年度の維持補修費が一番大きいところがあり,4,100万円の増額になっているとの答弁がありました。

町長の平成19年度の主な施策の概要の中に、不法投棄の早期発見、早期 対応に努めるとあった。このたび福田地区で地区の住民から上長・大砂地 区の不法投棄について調査してほしいという通報があった。当委員会での 情報によると相当な量で、改めて行政指導などの必要な対策をとらなけれ ばならないと思う。実態を担当課に調べてもらい、本会議の終了後に、必 要な時期を見て改めて担当課の説明を聞くことにした。

また、農業用プラスチック適正処理対策事業補助金10万円はどのくらい処理しているのか、また、有害鳥獣駆除事業27万7,000円は駆除を年何回やるのかとの問いに、平成17年度は塩ビ、農ビが43トン、ポリが15トンで、平成18年度は塩ビ、農ビが21.7トン、ポリが13トンです。有害鳥獣は主にカラスとスズメで、年間240時間を予定していますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入る。討論あり。予算書に書かれていることがどれだけ具体化されているかが不安だ。観光振興課についても、活躍が期待されるが、予科練平和記念館だけでなく、関連事業をどう決めて具体的な予算づけ、予算化が不十分だ。圏央道に関しても、小池阿見線の第一級の

道路整備対象への努力と中根の面整備も見込まれていないということで反対するという意見がありました。

討論を終結し、採決に入る。議案第27号、平成19年度阿見町一般会計予算のうち産業建設常任委員会所管事項は、賛成者多数により、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 以上で、委員長報告は終わりました。 これから討論に入ります。

討論を許します。

13番天田富司男君。

- ○13番(天田富司男君) 討論ではなく,産業建設常任委員会の報告に対しての質疑をしたいと思っております。許していただけますか。
- ○議長(久保谷実君) いいですよ。
- ○13番(天田富司男君) 委員長,新しい委員長で,すばらしい,長年 やっているような委員長ということで,何かどっしりとして報告をしてい た。すばらしいと思います。

そこで、今回、皆さんの総意というか、意識がすばらしくて、また復活 して福田地区の問題が出てきた。これは産建の意思だと思います。

そういう中で、最初に、削除になったという経緯があるということなので、なぜそういう状況になったのか。私も佐藤議員とか大野議員にも少しは聞いているんですけど、その場所が品物が少なくて、すぐ対処できると。青山議員にも少し聞いたときありますし、そういうことで皆さん、じゃあ、そんなに問題視することじゃないんじゃないかという話だったという話は聞いたんですけど、どのような状況で削除になったのか、その点をお尋ねします。

あとこの問題に対して少し説明が足らないと思いますね。これはやはり

執行部できちんとこの問題に対しての説明をここでしていただきたい。これはちょっと場違いと言われるかもしれないけど、きちんと皆さんにこの問題をきちんと提起していかないと、議会として自浄能力が、きちんとしてゆかないと自浄能力が問われるという問題なんですよね。

悪いんですけれども、櫛田委員長がここで自分みずからが委員長をやめたというのは、この問題があって、自分みずからが委員長をやめたと、そういう考えでいますので、やっぱりきちんとした形のものを、どうなっているのかということを少し皆さんに知らしめていただきたい。これはあくまでも議員の自浄能力をどうやって示していくかという問題です。

議長にもお願いしたいんですけど、議長のこの問題に対する見解はどのような見解を持っているのか。議会での対応というのは非常に大事な点になるんじゃないかと思いますので、この点お願いしたいと思います。

- ○議長(久保谷実君) 7番石井早苗君。
- ○7番(石井早苗君) お答えいたします。

当委員会では、3月16日の時点では、少量だしすぐ片づけると聞いていたので、委員会の中では期待しましたが、後日、現地に行って相当な量であると判断し、議論を尽くさねばならぬと思いましたので、このように開催の日にちをふやしたわけでございます。この本議会がきょうで終わってしまいますので、この議会が終わった後も議論を尽くしていこうと思っております。

[「議長、動議を提案します」と呼ぶ者あり]

- ○議長(久保谷実君) 22番岡崎明君。
- ○22番(岡崎明君) 執行部と議長の見解を。
- ○議長(久保谷実君) そういうことでは、私の方から。

3月16日に産業建設委員会がありました。その席でそういう発言が出た。 その後、櫛田委員長の方より、それが終わってから、議論がまだ不十分な ので事務調査をしたいという申し出がありまして、3月22日に委員会の開 催をしたいということがありましたので、わかりましたと了解をしました。 〔何事か言う者あり〕

○議長(久保谷実君) それは産業建設委員会の中できのうもやられたようで、議会としてそれを見守っていくというか、それをずっと追及していくというようなので、私もそういう立場でおります。

経済建設部長臼田計律君。

○経済建設部長(臼田計律君) それでは、お答えします。現在までの状況等について御報告したいと思います。

この現場につきましては、12月25日に通報がありまして、現地を確認したところ、残土が5メートルぐらいの山になっていたということで、現地の方で500平米以上超えると町の条例の対象になりますよという指導をして、資材置き場として適正な使用をするということであったので、資材置き場として適正な使用をお願いしたという経過がございます。

1月に入りまして現地を確認しましたところ、残土の量が少なくなり、 盛土の高さも改善されていたということで、資材置き場として利用してい たという現状があったわけです。

ところが、3月になりまして現地確認をしましたところ、土砂の量がふえていたということで、コンクリ等のあれも含まれていたということで、 産廃の可能性もあるということから、県南総合事務所へ連絡をしまして、 確認をしていただくように連絡をとっているところでございます。

以上です。

- ○議長(久保谷実君) 13番天田富司男君。
- ○13番(天田富司男君) 要するにこの問題提起をした議員はどなたですか、最初に。
- ○議長(久保谷実君) 7番石井早苗君。
- ○7番(石井早苗君) この問題提起を一番最初になさったのは荻島議員 でございます。

- ○議長(久保谷実君) 13番天田富司男君。
- ○13番(天田富司男君) 荻島議員は共産党の議員でありまして、非常に臭いふたでもあけてきちんと今までは精査してきたわけですけど、こういう点では荻島議員として、なぜこういうもの削除したということにしたのか、これは問題があるから質問しているのであって、それを自分みずからが削除するということは、普通、共産党の議員としては考えられない所作だと思うんですよ。そういう面で、やはりきちんとした形で本当はやるべきだったんじゃないかと。その点は非常に残念だなと思います。この問題は今後は産建ばかりじゃなくて、議会全体で考えていかないとまずいという状況だと思います。
- ○議長(久保谷実君) 天田議員に申し上げます。委員長に対する質疑に してください。
- ○13番(天田富司男君) はい。そういうことなので、委員長、産建でばかりおぶさらないで、全体の中で考えていった方が、これは産建だけじゃなくて、議員一人ひとりの自浄能力をどうやって示していくかというのが、せっかく議案第1で議員の定数削減を皆さんやったのに、またこういう状況というのは、どうやって自浄能力を示そうということを今後やっていかないとだめだと思うんです。そういう面で議会全体の中で考えていくということを提案していただきたいなと思います。
- ○議長(久保谷実君) これから討論に入ります。討論を許します。 22番岡崎明君。どんな動議ですか。
- ○22番(岡崎明君) 討論があるんですけど。
- ○議長(久保谷実君) どんな動議ですか。
- ○22番(岡崎明君) 荻島光明議員の議員辞職勧告決議案を提案いたします。
- ○議長(久保谷実君) ただいま22番岡崎明君から荻島議員の議員辞職勧告決議案が提出されました。

動議につきましては、会議規則第16条の規定により、1名以上の賛成者 が必要でありますが、賛成者はありますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。

議員辞職勧告決議案を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題 することに替成の諸君は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(久保谷実君) それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の 再開は11時30分といたします。

午前11時22分休憩

午前11時30分再開

○議長(久保谷実君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの私の言葉の中で、賛成の諸君の起立願いますというところを削 除いたします。

それで、議員辞職勧告決議案を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることといたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となります20番荻島光明君 の退席を求めます。

[20番荻島光明君退場]

○議長(久保谷実君) 提出者から動議提出の説明を求めます。

22番岡崎明君, 登壇願います。

[22番岡崎明君登壇]

○22番(岡崎明君) 今回の阿見町土砂等による土地の埋め立て、盛り 土及び堆積の規制による条例違反になるような事案、産業建設常任委員会 での質疑に対し、この問題は刑事罰に科せられる事件でもあります。 去る平成19年3月16日の産業建設常任委員会において審議された,阿見町大砂地内山林における無許可の残土不法堆積に関しての質疑を行った荻島議員が,当該土地の所有者が櫛田豊氏であると,櫛田氏であるということが判明するや,午後の委員会において,午前の当該質疑に対しては議事録から削除を求める要請があったことであります。

当条例違反残土堆積行為に対しては、近隣町民から町への苦情も多数あり、町環境課からも再三にわたり許可要請指導を行っている重要な問題地でもあります。御案内のように、ごみの不法投棄等に関することは、今、日本全国あらゆるところで社会問題化しております。

当町においても、下吉原地内に20万とも30万とも言われるような大量の 土砂が投棄されております。これらについても、井戸を掘ったりして水質 の調査等を続けているような状況でもありますし、議会からも執行部に対 してきちんとした対応をとるようにということで、随分何年も前からそう いうアクションを議会側としてとっておりますし、産業建設常任委員会は その所管の委員会でもあります。そういう大事な委員会であるにもかかわ らず、質疑をして、簡単に削除をするということは、到底許されるもので はないと私は思います。

にもかかわらず,正義をただし模範を示すべき選良の立場にある議員が, 平然と簡単にこのような行為を行うことは,まさに倫理の欠如にほかならず,町民に対する不安感,不信感は甚大であり,今後の町業務にも大いなる支障を来すものではないかと危惧するものであります。

そして、これからこの地に果たしてどういうものが投棄されているのか、 堆積されているのか。一部近隣の人の話では、地中に大量なタイヤなんか も埋められているということも聞き及びますし、これからその土砂がどこ から搬入されているのか、どの程度の量が堆積されているのか、だれが実 際にやっているのか、そういうことも調査するに当たって、担当の常任委 員会に荻島議員みたいな議員がいるということは、今後の調査活動にも大 いなる支障を来す,そのように危惧するものであります。よって荻島議員の議員辞職勧告決議を提案するものであります。

議員各位の勇気ある判断を御期待申し上げまして、提案理由といたします。

以上です。

[何事か言う者あり]

○議長(久保谷実君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員辞職勧告決議案は、会議規則第39条 第2項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございません か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

21番細田正幸君。

○21番(細田正幸君) ただいまの荻島議員に対する辞職勧告決議案について,反対討論をいたします。

今の事前の一般会計予算に対する産建委員会の委員長の報告でもわかるとおり、産廃問題についての発言は正式には取り消されておりません。委員長の報告どおり16日に開かれ、また昨日、22日、急遽、産建委員会が開かれ、この廃棄物問題は事前の認識よりも量が多かったということで、産建委員会でも取り上げ、そして、委員長の報告で引き続き今後も追及していくという報告があったわけです。

その事実にもかかわらず、岡崎議員の荻島議員に対する辞職勧告は事実

無根です。取り下げてなくなったというのならば理由が立ちますけれども、取り下げじゃなくて、引き続き追及していくということですので、いわゆる議員をためにする議論というか、そういう点では今回の岡崎議員の辞職勧告決議案は、むしろ議会を冒瀆し、品位をおとしめるものの辞職勧告決議になる。また、事実に反することで辞職勧告をするということは、逆に岡崎議員こそが辞職すべきだと私は思います。

そういう観点で、荻島議員に対する辞職勧告は理由がないということで、 反対討論をいたします。議員の皆さんの良識ある判断を求めます。

以上です。

- ○議長(久保谷実君) ほかに討論ありませんか。 13番天田富司男君。
- ○13番(天田富司男君) 動議に対する賛成討論をさせていただきます。 共産党の議員という、臭いものでもふたをしたものをあけるぐらいの今 までやってきた人間が、なぜかこの問題に対しては腰を引けている。そう いう点においても、なぜこういう人が共産党議員なのかなと、共産党自体 が問われるような状況であるということを、よく共産党は認識しなければ ならない。そういう問題もあります。

また、農業委員会の問題の選挙におきましても、一個人の議員が……。

[「関係ない話だ。議長,注意してください」と呼ぶ者あり]

- ○議長(久保谷実君) 細田議員,静かにお願いします。
- ○13番(天田富司男君) 議長が許しているんだから、待っていろよ。 あといくらでもしゃべせるから。

農業委員会の選挙におきましても、個人の議員として調整をするなどという民主主義を冒瀆するようなことまでやっている。このようなことが本当に許されるのかという。そしてまた、共産党の議員がこういうことを、民主主義を冒瀆するようなことをよくやれるなということを私は本当に心配しております。

また一般質問においても、ただ教育長が憎い、そういう観点から一般質問をするという、これは議会の品位、議会の権威にもかかわる、そのよう状況を荻島議員はつくってきているわけです。何を考えているのかわかりません。このようなことがちゃんと共産党できちんとした形で行われているのか、本当に党としての役割が全然なっていないんじゃないかなと、ここではそういう問題ではないんですけど、そういう観点から、いろいろな面で、自分の欲で動いているような議員がここにいるということは、非常に問題であると思います。そういう観点から賛成といたします。

○議長(久保谷実君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決を行います。

議員辞職勧告決議案に賛成の諸君は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(久保谷実君) 起立少数であります。よって議員辞職勧告決議案 は否決されました。

20番荻島光明君の入場を求めます。

[20番荻島光明君入場]

○議長(久保谷実君) 議長より発言いたします。

この問題につきましては、一委員会の問題とはいえ、阿見町町議会にとっても大変な問題だという認識を持って、これからも議員一人ひとりが、 産業建設委員会と一緒にそういうことに当たるということで御了解をお願いいたします。

それでは、先ほどに戻りまして、これから討論に入ります。

討論を許します。

21番細田正幸君。

○21番(細田正幸君) 私は、議案第27号、平成19年度阿見町一般会計

予算について反対討論をいたします。

反対討論するに当たって,今,阿見町の置かれている位置はどういうも のかということを考える必要があるのではないかと思います。

阿見町は平成の大合併の中で、いわゆる茨城県内83市町村が44市町村に 半減するという中で、県内では10町と少ない町のうちの1つになりました。 このことは逆に考えれば、県内、全国どこに行っても、市ばかりの中で、 かえって少ない町の方が、地域の中で目立つ存在になってきているという ことでございます。

また、合併しなかったという点でのいい点は、阿見町は合併して50年はたっているわけですけれども、平成の大合併で1つの市として活動するのには、まとまりをつくるのには、10年、20年という時間がかかるわけですね。幸いに阿見町は合併しなかったおかげで50年来のまとまりがこれからも続けることができるということは、今後阿見町が単独できらりと光る特徴あるまちづくりを進めていく1つの大きな基本点、宝になるのではないかというふうに思います。

こういう中で、私は特に職員が、これは議会もそうですけれども、自分の頭で考えて、これからいかに阿見町を特色ある町として売り出していくかということが求められているのではないかというふうに思います。

そういう中で、私は1つ評価したいと思うんですけれども、昨日、行政 改革特別委員会のメンバーに、町のホームページ改善についての説明会が ありました。これは阿見町の特色を出すためにも、また、本郷地区の区画 整理の分譲がスムーズにいくためにも、やっぱり宣伝は大事だということ で、本郷地区の区画整理については、業者に250万円で委託して4月から改 善になります。

町の顔であるトップページは、予算を計上すれば1,000万円かかるという ことだったわけですね。それは大変なので、秘書課で独自に町の職員がい いホームページをつくるということで、その結果をきのう見たわけですけ れども、私は1,000万円かけたより以上のホームページの改善がなされたのではないかというふうに思います。

これはまさしく町の特色を出す。そのためにお金をかけないでも、職員が頑張ればそういうホームページができる。1,000万円のホームページができたわけですよね。このホームページは、私は茨城県内一のホームページになると思っております。こういうふうに職員みずから自分の頭で考えて阿見町をよくする、そういう観点で今後も働いていく、仕事をやっていくということは大事なことだというふうに思います。

そういう点でいい点があるわけですけれども、平成19年度の予算については、特に経費の節減では、産建の委員会でも取り上げておりますけれども、霞クリーンセンターの維持管理費の経費の節減、これは随意契約から競争入札にするということになっておりますけれども、具体的な削減の方法がきちんと見えておりません。

また、予科練平和記念館の予算、2億9,000万円計上されておりますけれども、ことし実施設計に入るということですが、その見通しについても十分な論議がされていない。そういう中で実施設計に入るというのは、私は問題ではないかと、今後より一層研究する必要があるというふうに思います。

また、町民の公民館活動について、今まで公民館使用料が無料だったのが、半額を取る。これも議会の審議にも何もかけないで取るようにするというのも、やり方としておかしい。むしろ町民の文化活動を推進するならば、もっともっと参加を多くする。値上げすることによって囲碁大会なども困難になるという声も既に出ております。こういう点についても改善の余地が値上げするというのは問題があるのではないかというふうに思います。

また、町民の健康づくりについても4月以降、健康づくり課という名称が生まれますけれども、予算内容の面から見ると前年度と変わらないとい

う点では、やはり抜本的に変える必要があるのではないかというふうに思 います。

以上、評価と改善点を述べましたけれども、より一層のいい予算にする ために、もっと努力をしてもらいたいということを要請して、反対討論と いたします。

○議長(久保谷実君) 先ほどの緊急動議について追加の発言をいたしま す。

20番荻島光明君に申し上げます。ただいまの議員辞職勧告決議案は,11 対9で反対多数により否決されました。

そのほかに討論ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第27号についての委員長報告は原案可決であります。本案は委員長 報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議がありますので、起立によって採決いたし ます。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(久保谷実君) 起立多数であります。よって議案第27号は原案ど おり可決することに決しました。

議案第28号 平成19年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第29号 平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第30号 平成19年度阿見町老人保健特別会計予算

議案第31号 平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計予 算

議案第32号 平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計予 算

議案第33号 平成19年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第34号 平成19年度阿見町水道事業会計予算

○議長(久保谷実君) 次に,日程第9,議案第28号,平成19年度阿見町 国民健康保険特別会計予算,議案第29号,平成19年度阿見町公共下水道事 業特別会計予算,議案第30号,平成19年度阿見町老人保健特別会計予算, 議案第31号,平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算,議案第32 号,平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算,議案第33号,平成 19年度阿見町介護保険特別会計予算,議案第34号,平成19年度阿見町水道 事業会計予算,以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る3月9日の本会議において所管常任委員会に付託 いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、 委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時からと いたします。

午前11時53分休憩

午後 1時00分再開

○議長(久保谷実君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま17番櫛田豊君が退席をいたしました。したがいまして、ただい まの出席議員は21名です。

22番岡崎明君の発言を求められておりますので、許します。

○22番(岡崎明君) 先ほどの荻島議員に対する議員辞職勧告決議案の 提案理由の説明の中で、櫛田明氏であるべきところを豊氏と間違えました。 おわびして訂正したいと思いますので、よろしくお願いいたします。 以上です。

○議長(久保谷実君) それでは、日程第9の委員長の審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに,民生教育常任委員会委員長滝本重貞君,登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇]

○民生教育常任委員会委員長(滝本重貞君) それでは、議案第28号、平成19年度阿見町国民健康保険特別会計予算について御報告申し上げます。

質疑を許したところ,医療品ジェネリックス薬品もかなり一般普及した中で,今年度,国保税の上限額が厚生省の方で56万円になる状況の中で,国民健康保険の運営審議会などで,この5月あたり値上げの答申がなされるかどうか,この問題提起をこの町として持っていくのかとの問いに,国保税の限度額53万円から56万円の引き上げについては,現在,国会などで審議されているところです。国会の方が通れば,今月末ぐらいには成立が想定されているという現在の状況でございます。国民健康保険税条例の一部が改正する法律の方も改正しなくてはなりませんので,成立があり次第,3月31日まで専決処分を行い,4月以降の議会の方へ報告するという答弁でした。

また出産一時金35万円,現状はこの出産一時金が相当使われているかの問いに,出産育児一時金ですが,35万円に対して100件ほどの予算措置をし,平成17年度決算で見ますと83件ほど,平成18年度ではまだ見込み中,5年平均にしますとおおむね73件ほどになりますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論あり。討論を終結し、採決に入り、 議案第28号、平成19年度阿見町国民健康保険特別会計予算は、賛成多数に より、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第30号,平成19年度阿見町老人保健特別会計予算について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、老人会計特別予算は医療費はジェネリックスの影

響はかなり大きいと思いますが、お年寄りにはジェネリックスが使うようにしていただきたい。また、老人保健は今の時点で1世帯1枚で、世帯主しか使えないのか、お年寄りのところにはいかないのかとの問いに、国保には老人も一緒にということで、世帯に1枚ということで、世帯主の名前が書いてありませんが、だれでも使用してもよいということの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議 案第30号、平成19年度阿見町老人保健特別会計予算については、全委員が 賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第33号,平成19年度阿見町介護保険特別会計予算について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ,総務費の中で報酬の介護保険徴収の中で,平成18年度に88万4,000円,平成19年度には142万6,000円ということで,人数を増員したのか,何人ぐらいいるのか,この制度は阿見町独自なのかの問いに,この介護保険制度普及推進員制度ですが,平成18年12月23日から設置し,新たに保険料の滞納義務が生じる65歳の方への制度の説明,それから訪問徴収,滞納の督促状況,発送事務などを行っているところで,平成18年度につきましては,年度途中ということで,人数は1名を採用し,平成19年度は年間を通してということで,年間約155日の中で想定,その部分で金額の方がふえているということで,基本的には新たな滞納者を未然に防ぐという趣旨であり,阿見町独自の制度でもあり,今後とも引き続き行っていきたいという考えでございますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論あり。討論を終結し、採決に入り、 議案第33号、平成19年度阿見町介護保険特別会計予算については、賛成多 数により、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 次に,産業建設常任委員会委員長石井早苗君,登

壇願います。

[産業建設常任委員会委員長石井早苗君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(石井早苗君) では、午前中の御報告に引き続きまして、議案第29号、議案第31号、議案第32号、議案第34号について御報告いたします。

初めに、議案第29号、平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計予算につきまして質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入る。討論なしで、議案第29号、平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第31号,平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計 予算につきまして質疑を許したところ,質疑なし。質疑を終結し,討論に 入る。討論なしで,議案第31号,平成19年度阿見町土地区画整理事業特別 会計予算につきましては,全委員が賛成し,原案どおり可決いたしました。

次に、議案第32号、平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算について質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入る。討論なしで、議案第32号、平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第34号、平成19年度阿見町水道事業会計予算について 質疑を許したところ、筑見地区の町水道使用希望者が多数だが、できるだ け早く給水するにはどのように考えているのかとの問いに、3月に入り、 区長と話し合いを持ち、平成19年度は朝日中まで大環状管を延ばす。平成 20年度に白鳥通りに環状管ループを優先に考えていますとの答弁がありま した。

質疑を終結し、討論に入る。反対討論。水道料金は下げていただけない。 この結果、水道会計は体力ある健康優良児になっているので、全町に給水 管を延ばすという積極的な計画を推進していただきたい。他の市町村と比 べても普及率は低い。阿見町も井戸水対応では住民の安全性が図れない時 代だ。もっと積極的に住民をリードして、普及推進を図っていただきたい。 よって反対討論をするとありました。

討論を終結し、採決に入る。議案第34号、平成19年度阿見町水道事業会 計予算については、賛成者多数により、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 以上で、委員長報告は終わりました。 これから討論に入ります。

討論を許します。

20番荻島光明君。

○20番(荻島光明君) 日程第9, 議案第28号, 議案第33号, 議案第34号, この3件について, 私ども反対討論をさせていただきます。

まず最初に,議案第28号,平成19年度阿見町国民健康保険特別会計予算 についてでございます。

昨年の国保税値上げに続きまして、今年度も国保税最高限度額53万円から56万円に引き上げられます。こうした中、町民の健康づくりの施策と医薬品の引き下げのための施策を、より強力に推し進める必要があります。

しかしながら、当年度予算はこうした観点に立ってみたとき、これにこたえる十分な予算内容になっておりませんので、何よりも国保税の値上げは認めないという一貫した対応を私どもさせていただいております。こうした観点から、この会計については反対せざるを得ません。

次に,議案第33号,平成19年度阿見町介護保険特別会計予算についてで ございます。

当年度の介護保険料が最高限度額8万円から9万円に引き上げられております。こういう内容になった予算であります。この会計についても、値上げということですので、認められませんので、反対をいたします。

それから、最後になりますが、議案第34号、平成19年度阿見町水道事業

会計予算について反対討論をいたします。

阿見町の水道会計は毎年黒字会計でございます。これまでの累積剰余金は34億4,800万円に及んでおります。こうした多額の剰余金になっております。

私どもは、これまで繰り返し黒字の主要な原因は他市町村と比較し割高の料金にあるのだから、料金を値下げするよう求めてまいりました。しかしながら、町長は既に長期的に町民にこの料金はなじんでいるので、値下げ改定する考えはないということで、現行の料金になっているわけであります。

であるならば、財政経営状況がとてもよい状況で推移している今日、いわゆる投資能力が十分にあるのですから、積極的に調整区域、阿見全町への整備普及を行うべきであります。今日、農村部でも井戸水の汚染は皆さん御承知のとおり、かなり進んでおります。若い世代にとって、もう水は買って飲む時代だ、そういう状況になっております。こうした中で、町民の水道水要求は全町にわたってとても強くなっております。

それから、先ほどの委員長報告にもありましたけれども、筑見団地等に おいては特殊事情がございます。皆さん御承知のとおり、筑見地区は共同 の深井戸を掘って利用しているわけですが、区の方からは町の水道という ことで要望が何度も出されております。

今の状況の中で、1年、2年と町の給水整備がおくれるとどういうことになるか。筑見団地の中でも若い人たちが外に出ていって、高齢の御両親が残っているというような、住宅住民全体で高齢化が進んでおります。そうした中で、今利用している共同井戸の料金は町の料金の半値以下です。町の水道が整備されても、生活上、なかなか町の水道水には切りかえられないという意見もかなりあるわけです。

そういうことで、町の整備がおくれればおくれるほど、整備をしても利用者が60%とか、65%とか、そういうふうに小さくなりまして、水道事業

としても採算が非常に悪くなる。また住民にとっても、共同井戸を利用している人も、将来においては利用する人が少なくて、負担増を強いられるということで、非常に厳しい状況にあります。そうしたことを考えれば、もっと積極的に、財政体力があるうちに、町全域の水道普及は急務であるわけです。

以上のような状況を考えても、全町整備の必要が非常に高いわけですから、これにこたえる予算にしていくことだと思います。しかしながら、そうはなっていない予算だということで、当年度も反対せざるを得ません。

以上でございます。

○議長(久保谷実君) ほかに討論ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

御異議がありますので順次採決いたします。

これより順次採決いたします。

初めに、議案第28号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第28号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(久保谷実君) 起立多数であります。よって議案第28号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第29号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第29号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第29号は原案 どおり可決することに決しました。

次に、議案第30号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第30号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第30号は原案 どおり可決することに決しました。

次に、議案第31号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第31号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第31号は原案 どおり可決することに決しました。

次に、議案第32号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第32号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第32号は原案 どおり可決することに決しました。

次に、議案第33号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第33号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(久保谷実君) 起立多数であります。よって議案第33号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第34号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第34号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(久保谷実君) 起立多数であります。よって議案第34号は原案どおり可決することに決しました。

議案第35号 町道路線の廃止について

議案第36号 町道路線の認定について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第10、議案第35号、町道路線の廃止について、議案第36号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案については、去る3月9日の本会議において所管常任委員会に付託 いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、 委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長石井早苗君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長石井早苗君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(石井早苗君) 先ほどの御報告に続きまして,議案第35号,議案第36号を御報告いたします。

初めに、議案第35号、町道路線の廃止について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入る。討論なしで採決に入る。議案第35号、町道路線の廃止については、委員全員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続いて議案第36号, 町道路線の認定について質疑を許したところ, 質疑なし。質疑を終結し, 討論に入る。討論なしで, 採決に入る。議案第36号, 町道路線の認定については, 全委員が賛成し, 原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(久保谷実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結い たします。

これより採決いたします。

議案第35号から議案第36号までの2件についての委員長報告は原案可決であります。本案2件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第35号から議 案第36号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

> 議案提出議案第2号 阿見町議会会議規則の一部改正について 議案提出議案第3号 阿見町議会委員会条例の一部改正について

○議長(久保谷実君) 次に,日程第11,議員提出議案第2号,阿見町議会会議規則の一部改正について,議員提出議案第3号,阿見町議会委員会条例の一部改正について,以上2件を一括議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

22番岡崎明君、登壇願います。

[22番岡田明君登壇]

○22番(岡崎明君) 議員提出議案第2号,阿見町議会会議規則の一部 改正について,及び議員提出議案第3号,阿見町議会委員会条例の一部改 正について,以上2件の提案理由を御説明いたします。

議員提出議案第2号については、地方自治法の一部を改正する法律、平成18年法律第53号の成立に伴い改正するものであります。

主な改正点を申し上げますと、委員会による議案提出が可能となったことであります。

次に,議員提出議案第3号についであります。本案は地方自治法の一部を改正する法律,平成18年法律第53号の成立及び水道事業が都市開発部の所管となることに伴い改正するものであります。

主な改正点を申し上げますと、閉会中の議長による常任委員及び議会運営委員並びに特別委員の選任等ができるようになったことであります。

提出者,阿見町議会議員岡崎明,賛成者,阿見町議会議員佐藤孝明,同じく荻島光明,同じく青山正一,同じく諏訪原実,同じく大野孝志,同じく小松沢秀幸,同じく吉田光男,以上であります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(久保谷実君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号から議員提出議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第2号から議員提出議案第3号までの2件については、原 案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第2 号から議員提出議案第3号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

請願第1号 阿見町西郷地区における町づくりの推進に関する請願 (旧コアミ畜産跡地利用における店舗等開発計画について)

○議長(久保谷実君) 次に、日程第12、請願第1号、阿見町西郷地区における町づくりの推進に関する請願(旧コアミ畜産跡地利用における店舗等開発計画について)を議題といたします。

本案については、去る3月9日の本会議において所管常任委員会に付託 いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、 委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長石井早苗君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長石井早苗君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(石井早苗君) 先ほどの御報告に引き続きまして、請願第1号、阿見町西郷地区における町づくりの推進に関する請願につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、紹介議員を代表されまして、柴原成一議員より今回の請願についての御説明をいただきました。

質疑を許しましたところ、コアミ畜産の跡地を土浦のクラフト1社が買っているが、用途変更により1社のみがもうかることになるのではないかとの問いに、クラフトは土地を賃貸して、ワンダーコーポレーションをキーテナントとして建築出店計画をしている。明るい商業地にしたいと言っておりますとの答弁がありました。

また,この請願が通ると調整地域が解除されるのかとの問いに,都市計画上は調整区域のままですとの答えがありました。

質疑を終結し、討論に入る。ここの趣旨に合うような店舗ができるということは、阿見で大型店舗ができても、地域の店とバッティングするということが今は既になくなっておりますので、こういう形の利用が図れるということについては大いに賛成ですとの賛成討論がありました。

討論を終結し、採決に入る。請願第1号、阿見町西郷地区における町づくりの推進に関する請願(旧コアミ畜産跡地利用における店舗等開発計画について)は、全委員が賛成し、原案どおり採択することに決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げて、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第1号についての委員長報告は採択であります。本案は委員長報告 どおり採択することに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって請願第1号は委員 長報告どおり採択することに決しました。

意見書案第1号 旧コアミ畜産工場跡地を大型物販店舗(株式会 社ワンダーコーポレーション)用地への用途変

更を認める意見書(案)

○議長(久保谷実君) 次に、日程第13、意見書案第1号、旧コアミ畜産工場跡地を大型物販店舗(株式会社ワンダーコーポレーション)用地への用途変更を認める意見書(案)を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

7番石井早苗君,登壇願います。

〔7番石井早苗君登壇〕

○7番(石井早苗君) 意見書案第1号,旧コアミ畜産工場跡地を大型物販店舗(株式会社ワンダーコーポレーション)用地への用途変更を認める意見書(案)を提案するに当たり,経過について簡単に御説明申し上げます。

この意見書案につきましては、去る3月16日に開かれた産業建設常任委

員会において審議した結果,全会一致で採択となり,本日ここに提案する ものであります。

提出者,阿見町議会議員石井早苗,賛成者,阿見町議会議員荻島光明,同じく青山正一,同じく佐藤孝明,同じく櫛田豊,同じく大野孝志,同じく小松沢秀幸。

提案理由は意見書の案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

旧コアミ畜産工場跡地を大型物販店舗(株式会社ワンダーコーポレーション) 用地への用途変更を認める意見書(案)

西郷地区はまさに当町の玄関口と位置づけられる地域環境になっています。しかしながら、当地区は市街化調整区域に指定されており、住民の意 欲的なまちづくりが容易に進まない状況となっています。

こうした中、当地区に長く所在していたコアミ畜産が工場を閉鎖し、現在は約2~クタールの土地を株式会社クラフト(土浦市中高津1丁目15番地17号)が所有し、表記の計画がなされております。

つきましては、下記事項を実現するよう要請いたします。 以上。

- ○議長(久保谷実君) 7番石井早苗君。
- ○7番(石井早苗君) 申しわけありませんでした。下記を申し上げるの 忘れました。

記

この場所は屠畜場,工場だけが許可の対象になっており,また,上記畜産工場の操業時,当地区は屠殺などに伴う悪臭及び騒音に悩み,工場排水による環境汚染に不安を抱きました。現在は古い屠畜場,工場がそのままになっており,不審者の侵入等,また防火,防犯の面からも大変危険な状況であります。都市計画法に沿った施設とはいえ,再度同様の迷惑施設を受け入れることは到底甘受できないものであります。

こうした状況の中, 1月の住民総会において, 事業者である株式会社ク

ラフトより,地区の住環境にも配慮した協議姿勢なども示されたことから, 大型物販店舗(株式会社ワンダーコーポレーション)計画を早期に実現し, 地域環境を改善させたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月23日。茨城県稲敷郡阿見町議会。意見書の提出先は阿見町 長、茨城県知事であります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、説明といたします。

○議長(久保谷実君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(久保谷実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。 これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結い たします。

これより採決いたします。

意見書案第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって意見書案第1号については、原案どおり可決することに決しました。

案文の案の文字の削除をもって,可決された意見書の配付といたします。 案の文字の削除を願います。

阿見町農業委員会委員の推薦について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第14、阿見町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議会推薦の農業委員は、細田正幸君、滝本重貞君、吉田憲市君、以上3 名を指名したいと思います。

ここで地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となる細田正幸君、 滝本重貞君、吉田憲市君の退場を求めます。

> [21番細田正幸君,12番滝本重貞君,11番吉田憲市君 退場]

○議長(久保谷実君) お諮りいたします。

議会推薦の農業委員に、細田正幸君、滝本重貞君、吉田憲市君、以上3 名を推薦することに御異議ございませんか。

[「異議あり。1人ずつ」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) それでは、順次採決いたします。

議会推薦の農業委員に細田正幸君を推薦することに御異議ございませんか。

[「異議なし」, 「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 異議がありますので、それでは、起立によって採 決をいたします。

細田正幸君を推薦することに賛成の議員は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長(久保谷実君) 賛成多数をもって細田正幸君を推薦することに決 します。

続きまして、滝本重貞君を推薦することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

続きまして、吉田健市君を推薦することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議会推薦の農業委員に、細田正幸君、滝本重貞君、吉田憲市君、以上3名を推薦することに 決定いたしました。

ここで細田正幸君, 滝本重貞君, 吉田憲市君の除斥を解き, 入場を許します。

[21番細田正幸君, 12番滝本重貞君, 11番吉田憲市君 入場]

人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについて

○議長(久保谷実君) 次に、日程第15、人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長より人権擁護委員の推薦に当たり、議会の意見を求められたものであり、 内容はお手元に配付しました資料のとおりであります。

人権擁護委員の選任は、選挙権を有する住民のうち、人権擁護に深い理解のある者の中から、議会の同意を得て町長が候補者を推薦し、法務大臣が任命することになっており、任期は3年であります。

お諮りいたします。

本案については、質疑、委員会の付託及び討論を省略し、直ちに採決し たいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。 これより採決いたします。

本案は原案どおり適任とすることに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり 適任とすることに決しました。

予科練平和記念館建設にかかる要望事項について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第16、予科練平和記念館建設にかかる 要望事項についてを議題といたします。

行政改革特別委員会委員長より報告を求めます。

行政改革特別委員会委員長千葉繁君、登壇願います。

[行政改革特別委員会委員長千葉繁君登壇]

○行政改革特別委員会委員長(千葉繁君) 命によりまして,町長初め執行部に対し,予科練平和記念館建設について議会からの要望事項を御報告申し上げます。

予科練平和記念館建設につきましては,行政改革特別委員会の中でも提 言等を出させていただきながら,執行部との協議も重ねてまいりました。

その後、情報の共有化を含め、議会全体で議論した方がよいのではない かということになり、全員協議会で検討した結果、次のような要望事項が 出されましたので、御報告させていただきます。

予科練平和記念館建設にかかる要望事項。平成19年3月23日。阿見町長 川田弘二殿。阿見町議会議長久保谷実。

要望事項。

- 1. 予科練歴史遺産保存委員会をできるだけ早期に始動させ、委員全体に記念館の建設等の議論が行える体制を整えていただきたい。
- 2. 全国から集客が期待できるような施設の検討と、あわせて町のPR や活性化が図れるものになるよう、十分検討いただきたい。
- 3. 現在の構想での年間10万人の集客を達成することは大変難しいと考えます。アイデアがあふれ、特色を持ったものにするため、旅行会社等から集客アップにつながるアドバイスを受けてみたらどうでしょうか。また、この施設を含めての観光コースとしての提案も行っていただきたい。
- 4. 記念館の運営は独自運営での採算がマイナスになっても仕方がない とのことでしたが、ボランティアの活用等、人件費の抑制に努め、町から の持ち出しがなく、自主運営できるように再検討いただきたい。
- 5. 寄附金を集める実行部隊の組織強化を図り、その目標額の設定を行い、起債が少なくて済むように努力していただきたい。
- 6.13億円の建設費用の減額と、その中での記念館の建物にかける費用についても、今後見直しを図りながら削減を行っていただきたい。
- 7. 記念館内でちょっとした土産物,グッズなどが売れるスペースを検 討いただきたい。
- 8. 将校クラブの復元を行い、集会施設としての活用を考えてみてはどうでしょうか。
- 9. 予科練関係の商標登録の現状を調査し、町として早期に登録を考えていただきたい。
- 10. 雄翔館の資料をそっくり記念館に展示できるよう、海原会との交渉を粘り強く行い、希望をかなえるべく努力していただきたい。
- 11. 物産館の公園敷地外での建設について、各団体が参入できる環境を整えていただきたい。
 - 12. この記念館開館に当たり、県に対し、平和教育の一環として、県内

の小中高校生への見学の働きかけを行っていただきたい。特に小学生には 小学校の遠足等のコースとして入れていただき、県内の小学生は在学中、 6年間に必ず一度は訪れるという方向性を打ち出していただき、できるこ となら県としての補助金を検討してもらうよう陳情していただきたい。

- 13. 観光客10万人を受け入れることが可能な駐車スペースを確保していただきたい。
- 14. 平成19年の5月から6月ごろまでに、基本計画の見直しを行いたいとのことだが、基本計画が決まる前に議会への説明と意見聴取できるような機会をつくっていただきたい。
- 15. 武器学校との出入り口は、武器学校南門からではなく、回り道しない直通の出入り口を設けることの交渉を今後も行っていただきたい。

以上15点要望させていただきます。

なお、要望書をこの後、川田町長に提出させていただきます。この要望書には現時点での問題として受けとめ、今後の建設計画の中に反映していただければ幸いです。御検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(久保谷実君) 以上で委員長報告は終わりました。

執行部におかれましては、ただいまの委員長報告における要望事項を十 分理解されまして、今後検討されるよう要請いたします。

> 議会運営委員会並びに常任委員会の閉会中における所管事務調査 の件

○議長(久保谷実君) 次に、日程第17、議会運営委員会並びに常任委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長並びに各常任委員会委員長から、閉会中における

所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件について御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これで、本定例会に予定されました日程はすべて終了しました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、発言を許します。町 長川田弘二君、自席にて発言をお願いいたします。

○町長(川田弘二君) 平成19年第1回定例会の閉会に当たりまして,一 言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、提案いたしました議案について慎重審議の上、全議案議 決をいただきまして、まことにありがとうございました。議員各位に心か ら感謝とお礼を申し上げたいと思います。

今定例会初日の施政方針でも述べましたが、現在、我が国の経済は戦後最長のいざなぎ景気を超えて、緩やかな回復を続けているとはいえ、大企業の好調な業績に比べ、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、その影響から、地方においては税収の伸びも多くは期待できず、また、三位一体の改革も相まって、地方財政においては相変わらず厳しい状況が続いております。

こうした中,地方自治体には地方分権を踏まえ,自主的,主体的な地域づくりのため,諸般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められております。

幸い阿見町におきましては、先日開通しました圏央道阿見東インターチェンジまでの波及効果としまして、阿見東部工業団地へさらに2社、企業の進出が決まり、このほか近々またあと2社が決まるような情報があります。

また,来月には本郷第一土地区画整理地内におきまして,カスミストア をキーテナントとする大型ショッピングセンターの起工式が予定されてい るなど、いろいろな面で将来に向けて明るい展望が見えてまいりました。

このような状況の中,さらなる阿見町の発展のため,まちづくりの指針であります第5次総合計画に基づいて,徹底した行財政改革を断行し,当町の持つ潜在力や地域の特色をより一層生かしながら,町民の皆さんとの対話を大切にし,福祉や医療,教育や文化,環境といった施策を一層充実させ,明るく住みよいまちづくりに向けて引き続き努力してまいる所存であります。

なお、今回の議会で19年度の予算を議決いただいた結果、19年度からいよいよ待望の予科練平和記念館への具体的な取り組みが始まるわけであります。

ただいま行革特別委員長からこの建設に当たってのさまざまな御提言, 要望をいただきましたが、十分議会との間の議論を重ね、また町民の皆さ ん方の御意見等も取り入れながら、阿見町にとっての貴重な歴史遺産であ る予科練の歴史を整理し、将来に残していくための大事な記念館として整 備を進めていきたいとそう考えておりますので、これからもいろな場面で 積極的な提言をいただきながら、また十分議論を重ねながら、よりよい記 念館をつくり上げていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い いたします。

議員各位におかれましては、その他いろいろな町政への課題もあるわけでありますから、変わらぬ御指導、御協力をお願いする次第であります。

ことしは記録的な暖冬ということで、このあたりでは一度も雪を見ることなく春がやってくるという感じであります。このところ大分寒い日が続いていたわけですが、きょうあたり大分暖かくなってきて、いよいよ春が訪れる。そういう意味で、季節の変わり目でもありますので、どうぞ議員各位には御自愛の上に、健康でますますの活躍をいただきますことを期待いたしまして、閉会に当たりましてのあいさつといたします。ありがとうございました。

閉会の宣告

○議長(久保谷実君) 議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにそのすべてを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位、並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝申し上げるとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、平成19年第1回阿見町議会定例会を閉会といたします。どうも御苦労さまでした。

午後 1時55分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 久保谷 実

署名員千葉繁

署名員 吉田憲市

参考資料

平成19年第1回定例会 議案付託表

	T	T			
	議案第4号	阿見町副町長定数条例の制定について			
	議案第5号	予科練平和記念館整備管理基金条例の制			
		定について			
	議案第7号	地方自治法の一部を改正する法律の施行			
		に伴う関係条例の整備について			
	議案第8号	阿見町部室設置条例の一部改正について			
	議案第9号	阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する			
		条例の一部改正について			
	議案第10号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改			
総務常任委員会		正について			
	議案第11号	阿見町手数料徴収条例の一部改正につい			
		て			
	議案第19号	霞ヶ浦平和記念公園整備基金条例の廃止			
		について			
	議案第20号	平成18年度阿見町一般会計補正予算(第			
		4 号)			
		内 総務常任委員会所管事項			
	議案第27号	平成19年度阿見町一般会計予算			
		内 総務常任委員会所管事項			
	議案第12号	阿見町国民健康保険税条例の一部改正に			
民生教育	H4X/K/14 12 13	ついて			
常任委員会	議案第20号	···、 平成18年度阿見町一般会計補正予算(第			
		4号)			

	T	T
		内 民生教育常任委員会所管事項
	議案第21号	平成18年度阿見町国民健康保険特別会計
		補正予算(第4号)
	議案第23号	平成18年度阿見町老人保健特別会計補正
民 生 教 育		予算(第2号)
常任委員会	議案第26号	平成18年度阿見町介護保険特別会計補正
		予算(第4号)
	議案第27号	平成19年度阿見町一般会計予算
		内 民生教育常任委員会所管事項
	議案第28号	平成19年度阿見町国民健康保険特別会計
		予算
	議案第30号	平成19年度阿見町老人保健特別会計予算
	議案第33号	平成19年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第6号	阿見町農業集落排水事業債減債基金条例
		の制定について
	議案第13号	土浦・阿見都市計画事業岡崎土地区画整
		理事業施行に関する条例の一部改正につ
		いて
産業建設	議案第14号	土浦・阿見都市計画事業本郷第一土地区
常任委員会		画整理事業施行に関する条例の一部改正
		について
	議案第15号	阿見町下水道条例の一部改正について
	議案第16号	阿見町企業職員の給与の種類及び基準に
		関する条例の一部改正について
	議案第17号	阿見町水道事業の設置等に関する条例の

	1	<u> </u>
		一部改正について
	議案第18号	阿見町水道事業給水条例の一部改正につ
		いて
	議案第20号	平成18年度阿見町一般会計補正予算(第
		4 号)
		内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第22号	平成18年度阿見町公共下水道事業特別会
		計補正予算(第4号)
	議案第24号	平成18年度阿見町土地区画整理事業特別
		会計補正予算(第4号)
産 業 建 設	議案第25号	平成18年度阿見町農業集落排水事業特別
常任委員会		会計補正予算(第3号)
	議案第27号	平成19年度阿見町一般会計予算
		内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第29号	平成19年度阿見町公共下水道事業特別会
		計予算
	議案第31号	平成19年度阿見町土地区画整理事業特別
		会計予算
	議案第32号	平成19年度阿見町農業集落排水事業特別
		会計予算
	議案第34号	平成19年度阿見町水道事業会計予算
	議案第35号	町道路線の廃止について
	議案第36号	町道路線の認定について
	請願第1号	阿見町西郷地区における町づくりの推進
		に関する請願
		(旧コアミ畜産跡地利用における店舗等

	開発計画について)
--	-----------

閉会中における委員会(協議会)の活動

平成18年12月~平成19年3月

1. 委員会(協議会)の活動

委員会名	月 日	場所	事件
議会運営委員会	3月2日	第2委員会室	・第1回定例会会期日程について ・会議規則及び委員会条例の一 部改正について ・その他
	1月18日	第2委員会室	・所管事務調査について・その他
総務常任委員会	2月19日	東京都三鷹市	視察研修 ・三鷹市市民協働センターについて ・協働のまちづくりについて
民生教育 常任委員	2月15日	つくば市	視察研修 ・つくば市大曽根児童館の指定 管理者制度導入に関する経緯 について

産業建設常任委員会	12月22日	第2委員会室	・圏央道阿見インター(小池) のアクセス道整備について ・荒川本郷地区の生活基盤整備 事業の内訳と費用の総画につ いて ・その他
	2月14日	牛久阿見イン ターチェンジ 他	現地調査 ・圏央道牛久阿見インターチェンジ現地視察 ・圏央道牛久阿見インターチェンジアクセス道の筆界未定現地視察 ・荒川本郷地区調整池現地視察
行政改革 特別委員 会	2月9日	全員協議会室	・「行政改革に関する提言書 (第4回)」回答書の再検討 事項の回答について・3月提言について・その他
	2月23日	武器学校広報地区	現地視察 ・武器学校広報地区の視察

行政改革 特別委員 会	2月23日	第2委員会室	・予科練平和記念館の問題点と 要望事項について ・3月提言について ・その他
議会だよ り編集委 員会	1月11日	第2委員会室	・議会だより109号の発行につい て ・その他
	1月19日	第2委員会室	・議会だより109号の校正につい て ・その他
	2月8日	那珂市	視察研修 ・議会だよりの編集について
全員協議会	12月22日	全員協議会室	・議員定数について・その他
	1月18日	全員協議会室	・南平台保育所への指定管理者制度について・議員定数について・その他

全員協議会	2月9日	全員協議会室	・平成19年度予算内示について ・議員定数について ・その他
	3月2日	全員協議会室	 ・行政機構の見直しについて ・阿見町副町長定数条例,予科練平和記念館整備管理基金条例及び阿見町農業集落排水事業減債基金条例の制定について ・人事案件について(固定資産評価審査委員会委員,人権擁護委員) ・予科練平和記念館進捗状況について ・議員定数について ・その他

2. 一部事務組合議員活動状況

組合名	月 日	事	件	議決結果等	出席者
土浦石岡	1月18日	平成18年度日	平成18年度出納検査		浅野栄子
地方社会教育セン部事務組合	2月26日	育センタ 組合規約 いて ・土浦石岡 育センタ	会 地方社会教 一一部 の変 地方 で サ 大 い 会 教 の 変 大 社 会 教 の を も た う い っ 一 。 部 み ら の っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ	原案可決原案可決	浅野栄子 難波千香 子
龍ケ崎地方衛生組合	2月27日	自治功労 の一部を 例 ・龍ケ崎地 監査委員	方衛生組合 者表彰条例 改正する条	原案可決原案可決	大野孝志吉田憲市

龍ケ崎地	2月27日	・龍ケ崎地方衛生組合	原案可決
方衛生組		特別職の職員の報酬	
合		及び費用弁償に関す	
		る条例の一部を改正	
		する条例について	
		・龍ケ崎地方衛生組合	原案可決
		証人等に対する実費	
		弁償に関する条例の	
		一部を改正する条例	
		について	
		 ・龍ケ崎地方衛生組合	阿見町
		公平委員会委員の選	 青山清明氏
		任について	
		・平成18年度龍ケ崎地	原案可決
		方衛生組合一般会計	
		歳入歳出補正予算	
		(第1号) について	
		・平成19年度龍ケ崎地	原案可決
		 方衛生組合分賦金割	
		合について	
		 ・平成19年度龍ケ崎地	原案可決
		方衛生組合一般会計	
		歳入歳出予算につい	
		T	

_					
	牛久市•	2月8日	第1回定例会		岡崎明
	阿見町斎		牛久市・阿見町斎場	原案可決	青山正一
	場組合		組合特別職の職員の		小松沢秀
			報酬及び費用弁償に		幸
			関する条例の一部を		
			改正する条例につい		
			7		
			・牛久市・阿見町斎場	原案可決	
			組合特別職の職員で		
			非常勤のものの報酬		
			及び費用弁償に関す		
			る条例の一部を改正		
			する条例について		
			·平成18年度牛久市·	原案可決	
			阿見町斎場組合一般		
			会計補正予算(第2		
			号)		
			·平成19年度牛久市·	原案可決	
			阿見町斎場組合一般		
			会計予算		

請願文書表

平成19年第1回定例会

整理番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提 出 者	紹介 議 員名	議決結果
1	平成19年3月2日	1.件 名 阿田 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	阿見町阿見4227‐14 熊岡欣司 阿見町阿見4240‐1 石橋光雄 阿見町阿見2621 糸賀 久 阿見町阿見4845‐2 本田一芳	吉田光男 吉田憲市 千葉 繁 倉持松雄 柴原成一 滝本重貞	

が入り、まさに当町の玄関口と位置づけられる地域環境になっています。

しかしながら、当地区は市街化調整 区域に指定されており、住民の意欲的 な町づくりが容易に進まない状況と なっています。

こうした中,当地区に長く所在していたコアミ畜産が工場を閉鎖し,現在は約 2ha の土地を株式会社クラフト(土浦市中高津一丁目 15番 17号)が所有し,標記の計画がなされております。この場所は屠殺場・工場だけが許可の対象となっており,過去にも新たな屠殺場・工場進出の計画も話題になり,この土地の利用に対し当地区住民としては大変な危惧を感じております。

又,上記畜産工場の操業時,当地区 は屠殺等に伴う悪臭及び騒音に悩み, 工場廃水による環境汚染に不安を抱 き,町当局にも再三改善の指導を求め てきた経緯があります。そして,現在 は不審者の侵入等,又,防火,防犯の 面からも大変危険な状況であります。 当地区にとって,都市計画法に沿った 施設とはいえ,再度同様の迷惑施設を 受け入れることは,とうてい甘受でき ないものであります。

こうした状況の中,地区として前述 の現状の改善策を模索しているとこ ろでありました。1月の住民総会にお いて,事業者である株式会社クラフト 阿見町阿見4284-103 町田武阿見町阿見4422 大山春男

より、地区の住環境にも配慮した協議 姿勢なども示されたことから、計画を 早期に実現し、地域環境を改善させた いとの結論に至った次第です。

(請願事項)

1. 旧コアミ畜産工場跡地を大型物販店舗用地への用途変更を認める意見書を提出する件